

栃木市都市計画マスタープラン (改訂版)

“自然”“歴史”“文化”が息づく
多様な交流を育む 新たな“とちぎ”のまちづくり



平成28年3月
栃木市

はじめに



平成22年3月の栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の1市3町による合併と、平成23年10月の西方町との合併、さらに、平成26年4月の岩舟町との合併により、当初の目標でありました全ての市町が一つとなり、人口約16万人、面積331.5k㎡の新しい栃木市が誕生しました。

この間、本市のまちづくりの基本理念、基本原則を定めた栃木市自治基本条例の制定や市政運営の指針となる栃木市総合計画の策定をし、市民協働のまちづくりを進めるとともに、更なる地域のまちづくりを推進するため、地域づくり推進条例に基づく新たな地域自治制度を導入し、地域と行政が連携を図り、地域の声や地域の特性、資源が活かされるまちづくりに取り組んでまいりました。

今般、平成26年度に改訂した栃木市総合計画との整合を図るため、現行の都市計画マスタープランを基本とし、岩舟地域との編成により追加・変更が必要となる箇所を中心に、栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）の策定を行いました。

これからのまちづくりにおいて、最も大きな課題となるのが、高齢化や少子化の進展、市外への人口流出などによる人口減少、活力の低下であり、これらの課題に対応するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティ化）への転換や定住人口の維持・増加などの対策が求められております。

そこで、栃木市は、これらの課題に対応するため、各地域の個性を活かした魅力のある地域づくりと地域住民や地域への来訪者が、快適に心地よく定住し、滞在できる地域づくりの実現に向け、市民の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

結びに、本マスタープランの策定にあたり、多大なご協力をいただきました皆様に感謝を申し上げますとともに、市民の皆様には、新しい栃木市発展のため、これまで以上のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成28年3月

栃木市長 鈴木 俊 美

第1章 計画の目的と内容

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 まちづくりの総合的課題と目指すべき方向性

1. 新しい栃木市の総合的・一体的なまちづくり・・・・・・ 3
2. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり・・・・・・ 3
3. 都市づくりの新たな価値観に基づく着実なまちづくり・・・・ 4
4. 共に考え行動する協働・連携のまちづくり・・・・・・ 4

第3章 将来都市像等

1. 将来都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. まちづくりの基本理念・・・・・・・・・・・・ 6
3. まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・・・ 8
4. 将来都市構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
5. 将来人口フレーム・・・・・・・・・・・・・・ 15

第4章 全体構想

1. 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 交通体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3. 都市施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4. 市街地整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
5. 都市防災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
6. 都市景観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
7. 都市環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第5章 地域別構想

- 地域別構想について・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
1. 栃木地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 2. 大平地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 3. 藤岡地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
 4. 都賀地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
 5. 西方地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
 6. 岩舟地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

第6章 実現方策

- 実現方策について・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
1. 栃木地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
 2. 大平地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
 3. 藤岡地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
 4. 都賀地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
 5. 西方地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
 6. 岩舟地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
 7. 地域連携プロジェクト・・・・・・・・・・・・ 128

第7章 実現に向けた課題

1. 都市計画上の課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
2. 都市計画マスタープラン運用に当たっての課題・・・・・・ 139

参考資料

1. 策定体制・経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
2. 栃木市の現況・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
3. 市民アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・ 160

第 1 章

計画の目的と内容

1. 計画の目的
2. 計画の内容

第1章 計画の目的と内容

1. 計画の目的

(1) 栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）策定の背景と目的

栃木市は、平成22年3月末に旧栃木市・旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町が合併、さらに平成23年10月に旧西方町と合併し、新生・栃木市として、まちづくりを進めてきましたが、平成26年4月の旧岩舟町との合併により旧1市5町の新しい栃木市のまちづくり計画が必要となりました。

このため、合併後の都市計画の枠組みの再構築を図るとともに、将来のあるべき都市像を描きながら、施策・事業等を推進する上での指針となる『栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）』を策定します。

なお、策定に当たっては『栃木市総合計画（改訂版）』等との整合を図り、将来像や基本理念等を十分に反映させるとともに、実効性のある計画とすることを目指します。

(2) 都市計画マスタープランについて

『栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）』は、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、『栃木市総合計画（改訂版）』に即し、県が定める『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』を踏まえて策定します。（本市は栃木地域・大平地域・藤岡地域・都賀地域・岩舟地域が「小山栃木都市計画区域」に、西方地域が「西方都市計画区域」に属します。）

都市計画マスタープランは、主に、次のような3つの役割を担っています。

- 市と住民が、地域の特性や課題を踏まえ、互いに意見交換しながら、都市計画が目指す将来像を具体的に示します。
- 具体的な将来像を示すことにより、住民の都市計画に対する理解を深め、参加と協力による協働のまちづくりを進めるための共通認識を確立します。
- 将来像という大きな目標を達成するために、個別の都市計画がどのような役割を果たし、どう関連するのかをわかりやすく示します。

都市計画マスタープランでは、上位計画である『栃木市総合計画（改訂版）』のうち、都市計画に関する分野を対象とします。

都市計画の分野とは、主に次の4つに関する施策を言います。

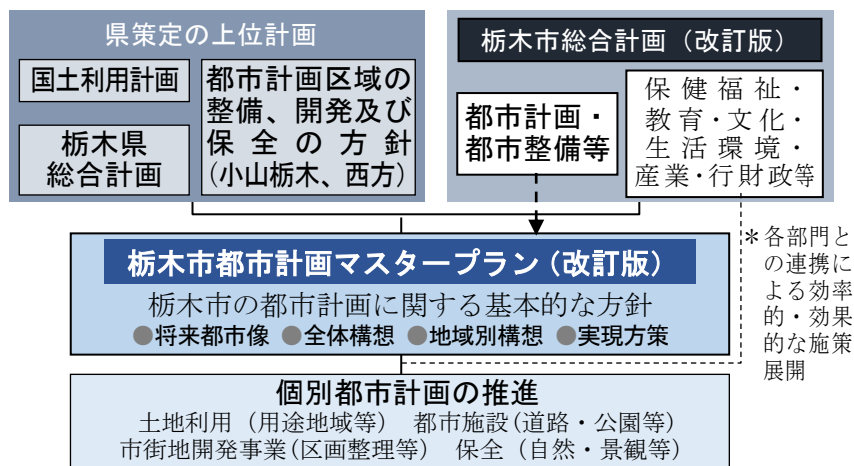
- 「土地利用」市街化区域、用途地域等の土地利用に関するもの
- 「都市施設」道路、公園・緑地等の整備に関する計画・手続きと実際の施行に関するもの
- 「市街地開発事業」土地区画整理事業、工業団地造成事業等の面的な開発事業に関するもの
- 「保全」農地・樹林地・河川・景観等の保全に関するもの

(3) 計画の位置づけ

『栃木市総合計画（改訂版）』の「基本構想」においては、今後10年間（平成25～34年）の将来像を定め、その実現に向けた基本方針を政策として明らかにしています。

都市計画マスタープランは、概ね20年の長期的な目標期間を設定します。これは、都市計画に関わる事業が、実現までに長期間を必要とするものが多く、これらを計画・実施していく上で基調とすべき、本市のまちづくりにおける長期的な基本理念・基本方針です。

【上位計画等と都市計画マスタープランの関係】



2. 計画の内容

(1) 対象期間

基準年次：平成25年

目標年次：平成45年（対象期間：20年）

平成26年～平成45年の20年間と設定し、施策・事業の推進においては、**短期（1～5年）・中期（6～10年）・長期（11～20年）**を適宜設定します。

なお、20年という期間においては、本市の都市政策を取り巻く状況によるまちづくり潮流の変化が想定されることから、**概ね10年ごとの期間**を目安に計画の見直しを行います。

(2) 対象区域

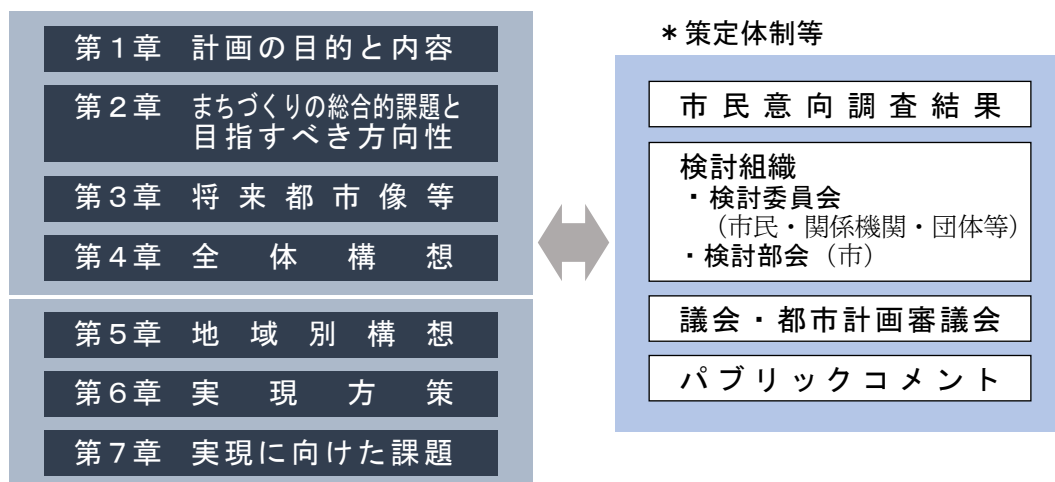
都市計画区域（行政区域）：331.50km²〔市街化区域：33.717km²〕（H27.4.1現在）

(3) 計画の構成

《全体構想》、《地域別構想》による構成とします。

計画策定においては市民意向等の反映を図り、より実効性の高い内容とします。

【計画の構成】



第2章

まちづくりの総合的課題 と目指すべき方向性

1. 新しい栃木市の総合的・
一体的なまちづくり
2. 地域の個性を活かした
魅力あるまちづくり
3. 都市づくりの新たな価値観に
基づく着実なまちづくり
4. 共に考え行動する協働・
連携のまちづくり

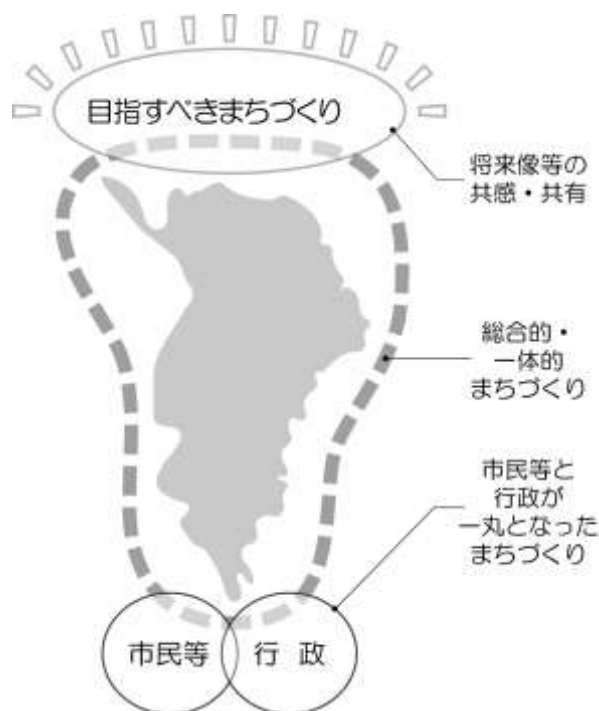
1. 新しい栃木市の総合的・一体的なまちづくり

1市5町が合併し誕生した新しい栃木市においては、これまで各市町が進めてきたまちづくりを踏まえながら、市民、行政が一丸となって、新たなまちづくりを推進していくことが必要です。

旧市町の抱えるまちづくりの課題について、個別具体の解決策を講じていくことはもちろん重要ですが、よりよい新しい栃木市の未来を見据えた将来都市像を明確にし、全市民が広く共感・共有していくことが求められます。

また行政においても、旧市町の枠を超えた大局的な視野に立って、同じ目標に向かってまちづくりに取り組むことが求められます。

このため、合併を契機とした全市的な発展の方向性を踏まえ、これまで旧市町が取り組んできたまちづくりを活かしながら、新しい栃木市にふさわしい総合的・一体的なまちづくりを目指します。



2. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり

本市は、歴史的町並みを有し市の中心的役割を担う「栃木地域」、豊かな田園と都市が調和する「大平地域」、首都圏エリアの玄関口であり活動的リラクゼーションスポットを有する「藤岡地域」、豊かな自然環境と広域交流拠点を有する「都賀地域」、歴史・文化資源と交流環境を有する「西方地域」、そして、自然と観光資源が調和する「岩舟地域」の6地域がそれぞれまちづくりにおける役割を担っています。

各地域がこれまで育んできた資源や、新たな発展のために活用を図る資源等を埋没させることなく、各地域の個性が活かされた魅力あるまちづくりを目指します。

また、これまで各地域が築いてきた周辺市町との交流・連携を大切にし、本市の多様な交流に活かしながら、広域的な連携と交流活発化につながるようなまちづくりを目指すことが重要です。

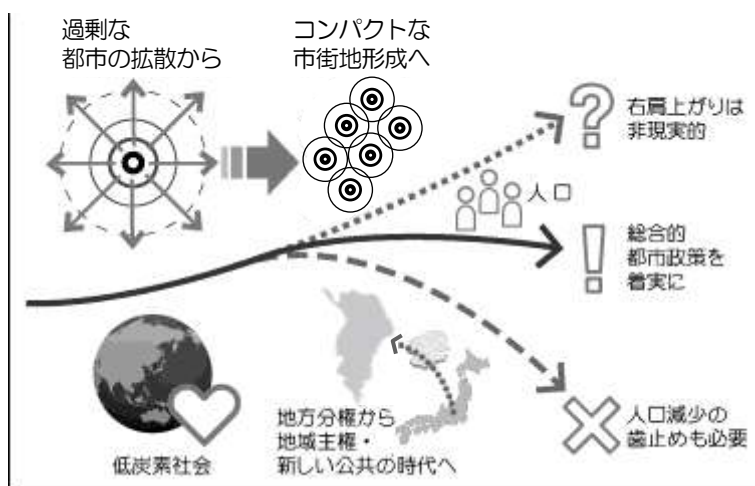


3. 都市づくりの新たな価値観に基づく着実なまちづくり

都市計画は、これまで人口規模の拡大とそれに対応した都市づくりが主流でした。しかし、本市を含め全国的な人口減少傾向が進むなか、こうした発想を転換し、地域課題や市民ニーズ等に柔軟に対応した都市づくりが求められます。

その転換とは、多様な政策を包含した総合的都市政策の推進、コンパクトな市街地と低炭素社会の形成、既存施設を活用したまちづくりへの転換、高齢社会に対応した安全・安心に暮らせるまちづくりの推進、地域主権の推進等が挙げられます。

本計画策定に当たっては、旧市町において取り組んできた都市計画の経緯やまちづくりの方向性を踏まえながら、このような都市づくりの新たな価値観に基づき、市民生活の長期的な安全・安心、快適、利便性を確保し、実効性のある着実なまちづくりを目指します。

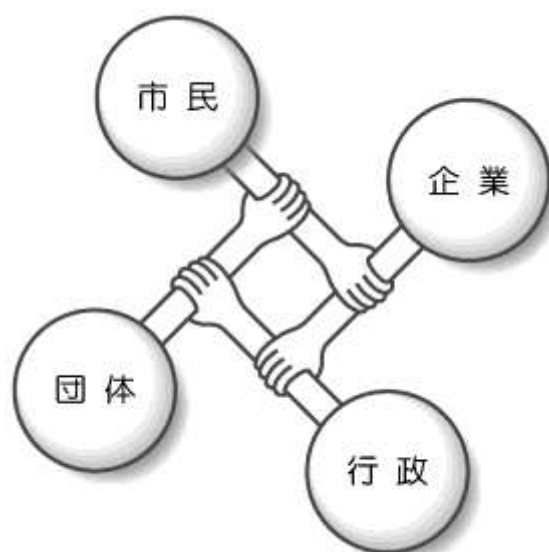


4. 共に考え行動する協働・連携のまちづくり

まちづくりの主役である市民が「自分たちのまちは、自分たちが創る」といった意識のもと、市民・企業・団体・行政が相互にパートナーシップを確立し、協働のまちを目指すことが大切です。本計画においても、意向調査に基づく市民ニーズを踏まえた将来都市像や施策・事業を設定し、まちづくりの目標等の共有を図ります。

合併により拡大した市域の一体的なまちづくりにおいては、交通・産業等のネットワークはもちろん、人や情報のネットワーク等、市域や周辺地域を含めた連携が求められます。

このように、市民・企業・団体・行政が、まちづくりの目標を共有しながら、それぞれの特性や役割に基づき、共に考え行動する協働・連携のまちづくりを目指します。



第 3 章

将来都市像等

1. 将来都市像
2. まちづくりの基本理念
3. まちづくりの目標
4. 将来都市構造
5. 将来人口フレーム

1. 将来都市像

本市のまちづくりにおいて、市民・企業・団体・行政が共有し推進していくための将来都市像を設定します。

将来都市像においては、旧市町のこれまでのまちづくりの方向性を踏まえつつ、最上位計画である『総合計画』における将来都市像「“自然”“歴史”“文化”が息づき “みんな”が笑顔のあったか 栃木市」を踏襲し、都市計画部門が担うべき役割をキーワードとして設定しています。

《 将 来 都 市 像 》

**“自然”“歴史”“文化”が息づく
多様な交流を育む 新たな“とちぎ”のまちづくり**

“自然”“歴史”“文化”が息づく

『総合計画』の将来都市像の実現に向けた都市計画部門における基本方針を示す計画であることから、本市の特長である“自然”“歴史”“文化”について、都市計画・まちづくりにおいても活かすべき重要な要素として捉えます。

多様な交流を育む

市民意向調査の「20年後のまちの将来像」においては、「歴史や伝統文化を大切にしたい、地域の個性や魅力が溢れるまち」と「交通利便性が高く、周辺から人が集まる観光広域連携のまち」を望む声が多く見られました。

こうした市民ニーズを踏まえ、都市計画部門としては、居住環境の向上とともに、広域・地域間等の様々な“交流”の基盤となる都市づくりに向けた取り組みを重視していきます。

新たな“とちぎ”のまちづくり

旧市町における取り組みや目標を大切に、活かしつつも、各地域が結集し、ひとつになって、新たな“とちぎ”をつくるべく、市民・企業・団体・行政の協働により、一体的なまちづくりを進めることが重要です。

2. まちづくりの基本理念

目指すべきまちづくりの方向性を踏まえ、将来都市像を実現するため、本計画の根幹をなす“まちづくりの基本理念”を下記のように定めます。

● 新しい栃木市としての総合的・一体的なまちづくり

総合力

目指すべきまちづくりの方向性において、合併後の“総合的・一体的なまちづくり”を位置づけたとおり、これまで各地域がそれぞれ進めてきたまちづくりを一体的に捉え、大局的な視点を持って都市基盤等の整備を推進し、新しい栃木市としての都市の力を総合的に高めていくことが重要です。

新しい栃木市として共有することとなった様々な自然、歴史・文化資源や多様な人材等を効果的に活かしながら、市民、行政が一丸となり、本市の総合的・一体的なまちづくりを目指します。

● 地域の個性と発展が栃木を支え育むまちづくり

地域力

本市を構成する各地域は、優れた自然、歴史・文化資源や都市と田園が調和する居住環境等、それぞれ個性的な魅力を有していることから、これら“地域の個性を活かした魅力あるまちづくり”を方向性として位置づけました。

合併を契機とした新たなまちづくりを進める上で、こうした地域の個性を大切にしながら、まちづくりに有効に活かすことによって各地域の力を高め、市全体の発展を支えていくことが重要です。

各地域の魅力や活力が高まることで、市民はまちに誇りを持ち、本市を訪れる人がまちの魅力を実感し、定住人口や交流人口の増加につながります。

こうした地域間の交流を促進し、地域力の結集による市全体の発展のため、周辺市町を含めた広域的な都市連携・都市交流等の広い視野を持ったまちづくりを目指します。

● 誰もが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

基盤力

東日本大震災をはじめ多発する自然災害を背景に、安全で安心して暮らせるまちづくりがこれまで以上に求められています。また、進展する超高齢社会への対応や、子育て環境の充実、まちの活力を維持するための定住促進や交流人口の増加、雇用の確保等、目指すべきまちづくりの方向性として位置づけた“都市づくりへの新たな価値観に基づく着実なまちづくり”への対応が急務です。

各地域の担うまちづくりの役割や特性、広域的な連携・交流における役割等を踏まえながら、将来にわたり安全・安心で、いきいきと希望を持って暮らせる都市基盤を整備し、誰もが「住んでよかった、住んでみたい」と思える質の高いまちづくりを実現します。

● みんなで創り拓げる未来につなぐまちづくり

協働力

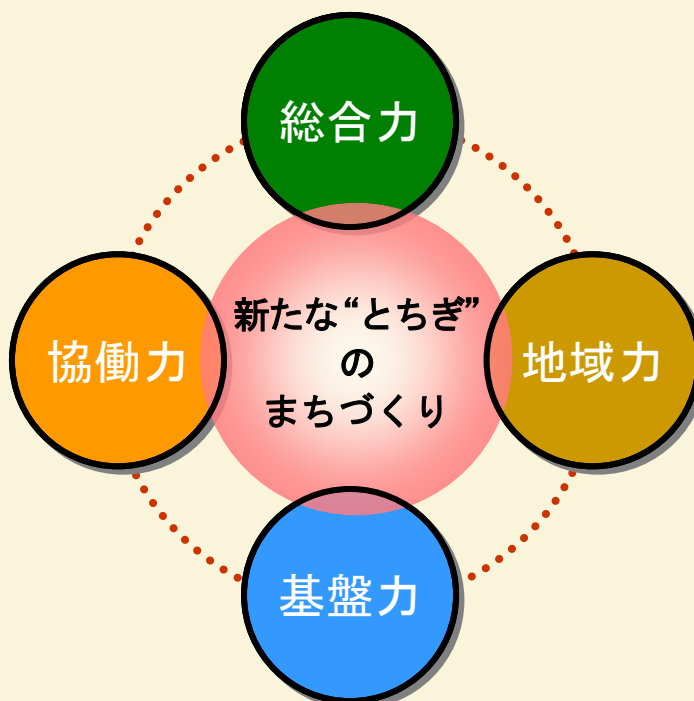
本市の一体感ある自立したまちづくりに向け、各地域の特性を活かしたまちづくりを進めるとともに、自主自立の都市経営が求められます。

まちの主人公である市民が「自分たちのまちは、自分たちが創る」といった意識のもと、市民、企業、団体と行政が相互にパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を果たしながら、目指すべきまちづくりの方向性として位置づけた“共に考え行動する協働・連携によるまちづくり”を目指します。

また、本市は栃木県を代表する緑と水の資源に恵まれています。これらの貴重な環境を守り、後世に継承していくことが重要です。

そのためには、広く地球環境の保全を視野に入れた環境と共生したまちづくりを、市民や行政等が各自努力することはもちろん、協働と連携による効率的かつ効果的なまちづくりを実践し、それらの宝を未来の栃木市につないでいきます。

『4つの力を結集し、新たな“とちぎ”の力へ』



3. まちづくりの目標

まちづくりの基本理念のもと、本計画の将来像を具現化するために、まちづくりの目標を下記のように定めます。

目標 1

自然と都市が共存共栄するまちづくり

【土地利用】



栃木地域の田園集落



国道50号沿線

本市は、駅や幹線道路を中心とした都市的土地利用を田園・農村部等の自然的土地利用が囲む、比較的明確な空間構成となっています。こうした土地利用ごとの特性や求められる役割を踏まえたまちづくりにより、市全体の魅力づくりや発展につなげるものとしします。

今後は、過度な都市の拡散を避け、都市機能を集約させながら、それらが共存共栄するまちづくりを目指します。

目標 2

快適、便利な暮らしやすいまちづくり

【交通体系・都市施設】



都賀インターチェンジ



西方総合公園

本市は、高速道路・幹線道路及び東武鉄道・JRが交差する広域交通の要衝にあり、多くの人や物が行き交う地域です。また、身近な公園から、栃木市総合運動公園や渡良瀬緑地、みかも山公園（県南大規模公園）等の大規模な公園・緑地等、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場が点在しています。

今後は、広域交通ネットワークの確保をはじめ、市街地内における道路網の整備や、豊かな自然・歴史環境を活かした特徴ある公園・緑地整備、整備済み施設の適正な維持管理により、快適で便利な暮らしやすいまちづくりを目指します。

また、バリアフリーへの配慮や公共交通網及び歩行者・自転車ネットワークの充実等、誰もが市街地内や各種施設を移動しやすい環境づくりにより、人口が減少・高齢化する中でも住みよさを感じられる環境を確保し、定住を支援する都市基盤づくりを目指します。

目標 3

豊かな暮らしと活力を創出するまちづくり

【市街地整備】



栃木駅周辺

本市は、県南の中心拠点としての役割を担っており、暮らしの場、働く場としての市街地整備が鉄道駅周辺を中心に進められています。

今後は、既成市街地における良好な市街地環境の確保、各インターチェンジ周辺における産業・物流・研究拠点等の形成を目指すとともに、様々な交流やふれあいを創出しながら、賑わいと活力を支える都市機能の充実を目指します。

目標 4**市民の生命財産を守る安全・安心なまちづくり****【都市防災】**

本市は、自然災害が少ない地域ですが、市民の災害に対する不安は決して少なくありません。風水害や震災等の未然防止、災害発生時の被害の抑制、災害後の速やかな復旧等、“防災・減災”のまちづくりが重要になってきます。

今後は、災害時の市民の安全を確保する避難路・避難場所の確保や地域の防災体制の確立を進め、自助・共助・公助の連携による誰もが安全・安心に暮らせる、災害に強いまちづくりを目指します。



防災訓練の様様

目標 5**地域資源を活かした美しいまちづくり****【都市景観】**

本市は、主要な鉄道駅周辺や幹線道路沿道において市街地景観が形成され、その周辺に中山間地域や河川・農地等、自然・田園景観が広がっていることが景観的特徴と言えます。

また、栃木地域における、旧日光例幣使街道沿いを中心とした歴史的町並み景観は、本市の顔となる個性と魅力ある都市景観として位置づけられることから、その保全とさらなる景観向上が望まれます。

今後は、豊かな自然や歴史・文化的な景観の保全や活用を図りながら、都市と自然・田園環境が調和する美しい都市景観の創出を目指します。



栃木地域の旧日光例幣使街道



西方地域の田園景観

目標 6**環境にやさしく豊かな自然を守り活かすまちづくり****【都市環境】**

本市は、豊かな自然に囲まれた都市環境を有していることから、これからの時代に求められる環境負荷の少ない、環境と共存したまちづくりを進め、こうした自然環境・都市環境を後世に引き継ぐことが重要です。

このため、都市基盤の適正な維持管理と、環境負荷が少なく暮らしやすいコンパクトシティの考え方を重視します。

また、太平山や三轟山、ラムサール条約に登録された渡良瀬遊水地、巴波川等の豊かな自然環境は、本市が誇るべき貴重な財産となっています。

こうした自然を守り、後世に引き継ぐことは使命であり、自然環境と共生し、本市の魅力として活用していけるようなまちづくりを進める必要があります。

今後は、環境にやさしいまちづくり、豊かな自然を守りながら有効に活用していくまちづくりを目指します。



太平山



渡良瀬遊水地



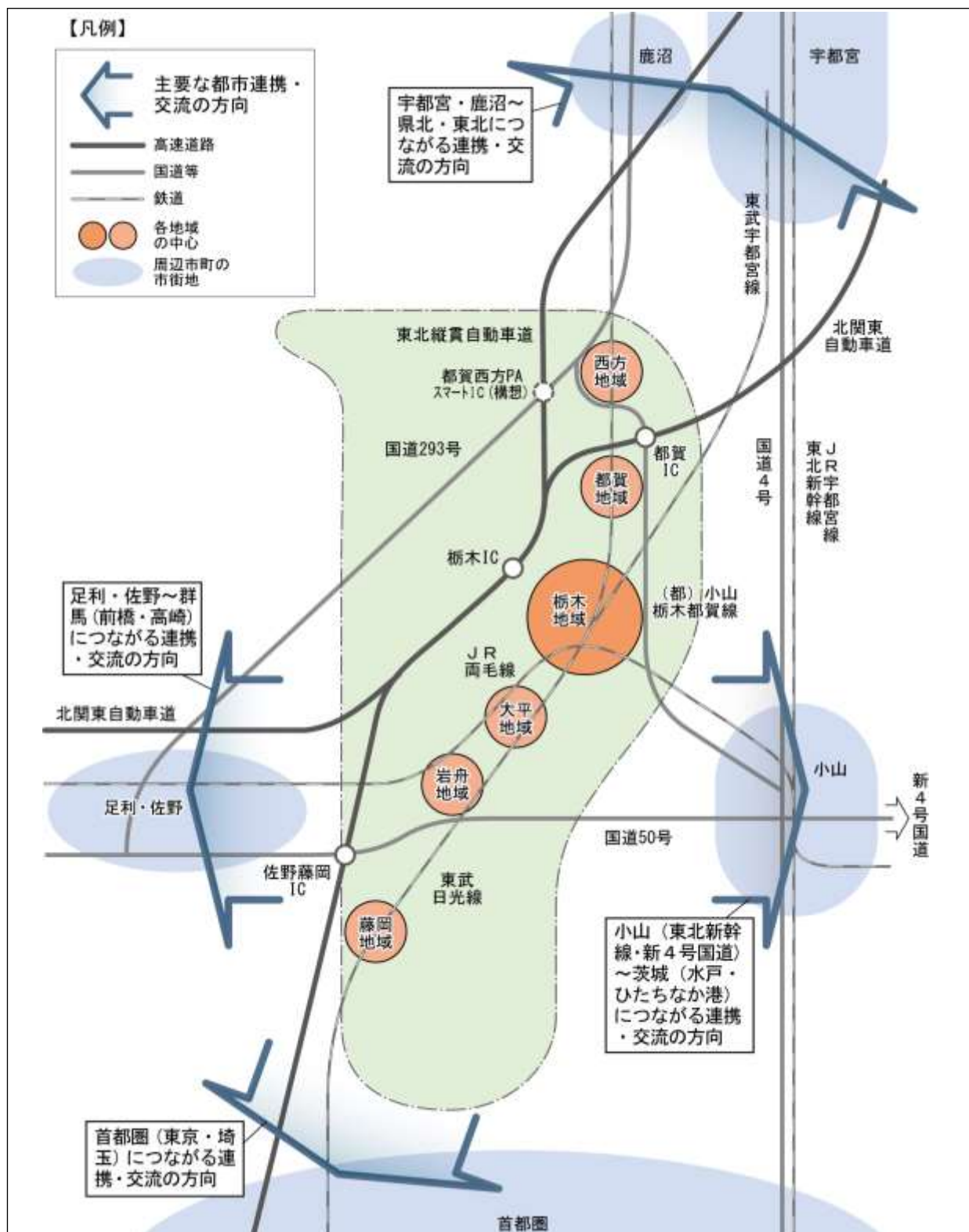
三轟山

4. 将来都市構造

将来都市構造は、本市の将来の骨格を描いたものです。

目指すべきまちづくりの方向性や各種資源の立地状況、広域的な都市連携・交流を活かした発展の方向性等を踏まえながら、市全体における各地域の役割を念頭に、面的な広がりを持つゾーンやその上に配置される拠点、それらを結ぶネットワークを位置づけます。

【広域的な都市連携・交流のイメージ】



(1) 面・ゾーンの形成【土地利用】

① 都市的利用ゾーン

- 複合的都市拠点や地域拠点を中心に、各地域の市街地を中心とした暮らしの場としての都市的土地利用を図るゾーン

② 田園・農村的利用ゾーン

- 都市的利用ゾーンを取り囲むように形成される、既存集落や豊かな田園環境を主体とした田園・農村的土地利用を図るゾーン

③ 自然環境保全・活用ゾーン

- 市北西部の中山間地域や太平山を中心とした森林地域と市南部の渡良瀬遊水地における、貴重な自然環境の保全・活用を図るゾーン

④ I C周辺活用ゾーン

- 栃木 I C、佐野藤岡 I C、都賀 I C 周辺において、その位置的優位性を活かした、新たな産業集積や交流環境の形成を図るゾーン（都賀西方 P A スマート I C（構想）を含む）

(2) 点の形成【拠点】

① 複合的都市拠点

- 栃木駅、新栃木駅周辺における本市の顔となる複合的都市機能の集約を図る拠点

② 地域拠点

- 新大平下駅、大平下駅周辺、藤岡駅周辺、家中駅周辺、東武金崎駅周辺、岩舟駅周辺の鉄道駅を中心とした本市を構成する各地域の拠点

③ 生活・定住拠点

- 野州平川駅周辺、野州大塚駅周辺、合戦場駅周辺、静和駅周辺等における地域の生活・定住を支える拠点

④ 観光・レクリエーション拠点

- 太平山、渡良瀬遊水地等の自然的資源及び下野国庁跡等の歴史的資源、道の駅等を活かした市民や広域住民の観光・レクリエーションの場となる拠点

⑤ 歴史的町並み拠点

- 栃木駅北側に形成される旧日光例幣使街道及び巴波川沿いの歴史的町並みを中心とした観光資源ともなる歴史的町並み拠点

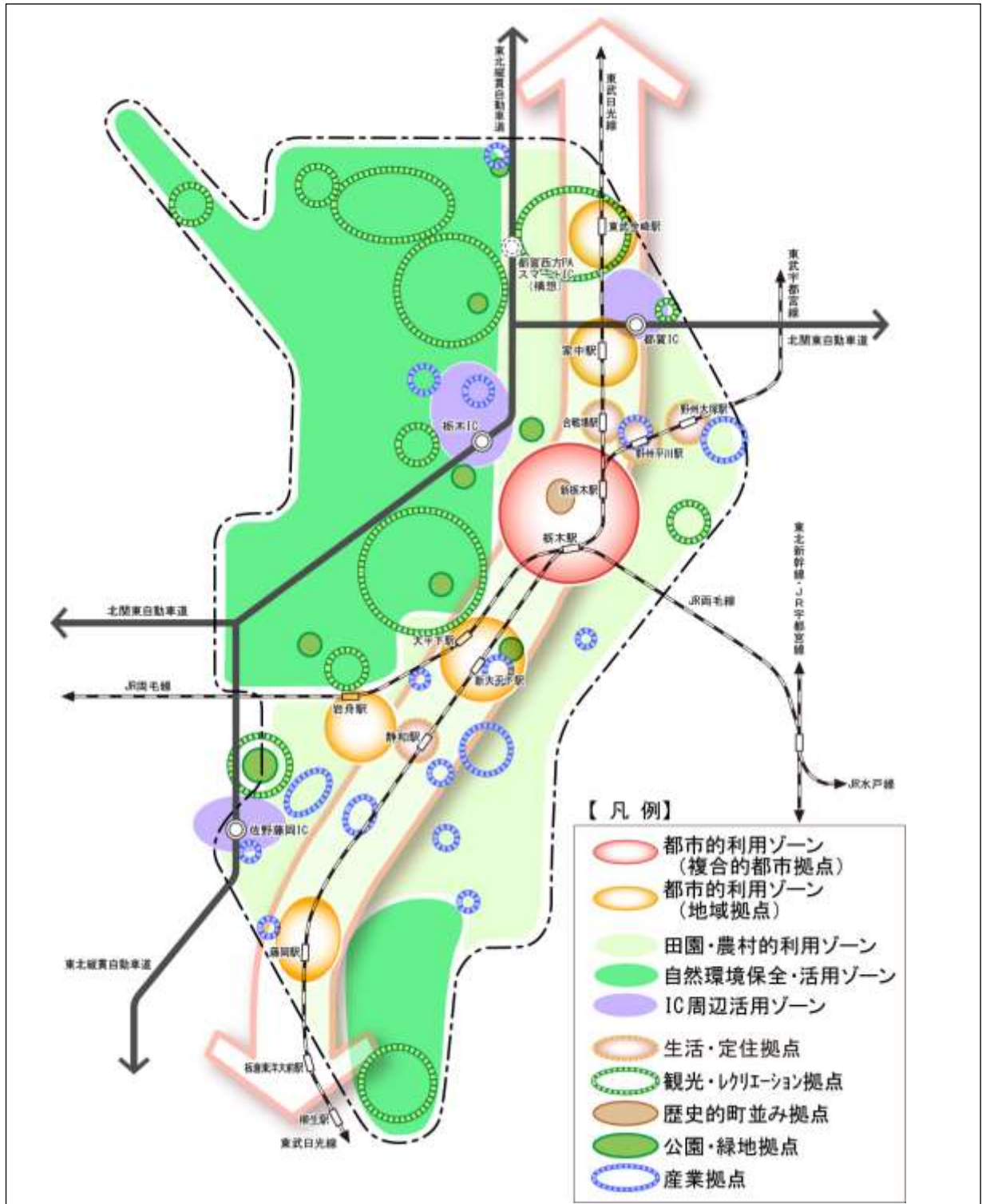
⑥ 公園・緑地拠点

- 各地域に点在する自然環境とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーションの場として多くの市民に親しまれ利用される公園・緑地拠点

⑦ 産業拠点

- 市全体の活力と、各地域の活力を牽引し、雇用を創出する工業・産業団地等を中心とした産業拠点

【土地利用・拠点のイメージ】



(3) 線・軸の形成【路線・ネットワーク】

① 連たん・連携広域都市軸

- 東武日光線を主軸として、広域幹線道路等により各地域のつながりを強化し、互いに発展するための広域的な都市軸

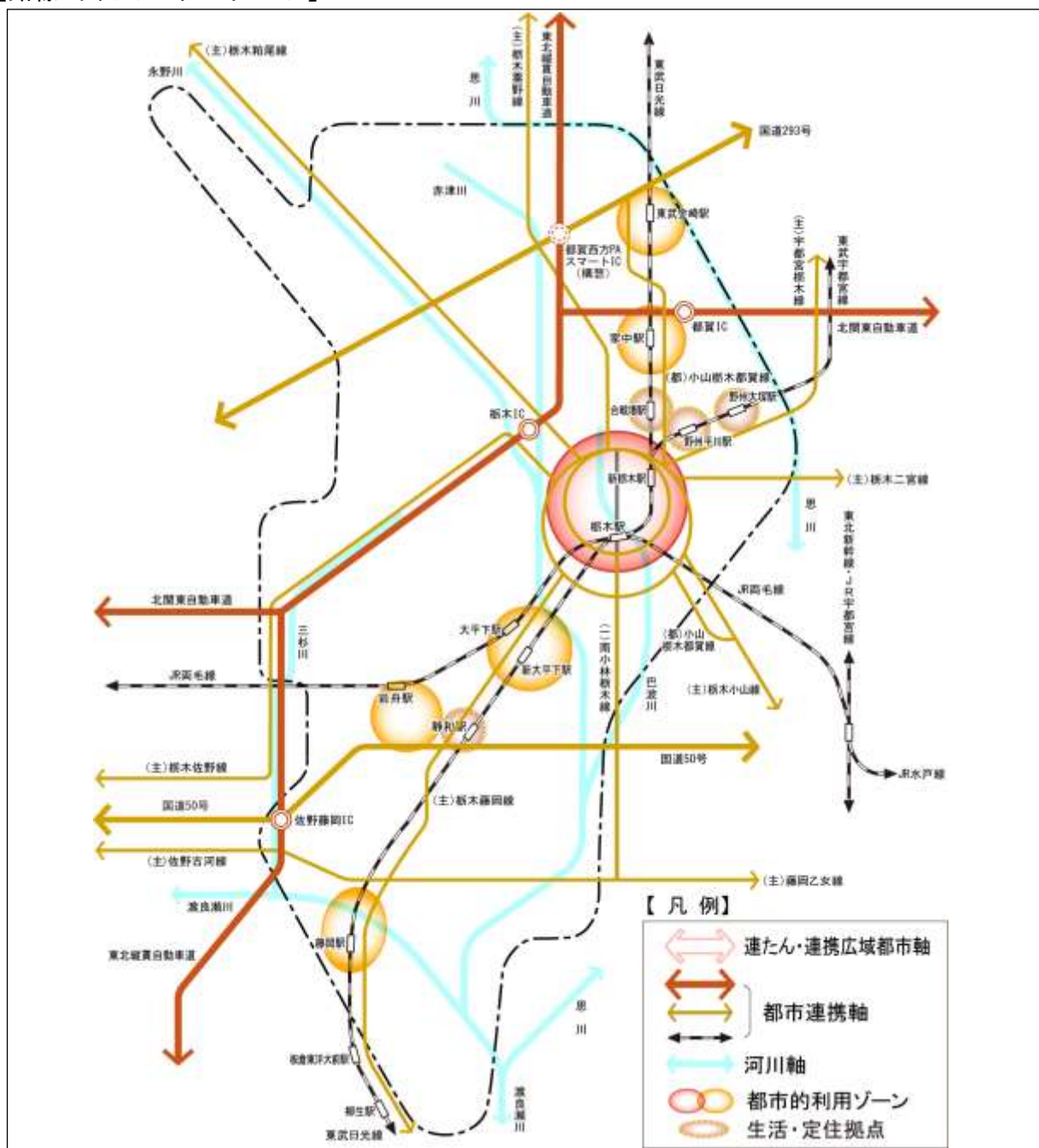
② 都市連携軸（高速道路、広域幹線道路）

- 東北縦貫自動車道・北関東自動車道の高速道路や各地域及び周辺都市と広域のかつ円滑な連携を形成する幹線道路網・鉄道網等、広域的な交通の要衝としての特性を活かした都市軸

③ 河川軸

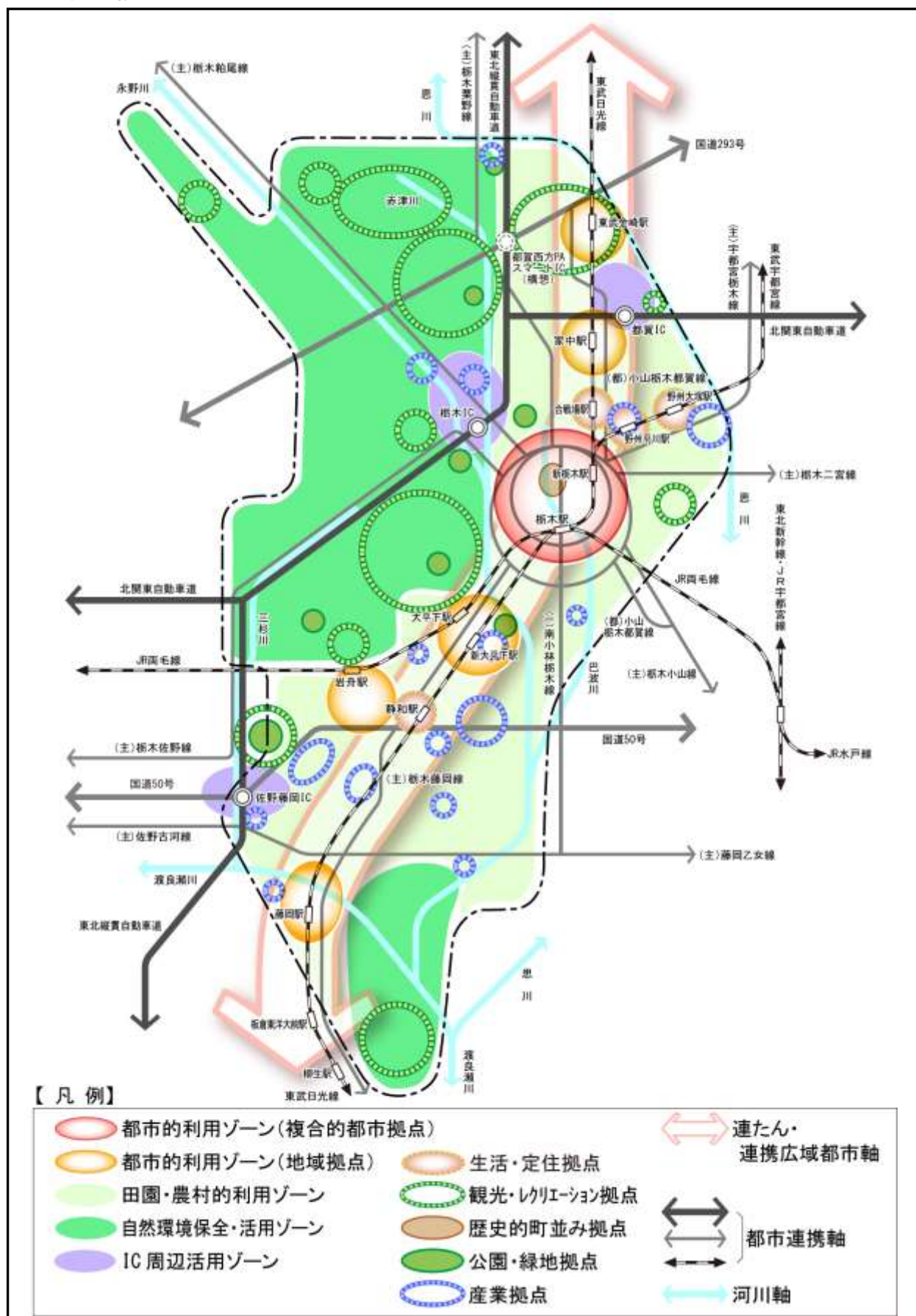
- 地域の生活のつながりや舟運で栄えた歴史を象徴するとともに、市街地の潤いや豊かな自然環境を形成する永野川・巴波川・渡良瀬川・思川・三杉川の主要な河川軸

【路線・ネットワークのイメージ】



「土地利用・拠点」「路線・ネットワーク」を合わせ、将来都市構造を設定します。

◆将来都市構造(イメージ)◆



5. 将来人口フレーム

人口フレームは、平成34年までの今後10年は『総合計画』との整合を図ります。

それ以降、平成45年までの中長期（10～20年後）的な数値については本計画における設定を行います。

人口フレーム設定の考え方は、人口の増加や現状維持は厳しいという現実を踏まえながらも、“まちづくりの方向性：都市づくりの新たな価値観に基づく着実なまちづくり”（本資料4ページ）に示したとおり、“総合的都市政策を着実に”進め、減少傾向を抑制していくことを目標とします。

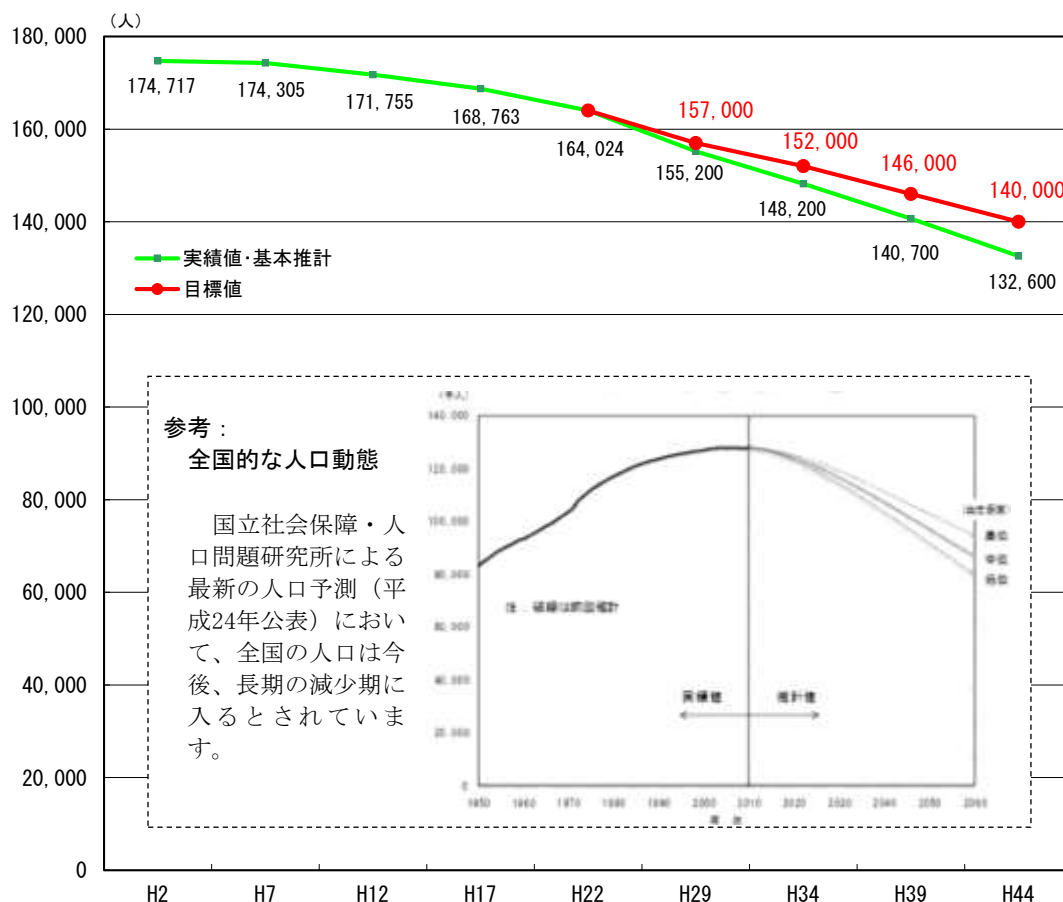
【過去20年間の実績値】（国勢調査） (人)

区 分	H2	H7	H12	H17	H22
実 績 値	174,717	174,305	171,755	168,763	164,024

【基本推計・目標値】 (人)

区 分	H22	H29	H34	H39	H44
基本推計	164,024	155,200	148,200	140,700	132,600
目 標 値		157,000	152,000	146,000	140,000

【基本推計・目標値グラフ】



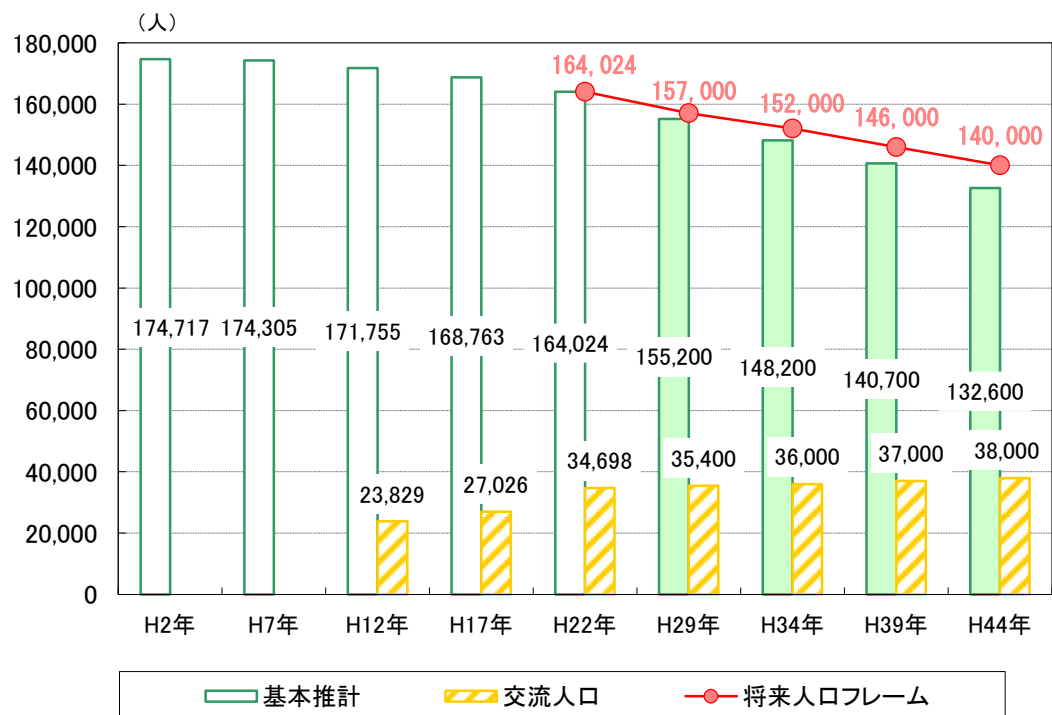
* 本計画における将来人口フレームの目標年次は、『総合計画』と整合させた平成29年・平成34年と、さらにその5年後：平成39年、10年後：平成44年を設定します。

【参考：まちづくり人口】

『総合計画』の将来人口は、「まちづくり人口」として、生活基盤整備等の面で重要な指標となる「定住人口」と、活力や賑わいの目安となる「交流人口」の目標値を設定しています。

交流人口は、観光施策の充実、雇用の場の創出、教育環境等の充実などによる実現を目指しています。（単位は1日当たりの人口）

都市計画部門においても、“総合的都市施策”の実施により、交流人口増加への貢献を目指します。



* 上記は、『総合計画』を踏まえ、平成39年・平成44年の交流人口を単純推計（約1,000人ずつの増加）により追加したグラフです。

第 4 章

全体構想

1. 土地利用
2. 交通体系
3. 都市施設
4. 市街地整備
5. 都市防災
6. 都市景観
7. 都市環境

第4章 全体構想

1. 土地利用

《基本的な考え方》

■市街化区域【バランスある都市機能の配置とコンパクトな都市の発展】

- ・住宅地、商業・業務地、産業地等の計画的な機能充実、配置を図りながら、市民の快適な暮らしを支える都市基盤の整備を図ります。
- ・都市と自然との調和ある土地利用を図るため、過度な市街地の拡散の抑制を念頭に、コンパクトな都市の発展を図ります。
- ・良好な住宅環境を確保するための適正な土地利用の誘導や、市街地の特性、方向性に応じた地域地区の指定を検討します。

■市街化調整区域【豊かな自然・田園・農村環境の保全と活用】

- ・本市が有する豊かな自然環境や農地等の保全を図りながら、観光・レクリエーション機能の強化による交流人口の拡大を目指します。
- ・農村集落は、道路等の必要な都市基盤施設の整備・維持管理や、地域コミュニティの維持、活力づくりの支援により、地域の魅力を活かした住みよい環境づくりを図ります。
- ・高速道路 I C 周辺は、広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成を検討します。

■非線引き地域【生活環境の向上と自然・田園環境に配慮した計画的な土地利用】

- ・非線引き地域（市街化区域・市街化調整区域の設定がされていない地域）について、用途地域を定めている地域は、現状の都市活動を支える諸機能を維持するとともに、生活環境の向上に向けた必要な機能の配置や都市基盤の整備を図ります。
- ・用途地域を定めていない地域は、集落の生活環境の向上を図るとともに、自然・田園環境への影響に配慮し、開発等の規制・誘導による計画的な土地利用を図ります。

《基本方針》

■市街化区域

(1) 住居系土地利用

① 低層住宅地

- ・低層住宅地としての用途地域（第一種・第二種低層住居専用地域）を中心に、ゆとりある空間を確保するとともに、安全で快適な住環境の形成を図ります。
- ・低層住宅地以外においても、住居系の開発により良好な居住環境が形成されている地区は、その環境の維持を図ります。
- ・市街地の縁辺部等において基盤整備が十分でない市街地は、無秩序な市街化を抑制しながら、道路・公園等の基盤整備を計画的に促進します。
- ・より快適な住環境を確保するため、地区計画等の導入を検討します。



箱森西部地区



富田地区



合戦場升塚西部地区

② 中高層住宅地

- 前記①以外の住居系用途地域は、住みよい住環境を確保しつつ、生活利便性を支援する機能との共存を図ります。
- 鉄道駅周辺や幹線道路沿道は、商業業務機能と連携した利便性の高い中高密度な住宅地の配置を図ります。
- 中高層住宅地や、生活利便・沿道商業業務等の機能を活かした環境づくりが必要なエリアは、地区計画の導入や特別用途地区の指定等を検討します。

(2) 商業・業務系土地利用

① 中心商業・業務地

- 栃木駅北側を中心とした駅周辺は、本市の中心商業・業務地としての機能強化を図ります。
- 行政機能を維持するとともに、情報、文化、娯楽機能等の立地を促進し、生活や産業活動等の都市活動を支え、人が集まる土地利用を図ります。



栃木駅前商業・業務地

② 商業地

- 各地域の鉄道駅周辺において、近隣商業地域が指定されているエリアを中心に、地域の賑わい、活力の創出を支援する土地利用を図ります。
- 買い物等の日常生活を支える機能を併せた地域の核として土地利用を図ります。

③ 沿道商業・業務地

- 環状道路・国道・主要地方道等の広域幹線道路沿道は、周辺の住宅地や自然環境に配慮しつつ、生活利便性を高める沿道型商業サービス施設等の立地を促進します。
- より交通利便性を活かした商業活性化と雇用機会創出に資する沿道商業・業務地としての土地利用を誘導するため、特別用途地区等の指定を必要に応じ検討します。

(3) 工業系土地利用

① 産業・流通業務地

- 本市の活力を支える既存の産業団地・産業地等の機能向上を図るとともに、広域交通ネットワークを活かした産業系の土地利用誘導を図ります。
- 工業専用地域やそれ以外の工業系用途地域（工業地域・準工業地域）に加え、既存の大規模産業系施設においても、周辺の住環境・自然環境と調和した土地利用を促進します。
- 既存の産業・流通業務地の周辺や、交通利便性に優れたエリア（高速道路インターチェンジ・幹線道路周辺等）は、その立地条件等を踏まえながら、産業活性化に向けた新たな産業系の土地利用を検討します。



惣社東産業団地



千塚町上川原産業団地

② 住工共存業務地

- 住宅と工場、倉庫等が混在する地区は、良好な居住環境と操業環境の共存を図るとともに、必要に応じ、暮らしやすい環境形成を目的とする住居系用途への転換を検討します。

■市街化調整区域

(4) 田園・自然系土地利用

① 田園集落地

- 既存集落の形態を活かしつつ、自然・田園環境と調和した環境の保全を図ります。
- 生活道路の整備や生活利便施設等の立地促進、地区計画制度の活用等により、生活環境の向上・改善を促進します。
- 住宅地の開発や立地は市街化区域への誘導を基本としますが、田園集落地におけるコミュニティの実情を踏まえ、その維持・活性化に寄与する制度（都市計画法第34条第11号）の活用を適切に図ります。



都賀地域の田園集落地

② 農地

- 農業生産環境を維持するため、優良農地を中心とした農地の確保や保全に努めるとともに、農業生産基盤の整備・充実を図ります。
- 農地の持つ多面的な機能を活かし、環境・景観・観光施策等と連携した利活用を検討します。
- 農地としての利用がされていない荒地等は、関係機関等との調整を図りながら、有効な利活用を検討します。



藤岡地域の農地

③ 山林・河川

- 将来にわたり維持すべき優れた自然環境として、山林・河川の保全を図ります。
- 市域北部から西部にかけて連なる山地、丘陵地は広域的な観光・レクリエーションの場として、その自然環境を保全しながら拠点的な活用を図ります。
- 主要な河川は、農業基盤を支え、景観や歴史性を表す貴重な資源として保全を図るとともに、水辺を活かした観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

■非線引き地域

(5) 生活・田園・自然系土地利用

① 用途地域（住宅地、商業地、産業・流通業務地）

- 市全体の一体的な都市づくりに向け、都市計画区域の一本化と、計画的で適正な市街化を図るため、西方地域の区域区分（市街化区域・市街化調整区域の線引き）を住民等の合意形成を図りながら検討します。
- 西方地域における用途地域に即した土地利用や建築物の適正な立地誘導を図ります。
- 東武金崎駅周辺は、商業地としての環境を維持するとともに、地域の生活を支える都市機能の集約を図ります。
- 産業・流通業務地は、宇都宮西中核工業団地を拠点とした産業活性化を図るとともに、産業系の開発については、区域区分等を踏まえ、適正な規制・誘導を図ります。



東武金崎駅周辺



宇都宮西中核工業団地

② 用途地域を定めていない地域（田園集落地、農地、山林・河川）

- 良好な田園集落地の環境を確保するため生活基盤の整備を図ります。
- 農業生産環境を維持するため、優良農地を中心とした農地の確保や保全に努めるとともに、農業生産基盤の整備・充実を図ります。
- 現在は用途地域を定めていない地域として、開発等の規制・誘導を図っています。今後、区域区分を設定する場合には、住民等の合意形成を図りながら検討します。



西方地域の田園集落地

■市街化調整区域・非線引き地域

(6) IC周辺等

① IC周辺（栃木IC・佐野藤岡IC・都賀IC）

- 高速道路IC周辺は、地の利を活かした産業・流通拠点としての機能強化を図りながら、地域産業の活性化に寄与する拡充、新規位置づけ等を検討します。



栃木IC



佐野藤岡IC



都賀IC

② 都賀西方PAスマートIC（構想）

- 地域の活性化、周辺交通の円滑化、利用者の利便性向上、及び災害時の安全・安心の確保を目的として、都賀西方PAへのスマートICの整備を図ります。



スマートIC事例：上河内SAスマートIC
(国土交通省関東地方整備局ホームページより)

③ 幹線道路沿線

- 今後、新たに産業系の土地利用を検討するエリアにおいては、周辺の住環境・自然環境との共存を図るとともに、必要に応じて市街化区域への編入を検討します。



国道50号

2. 交通体系

《基本的な考え方》

■道路網の形成【安全で快適な市民生活と活動を支える道路網の形成】

- ・交通の要衝としての地の利を活かした広域的な都市連携や利便性向上等のため、高速道路や国道等の広域幹線道路の機能確保を図ります。
- ・主要地方道・一般県道等、都市の骨格を形成し、周辺市町を連絡する骨格的な主要幹線道路網の整備を図ります。
- ・主要幹線道路を補完しながら、地域の骨格を形成し、地域間のスムーズな移動を可能とする、主要な市道や都市計画道路等の幹線道路網の整備を図ります。
- ・日常生活において安全で便利な移動を支援する生活道路の確保を図ります。

■交通ネットワークの形成【交流・連携を支える交通ネットワークの形成】

- ・都市基盤となる道路整備に加え、自動車依存の緩和に向けた対策や、自転車や公共交通等の多様な交通手段で安全・快適に移動できる交通ネットワークの形成を図ります。

《基本方針》

■道路網の形成

(1) 道路網の整備

① 広域幹線道路

- ・本市の骨格的道路体系を構成する高速道路及び国道・主要地方道は、市域内をはじめ周辺都市と広域的な連携を強化する重要な軸として捉え、機能強化を促進します。



東北縦貫自動車道



国道 50 号



国道 293 号

② 主要幹線道路

- ・周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進します。
- ・栃木地域の都市拠点、本市の中心的市街地としての道路網を構築するため、環状道路等の整備を進めます。
- ・幹線道路沿道は、雇用の確保等に有効な開発を適正に誘導しながら、沿道施設への安全で円滑なアクセス性を高めるとともに、環境にやさしいスムーズな移動環境の整備を図ります。



栃木環状線



栃木粕尾線



栃木藤岡線

③ 幹線道路

- 主要な市道は、各地域間、主要施設間の円滑な移動環境を確保するとともに、安全・快適な移動を支援するため、適宜、整備・改良を実施します。
- 都市計画道路は、市街地内・市街地間の道路環境向上、生活・産業・交流・防災の骨格等、多様な機能を確保するため、既存区間の適正な維持管理と、計画的な整備を図ります。
- 特に、地域間を連携する都市計画道路が位置づけられていない藤岡地域とのネットワークは、今後の課題区間として位置づけ、関係機関との調整を図りながら、市域の一体的な連携確保に向け取り組んでいきます。
- なお、長期間にわたり未着手となっている路線は、周辺の交通の流れや事業の難易度等、道路整備に関する環境の変化を踏まえながら見直しを行います。

④ 生活道路

- 幹線道路からのアクセス、買い物や通勤・通学等に利用する生活道路は、市民生活の利便性向上や子どもたち等の安全性確保のため、整備・改良等を図ります。
- 市街地内等の建物が密集しているエリアや、住宅地等で道路幅員が狭小なエリア等を中心に、緊急車両の進入・活動等の防災機能を確保した安全な生活環境づくりのため、生活道路の整備・改良を図ります。

■交通ネットワークの形成

(2) 交通ネットワークの形成

① 公共交通ネットワークの整備

- 鉄道交通は、広域ネットワークを活かしたまちづくりのため、鉄道輸送力の強化、利便性の向上を促進します。また、超高齢社会に対応した誰もが安全で快適に利用できる環境を確保するため、バリアフリー化を促進します。
- 交通結節点・交流拠点として機能する鉄道駅・道の駅は、駅前広場の整備や機能充実を図ります。
- 公共公益施設や鉄道駅を連絡する有効な手段として、コミュニティバスやデマンドタクシーの充実を図ります。
- 駅周辺の道路整備等によりアクセスしやすい環境をつくり、公共交通の利用を促進します。

② 歩行者空間

- 公共公益施設等へのアクセスや地域内の回遊性を向上させるため、道路整備と併せた歩道等の設置や、公園や観光資源等を安全・快適に移動できる歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。
- 歩道等の設置に当たっては、バリアフリーに配慮した安全な歩行者空間の確保とともに、ゆとりと潤いのある街路空間の確保を図ります。

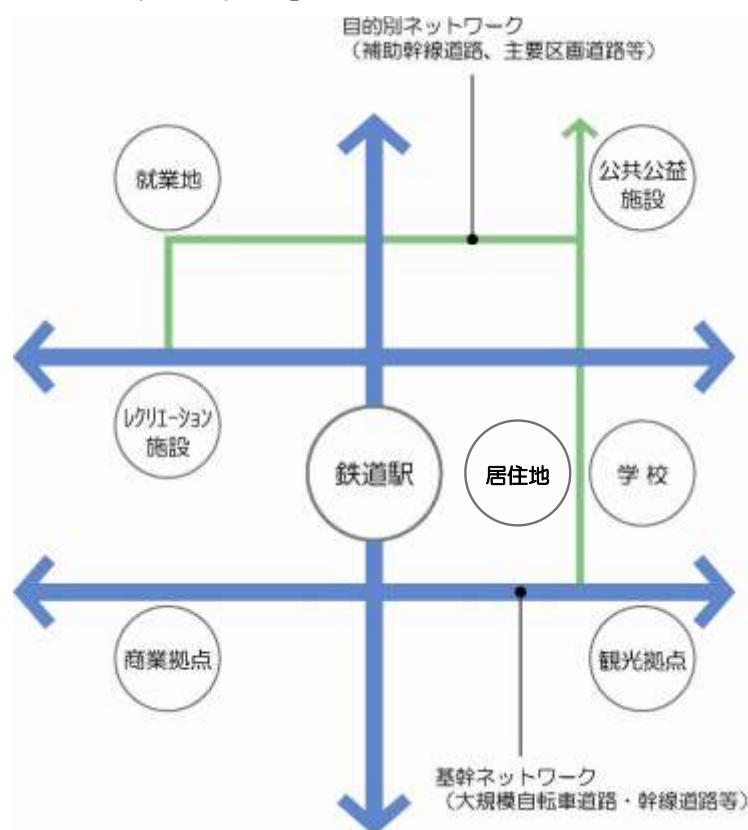
③ 自転車ネットワーク

- 安全で快適な自転車走行空間整備に向けた国の指針が示された中、自転車を効果的にまちづくりに活用していくため、主要道路等における自転車専用レーンの設置や駐輪場等の整備を進めます。併せて、自然、歴史・文化資源等の連絡等、観光施策との連携や、河川沿いの潤い環境を活用した自転車ネットワークの形成を図ります。
- 自転車道の整備による観光ネットワーク形成に当たっては、市内外からの利用を考慮して、幹線道路及び鉄道駅からのアクセスの確保を図ります。また、渡良瀬遊水地をはじめ知名度の高い観光エリアが対象となる場合は、周辺の駐車場まで自動車アクセスし、そこから自転車を利用する使い方も視野に入れた拠点整備を図ります。
- 一方、公共公益施設や学校等をつなぐ身近な自転車ネットワークの形成に当たっては、安全性・利便性等に配慮し、補助幹線道路や主要区画道路等を使用しながら、高密度できめ細かなネットワークの確保を図ります。



藤岡スポーツふれあいセンター

【自転車ネットワーク形成の基本的な考え方】



基幹ネットワーク：観光・レクリエーション等の主要な拠点や地域間を連携する自転車ネットワーク

*大規模自転車道：国土交通省が整備を進める広域的な自転車道
(本市においては一般県道桐生足利藤岡自転車線が整備済)

目的別ネットワーク：地域内の移動や生活動線を連携する自転車ネットワーク

3. 都市施設

《基本的な考え方》

■都市公園・緑地等の適正な配置【市民の憩いの場、避難の場となる公園・緑地の適正な配置】

- ・市民の憩いの場や災害時における避難場所となる公園・緑地の適正な配置と機能充実及び維持管理を図ります。

■自然環境の保全・活用【豊かな自然環境を守り活かした魅力ある都市環境の形成】

- ・本市の有する豊かな自然環境を大切に守りながら、それらを活かした特徴ある公園・緑地づくりを図ります。

■自然環境等のネットワークの形成【自然環境や地域資源を活用したネットワークの形成】

- ・本市北部の山林エリアと南部の遊水地エリア等を核として、各地域の有する公園・緑地や自然資源等と連携しながら河川や田園環境等を結ぶ広域的なネットワークの形成を図ります。

■市民の快適で清潔な生活を支える供給処理施設等の整備【快適な生活環境の形成】

- ・市民の快適で清潔な生活や都市活動を支えるため、上・下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、火葬場の計画的な整備及び適正な維持管理を図ります。

■市民の快適で文化的な生活を支える施設の整備【便利で魅力ある生活環境の形成】

- ・市民の快適で文化的な生活や都市活動を支えるため、学校教育施設、生涯学習施設、歴史・文化施設、医療・社会福祉施設、情報発信施設等の計画的な整備を図ります。

《基本方針》

■都市公園・緑地等の適正な配置

(1) 都市公園等の整備・充実

① 大規模公園

- ・広域的な憩いの場、レクリエーションの場、健康増進の場等として機能する、みかも山公園（県南大規模公園）・栃木市総合運動公園・太平運動公園（栃木磯山公園）・太平山風致公園・西方総合公園・岩舟総合運動公園の適正な維持管理と機能強化を図ります。
- ・渡良瀬緑地・永野川緑地公園の緑地は、施設の適正な維持管理と水辺と一体となった良好な緑地環境の保全を図ります。
- ・栃木市聖地公園・栃木市都賀聖地公園（都賀町聖地公園）の墓園は、安定的な墓地の供給と適正な維持管理及び自然環境と一体となった良好な環境の保全を図ります。



栃木市総合運動公園



永野川緑地公園



西方総合公園

② 小規模公園

- ・生活に身近な公園、地域活動等の場として機能する近隣公園や街区公園の必要な機能充実を図ります。
- ・駅周辺の密集市街地等、身近な公園が不足している地区においては、憩いの場の確保や防災機能等の面から、小規模公園の適正な配置を検討します。

③ 広場・ポケットパーク

- 公共施設や幹線道路等の整備や民間開発事業等と併せ、まちにゆとりと潤いを与える広場・ポケットパークの確保を図ります。

■自然環境の保全・活用

(2) 自然環境の保全と活用

① 遊水地・河川

- 渡良瀬遊水地は、貴重な自然環境として後世に引き継ぐとともに、積極的なPRによる情報発信を行い、市民や来訪者が活用しやすい環境づくりを図ります。
- 渡良瀬遊水地は、首都圏レベルの治水機能を担う重要な拠点として保全を図るとともに、良好な自然・親水環境を活かしたスカيسポーツ・ウォータースポーツ・サイクリング・ジョギング等のレジャー・スポーツの場として、さらなる利用促進や交流人口拡大に向けた活用を図ります。
- 永野川・巴波川・渡良瀬川・思川・三杉川の主要な河川は、治水機能の確保や貴重な自然環境を保全するとともに、必要な水質改善を図りながら、生活に潤いを与える水辺空間として活用を検討します。



渡良瀬遊水地



永野川



巴波川

② 山林

- 市北部から西部の山地、丘陵地に広がる山林は、地球温暖化の防止や水源のかん養につながる貴重な自然環境として保護・保全を基本としながら、里山環境を活かした市民の身近なレクリエーション活動や憩いの場等としての活用を検討します。

③ 農地

- 安全・安心な農業生産の確保や農業を活性化するための環境整備に努めるとともに、豊かな田園環境を貴重な自然資源として捉え、景観的保全や観光・体験農園、グリーンツーリズム等の場としての活用を図ります。

■自然環境等のネットワークの形成

(3) 地域資源の活用とネットワークの形成

① 自然環境等ネットワーク

- 市を南北に流れる永野川は、市北部から西部の山地・丘陵地と南部の渡良瀬遊水地をつなぐ自然環境をネットワークする軸として、河川及びその周辺の自然環境の保全と、親水空間の確保、自転車ネットワークの形成を検討します。
- 栃木市街地内を流れる巴波川は、舟運で栄えた本市の歴史的経緯を伝えるとともに、蔵の街と一体的に潤いのある歴史的環境・景観を形成していることから、その保全と安全・快適な利用環境づくりを図ります。

② 地域の自然資源等

- 地域に残る緑や水辺の空間は、地域の実情に応じながら身近な自然資源としての保全を図ります。
- 市西部の自然環境は、太平山、岩船山、星野・出流、つがの里等、自然や地域資源を活かした交流の場としても活用されていることから、その保全と活用を図るとともに、相互ネットワーク環境の向上を図ります。



星野遺跡憩の森



ファミリーパーク



岩船山

■市民の快適で清潔な生活を支える供給処理施設等の整備

(4) 供給処理施設等

① 上水道

- 給水普及率の向上とともに、水質管理体制の強化を図り今後も安全で安定した水道水の供給を図ります。

② 下水道

- 市街地等の清潔な生活環境の確保、河川の水質保全及び雨水排水対策のため、公共下水道事業及び合併処理浄化槽の設置を計画的に推進します。

③ 汚物処理場

- 市民の快適で清潔な生活環境を維持するため、汚物処理場の適正な維持管理を図ります。

④ ごみ焼却場

- 広域的なごみ焼却場としてのとちぎクリーンプラザの適切な維持管理を行うとともに、必要に応じた機能強化を検討します。
- 資源物回収活動団体報償金やコンポスト容器設置費補助金制度等の各種制度の活用促進を図りながら、ごみの分別収集や減量化、リサイクル・再資源化を推進します。

⑤ 火葬場

- 栃木市斎場（栃木市火葬場）の適正な維持管理を図るとともに、今後の施設需要の増加等を考慮し、より市民の利用しやすい施設として移転整備を図ります。

■市民の快適で文化的な生活を支える施設の整備

(5) その他の都市施設

① 学校教育施設

- 小・中学校の学校教育施設は、今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、学校の適正配置及び関連施設の機能充実を図ります。

② 生涯学習施設

- 地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターや公民館は、地域住民の交流、各種活動・学習の場等として、適正な維持管理を図りながら、地域の実情と必要に応じた機能強化を検討します。

③ 歴史・文化施設

- 文化会館、とちぎ蔵の街美術館、下野国庁跡資料館等の各種歴史・文化施設は、歴史性・文化性を高める機能の充実を促進するとともに、市民の歴史・文化に係る各種活動の場や、それらに親しむ場の提供と機会の充実を図ります。



下野国庁跡



藤岡文化会館



都賀文化会館

④ 医療・社会福祉施設

- 高齢者をはじめ誰もが健康で安全・安心に暮らせる環境を確保するため、主要な医療施設の利用環境の確保や医療施設再編への対応を図ります。
- コミュニティセンターや公民館を拠点とした地域ぐるみの福祉活動を展開するとともに、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障がい者（児）福祉施設等の機能充実により、共に支え合い安心して暮らせるまちづくりを推進します。



ゆうゆうプラザ



遊楽々館

⑤ 情報発信施設

- 各種公共施設や鉄道駅・道の駅・観光施設等、多くの市民や来訪者が利用する施設を活用し、各種情報を発信することにより本市の多様な魅力のPRを図ります。



蔵の街観光館



道の駅みかも



道の駅にしかた

4. 市街地整備

《基本的な考え方》

■地域の魅力を高める市街地の形成【複合的都市拠点及び地域拠点等の整備】

- ・本市の顔となる栃木駅及び新栃木駅を中心とした複合的都市拠点は、各種都市機能の集約や歴史的町並み等の資源を活かしながら、魅力的な市街地の整備を図ります。
- ・新大平下駅・大平下駅・藤岡駅・家中駅・東武金崎駅・岩舟駅及び野州大塚駅・野州平川駅・合戦場駅・静和駅周辺の鉄道駅を中心とした地域拠点等の既成市街地は、安心して快適に暮らせる良好な住環境の確保を図ります。

■計画的な市街地の整備【快適な暮らしの確保】

- ・現在施行中の土地区画整理事業の円滑な推進を図ります。
- ・密集市街地における居住環境の改善と、整備済み施設の適正な維持管理を図り、定住促進や魅力ある都市環境づくりを推進します。
- ・市街地の状況を踏まえた都市施設の一体的・効率的整備を促進するとともに、都市としてのさらなる発展を目指すため、必要に応じ新たな面的整備を検討します。

■良好な住環境等の確保【面的整備と併せた地区計画制度の導入】

- ・周辺環境と調和したよりきめ細かいまちづくり等が期待できる地区計画制度の導入により、良好な住環境等の確保を図ります。

《基本方針》

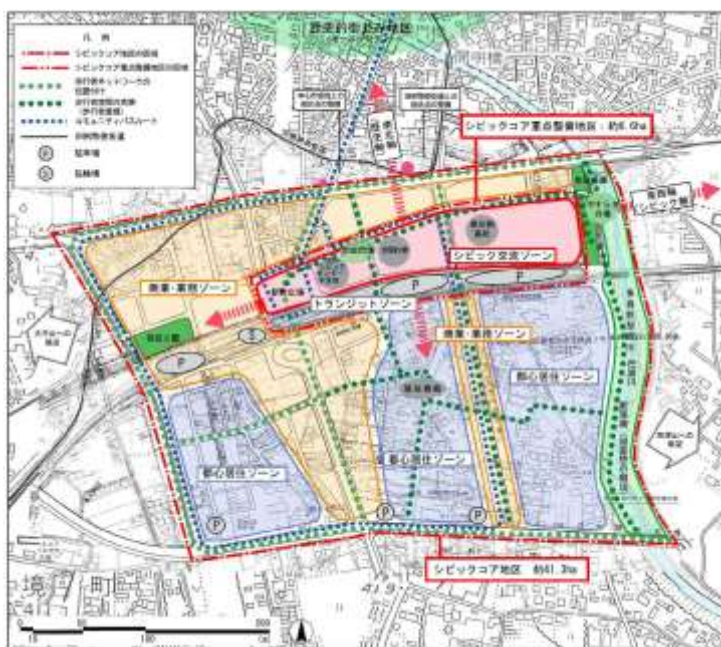
■地域の魅力を高める市街地の形成

(1) 複合的都市拠点の整備（栃木地域拠点）

① 栃木駅周辺（シビックコア地区）

- ・栃木駅周辺においては、本市の賑わい、交流の拠点として「人が、暮らし、集まり、楽しみ、交わり、学ぶ街」の形成を目指すシビックコア地区（平成16年・国の事業同意）を位置づけています。
- ・今後とも、関係機関と調整しながら、土地区画整理事業等の都市基盤整備と併せ、隣接する歴史的町並みとの調和を図りながら高次都市機能の集約による新たな拠点整備を推進します。

【シビックコア地区の概要】



② 栃木駅南地区（医療拠点等）

- ・医療資源を有効に活用し質の高い医療を実現するため、3つの中核病院の統合再編により、地域完結型医療の提供体制の確立、政策医療の提供と健全経営の両立、市民とスタッフに魅力ある運営等を目指す「とちぎメディカルセンターしもつが」の整備を推進します。

③ まちなかの重点的環境整備

- 複合的都市拠点とは、蔵の街としての風格と個性ある環境整備を継続的に進めるとともに、県庁堀周辺における景観形成、まちなかの未利用地の有効活用、都市計画道路の整備、歴史資源や水と緑のネットワーク形成、土地の高度利用誘導等による高質で魅力ある市街地の形成を図ります。

④ 歴史的町並み環境の保存・整備

- 重要伝統的建造物群保存地区に選定された嘉右衛門町伝建地区や旧日光例幣使街道・巴波川周辺の歴史的町並み環境の保存を図ります。
- 歴史的建造物の修理や歴史的町並みと調和する建築物の修景を促進し、広いエリアで歴史・文化の雰囲気につれることができる空間の形成を図ります。



旧日光例幣使街道沿いの歴史的町並み

⑤ まちなかの活性化

- 栃木駅周辺を中心に、店舗等の集積や一般住宅の立地誘導、低未利用地の計画的な宅地化、幹線道路沿道における適正な土地利用の誘導等による総合的な市街地の整備を図ります。
- 歴史・文化資源や主要施設間を連絡するコミュニティバスの機能強化や、自転車・歩行者ネットワークの形成により、まちなかの移動環境の確保と交流人口の拡大による活性化を図ります。

(2) 地域拠点の整備

① 大平地域拠点

- 新大平下駅、大平下駅周辺を中心とした大平地域拠点は、新大平下駅西口駅前広場の整備をはじめとした都市基盤整備、栃木藤岡バイパス沿道の土地利用誘導等、快適で魅力ある地域拠点の形成を図ります。
- 土地区画整理事業による良好な市街地形成を図りながら、安全で快適に移動できる歩行者空間の確保、身近な憩いの場となる公園等の適正な配置、公共交通の強化等、住みやすい生活環境づくりを図ります。



新大平下駅西口



大平下駅



栃木藤岡線

② 藤岡地域拠点

- 藤岡駅を中心とした藤岡地域拠点は、都市機能の集約による機能強化と居住環境の向上を図りながら、駅周辺における都市的土地利用の誘導、道路体系の整備、安全・快適な交通移動環境の確保等により、高質で魅力ある地域拠点の形成を図ります。
- 既存道路等を活用した歩行者系ネットワークの形成や公共交通の強化、水と緑を活かした修景等により、渡良瀬遊水地と連携した魅力の向上を図ります。



藤岡駅



藤岡駅前



渡良瀬遊水地

③ 都賀地域拠点

- 家中駅を中心とした都賀地域拠点は、都市機能の集約による機能強化と居住環境の向上を図りながら、道路体系の整備、公共交通の強化、安全・快適な交通移動環境の確保等により、都賀地域の顔となる地域拠点の形成を図ります。



家中駅



家中駅前



小山栃木都賀線

④ 西方地域拠点

- 東武金崎駅を中心とした西方地域拠点は、面的整備と一体となった道路・公園・下水道等の都市基盤の整備を推進し、公共公益機能、文化・交流機能等の集約配置や公共交通の強化により、地域の中心市街地としてふさわしい市街地形成と活性化を図ります。



東武金崎駅



東武金崎駅前



西方総合支所周辺

⑤ 岩舟地域拠点

- 岩舟駅、市役所岩舟総合支所周辺を中心とした岩舟地域拠点は、都市基盤の整備を推進し、公共公益機能、文化・交流機能等を活かした都市機能の充実や公共交通の強化により、地域の中心市街地としてふさわしい市街地形成と活性化を図ります。



岩舟駅



岩舟総合支所周辺



桐生岩舟線

■ 計画的な市街地の整備

(3) 面的整備

① 土地区画整理事業の推進

- 複合的都市拠点や各地域拠点周辺において施行中の土地区画整理事業の円滑な推進を図ります。

② 新たな面的整備の検討

- 駅周辺におけるコンパクトで高質かつ一体的な都市づくりを目指し必要な土地区画整理事業の導入を図ります。
- 既成市街地の更新が必要なエリア（栃木駅周辺の密集市街地等）における必要性を検討するとともに、藤岡駅周辺、東武金崎駅周辺（中心地区形成プロジェクト）、岩舟駅周辺、静和駅周辺等、各地域における面的な整備に向けた取り組みを踏まえた検討を行います。

■ 良好な住環境等の確保

(4) 地区計画

- 面的整備と併せた地区計画の導入を図り、地区の特性に応じた計画的で、きめの細かいまちづくりを市民等と協働で促進します。
- 面的整備以外の地区においても、良好な居住環境等の確保のため、地域の実情等に応じた地区計画の導入を検討します。

5. 都市防災

《基本的な考え方》

■災害に強い都市の形成【安全・安心な防災まちづくり】

- ・風水害や震災等の災害を未然に防ぐとともに、万が一災害が発生した場合には、その被害を最小限に抑え、適切な応急、迅速な復旧が行える災害に強いまちづくりを進めます。
- ・今後の都市整備においては、市街地・田園集落・中山間地域等の特性を踏まえた災害を予測しながら、それぞれの被害を最小限に抑える“減災”の視点による都市基盤整備・面的整備を推進します。
- ・災害時の市民の安全を確保するため、身近なエリアの避難路・避難場所・防災拠点を確保するとともに、市全域の連携・役割分担等による防災機能の向上を図ります。

■防災体制の強化・連携等【みんなで高める防災まちづくり】

- ・災害発生時に迅速かつ的確に対応するとともに、災害からの速やかな復旧を図るため、市民・企業・団体・行政の連携体制の強化・確立を図ります。
- ・ハザードマップや防災パンフレットの配布、防災訓練及び防災講習会の開催等、防災知識の普及と意識啓発を図ります。

《基本方針》

■災害に強い都市の形成

(1) 都市基盤

① 建築物の不燃化・耐震化の促進

- ・災害に強く市民が安心して暮らせる環境を確保するため、建築物の新築や建て替え時における建築物の不燃化・耐震化を促進します。

② 避難路・避難場所・防災活動の場の確保

- ・避難路となる道路、避難場所となる公園や災害対策拠点となる公共施設（市役所や道の駅等）の防災機能の強化を図ります。
- ・既成市街地等における狭あい道路や行き止まり道路は、消防車・救急車の進入、救急活動の場、被害拡大を抑制する防災帯としての機能を確保するため、市街地や建築物の更新と併せた拡幅・改善を促進します。



道の駅みかもでの防災訓練

③ 浸水地域の解消等による雨水処理機能の向上

- ・河川改修、公共下水道等の整備とともに、道路整備における透水性舗装等を進め、雨水処理機能の向上を図ります。

④ 沿道の建物不燃化による延焼防止

- ・主要な幹線道路沿道は、建築物の不燃化を促進し、延焼防止機能の強化を図ります。

⑤ 災害に強いライフラインの機能更新

- ・耐震型の水道管の敷設、下水道の耐震対策、ガス、電気等のライフラインの災害対応力の強化を促進します。

■防災体制の強化・連携

(2) 防災体制の強化・確立

- 災害発生時の被害を最小限に抑え、迅速な救命救急活動を実行できるよう、行政の危機管理体制と、関連する各機関・企業との連携体制の強化を促進します。
- 災害からの速やかな復旧により、生活環境の回復や日常生活への早急な復帰を図れるよう、市民・企業・団体・行政の連携体制を確保します。
- 大規模災害が発生した場合は、応急対策や復旧対策に必要な職員の派遣や資機材・食料・飲料水の提供等の応援業務を相互に実施するため、「大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定」の締結等、広域的な都市連携の枠組みの中で対応できる体制づくりを検討します。

(3) 防災意識の高揚

- 市民が災害に対する知識を共有し防災意識を高めるため、ハザードマップ等の各種情報の市民への周知を図ります。
- 住民・企業・団体・行政が連携しながら取り組む防災まちづくりのため、地域防災訓練への積極的な参加や自主防災組織への参画及び設立を推進します。



市民参加による防災訓練

6. 都市景観

《基本的な考え方》

■地域の個性が輝く景観形成【地域資源の活用による魅力ある景観形成】

- ・各地域の鉄道駅周辺や点在する公共施設等を中心に、先導的な景観整備を推進し、象徴性のある景観形成を図ります。
- ・本市を特徴づけている豊かな自然環境や歴史・文化資源を守るとともに、それらを景観づくりにおいて有効に活用し、魅力ある都市景観の形成を図ります。
- ・住宅地、商業・業務地、工業地、田園集落地等、各地区の特性に応じた適正な景観誘導を図り、地区にふさわしい景観を創出します。

■交流人口拡大に資する都市景観の形成【観光・レクリエーション資源の活用】

- ・交流人口の拡大による賑わい・活力づくりのため、優れた自然・歴史景観の保全と有効活用のバランスに配慮しながら、魅力ある景観形成を図っていきます。

■市民等協働型の景観形成【みんなでつくるふるさと栃木の景観づくり】

- ・景観に対する意識高揚を図りながら、市民・企業・団体・行政が一体となった協働型の景観づくりを推進し、誰もが愛着を感じ誇りに思える美しいふるさとの景観形成を図ります。

《基本方針》

■地域の個性が輝く景観形成

(1) 拠点的な景観形成

① 複合的都市拠点、地域拠点における景観形成

- 複合的都市拠点は、本市の玄関口としてふさわしい栃木駅周辺の都市景観と、歴史的町並み拠点における歴史景観が調和・融合した景観形成を図ります。特に、旧日光例幣使街道・巴波川周辺の重要伝統的建造物群保存地区は、修景基準に基づく質の高い景観誘導を図ります。
- 地域拠点は、各地域の玄関口となる鉄道駅周辺を中心に、地域の特性を踏まえながら良好な市街地景観の形成を図ります。



栃木駅

② 景観に配慮した公共施設づくり

- 多くの市民が利用する公共施設・道路・公園等は、各地域や周辺の景観特性に応じ、象徴的で親しみやすい景観形成に配慮した整備を図ります。

(2) 地域資源の活用

① 歴史・文化資源を活かした景観形成

- 蔵の街・下野国庁跡等の本市を代表する歴史・文化資源や、各地域に見られる神社・仏閣、伝統的なお祭り等は、後世に継承すべき資源として研究・保全しながら、有効な景観資源として活用し、本市らしい風格と趣のある景観形成を図ります。



巴波川・蔵の街

② 自然環境を活かした景観形成

- 太平山・三轟山・渡良瀬遊水地や河川・田園景観等の豊かな自然環境を保全しながら、観光・レクリエーション資源等として活用し、潤いと魅力ある景観形成を図ります。



太平山



三轟山



思川

(3) 適正な景観誘導

① 住宅地

- 建築物の高さや形態・色彩等の適正な景観誘導を行うことにより、落ち着きのある町並み景観の形成を図ります。
- 生垣や敷地内緑化の促進等により、緑豊かな景観形成を図ります。

② 商業・業務地

- 周辺の歴史・文化景観や自然景観との調和に配慮した建築物・屋外広告物の形態・色彩等の適正な景観誘導により、良好な賑わい空間の創出を図ります。
- 幹線道路沿道や郊外部の大規模な店舗等は、建築物や屋外広告物の高さ・形態・色彩・駐車場・敷地等についての適正な景観誘導を行う等、良好な眺望景観の確保、沿道景観の形成を図ります。
- 敷地内の緑化やオープンスペースの確保等により、賑わいの中にも潤いとゆとりが感じられる景観の創出を促進します。

③ 産業地

- 周辺の景観や住宅地等への景観的配慮を前提とした適正な景観誘導を行うことにより、緑豊かで威圧感のない景観の創出を促進します。

④ 田園集落地

- 集落地内に見られる社寺林・屋敷林・生垣等が一体となったふるさと感じる集落景観の保全を図ります。
- 比較的平坦な田園地帯と、太平山・三轟山をはじめとする山々、渡良瀬遊水地や河川の水辺空間等による特徴的な田園集落景観を保全するとともに、住民等の景観形成意識の普及・啓発により、誇れるふるさとの景観の形成を促進します。



藤岡地域の田園集落地



岩舟地域の田園集落地

■交流人口拡大に資する都市景観の形成

(4) 景観を活かした賑わい・活力の創出

① 歴史・文化景観の保全・活用

- 本市を代表する旧日光例幣使街道・巴波川周辺における蔵の街は、必要な観光基盤の整備やPR等を進めながら、本市を代表する景観資源として積極的に活用し、交流人口拡大によるまちの活性化を促進します。
- 各地域に見られる多様な歴史・文化資源についても、必要な景観整備等を行いながら、地域力の向上に資する個性と魅力ある活用を図ります。

② 自然景観の保全・活用

- 太平山山麓地域・渡良瀬遊水地・つがの里・岩船山等の自然資源は、観光・体験農園やスポーツ・レクリエーションの場であるとともに周辺地域を含めた総合的な観光資源として捉え、景観整備や施設整備等を検討しながら、交流人口拡大を促進します。

③ 観光施策との連携

- 歴史・文化景観や自然景観を観光資源としてさらに発展活用していくため、民間施設等との連携やPR活動等、観光施策との一体的・総合的連携を図ります。
- 歴史・文化資源や自然資源は、それらを連絡することによる回遊性の確保を図るため、歩行者、自転車によるネットワーク形成を検討します。



渡良瀬遊水地の熱気球

■市民等協働型の景観形成

(5) 景観に対する意識高揚

① 市民・企業・団体・行政の景観意識の高揚

- 景観形成には市民・企業・団体等の理解と協力が必要不可欠であり、景観に対する意識高揚を図りながら、協働による効率的で一体的な景観形成を促進します。
- 住宅地・商業・業務地・産業地・田園集落地等、それぞれの特性を活かした景観形成のため、そこに生活・活動する人々が主体的に関わりながら、市民が誇りと愛着を持って景観形成に取り組めるよう、『栃木市景観計画』における将来像の共有や参画方法の周知等を図ります。

7. 都市環境

《基本的な考え方》

■コンパクトシティと低炭素社会の実現【まちづくりからの着実な取り組み】

- ・鉄道駅を中心とした都市機能の集約により、環境負荷が少なく暮らしやすいコンパクトシティの実現を目指します。
- ・公共交通機関の利便性を最大限活かした交通システムの導入を図ります。
- ・公共交通・自転車利用の促進や、安全・快適な歩行者環境の確保により、自動車依存を軽減し、環境にやさしい低炭素社会の実現を図ります。

■地球環境に配慮したまちづくり【環境に配慮した整備と整備済み施設等の維持管理】

- ・市街地整備や都市施設の整備に当たっては、環境負荷の少ない手法・材料等を採用し、自然環境への影響の軽減を図ります。
- ・長寿命化や維持管理に配慮した整備を実施するとともに、整備済みの施設等の適正な維持管理により、新たな整備や補修等を抑えた環境に配慮したまちづくりを目指します。

■自然と共生するまちづくり【自然環境の保全・活用】

- ・自然と都市が調和した持続可能なまちづくりを目指し、本市の貴重な自然資源の保全を図るとともに、潤いと安らぎのある暮らしに資する自然環境の活用を図ります。

■協働で進める快適な都市環境づくり【生活、事業・産業活動における環境配慮意識の高揚】

- ・市民・企業・団体・行政が協働して環境に配慮したまちづくりを推進するため、それぞれの役割を果たしながら、環境にやさしい活動等に取り組めるよう意識高揚と必要な支援措置等を図ります。

《基本方針》

■コンパクトシティと低炭素社会の実現

(1) コンパクトシティの実現

- 本市が目指すコンパクトシティを次のとおり設定します。

《各地域の中心市街地が鉄道によって結ばれる一体的な都市構造の形成》

新市の都市構造上の特性である、南北の都市的土地利用ゾーンにおける核となる市街地づくり。都市活動や居住の中心としての機能を集約していく。

《主な鉄道駅周辺への都市機能の集約》

行政や商業等の機能が集約し、中心市街地で生活に関する活動が充足する。

《公共交通の拠点である駅を中心とした住みやすい市街地》

鉄道や徒歩の環境を充実させ、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいまちとすることで、まちなかの定住を支援する。

《クルマの利用にも配慮した市街地づくり》

クルマ移動が主となっている実情を踏まえ、田園集落や中山間地域から利用しやすい道路網形成と市街地内の道路網の充実により、市全域の生活を支援する拠点づくりを図る。

《既存の都市基盤を活かした環境負荷の少ないまちづくり》

整備済みの都市基盤や各種施設等を活かし、新たな整備や維持管理コストを抑制することによる、環境負荷や財政負担の軽減に配慮した市街地づくり。

- 上記のコンパクトシティを実現するため、日常の買い物などが歩いて利用できる身近な範囲になるよう、都市機能や行政機能の集約を図ります。
また、定住環境を向上させる駅周辺などにおける居住の誘導、公共交通や歩行者等の安全・快適な通行、道路等の都市基盤が整備された住みよい環境づくり、地域資源を活かした魅力・賑わいづくり等、関連する部門を含めた一体的なまちづくりを進めます。

(2) 自動車依存の軽減

① 公共交通を活かした交通システムの導入

- 福祉的、観光的視点も含め、低炭素社会の実現に向けた自動車依存の軽減を図るため、デマンドタクシー・コミュニティバスの充実を図ります。

② 自転車利用の促進と歩行者環境の整備

- 身近で軽快な移動を可能とする自転車利用を促進するため、自転車専用レーン・専用道路の設置を検討します。
- 子どもや高齢者が安心して外出できるまちづくりを促進するため、バリアフリー化や危険な交差点の解消等を図ります。



新栃木駅前の自転車専用レーン



大平地域の幹線道路の歩行者環境

■地球環境に配慮したまちづくり

(3) 環境負荷の軽減

① 環境に配慮した都市施設の整備

- 道路や公園、公共施設等の都市施設の整備に当たっては、環境に配慮した工法・素材等の採用を検討するとともに、積極的な緑化や再生可能エネルギーの活用等、総合的な環境配慮を促進します。

② 都市施設の適正な維持管理

- 既存施設及び今後整備される都市施設は、整備にかかるコストと維持管理コストの検討により、長寿命化による整備・更新や適正な維持管理の実現を目指し、環境負荷の軽減や事業費・維持管理費等の縮減を図ります。

■自然と共生するまちづくり

(4) 自然環境の保全・活用

① 自然環境の保全

- 自然公園地域及び同特別地域に指定されている太平山県立自然公園や市内の自然保全地域、保安林等については、法に基づく自然環境の適正な保全を図ります。
- 北西部の山地・丘陵地から南部の渡良瀬遊水地という豊かな自然環境を保全し、後世への継承を図ります。
- 特に、渡良瀬遊水地はラムサール条約の登録地として、保全を前提としながら、本市の優れた自然環境を広くPRするため、湿地環境に対する自然学習等の有効活用を図ります。



渡良瀬遊水地

② 自然環境の活用

- 豊かな自然環境の保全とともに、本市の魅力向上のため広域的な憩い・観光・レクリエーション・スポーツの場、自然学習・体験の場として有効活用を図ります。

■協働で進める快適な都市環境づくり

(5) 環境配慮意識の高揚

- 市民・企業・団体・行政の協働による環境保全対策や都市施設等の維持管理及び低炭素社会実現のため、関連する各種情報を市民等に提供し意識高揚を図るとともに、各種活動への参画や自主活動の展開等を促進します。

第 5 章

地域別構想

地域別構想について

1. 栃木地域
2. 大平地域
3. 藤岡地域
4. 都賀地域
5. 西方地域
6. 岩舟地域

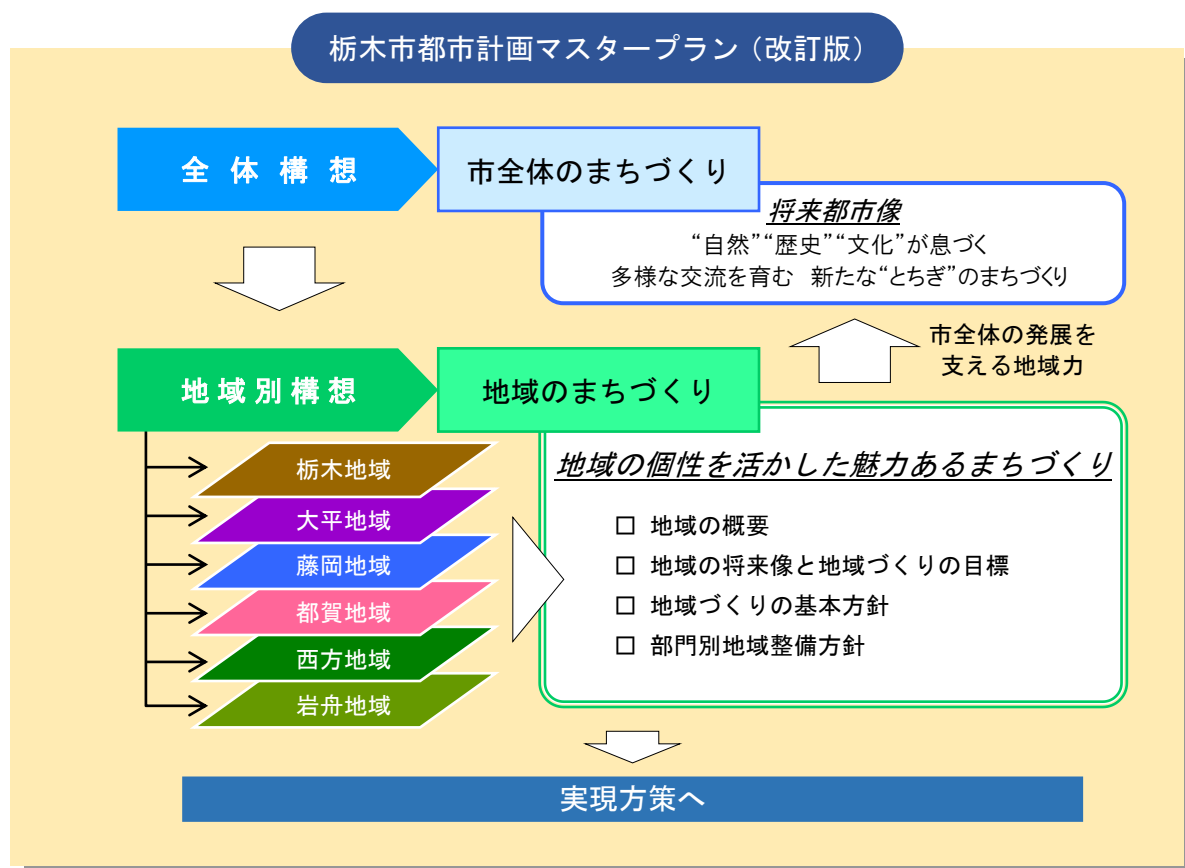
第5章 地域別構想

《地域別構想について》

① 地域別構想の位置づけ

地域別構想は、各地域の異なる特性や課題に対応し、地域レベルのまちづくりの方針を定めるものです。

全体構想の将来都市像、各部門別の基本方針を踏まえ、各地域の有する資源を有効に活用しながら、市全体のまちづくりにおいて求められる地域づくりの方向性等を明らかにし、個性と魅力ある地域づくりを目指すための基本方針を位置づけます。



② 地域別構想検討の視点

地域別構想では、地域の特性と各種資源を活かした各地域のまちづくりを推進するため、次に示す視点を持って各種方針等を作成します。

- 視点1：地域別の市民ニーズを反映した地域まちづくりの検討
- 視点2：地域の資源・個性を大切に魅力ある地域まちづくりの検討
- 視点3：合併前：旧市町の取り組みを踏まえた地域まちづくりの検討

③ 地域区分について

地域区分に当たっては、市全体としての総合的・一体的なまちづくりを進めながらも、これまでの各地域が進めてきた都市づくりとの整合を図ることが求められます。

また、各地域におけるまちづくりがより地域に根ざしたものとするためには、地域住民の共感と地域への愛着を深めることが大切です。

この考え方にに基づき、旧市町を単位とした下図の6つの地域に区分します。



④ 地域の概況

各地域の人口や都市整備状況等の基礎データは次のとおりです。

栃木地域

基礎データ

- ☐ 面積：122.06km²
- ☐ 人口：79,969 人
- ☐ 人口密度：655.2 人/km²
- ☐ 世帯数：28,759 世帯
- ☐ 世帯人員：2.8 人/世帯

都市基盤

- ☐ 市街化区域面積：17.217km²
- ☐ 都市計画道路改良率：60.6%
- ☐ 都市公園整備箇所：32 箇所
- ☐ 1人当り都市公園面積：6.6m²/人
- ☐ 下水道普及率：62.3%
- ☐ 水洗化率：93.4%



大平地域

基礎データ

- ☐ 面積：39.80km²
- ☐ 人口：29,163 人
- ☐ 人口密度：732.7 人/km²
- ☐ 世帯数：10,031 世帯
- ☐ 世帯人員：2.9 人/世帯

都市基盤

- ☐ 市街化区域面積：7.49km²
- ☐ 都市計画道路改良率：56.3%
- ☐ 都市公園整備箇所：26 箇所
- ☐ 1人当り都市公園面積：6.8m²/人
- ☐ 下水道普及率：48.7%
- ☐ 水洗化率：86.9%



藤岡地域

基礎データ

- ☐ 面積：60.45km²
- ☐ 人口：17,023 人
- ☐ 人口密度：281.6 人/km²
- ☐ 世帯数：5,452 世帯
- ☐ 世帯人員：3.1 人/世帯

都市基盤

- ☐ 市街化区域面積：2.34km²
- ☐ 都市計画道路改良率：27.8%
- ☐ 都市公園整備箇所：19 箇所
- ☐ 1人当り都市公園面積：29.9m²/人
- ☐ 下水道普及率：50.6%
- ☐ 水洗化率：68.1%



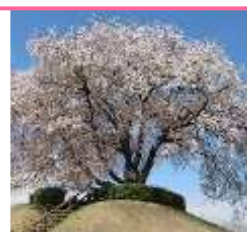
都賀地域

基礎データ

- ☐ 面積：30.52km²
- ☐ 人口：13,107 人
- ☐ 人口密度：429.5 人/km²
- ☐ 世帯数：4,195 世帯
- ☐ 世帯人員：3.1 人/世帯

都市基盤

- ☐ 市街化区域面積：2.78km²
- ☐ 都市計画道路改良率：70.0%
- ☐ 都市公園整備箇所：6 箇所
- ☐ 1人当り都市公園面積：4.6m²/人
- ☐ 下水道普及率：55.0%
- ☐ 水洗化率：94.3%



西方地域

基礎データ

- ☐ 面積：32.00km²
- ☐ 人口：6,521 人
- ☐ 人口密度：203.8 人/km²
- ☐ 世帯数：2,025 世帯
- ☐ 世帯人員：3.2 人/世帯

都市基盤

- ☐ 用途地域面積：1.405km²
- ☐ 都市計画道路改良率：52.5%
- ☐ 都市公園整備箇所：1 箇所
- ☐ 1人当り都市公園面積：22.1m²/人
- ☐ 下水道普及率：37.9%
- ☐ 水洗化率：88.6%



岩舟地域

基礎データ

- ☐ 面積：46.74km²
- ☐ 人口：18,241 人
- ☐ 人口密度：390.3 人/km²
- ☐ 世帯数：6,019 世帯
- ☐ 世帯人員：3.0 人/世帯

都市基盤

- ☐ 市街化区域面積：3.89km²
- ☐ 都市計画道路改良率：100.0%
- ☐ 都市公園整備箇所：5 箇所
- ☐ 1人当り都市公園面積：33.8m²/人
- ☐ 下水道普及率：53.0%
- ☐ 水洗化率：90.7%



* 人口・人口密度・世帯数・世帯人員：国勢調査（平成22年10月1日現在）

* 市街化区域面積・用途地域面積：平成26年度末現在

* 都市計画道路改良率：都市計画現況調査（平成25年度末現在）

* 都市公園整備箇所・下水道普及率・水洗化率：都市計画課調（平成26年度末現在）

1. 栃木地域

栃木地域-1 地域の概要

(1) 地域の現状

- ・ 都市的機能が充実するニューシティと、蔵の町並みや伝統的な文化が息づくオールドシティとしての顔を持つ栃木駅から新栃木駅周辺の複合的都市拠点
- ・ 穀倉地帯を有しながら、大規模な産業団地や新たな宅地開発等が進む地域東部
- ・ 自然と歴史、地元根ざした食文化等の地域資源を有する地域北西部
- ・ 交通の要衝となる栃木 IC 周辺

(2) 市民アンケート調査より * 栃木地域をクロス集計した結果から見た特徴

【生活環境の満足度】

- ・ 通勤・通学・買い物の便利さ、自然・緑の豊かさの満足度が高く、歩行者・自転車・交通環境の安全性の満足度が低くなっています。
- ・ 地域間の比較では、歴史や伝統・観光資源の豊かさが高く、歴史を活かした魅力あるまちづくりが課題となります。

【今後のまちづくりにおいて重視してほしいこと】

- ・ 身近な住環境の保全と整備、商業・観光の活性化を望む意見が多くなっています。
- ・ 他の地域に比べ商業・観光の活性化が高くなっているのが特徴です。
- ・ これを踏まえ、現在の住環境の維持・向上と、市全体の商業・観光の中心である栃木駅・新栃木駅周辺の中心市街地の活性化を図っていくことが課題となります。

【20年後のまちの将来像（地域の中心）】

- ・ 歴史・伝統文化を大切にしたい地域の個性や魅力が溢れるまちを望む声が最も多く、それ以外では観光・広域連携や商業の活力となっており、歴史的な環境を大切にしながら、それを活かした活力あるまちづくりが求められています。

(3) 地域づくりの課題

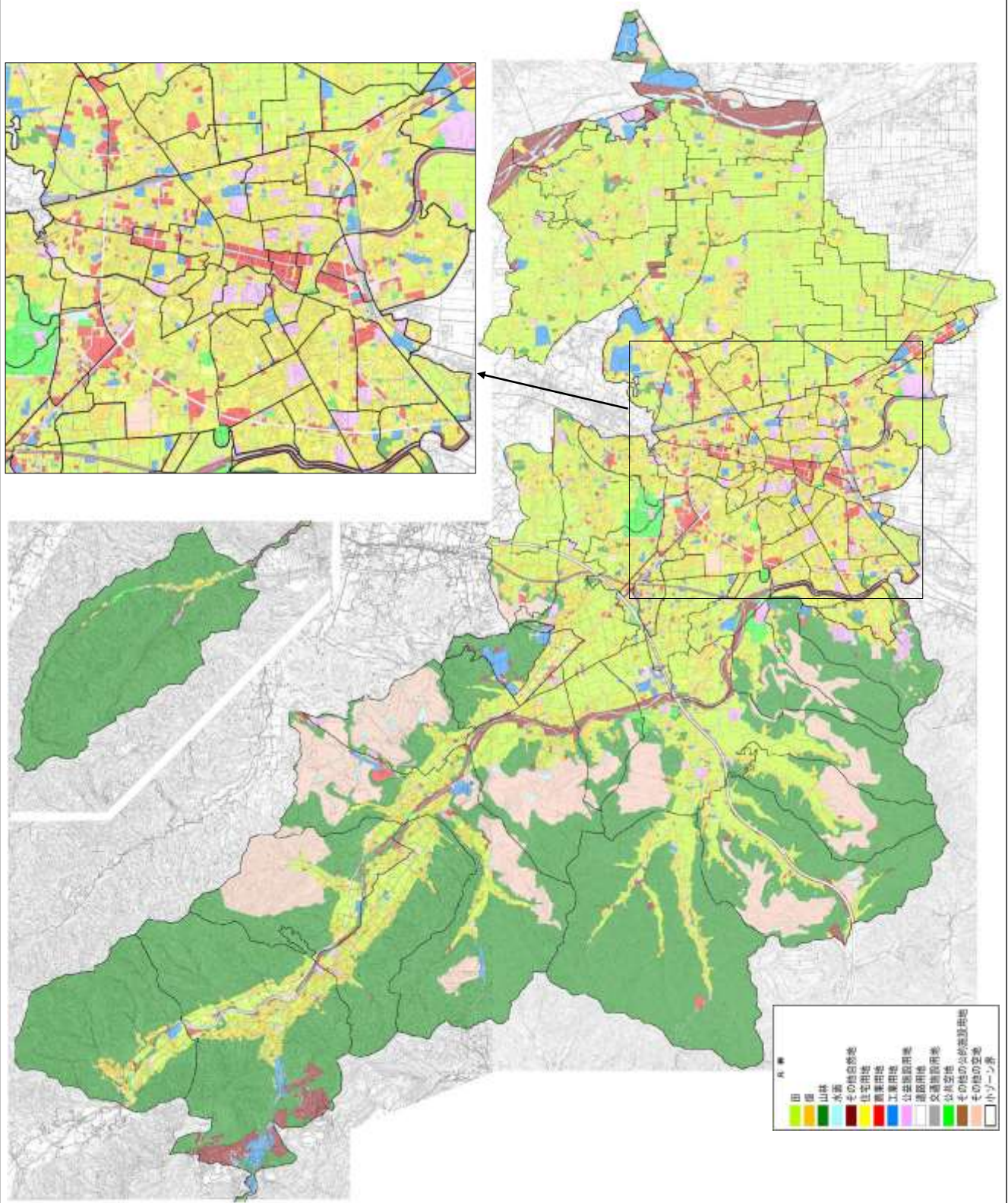
- ・ 中心市街地における“市の顔”として求められる拠点的、総合的な都市整備
- ・ 人口減少や高齢化の進展、中心市街地の空洞化への対策による活力の維持
- ・ 中心市街地における伝統的建造物の保存と歴史的町並み形成
- ・ 中心市街地から放射状に伸びる道路網を活かした広域的な都市連携に必要な幹線道路・都市計画道路の整備と、市民要望の高い安全・快適な交通体系の構築
- ・ 長期的に未着手となっている都市計画道路の見直し検討
- ・ 生活道路や公園・緑地、排水等の都市基盤整備の充実

(4) 求められる地域づくりの方向性

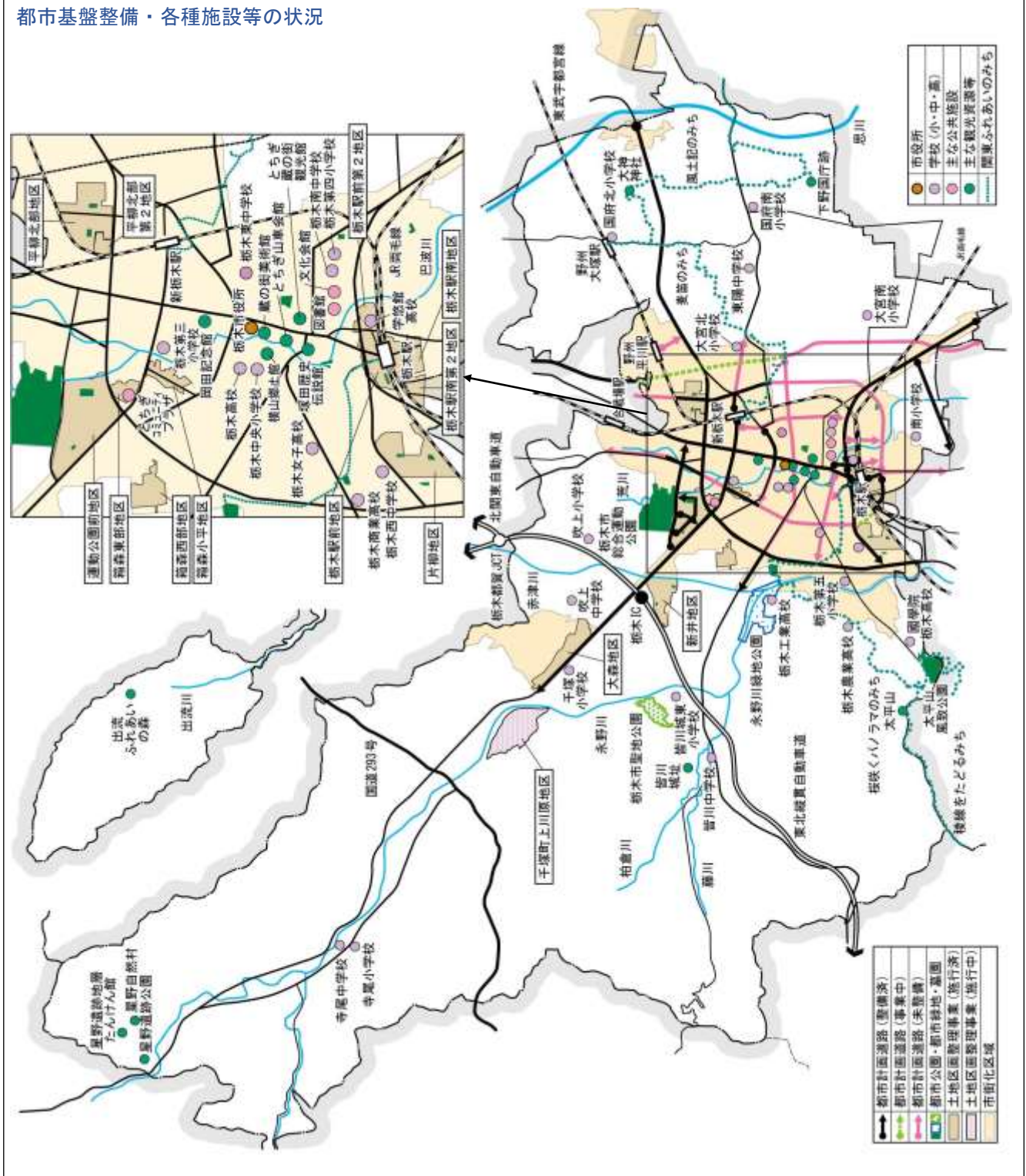
- ・ とちぎの顔にふさわしい高質で求心性のある複合的都市拠点の形成
- ・ 旧日光例幣使街道や巴波川沿いの歴史的町並み、伝統的建造物等の保存
- ・ 都市景観と歴史景観が調和・融合した魅力的で多様な交流を育む景観形成
- ・ 環状道路や幹線道路等の整備推進による体系的な道路網の構築
- ・ 個性豊かな自然、歴史・文化資源の保全と地域づくりへの有効活用
- ・ 栃木 IC 周辺における新たな産業集積の促進

■ 地域の現況図

土地利用現況図



都市基盤整備・各種施設等の状況



栃木地域-2 地域の将来像と地域づくりの目標

地域の現状、市民意向、地域づくりの課題及び求められる地域の役割を踏まえ、地域の将来像と地域づくりの目標を設定します。

(1) 地域の将来像

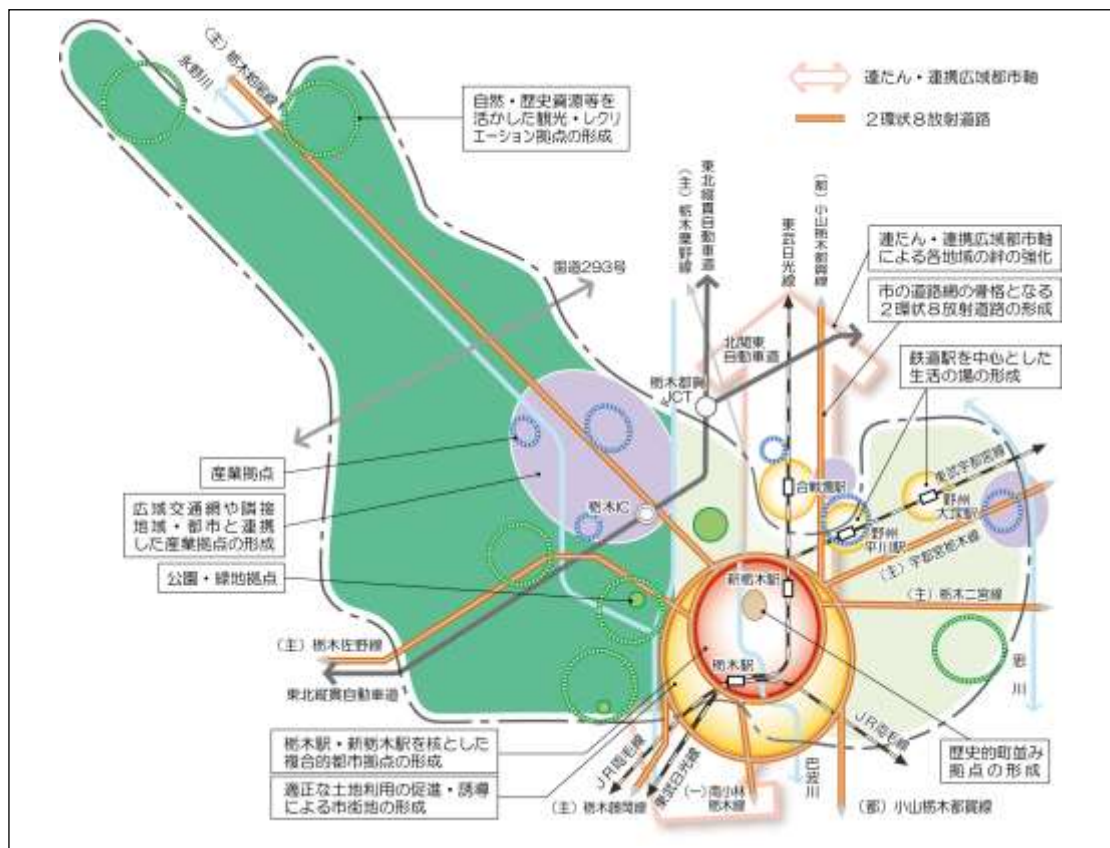
都市と歴史・文化が融合した、賑わい、魅力ある拠点地域づくり

とちぎの顔にふさわしい市街地形成により、行政・医療・教育・商業・業務・都市型住宅等、多様で高次の都市機能が集約した利便性の高い地域づくりを図ります。

また、中心市街地や旧日光例幣使街道沿い、巴波川沿いの蔵をはじめとする歴史的建造物等は、地域の個性として保全・活用し、「蔵の街 とちぎ」の魅力向上を図ります。太平山周辺や中山間部の自然、歴史・文化資源についても、地域の個性として保全・活用を図ります。

環状道路や市街地内幹線道路の体系的整備を推進するとともに、生活道路や自転車道等、市街地内の移動環境の確保を図り、地域住民や観光客が安全に快適に市街地内を回遊でき、またそれにより人が集まり、都市と歴史・文化が融合した中心市街地づくり、賑わいと魅力ある地域づくりを目指します。

《地域づくりの概念図》



(2) 地域づくりの目標

目標 1 都市機能の整備・充実による拠点的地域づくり

栃木駅周辺は、都心居住機能や商業・業務機能、交流機能等、多様な都市機能の整備・充実を図り、賑わい・活性化、交流の拠点としての地域づくりを推進します。

また、栃木駅南地区における医療拠点の整備を推進し、誰もが健康で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

野州平川駅周辺、野州大塚駅周辺は、地域の生活・定住を支える拠点づくりを図ります。

交通の要衝となる栃木IC周辺は、産業機能の集積を促進し、地域産業の活性化と新たな雇用創出を図ります。また、栃木駅以外の鉄道駅周辺は、それぞれの特性に応じながら、必要な都市機能の整備・充実を促進します。

目標 2 歴史的町並み環境の保全・活用による趣と賑わいのある地域づくり

重要伝統的建造物群保存地区に選定された嘉右衛門町伝建地区や旧日光例幣使街道、巴波川周辺の歴史的町並み環境は、後世に継承すべき本市の貴重な宝として保全しながら、歴史的建造物の修復や歴史的町並みと調和する建築物等の修景を促進し、趣のある歴史・文化景観の形成を図ります。

また、公共交通機能の充実や自転車・歩行者ネットワークの構築を一体的に図り、来訪者が快適に回遊できるまちなかの移動環境の充実を目指します。

目標 3 地域の個性としての自然・田園環境、歴史資源等を守り活かした地域づくり

栃木地域の西部に広がる中山間部及び東部に広がる田園・農村部は、永野川・赤津川・思川等の河川空間と一体となって豊かな自然・田園環境を有しており、環境保全の観点からも保全を図ります。

また、出流地区の地元に根ざした食文化や、星野遺跡、皆川城址、太平山周辺、下野国庁跡等、地域の個性ある歴史・文化資源を活かした魅力ある地域づくりを推進します。

目標 4 安心・快適で暮らしやすい地域づくり

都市基盤にかかる防災機能の強化、高齢者が暮らしやすいまちづくり、安心して子育てできる環境の確保、医療・福祉サービスの充実等、誰もが安心して暮らし続けられる生活環境の確保を目指します。

交通利便性向上や広域連携強化に有効な道路網の構築を目指すとともに、防災面や通学路の安全確保の観点から生活道路の整備を進め、安心・快適な地域づくりを進めます。

既存の都市基盤・各種施設を適正に維持管理するとともに、施設の更新や新規整備においては既存施設の有効活用や維持管理に配慮し、安全・安心で持続可能な暮らしやすい生活環境づくりを目指します。

栃木地域-3 地域づくりの基本方針

方針1 とちぎの顔となる拠点都市整備を推進します。

- ・ 栃木駅周辺は本市の賑わい・交流拠点の整備を推進します。
- ・ 栃木駅南地区は医療拠点等の整備を推進します。
- ・ 野州平川駅周辺、野州大塚駅周辺における生活・定住拠点づくりを図ります。
- ・ 市街化区域と都市計画道路小山栃木都賀線・樋ノ口沼和田線・牛久川連線に囲まれる市街化調整区域の適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・ 歴史・文化資源の活用、土地の高度利用の誘導及び空き店舗・店舗跡地の有効活用等により、まちなかの重点的環境整備を推進します。
- ・ 本市の産業活性化を図るため、既存工業・産業団地の機能の向上と、栃木IC周辺における新たな産業集積を促進します。



栃木 IC



とちぎメディカルセンター
しもつが（イメージ）

方針2 地域の魅力化・交流を育む歴史・文化景観と都市景観を形成します。

- ・ 旧日光例幣使街道・巴波川周辺における「栃木市歴史的町並み景観形成地区」としての歴史的町並み環境の保全及び支援等を推進します。
- ・ 栃木駅周辺は、本市の主要な玄関口としてふさわしい高質な都市景観の形成を図ります。
- ・ 広域的な交流を促進する観光施策と連携し、歴史・文化資源を回遊できる公共交通機能の充実や歩行者・自転車ネットワークの形成を検討します。



旧日光例幣使街道



栃木駅南口

方針3 個性的な自然・田園環境、歴史資源を保全・活用します。

- ・ 地域東部に広がる農地及びそれと一体となった田園集落環境の保全を図ります。
- ・ 巴波川、永野川等の河川環境の保全・活用を図ります。
- ・ 出流山自然環境保全地域、太平山風致地区、錦着山風致地区、星野緑地環境保全地域、惣社緑地環境保全地域（大神神社境内林）の保全を図ります。
- ・ 出流地区の地元に根ざした食文化を活かした地域づくりを図ります。
- ・ 星野遺跡・皆川城址・太平山周辺・下野国庁跡等、地域の個性ある歴史・文化資源の保全と活用を図ります。



星野遺跡憩の森



地域の食文化（出流地区）

方針4 防災及び生活関連施設の機能強化による安全・快適な生活環境を確保します。

- ・ 街区公園等災害発生時の避難場所となる身近な公園の整備を図ります。
- ・ 上・下水道、ガス等のライフライン関連施設の耐震化を促進します。
- ・ 医療・社会福祉施設、子育て関連施設等について地域の実情に応じ機能強化を図ります。
- ・ 交通利便性、観光・連携機能を強化する環状道路や幹線道路等の体系的な道路網の構築を進めます。
- ・ 通学路を中心とした生活道路は、子ども達をはじめ地域住民が安全に歩行できる移動環境の確保を図ります。
- ・ 観光施策と連携しながら、公共交通の拡充や自転車専用レーン、駐輪場等の整備を検討し、快適で環境にもやさしい地域整備を促進します。



自転車専用レーンの設置（イメージ）



耐液状化マンホール改修（イメージ）

栃木地域-4 部門別地域整備方針

(1) 土地利用

① 住居系土地利用

- 栃木駅・新栃木駅周辺の中心市街地は、高齢者等が住みやすいまちなか居住を促進します。
- 野州平川駅周辺、野州大塚駅周辺は、地域の生活・定住を支える拠点となる土地利用を促進します。
- 低層住宅地、中高層住宅地は、土地区画整理事業地区等の住みよい住環境の維持を図ります。
- 市街地縁辺部の土地利用の純化を図るとともに、市街地内の低未利用地や施設跡地については、活性化や定住促進の場としての有効な活用方策を検討します。

② 商業・業務系土地利用

- 栃木駅周辺は、本市の中心商業・業務地として、高次都市機能の集約と土地の高度利用を目指します。
- 新栃木駅周辺地区は、交通結節点機能の充実を図り、商業機能の集積を促進します。
- 栃木環状線沿道の特別用途地区をはじめ、主要な幹線道路沿道への沿道型商業サービス施設等の立地を促進します。

③ 工業系土地利用

- 惣社東産業団地・皆川城内産業団地・中小企業工業団地・大光寺工業団地等の産業拠点における企業立地を促進します。
- 住工混在が見られる部分は、良好な居住環境と操業環境の共存を図るとともに、必要に応じ、暮らしやすい環境形成を目的とする住居系用途への転換を検討します。
- 千塚町上川原地区は、新たな産業拠点の整備を推進します。
- 栃木IC周辺地区は、広域交通ネットワークを活かした計画的な土地利用を図ります。

④ 田園・自然系土地利用

- 条例（都市計画法第34条第11号）等に基づき集落の活力維持のために必要最低限の開発を適正に誘導しながら、環境と調和した、ゆとりある住環境の維持を図ります。
- 市街化区域と幹線道路の間のエリア（栃木駅南地区や小山栃木都賀線沿道等）は、既存の法規制を踏まえながら適正な土地利用の誘導を図ります。
- 優良農地や森林、平地林・屋敷林等の良好な自然・田園環境の保全に努めます。
- 寺尾地区・皆川地区は、中山間における住みよい環境づくりを図ります。

(2) 交通体系

① 道路網の整備

- 市の道路網の骨格となる「2環状8放射道路」の形成に向け、該当する都市計画道路等の整備を推進します。
- 中心市街地における都市計画道路の整備推進を図るとともに、長期間にわたり未着手になっている路線については、必要に応じて見直しを検討します。
- 市街地と集落地、主要施設、太平山周辺、星野・出流、下野国庁跡等の主要な観光・レクリエーション拠点をネットワークする道路整備を計画的に進めます。
- 蔵の街は、歴史的環境に配慮しながら、歩いて楽しめる道路整備を図ります。
- 栃木ICへのアクセスとなる主要地方道栃木粕尾線等の維持・管理により、市街地や国道293号との連携を維持します。

② 交通ネットワークの形成

- コミュニティバスやデマンドタクシー、鉄道・バス等により、栃木駅・新栃木駅の連携や各種施設の利用環境を向上させながら、公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 蔵の街の主要施設は、歩行者・自転車ネットワークの支援機能の充実を図ります。
- 中心市街地の道路は、バリアフリー化や歩行者・自動車が共存するコミュニティゾーン等により安全な道路環境の形成を図ります。
- 既存の道路を活かした安全・快適な自転車ネットワークの形成を図ります。
- 栃木駅・新栃木駅・野州平川駅・野州大塚駅は、公共交通や生活・観光活動を支える拠点づくりを図ります。

(3) 都市施設

① 公園・緑地等

- 広域的に利用される栃木市総合運動公園、永野川緑地公園の機能充実を図ります。
- 錦着山公園・第二公園・箱森北公園等の近隣公園や地域内の街区公園は、地域住民の身近な憩いの場となるよう維持・管理を図ります。
- 今後の公園整備は、公園のリニューアルを進めるとともに、中心市街地における公園・広場等のオープンスペースの確保を図ります。
- 太平山風致公園は、貴重な自然環境や優れた景観資源としての保全を図ります。

② 供給処理施設

- 雨水の計画的な処理のため、河川の維持・管理や水路整備等を促進します。
- 上水道は、安全かつ安定した水の供給に向けて、給水普及率の向上及び未給水地域の解消を推進します。
- 汚水処理は、公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置等が比較的進んでいますが、今後とも円滑な処理に向け事業の推進を図ります。
- とちぎクリーンプラザや栃木地区衛生施設組合し尿処理場の機能充実を図ります。

③ その他の都市施設

- 文教地区として集積する学校教育施設は、児童・生徒の安全で快適な学校生活環境の確保を図ります。
- 地域住民の交流や学習の場等となる栃木図書館・コミュニティセンター・公民館、地域の歴史・文化性を高める施設である栃木文化会館・とちぎ蔵の街美術館・下野国庁跡資料館、地域住民の安心を支える保健福祉センター・老人福祉センター等は、利用者のニーズに応じながら、適正な維持・管理と必要な機能充実に努めます。
- 火葬場である栃木市斎場（栃木市火葬場）は、安全に利用できる施設として移転整備を図ります。
- 栃木市聖地公園は、周辺の景観保全と併せた適正な維持・管理を図ります。

(4) 市街地整備

① 複合的都市拠点の形成

- 栃木駅周辺は、シビックコア地区の位置づけを踏まえ、高次都市機能の集約と商業機能の充実を図ります。
- 栃木駅南地区は、「とちぎメディカルセンターしもつが」や周辺のアクセス道路の整備を推進するとともに、大平地域を含めた新たな定住拠点の形成を推進します。また、都市計画道路（樋ノ口沼和田線・牛久川連線）沿道は、市街地の拡散を抑制しながら、適正な土地利用を誘導します。

② まちなかの重点的環境整備

- 歴史ある蔵の街としての風格と個性ある環境整備を継続的に進めます。
- 県庁堀周辺は、市街地内の公共施設の再編や都市基盤整備等を踏まえながら、現在の環境の保全や資源を活かしたまちづくり等の方向性を検討します。
- 市街地内における公共施設等の跡地の有効活用を図ります。

③ 歴史的町並み環境の保全・整備等

- 嘉右衛門町伝建地区や旧日光例幣使街道、巴波川周辺の歴史的町並み環境の保全を図ります。
- 蔵の街における歴史・文化資源や各種施設は、利用環境の向上や安全・快適な移動環境の確保により交流人口拡大を支援します。

④ 密集市街地の改善と良好な住環境の確保

- 良好な居住環境によるまちなか居住促進や災害に強い市街地の形成のため、市街地における道路・公園等の整備や面的整備の導入を検討します。
- 良好な居住環境等を確保するため、必要に応じた地区計画制度の導入を検討します。

⑤ 千塚町上川原地区における産業拠点の整備

- 千塚町上川原地区は、栃木ICとの近接性を活かした新たな産業拠点としての整備を図ります。

(5) 都市防災

① 災害に強い中心市街地づくり

- 中心市街地における災害に強い都市環境づくり、公共施設の防災機能の強化を図ります。特に市役所本庁舎は、市全体の防災ネットワークにおける拠点機能の確保を図ります。
- 中心市街地の歴史的な町並み保全等に配慮しながら安全な生活環境の確保に努めます。

② 中山間部の安全な生活環境づくり

- 寺尾地区・皆川地区等の中山間部は、砂防面での安全性を確保し、安全な生活環境の確保に努めます。

(6) 都市景観

① 複合的都市拠点の景観づくり

- シビックコア地区の整備と併せ、地区計画の活用等により複合的都市拠点にふさわしい景観形成を推進します。
- 歴史的建造物・景観に係る事業・制度等を活用しながら、総合的な景観誘導を展開します。
- 嘉右衛門町伝建地区は平成24年3月に「伝統的建造物群保存地区」を都市計画決定しており、今後は旧栃木町地区の地区決定に向けた取り組みを進めます。

② 地域資源を活かした景観づくり

- 下野国庁跡・思川、皆川城址・永野川、出流・星野地区等、地域の歴史・自然が調和した魅力ある景観の保全を図ります。
- 下野国庁跡、皆川城址、星野遺跡、出流山満願寺の歴史・文化景観を保全します。

③ 良好な都市景観の創出

- 巴波川と蔵の街が調和した潤いのある歴史的町並み景観を保全し、住民の協力による協働体制のもと、沿道の都市景観の向上を図ります。
- 駅周辺や幹線道路沿道は、周辺の歴史的町並みや自然景観に配慮しながら、建築物や屋外広告物等の景観誘導を推進します。

(7) 都市環境

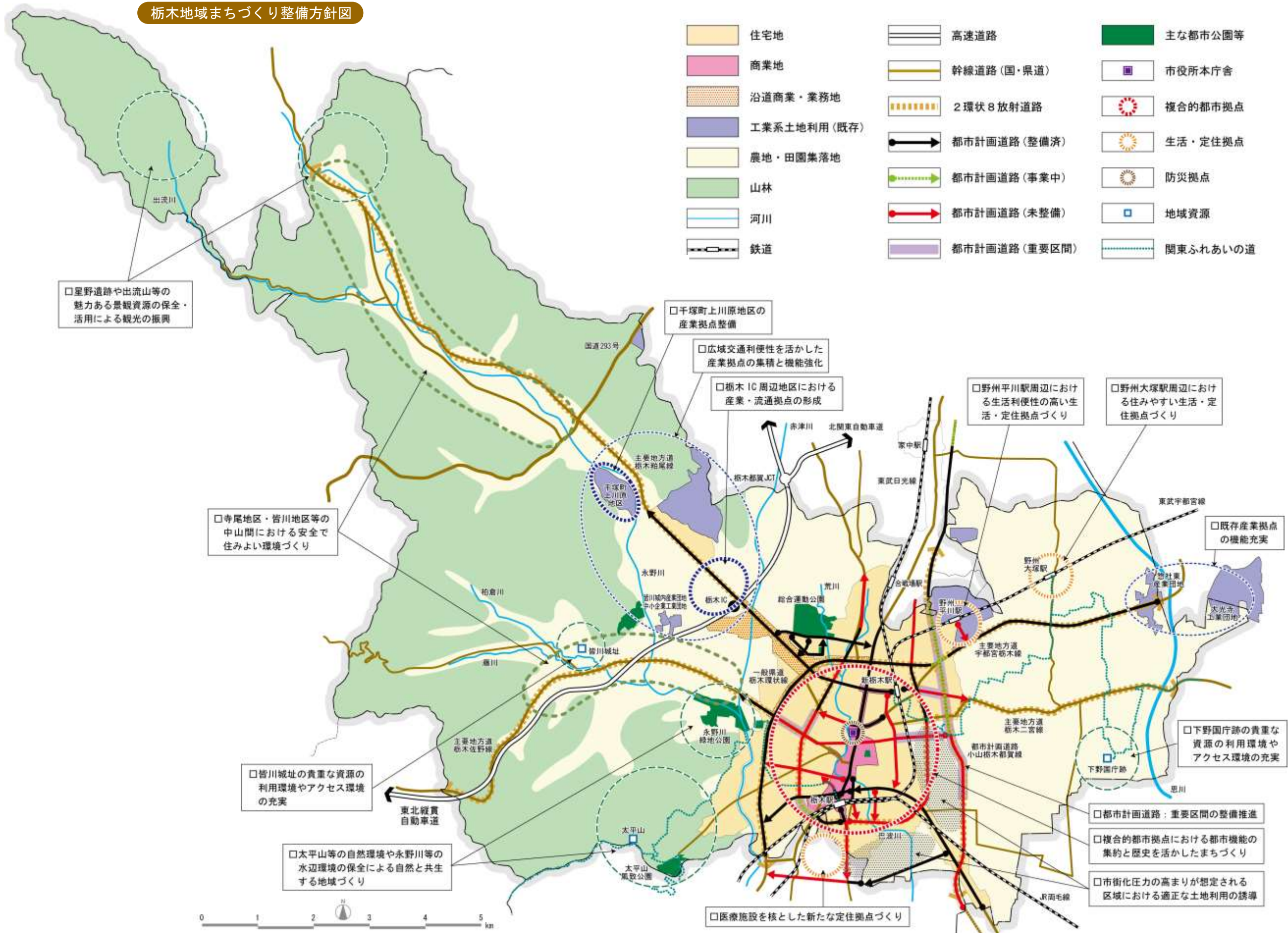
① 中心市街地におけるコンパクトシティの形成と環境にやさしいまちづくり

- 中心市街地に都市機能を集約するとともに、既存の都市基盤・施設や未利用地の活用を図りながら、環境にやさしいコンパクトなまちづくりを進めます。
- 栃木駅・新栃木駅・野州平川駅・野州大塚駅の交通結節点機能を強化し、公共交通の活用や自転車利用の促進を図ります。
- 蔵の街をはじめ地域内の観光活動における移動手段として、公共交通や自転車の利用環境向上やネットワーク形成を図ります。

② 太平山や地域西部の山間部、巴波川・永野川等の自然を活かした魅力づくり

- 太平山の自然公園地域、出流地区の自然保全地域、地域内の保安林の保全を図ります。
- 太平山や出流・星野地区等の自然環境や巴波川、永野川等の水辺環境等の保全による自然と共生する地域づくりを目指します。

栃木地域まちづくり整備方針図



2. 大平地域

大平地域-1 地域の概要

(1) 地域の現状

- ・ 多様な都市機能が集積する新大平下駅及び大平下駅周辺の地域拠点
- ・ 整った生活環境や利便性の向上により、全市の中で唯一地域人口が増加
- ・ ぶどう団地・おおひら歴史民俗資料館・かかしの里等が立地する広域的交流拠点
- ・ 地域のスポーツ拠点としての大平運動公園とその周辺に集積する文化・教育施設
- ・ 大型商業施設の立地が進む栃木藤岡線バイパス等の幹線道路沿道

(2) 市民アンケート調査より *大平地域をクロス集計した結果から見た特徴

【生活環境の満足度】

- ・ 自然・緑の豊かさ・美しさの満足度を望む声が最も多く、それ以外では、通勤・通学や買い物の便利さ等の生活利便性に対する満足度が高くなっています。地域間の比較でも生活環境への満足度は高い地域となっています。
- ・ 地域で見た場合の満足度が低いのは、バス利用や歩行者・自転車の安全性となっており、さらなる交通利便性・安全な通行環境確保等が課題となります。

【今後のまちづくりにおいて重視してほしいこと】

- ・ 身近な住環境の保全と整備、商業・観光の活性化を望む意見が多くなっています。
- ・ 他の地域に比べ特徴は見られず、現在の住環境の維持・向上を図りながら、市全体の中で求められるまちづくりを進めていくことが課題となります。

【20年後のまちの将来像（地域の中心）】

- ・ 子育て環境や医療・福祉サービスが充実した暮らしやすいまちを望む声が最も多く、それ以外では、観光・広域連携・働く場所となっています。
- ・ 他の地域に比べやや高いのが、文化・芸術活動が盛んなまち、地球環境にやさしいまちとなっており、暮らしやすさの中で、文化・芸術活動や環境にやさしいまち等のさらなる付加価値づくりが望まれます。

(3) 地域づくりの課題

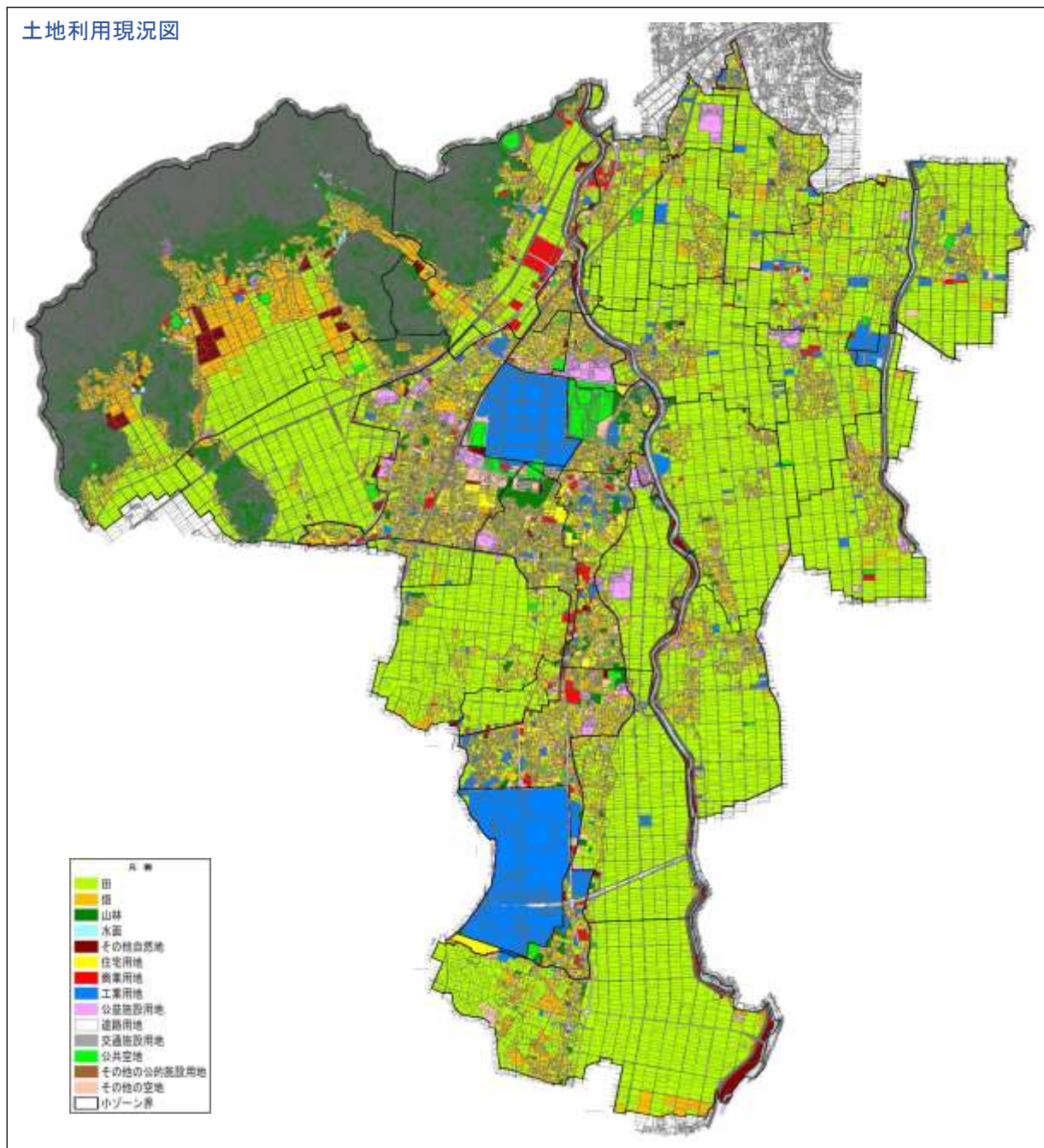
- ・ 地域の中心地としての新大平下駅周辺におけるさらなる環境整備
- ・ 隣接する栃木地域と連携した栃木駅南地区の新たな拠点形成と質の高い住環境の形成
- ・ 市街地の分散化や既存商業施設、個人商店の衰退
- ・ 防災上、交通安全上の課題が見られる既成市街地における生活道路等
- ・ 豊かな自然環境や農林業を活かした観光・レクリエーション機能のさらなる活性化

(4) 求められる地域づくりの方向性

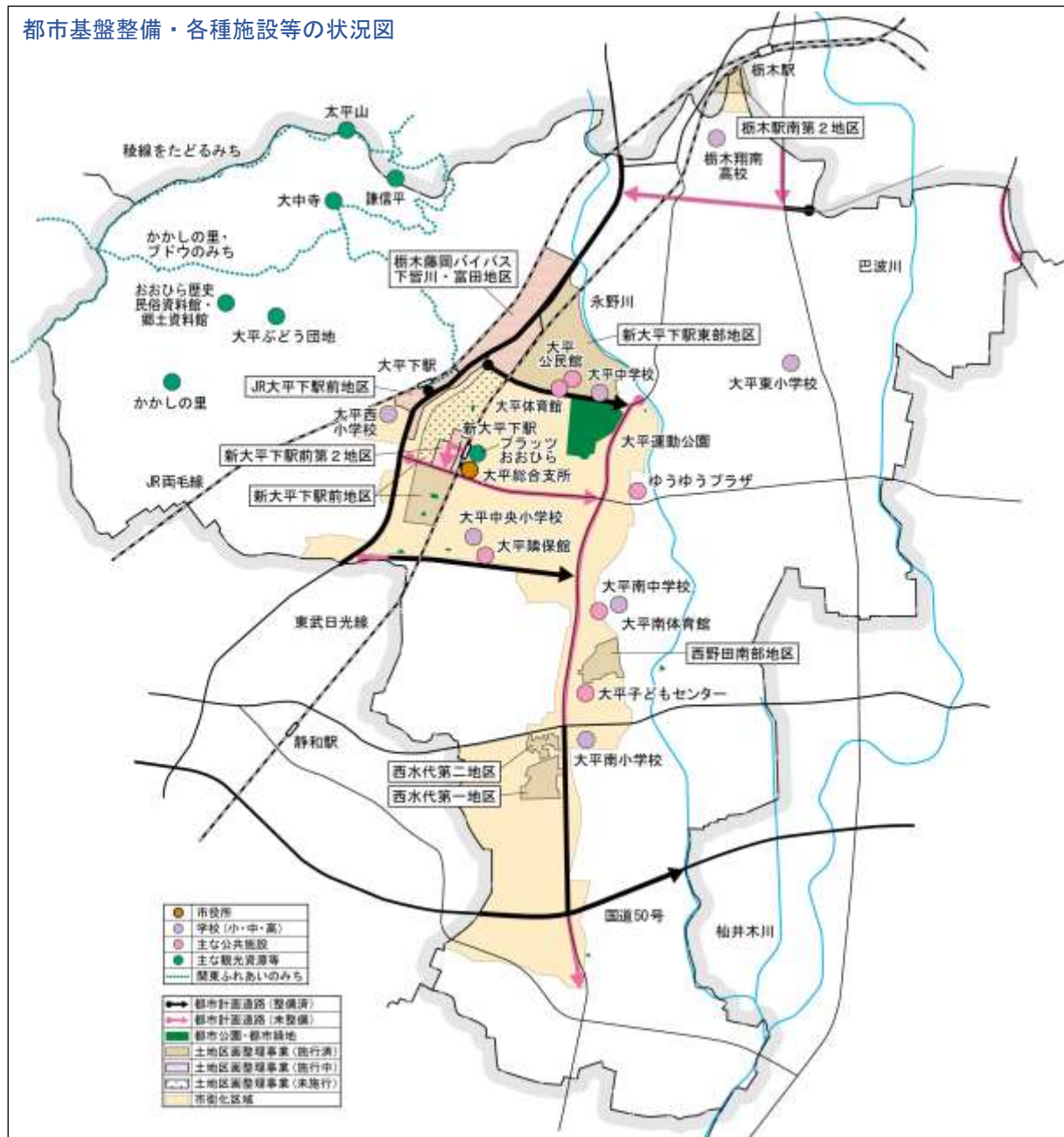
- ・ 新大平下駅及び大平下駅周辺における地域の顔となる中心的な市街地整備と景観形成
- ・ 栃木駅南地区における医療拠点等の整備と一体となった新たな市街地の形成
- ・ 安心・安全の確保及び観光施策とも連携した歩行者・自転車及び緑のネットワーク形成
- ・ 太平山及び南山麓周辺における既存資源を活かした広域交流拠点の形成
- ・ 大平運動公園周辺におけるスポーツ・文化・教育の重点エリアとしての機能充実
- ・ 交通利便性や位置的優位性の活用

■ 地域の現況図

土地利用現況図



都市基盤整備・各種施設等の状況図



大平地域-2 地域の将来像と地域づくりの目標

地域の現状、市民意向、地域づくりの課題及び求められる地域の役割を踏まえ、地域の将来像と地域づくりの目標を設定します。

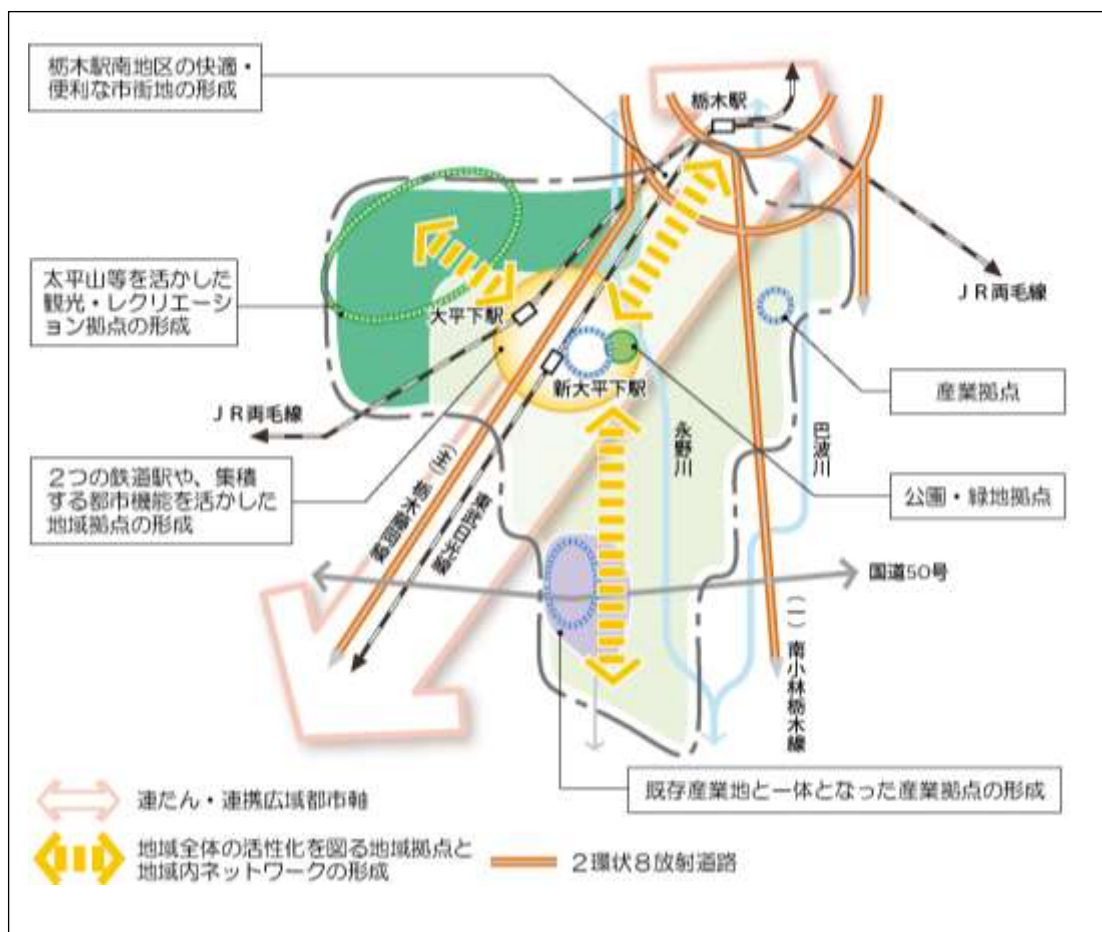
(1) 地域の将来像

自然・田園環境に抱かれた、美しく豊かに暮らす地域づくり

太平山及び南山麓周辺や永野川、巴波川周辺等の豊かな自然・田園環境の保全を図るとともに、それらに囲まれた新大平下駅及び大平下駅周辺の地域拠点や栃木駅南地区において、多様な都市機能が集積する快適・便利な生活環境の充実、整備を図ります。

また、豊かな自然・田園環境を活かしながら、観光・レクリエーション施設の機能充実と広域的な観光ネットワークの構築等を進め、魅力ある体験型観光の推進を図ります。

《地域づくりの概念図》



(2) 地域づくりの目標

目標 1 充実した都市機能で豊かに暮らせる地域づくり

新大平下駅及び大平下駅周辺地区を中心とした大平地域拠点、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、子育て支援、スポーツ等、多様な都市機能がコンパクトに集約することにより、誰もが快適・便利な生活環境を享受でき、豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

目標 2 地域の個性を活かした魅力で人々をいざなう地域づくり

太平山及び南山麓周辺に広がる自然・田園環境の保全を図るとともに、その環境や既存の観光資源を活かした体験型観光の推進により、広域からの集客を図り、交流人口の拡大による本市の賑わいの創出、地域の活性化を目指します。

目標 3 新たな拠点施設や広域交通網を活かした活力ある地域づくり

栃木駅南地区における医療拠点、教育施設の整備と一体的に良好な住宅地等の整備を図り、満足度の高い生活環境の実現を目指します。

また、幹線道路沿道における適切な商業業務系土地利用の誘導を図るとともに、広域幹線道路網を活かした地域の活性化を目指します。

目標 4 安心・快適で暮らしやすい地域づくり

都市基盤にかかる防災機能の強化、高齢者が暮らしやすいまちづくり、安心して子育てできる環境の確保、医療・福祉サービスの充実等、誰もが安心して暮らし続けられる生活環境の確保を目指します。

交通利便性向上や広域連携強化に有効な道路網の構築を目指すとともに、防災面や通学路の安全確保の観点から生活道路の整備を進め、安心・快適な地域づくりを進めます。

既存の都市基盤・各種施設を適正に維持管理するとともに、施設の更新や新規整備においては既存施設の有効活用や維持管理に配慮し、安全・安心で持続可能な暮らしやすい生活環境づくりを目指します。

大平地域-3 地域づくりの基本方針

方針1 新大平下駅及び大平下駅周辺の地域拠点の整備を推進します。

- ・ 新大平下駅及び大平下駅周辺地区は、新大平下駅西口駅前広場や、栃木藤岡線バイパス沿道の土地利用誘導等、地域拠点にふさわしい快適で魅力ある市街地の形成を図ります。
- ・ プラッツおおひらを拠点として、賑わいと活力を生み出す地域づくりを推進します。
- ・ 新大平下駅西口周辺地区における中心商業地の形成を図ります。
- ・ 都市計画道路における歩道やコミュニティ道路の整備を促進し、地域拠点内を回遊する緑のネットワークの形成を図ります。



新大平下駅から大平下駅方面を望む



地域の拠点となるプラッツおおひら

方針2 太平山及び南山麓周辺等における総合的観光施策の展開を図ります。

- ・ 太平山県立自然公園の環境保全を図るとともに、貴重な観光資源としての活用を図ります。
- ・ ぶどう団地と歴史民俗資料館・郷土資料館・かかしの里等の一体的な空間形成により、首都圏のレクリエーションの場としての活性化を目指します。
- ・ 太平山及び南山麓周辺への玄関口となる地域拠点とのアクセスを強化し、来訪者が快適に行き来できるネットワークの形成を目指します。
- ・ 永野川、巴波川の河川空間の保全とともに、それら自然環境を活かしたレクリエーション空間としての活用を図ります。



観光活動（ぶどう狩り）



風情ある永野川（両明橋）

方針3 ▶ 新たな地域の活力を創出する拠点整備や産業・物流施設等の誘致を図ります。

- ・ 栃木駅南地区における市街地整備と一体的に、既成市街地の面的事業等を検討しながら土地の有効利用を促進し、良好な住環境の形成を図ります。また、周辺においては、地域の豊かな緑環境や都市機能の集約により、定住促進に努め、地域活力の向上を目指します。
- ・ 首都圏における地理的優位性を活かした産業系施設の立地誘導を図ります。



良好な住環境の確保（イメージ）



幹線道路沿道の産業系施設

方針4 ▶ 防災及び生活関連施設の機能強化による安全・快適な生活環境を確保します。

- ・ 街区公園等災害発生時の避難場所となる身近な公園の整備を図ります。
- ・ 上・下水道、ガス等のライフライン関連施設の耐震化を促進します。
- ・ 医療・社会福祉施設、子育て関連施設等について地域の実情に応じ機能強化を図ります。
- ・ 交通利便性、観光・連携機能を強化する幹線道路等の体系的な道路網の構築を進めます。
- ・ 通学路を中心とした生活道路は、子ども達をはじめ地域住民が安全に歩行できる移動環境の確保を図ります。
- ・ 観光施策と連携しながら、公共交通の拡充や自転車専用レーン、駐輪場等の整備を検討し、快適で環境にもやさしい地域整備を促進します。



防災機能を備えた公園（イメージ）



自転車専用レーンの設置（イメージ）

大平地域-4 部門別地域整備方針

(1) 土地利用

① 住居系土地利用

- 栃木駅南地区は、医療エリアの整備と併せた定住拠点形成を図ります。
- 大平下駅前地区・下皆川富田地区は、交通利便性の高い定住拠点形成を図ります。
- 新大平下駅周辺・西野田地区・西水代地区・磯山周辺地区における定住環境を維持及び促進する環境づくりを図ります。
- 住工混在地区は、工場等の集約化等により、良好な居住環境を確保します。

② 商業・業務系土地利用

- 新大平下駅西口周辺地区は、地域の中心的な商業地の形成を促進します。
- 西野田地区・西水代地区、栃木藤岡線バイパス及び蛭沼川連線の沿道は、商業・業務系土地利用を促進します。

③ 工業系土地利用

- 国道50号沿道は、広域交通網を活かした新たな産業集積の誘導を検討します。
- 既存の産業系施設の周辺や民間活力活用の可能性があるエリアは、産業系施設の立地を誘導します。

④ 田園・自然系土地利用

- 条例（都市計画法第34条第11号）等に基づき集落の活力維持のために必要最低限の開発を適正に誘導しながら、環境と調和した、ゆとりある住環境の維持を図ります。
- 市街化区域と幹線道路沿道間のエリア（栃木駅南地区や小山栃木都賀線沿道等）は、既存の法規制を踏まえながら適正な土地利用の誘導を図ります。
- 太平山や晃石山の自然環境や永野川・巴波川等の河川の保全を図ります。

(2) 交通体系

① 道路網の整備

- 「2環状8放射道路」の形成に向け、都市計画道路小山栃木都賀線・主要地方道栃木藤岡線・一般県道南小林栃木線の整備推進や機能強化促進を図ります。
- 都市計画道路は、面的整備に併せた見直しを図りながら適宜整備を推進します。
- 国道50号は、沿道の有効な土地利用における軸として活用を図ります。
- 蛭沼川連線のバイパス等、南北方向の幹線道路の新規整備を検討します。

② 交通ネットワークの形成

- コミュニティバス・デマンドタクシー等による高齢者等の移動支援等、公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 太平山及び南山麓周辺は、観光拠点間を結ぶ歩行者・自転車ネットワークの形成や支援機能の充実を図ります。
- 新大平下駅及び大平下駅周辺の道路は、バリアフリー化等により安心・安全・快適な通行を確保するとともに、駅間等を結ぶネットワーク形成を図ります。
- 新大平下駅及び大平下駅は、交通結節点であることから、公共交通や生活・観光等の拠点としての機能強化・向上を図ります。

(3) 都市施設

① 公園・緑地等

- 身近な公園・広場を確保するため、必要に応じた都市公園等の整備を図るとともに、既存の近隣公園及び街区公園は、適正な維持・管理を図ります。
- 大平運動公園は、地域活性化・交流の拠点として、施設の適正な維持・管理に努めます。

② 供給処理施設

- 雨水の計画的な処理のため、河川の維持・管理や水路整備等を促進します。
- 上水道は、安全かつ安定した水の供給に向けて、給水普及率の向上及び未給水地域の解消を推進します。
- 汚水処理は、水洗化率は進んでいるものの公共下水道の普及が課題であり、今後とも円滑な処理に向け事業の推進を図ります。

③ その他の都市施設

- 学校教育施設は、安全で快適な学校生活環境・通学環境の確保を図ります。
- 地域住民の交流や学習の場等となるコミュニティセンター・公民館、地域の歴史・文化性を高める施設である大平文化会館・大平図書館・おおひら歴史民俗資料館、地域住民の安心を支えるゆうゆうプラザ・ふるさとふれあい館等の施設は、利用者のニーズに対応しながら、適正な維持・管理と必要な機能充実に努めます。
- プラッツおおひらは、地域の交流・活性化拠点としての機能充実に努めます。

(4) 市街地整備

① 新大平下駅周辺における市街地整備

- 新大平下駅周辺は、地域の「顔」となる地域拠点形成を図り、生活環境や防災機能を向上させるため、新大平下駅前地区の面的整備を推進します。

② 栃木駅南地区における新たな拠点形成

- 栃木駅南地区は、「とちぎメディカルセンターしもつが」を中心とした医療エリアの整備を図るとともに、周辺を含めた面的整備の検討により、田園環境と調和した新たな定住拠点の形成を推進します。

③ 市街地の整序、改善による良好な住環境の確保

- 磯山周辺地区は、市街地への定住を促進する良好な生活環境形成のため、道路・公園等の整備や地区計画等の導入等を推進します。

④ 幹線道路沿道における計画的な土地利用の誘導

- 一般県道蛭沼川連線沿道の西野田交差点・西水代交差点周辺は、周辺環境や景観に配慮しながら、店舗等の立地等の計画的な土地利用を誘導します。

(5) 都市防災

① 災害に強い市街地づくり

- 既成市街地は、火災や震災に備えた道路・市街地の改善を図ります。
- 永野川の水害対策を行いながら、地域防災計画に準拠した防災体制の確立を図ります。
- 市役所大平総合支所は、地域の防災拠点としての機能を確保しながら、市全体の防災ネットワークを踏まえた機能（他地域の代替機能等）の確保を図ります。

② 田園集落における安全な生活環境づくり

- 永野川・巴波川沿いにおける水害対策を行いながら、地域防災計画に準拠した防災体制の確立を図ります。

(6) 都市景観

① 緑豊かな環境と共生する景観づくり

- 太平山を背景に、平坦な地形と優良農地等が形成する良好な景観を維持するとともに、田園環境や平地林・屋敷林、河川環境の保全を図ります。
- 大平運動公園沿道における緑化を図るとともに、永野川がもたらす景観を保全します。

② 地域資源を活かした景観づくり

- 太平山及び南山麓周辺に広がる山林、田園、果樹景観、永野川・巴波川の河川景観等、地域の原風景となる景観の保全を図ります。

③ 幹線道路沿道や産業施設等における良好な景観形成

- 駅周辺や幹線道路沿道は、周辺の住宅地や自然景観に配慮しながら、建築物や屋外広告物等の景観誘導を推進します。
- 大規模な産業施設や市街地内の工場は、周辺との調和に配慮した景観形成を促進します。

(7) 都市環境

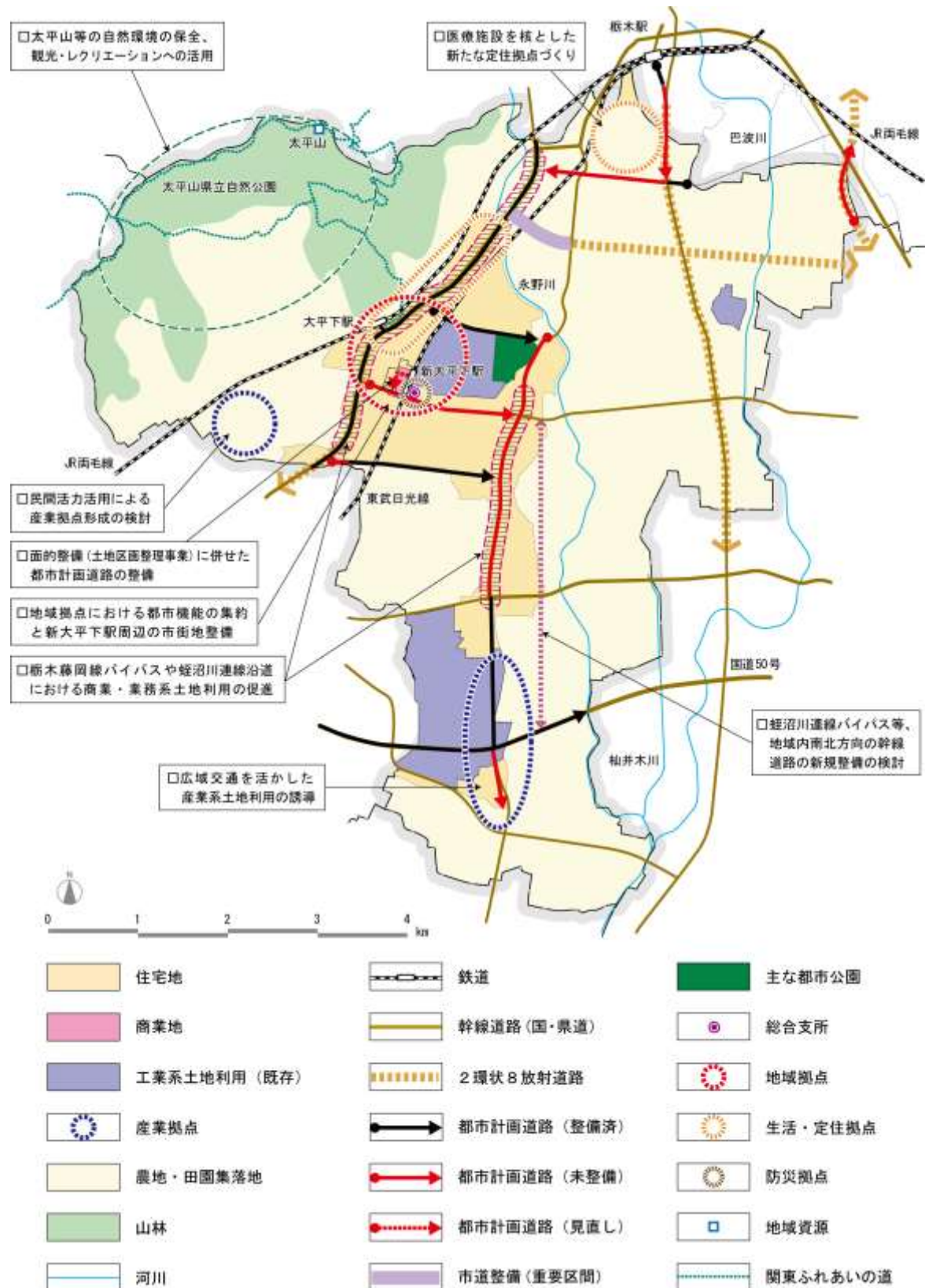
① 緑豊かなコンパクトシティの形成と環境にやさしいまちづくり

- 新大平下駅及び大平下駅周辺における都市機能の集約と既存の都市基盤・施設を活かした市街地形成により、環境にやさしいコンパクトなまちづくりを進めます。
- 新大平下駅及び大平下駅は、公共交通や自転車利用の拠点機能を確保し、誰もが移動しやすい環境づくりを図ります。

② 太平山や永野川・巴波川等の地域の自然を活かした魅力づくり

- 太平山は、市のシンボルとして市民に親しまれ、太平山県立自然公園として多くの人に利用されており、今後とも保全を前提にしながら、有効活用を図ります。
- 晃石山・かかしの里周辺や永野川、巴波川等の水辺環境等の良好な自然資源を保全しながら、自然を活かした観光・レクリエーションとしての活用を図ります。

大平地域まちづくり整備方針図



3. 藤岡地域

藤岡地域-1 地域の概要

(1) 地域の現状

- ・ 首都圏から本市への玄関口で地域拠点となる藤岡駅周辺
- ・ ラムサール条約の登録地で貴重な自然・湿地環境を有する渡良瀬遊水地
- ・ 渡良瀬川等の河川、三毳山の豊かな自然環境
- ・ レジャー・スポーツの場として多くの来訪者が利用する渡良瀬遊水地及び三毳山

(2) 市民アンケート調査より *藤岡地域をクロス集計した結果から見た特徴

【生活環境の満足度】

- ・ 自然・緑の豊かさ・美しさ、近所・地域との交流機会等の満足度が高く、豊かな自然のもとで、地域のふれあいが感じられる環境が特徴です。
- ・ 地域間の比較では全体的な満足度の低さが顕著であり、生活環境全般の満足度向上が大きな課題です。

【今後のまちづくりにおいて重視してほしいこと】

- ・ 身近な住環境の保全、道路・公園等の身近な住環境の整備、商業・観光の活性化を望む意見が多くなっています。
- ・ 他の地域に比べ、商業・観光の活性化が高いのが特徴です。
- ・ 道路・公園等の身近な住環境の整備、集落地の生活環境の改善を望む声も多く、全体的な住環境の改善・向上を図っていくことが課題となります。

【20年後のまちの将来像（地域の中心）】

- ・ 子育て環境や医療・福祉サービスが充実した暮らしやすいまちを望む声が最も多く、それ以外では、観光・広域連携・働く場所となっています。
- ・ 地域間の比較では、観光・広域連携や働く場所を望む声が多く、渡良瀬遊水地や東北縦貫自動車道等を活かした活力づくりが求められています。

(3) 地域づくりの課題

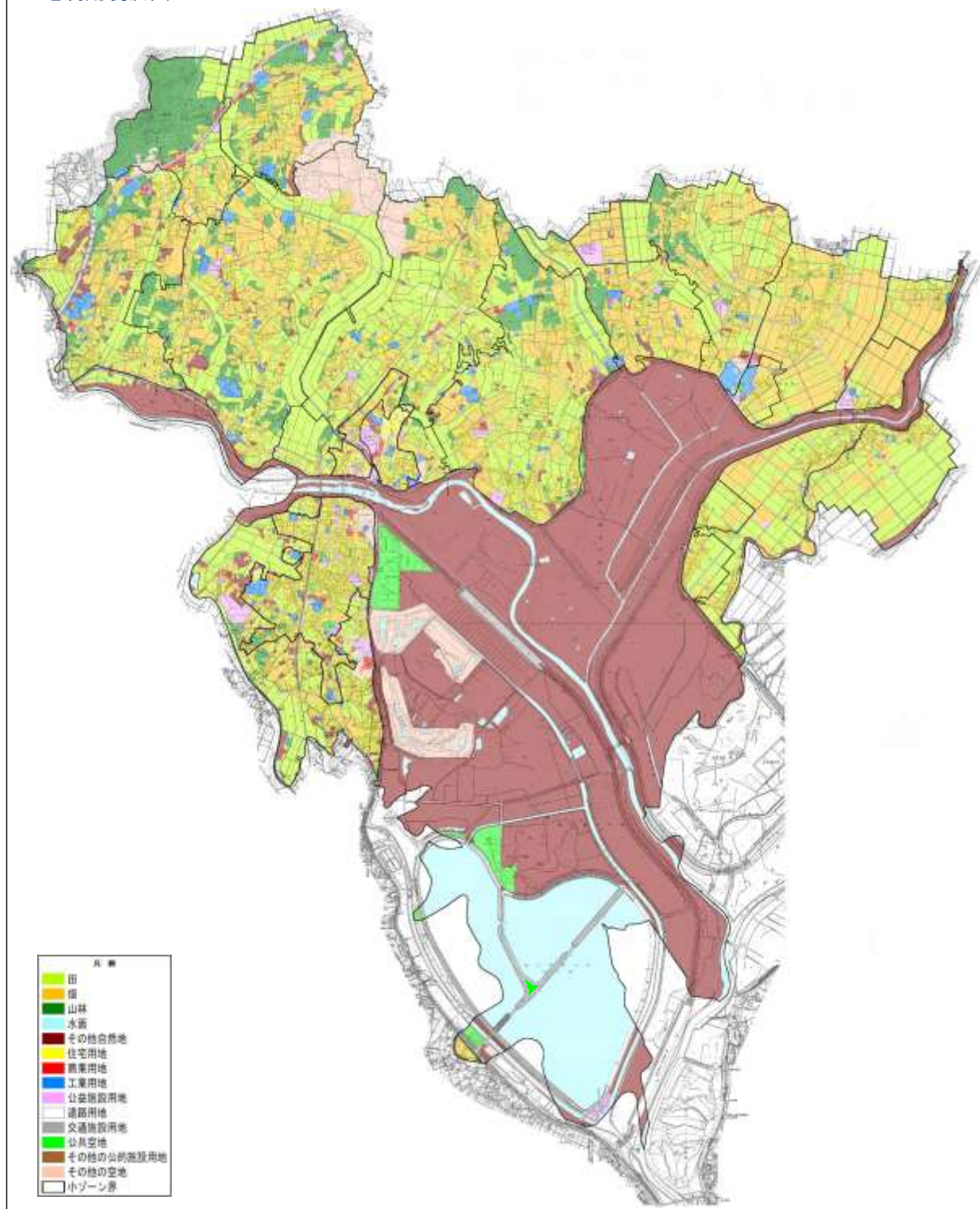
- ・ 少子化・超高齢社会の中で市街地や集落の活力の維持
- ・ 交通の要衝としての立地優位性の活用
- ・ 豊かで貴重な自然環境の保全と観光資源としての有効活用
- ・ 未整備となっている体系的な道路網
- ・ 就業環境・公共交通・医療（通院）環境をはじめ、生活環境に対する満足度の向上

(4) 求められる地域づくりの方向性

- ・ 自然資源等を活かした観光基盤の整備と活性化
- ・ 生活の利便性を高め、安心して暮らせる交通・移動環境、商業環境及び医療環境の充実
- ・ 計画的な市街地整備による生活環境の総合的な向上
- ・ 交流人口増による地域の活性化
- ・ 首都圏に近い立地優位性を活かした産業基盤の整備

■ 地域の現況図

土地利用現況図



都市基盤整備・各種施設等の状況図

この図は、富士市の都市基盤整備と各種施設の状況を示しています。図の中心には、市役所、学校、主な公共施設、主要な観光資源などが集中しています。また、都市計画道路、都市公園・都市緑地、土地利用調整事業、市街化区域などの整備状況も示されています。

主要な施設と地域：

- 市役所
- 学校（小・中・高）
- 主な公共施設
- 主な観光資源等
- 渡良瀬遊水地
- 松葉地区
- 新町西地区
- 板倉
- 東洋大前駅
- 柳生駅
- 谷中湖
- 思川
- 巴波川
- 江川
- 蓮花川
- 三杉川
- 渡良瀬川
- 渡良瀬水地
- 渡良瀬緑地
- 荒立北地区
- 荒立地区
- 藤岡第二中学校
- 都屋出張所
- 都屋小学校
- 赤麻小学校
- 藤岡第一中学校
- 藤岡歴史民俗資料館
- 藤岡文化会館
- 藤岡総合支所
- 藤岡スポーツふれあいセンター
- 藤岡渡良瀬運動公園
- 藤岡小学校
- 藤岡総合体育館
- 藤岡遊水池会館（湿地資料館）

都市計画道路（整備済）

都市計画道路（未整備）

都市公園・都市緑地

土地利用調整事業（施行済）

市街化区域

藤岡地域-2 地域の将来像と地域づくりの目標

地域の現状、市民意向、地域づくりの課題及び求められる地域の役割を踏まえ、地域の将来像と地域づくりの目標を設定します。

(1) 地域の将来像

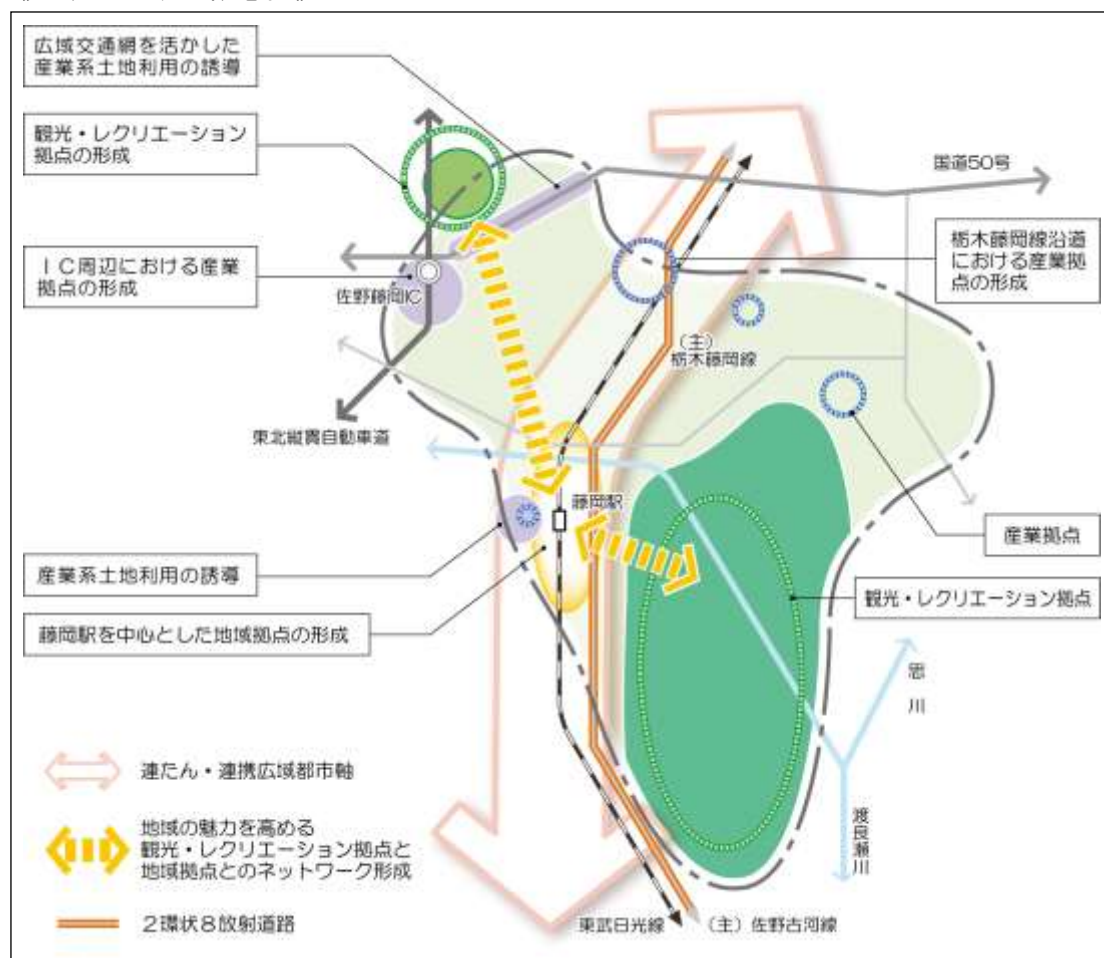
貴重な自然資源を守り活かし魅力につなげる、住みたいと思える地域づくり

渡良瀬遊水地・渡良瀬川・三嵎山等の後世に残すべき貴重な自然資源を保全するとともに、その環境を地域の魅力として有効に活用した地域づくりを進めます。

また、地域の有する自然・歴史資源や観光・レクリエーション施設等の機能強化と相互の連携及び内外に対する情報発信等により、さらなる地域の魅力向上を図ります。

良好な住環境の確保をはじめ、道路等の都市基盤、医療、子育て環境等の生活環境の向上とともに、IC周辺等における産業の振興にも努めながら、住みたいと思える快適で活力ある地域づくりを目指します。

《地域づくりの概念図》



(2) 地域づくりの目標

目標 1	渡良瀬遊水地エリア、三轟山エリアを守り活かした地域づくり
------	-------------------------------------

渡良瀬遊水地エリアや三轟山エリアは、自然資源の保全はもとより、レジャー・スポーツ機能や地域資源の連携強化により、さらなる魅力向上を図り、地域活性化に寄与する賑わいの創出を図ります。

また、首都圏からの玄関口として、渡良瀬遊水地エリアや三轟山エリアと、本市の有する多様な魅力を内外に発信し、広域的な観光・レクリエーション機能を向上させ、交流人口拡大に寄与する地域づくりを図ります。

目標 2	生活環境の充実等による高質で魅力ある地域拠点づくり
------	----------------------------------

藤岡駅周辺における都市的土地利用の誘導や、道路体系の整備、安全・快適な交通移動環境の充実等、地域住民の安全・安心、快適・便利な生活環境を確保し、住みたいと思える地域づくりを図ります。

目標 3	広域交通網や位置的優位性を活かした活力ある地域づくり
------	-----------------------------------

佐野藤岡IC、国道50号等の広域交通網や、首都圏に近いという位置的優位性を活かし、産業・流通拠点の形成を図るとともに、地域内の幹線道路沿道における新たな産業拠点の形成を検討し、地域の魅力の一つとしての産業振興と雇用機会の確保を目指します。

目標 4	安心・快適で暮らしやすい地域づくり
------	--------------------------

都市基盤にかかる防災機能の強化、高齢者が暮らしやすいまちづくり、安心して子育てできる環境の確保、医療・福祉サービスの充実等、誰もが安心して暮らし続けられる生活環境の確保を目指します。

交通利便性向上や広域連携強化に有効な道路網の構築を目指すとともに、防災面や通学路の安全確保の観点から生活道路の整備を進め、安心・快適な地域づくりを進めます。

既存の都市基盤・各種施設を適正に維持管理するとともに、施設の更新や新規整備においては既存施設の有効活用や維持管理に配慮し、安全・安心で持続可能な暮らしやすい生活環境づくりを目指します。

藤岡地域-3 地域づくりの基本方針

方針1 レジャー・スポーツ機能の充実と地域資源との連携を図ります。

- ・ 渡良瀬遊水地、みかも山公園（県南大規模公園）は、自然環境の保全を図ります。
- ・ 渡良瀬遊水地エリア及び三轟山エリアは、広域的な観光・レクリエーション拠点としての機能強化を図ります。これらと一体的な渡良瀬運動公園・渡良瀬の里・道の駅みかも等の施設についても有効活用を図ります。
- ・ 三轟山エリアから藤岡駅周辺及び渡良瀬遊水地エリアは、河川や道路等のネットワークや各種地域資源のネットワークにより、地域一帯の活性化を目指します。



渡良瀬遊水地



三轟山

方針2 藤岡駅周辺の地域拠点の整備及び安全・快適な地域づくりを推進します。

- ・ 藤岡駅周辺は、高質で魅力ある生活の場として総合的な地域づくりを推進しながら、渡良瀬遊水地方面を結ぶ、シンボルとなる拠点形成を目指します。
- ・ 藤岡駅東地区は、都市計画道路等の都市施設の整備や沿道を含めた質の高い居住環境の確保を図ります。
- ・ 藤岡駅西地区は、生活環境の向上を図りながら、市街地の新たな定住拠点の形成を目指します。
- ・ 避難場所となる身近な公園の整備、上・下水道、ガス等のライフライン関連施設の耐震化、医療・社会福祉施設、子育て関連施設等の機能強化、安全に歩行できる道路・移動環境の確保等、地域住民の安全で快適な生活環境の確保を図ります。



藤岡駅前通り



藤岡中央通り

方針3 佐野藤岡IC周辺において産業・流通拠点の形成を図ります。

- ・ 佐野藤岡ICを有する立地優位性を活かし、活力ある地域づくりを推進します。
- ・ ICへのアクセスに優れる地域内幹線道路周辺の地域の新たな産業振興及び就業の場として活用を検討します。
- ・ 都市的土地利用の誘導においては、地区計画の活用や関係機関との調整により周辺環境との調和を図ります。



佐野藤岡 IC 周辺



周辺環境と調和する産業団地等（イメージ）

方針4 防災及び生活関連施設の機能強化による安全・快適な生活環境を確保します。

- ・ 街区公園等災害発生時の避難場所となる身近な公園の整備を図ります。
- ・ 上・下水道、ガス等のライフライン関連施設の耐震化を促進します。
- ・ 医療・社会福祉施設、子育て関連施設等について地域の実情に応じ機能強化を図ります。
- ・ 交通利便性、観光・連携機能を強化する幹線道路等の体系的な道路網の構築を進めます。
- ・ 通学路を中心とした生活道路は、子ども達をはじめ地域住民が安全に歩行できる移動環境の確保を図ります。
- ・ 観光施策と連携しながら、公共交通の拡充や自転車専用レーン、駐輪場等の整備を検討し、快適で環境にもやさしい地域整備を促進します。



住民の憩いの場となる渡良瀬の里



通学路の安全確保（イメージ）

藤岡地域-4 部門別地域整備方針

(1) 土地利用

① 住居系土地利用

- 藤岡駅周辺は、地域の生活を支える地域拠点として、都市機能の集約を図ります。
- 低層住宅地・中高層住宅地では、良好な住環境を維持するとともに、定住拠点の形成を図ります。
- 住工混在が見られる藤岡駅周辺は、良好な居住環境と操業環境の共存を図ります。

② 商業・業務系土地利用

- 藤岡駅周辺は、近隣商業機能を維持します。また、渡良瀬遊水地との連携強化により市街地の賑わいづくりを図ります。

③ 工業系土地利用

- 西前原工業団地等の既存の機能を維持するとともに、新たな産業拠点である中根産業団地の機能強化を図ります。
- 佐野藤岡IC周辺・国道50号沿道等は、高速道路による広域交通を活かした産業系の土地利用を図ります。

④ 田園・自然系土地利用

- 条例（都市計画法第34条第11号）等に基づき集落の活力維持のために必要最低限の開発を適正に誘導しながら、環境と調和した、ゆとりある住環境の維持を図ります。
- 良好な生産基盤である優良農地や田園環境の維持・保全を図ります。
- 三轟山や田園集落における平地林・屋敷林等の保全を図ります。
- 佐野藤岡IC周辺や国道50号沿道等における産業系の土地利用は、既存の法規制を踏まえながら、計画的な土地利用となるよう誘導します。

(2) 交通体系

① 道路網の整備

- 「2環状8放射道路」の形成に向け、主要地方道栃木藤岡線の機能強化促進を図ります。
- 都市計画道路は、藤岡駅周辺の市街地における未整備路線の整備を図ります。
- 地域の東西の軸として、道の駅みかもと中根産業団地を結ぶ市道の改良や歩行者・自転車の安全な通行環境形成等を図ります。

② 交通ネットワークの形成

- 渡良瀬遊水地の地内道路の安全な通行を確保するとともに、コミュニティバス・デマンドタクシー等による高齢者等の移動支援等、公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 藤岡駅は、公共交通や生活・観光活動の拠点機能の充実を図ります。駅周辺の道路は、バリアフリー化等により安全な道路環境形成を図ります。
- 渡良瀬遊水地における散策・サイクリング等の利用を促進し、交流人口を拡大するため、魅力あるルートづくりや、駅や市街地とのネットワーク形成を図ります。

(3) 都市施設

① 公園・緑地等

- 渡良瀬遊水地の環境を保全するとともに、施設の維持・管理、サイクリング利用環境の向上等による機能充実を図ります。
- みかも山公園（県南大規模公園）や渡良瀬緑地等により、地域住民1人当り公園面積は高くなっていますが、今後は、身近な憩い・遊びの場となる公園・広場等の確保を図ります。

② 供給処理施設

- 広域的な洪水等調整機能や地域の雨水排水のため、渡良瀬遊水地や、渡良瀬川等の河川の適正な維持・管理を図ります。
- 上水道は、安全かつ安定した水の供給に向けて、給水普及率の向上及び未給水地域の解消を推進します。
- 汚水処理は、下水道普及率・水洗化率の向上に向け、公共下水道事業や合併処理浄化槽設置等の推進・促進を図ります。

③ その他の都市施設

- 学校教育施設は、安全で快適な学校生活環境・通学環境の確保を図ります。
- 藤岡駅周辺に集積する市役所藤岡総合支所・藤岡図書館・藤岡文化会館等の維持・管理と機能強化を図ります。また、市街地に隣接して藤岡スポーツふれあいセンターや藤岡遊水池会館（湿地資料館）等の施設が立地していることから、渡良瀬遊水地と連携した交流人口拡大の拠点として活用を図ります。
- 国道50号沿いの道の駅みかもは、休憩・情報発信や地域活性化の拠点として活用を図るとともに、広域的な防災拠点としての拠点づくりを図ります。

(4) 市街地整備

① 藤岡駅周辺における地域拠点の形成

- 藤岡駅周辺は、地域の「顔」として、また、首都圏方面からの本市の玄関口にふさわしい、質の高い都市空間形成を図ります。
- 駅東地区は、面的整備の導入を検討し、都市計画道路の整備や密集市街地の改善等を一体的に進めるとともに、駅前のシンボルとなる空間づくりを図ります。
- 駅西地区においても面的整備の導入を検討し、住工混在の解消により、住みやすい定住拠点の形成を図ります。

② 佐野藤岡IC周辺・国道50号沿道等における産業拠点の形成

- 佐野藤岡IC及び国道50号沿道等における産業系の土地利用は、既存の法規制を踏まえながら、周辺の自然環境・住環境と調和した計画的な土地利用の誘導を図ります。

(5) 都市防災

① 災害に強い市街地づくり

- 藤岡駅周辺の市街地は、火災や震災に備えた市街地の改善を図ります。また、渡良瀬遊水地の治水機能の向上や、地域防災計画に準拠した防災体制の確立を図ります。
- 市役所藤岡総合支所は、地域の防災拠点としての機能を確保しながら、市全体の防災ネットワークを踏まえた機能（他地域の代替機能等）の確保を図ります。
- 道の駅みかもについても防災拠点として位置づけ、防災拠点や避難場所・救助活動・備蓄等の機能を確保します。

② 田園集落における安全な生活環境づくり

- 渡良瀬遊水地の治水機能向上や堤防の維持・管理等の水害対策を行いながら、地域防災計画に準拠した防災体制の確立を図ります。

(6) 都市景観

① 渡良瀬遊水地等を活かした水と緑の景観づくり

- 渡良瀬遊水地における世界的に貴重な自然・湿地環境の保全を図ります。
- 渡良瀬川をはじめ、渡良瀬遊水地に流下する河川がもたらす個性ある景観を保全します。

② 地域拠点となる駅周辺の景観づくり

- 市街地の公共公益施設は、地域拠点としてふさわしい質の高い景観形成を図ります。また、近隣商業地において、賑わいと活力のある景観形成を検討します。
- 市街地の景観形成は、渡良瀬遊水地の堤防や渡良瀬川、三毳山等、地域固有の自然環境と調和した、個性ある景観形成を目指します。

③ 自然・農地等を活かした豊かな田園集落の景観形成

- 三毳山と渡良瀬遊水地を背景にした個性ある田園景観の維持を図ります。
- 地域東部の部屋地区は、巴波川と一体となった潤いのある田園集落景観を保全するとともに、巴波川の舟運の歴史(河岸の復元等)を感じさせる個性ある景観形成を図ります。

(7) 都市環境

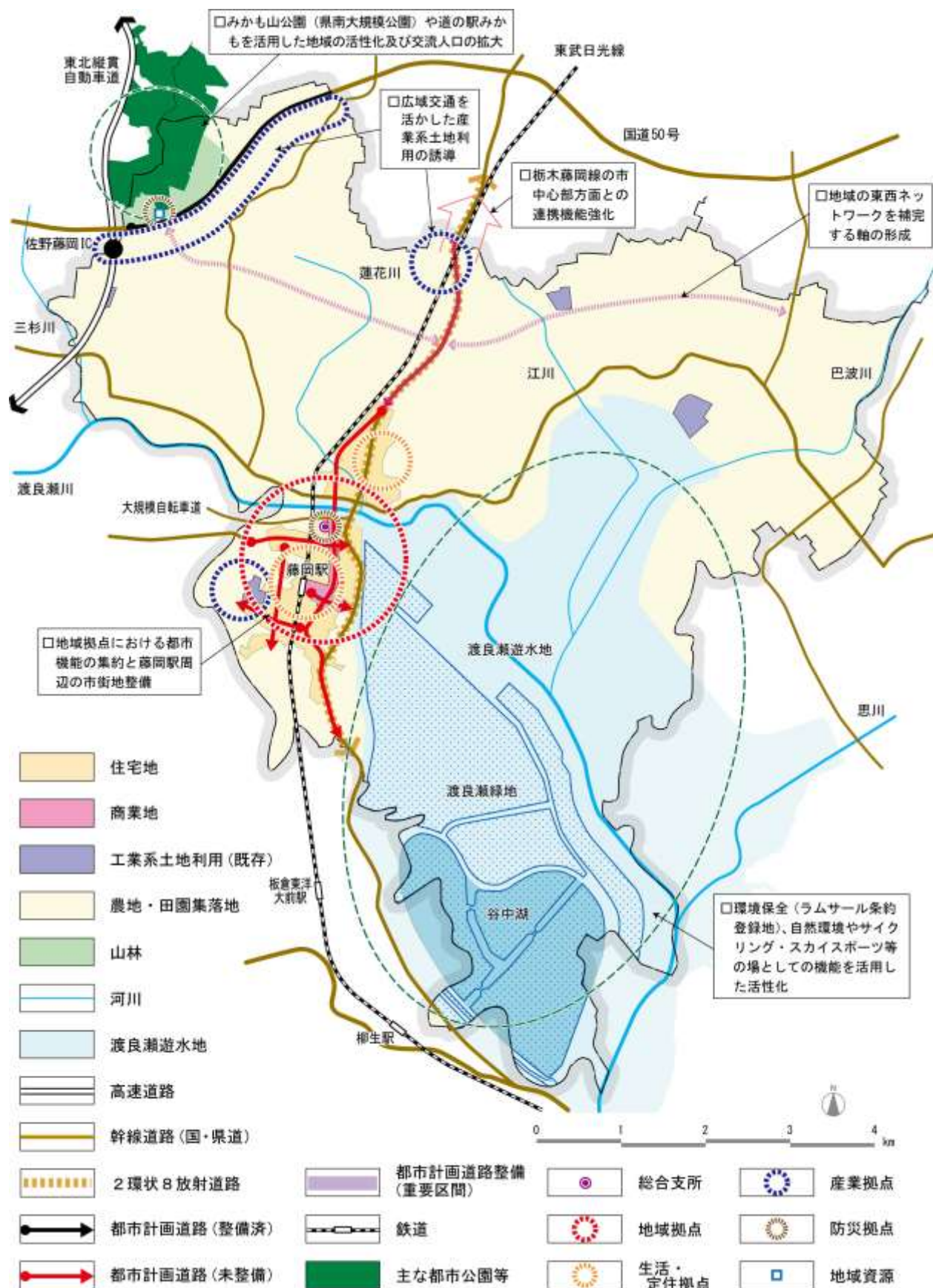
① 地域拠点におけるコンパクトシティの形成と環境にやさしいまちづくり

- 藤岡駅周辺における都市機能の集約と既存の都市基盤・施設を活かした市街地形成により、環境にやさしいコンパクトなまちづくりを進めます。
- 藤岡駅は、公共交通の発着による利用促進を図るとともに、歩行者・自転車ネットワークにおける拠点としての機能を確保します。

② 渡良瀬遊水地・三毳山等の自然環境を活かした魅力づくり

- 渡良瀬遊水地は、ラムサール条約登録地として保全に配慮しながら、「ハートランドプラン」の推進や遊水地周辺の市町との連携により、交流人口拡大への活用を図ります。
- 藤岡スポーツふれあいセンター等は、サイクリングや情報発信の拠点機能を強化します。
- 三毳山の自然環境を保全し、みかも山公園（県南大規模公園）や道の駅みかも等の施設は、自然を活かしたレクリエーション・地域活性化拠点として活用を図ります。

藤岡地域まちづくり整備方針図



4. 都賀地域

都賀地域-1 地域の概要

(1) 地域の現状

- ・ 地域に大きく広がる山林や河川の自然環境と田園環境
- ・ 東北縦貫自動車道と北関東自動車道が交差する広域交通網の要衝
- ・ 活発な地域の歴史・文化の継承、育成及びコミュニティ活動
- ・ 他の地域に比べ安全・安心に関連する生活環境に対する満足度が高い

(2) 市民アンケート調査より *都賀地域をクロス集計した結果から見た特徴

【生活環境の満足度】

- ・ 自然・緑の豊かさ・美しさの満足度が高いほか、通勤・通学や買い物の利便性、高齢者の生活のしやすさ、防犯・防災、地域の交流機会等も高く、豊かな自然の中で安全・安心に暮らせる環境に対する満足度の高さが伺えます。
- ・ バス利用や歩行者・自転車の安全性、就業環境等の満足度が低く、交通利便性・安全な通行環境確保や就業環境の改善等が課題となります。

【今後のまちづくりにおいて重視してほしいこと】

- ・ 身近な住環境の保全と整備、商業・観光の活性化を望む意見が多くなっています。
- ・ 他の地域に比べ、農林業と産業の活性化を望む声が多くなっています。
- ・ これを踏まえ、現在の住環境の維持・向上に対応するとともに、地域内に広がる優良農地や都賀 IC 周辺・小山栃木都賀線等の生産基盤・都市基盤を活かした産業全般の活性化を図っていくことが課題となります。

【20年後のまちの将来像（地域の中心）】

- ・ 子育て環境や医療・福祉サービスが充実した暮らしやすいまちを望む声が多く、それ以外では、働く場所や美しい景観、住みよい環境が望まれています。他の地域に比べ、景観や住みよい環境に対する意識が高いのが特徴です。
- ・ 地域間の比較では、美しい景観や働く場所を望む声が多く、地域の美しい景観を守りながら、広域交通ネットワークを活かした産業の活性化等が求められています。

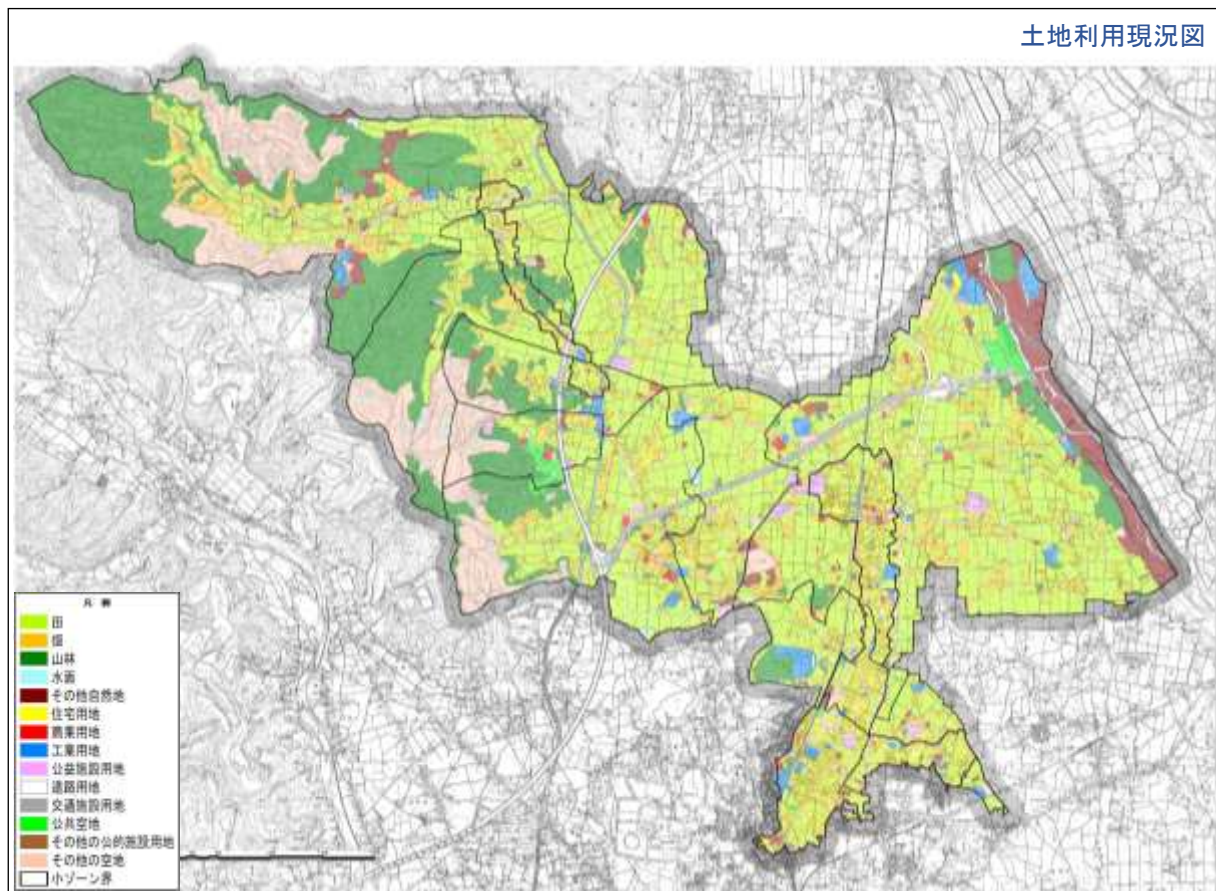
(3) 地域づくりの課題

- ・ 少子化・超高齢社会の進行による地域活力の低下
- ・ 家中駅を中心とした地域拠点における都市機能の充実
- ・ 未整備や未改良となっている体系的な道路網
- ・ 広域交通網を活かした産業集積

(4) 求められる地域づくりの方向性

- ・ 広域交通網を活かし、産業集積地として発展が期待される都賀 IC 周辺
- ・ 都賀西方 PA におけるスマート IC の整備
- ・ 豊かな自然環境、田園環境及び観光施設を活かした交流人口の拡大
- ・ 広域道路ネットワークの確保と有効な沿道利用

■ 地域の現況図



都賀地域-2 地域の将来像と地域づくりの目標

地域の現状、市民意向、地域づくりの課題及び求められる地域の役割を踏まえ、地域の将来像と地域づくりの目標を設定します。

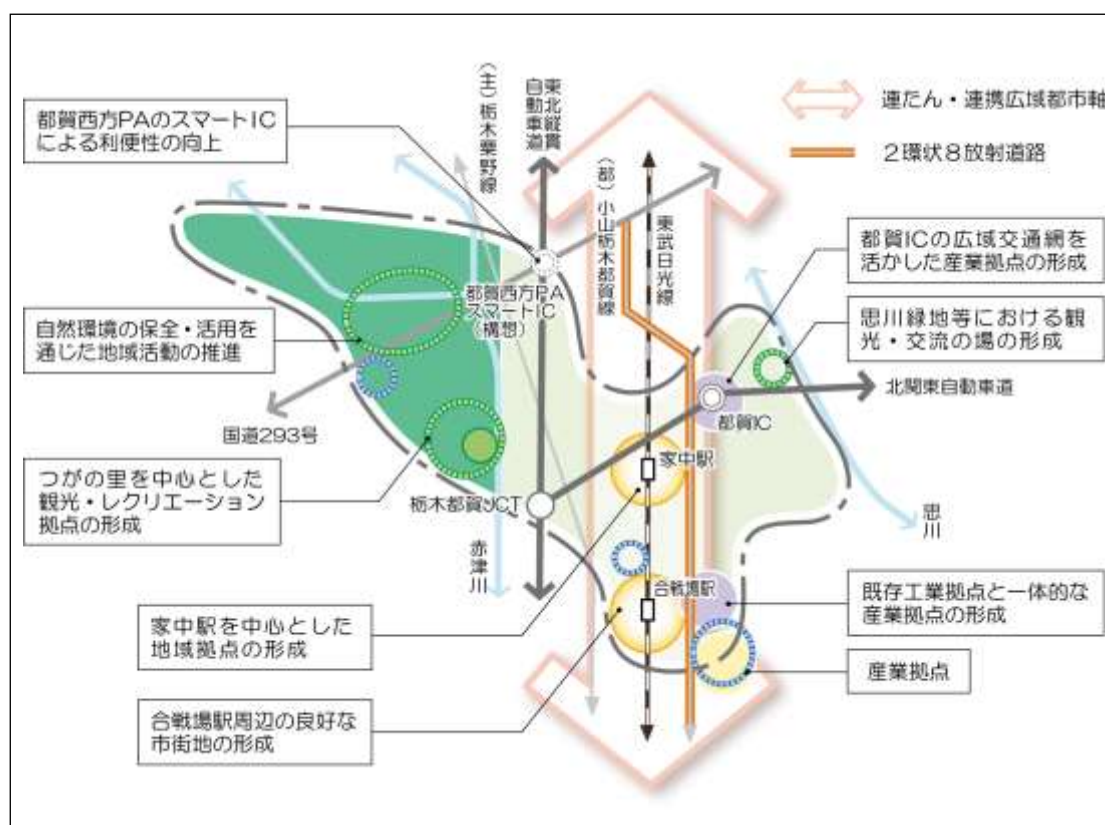
(1) 地域の将来像

自然・歴史・文化・産業等を活かした多様な交流のある地域づくり

家中駅を中心とした地域拠点の整備を進める一方、地域西部の清らかな自然環境や、つがの里の集客効果、さらには多くの郷土芸能や活発な地域コミュニティ活動等を地域の個性として大切に守りながら、その魅力を活かした交流機会の充実を図り、地域の活力を創出します。

また、都賀 IC を有する広域交通の要衝としての優位性や、都賀西方 PA の有効活用、幹線道路の整備と一体となった有効な沿道利用の促進等により、企業集積や生活環境の利便性を向上し、地域産業の活性化と広域的な連携、交流機能の強化・充実を目指します。

《地域づくりの概念図》



(2) 地域づくりの目標

目標 1 生活環境の充実等による高質で魅力ある地域づくり

家中駅周辺は、駅西側地区への公共公益施設等の集約を進めるとともに、駅東西地区の役割分担を踏まえた均衡ある整備を図り、地域拠点にふさわしい環境づくりを図ります。

合戦場駅周辺及び大柿十文字周辺は、地域を支える副次的な生活拠点として捉え、地域の特性を活かした生活基盤の強化を図ります。

地域の中央部から東部一帯の農地と集落によって形成される田園部は、地域の原風景ともいべき田園景観の保全とともに、集落の生活基盤の強化を図ります。

目標 2 自然・歴史・文化等の地域資源を活かした地域づくり

地域西部の山林地や思川沿岸地域の豊かな自然・歴史環境を地域の個性として捉え、それら自然環境の保全を図るとともに、立地する公園・緑地等の機能強化により、地域のみならず広域的なレクリエーション拠点として活用を図ります。

また、地域内を流れる赤津川、逆川の河川は、地域の貴重な自然資源としての保全とともに、水と緑のネットワークや、自然とふれあえる空間としての活用を図ります。

目標 3 広域交通ネットワークを活かした産業振興による地域づくり

広域交通に直結する都賀IC周辺は、新たな産業集積による拠点の形成を図ります。

また、都賀西方PAは、スマートICの整備を進めながら、広域的な連携強化と交流機会の形成を図ります。

さらに、都賀ICとネットワークする小山栃木都賀線沿道は、地域の都市軸としての役割を踏まえつつ、将来的な産業振興に寄与する土地利用を図ります。

目標 4 安心・快適で暮らしやすい地域づくり

都市基盤にかかる防災機能の強化、高齢者が暮らしやすいまちづくり、安心して子育てできる環境の確保、医療・福祉サービスの充実等、誰もが安心して暮らし続けられる生活環境の確保を目指します。

交通利便性向上や広域連携強化に有効な道路網の構築を目指すとともに、防災面や通学路の安全確保の観点から生活道路の整備を進め、安心・快適な地域づくりを進めます。

既存の都市基盤・各種施設を適正に維持管理するとともに、施設の更新や新規整備においては既存施設の有効活用や維持管理に配慮し、安全・安心で持続可能な暮らしやすい生活環境づくりを目指します。

都賀地域-3 地域づくりの基本方針

方針1 家中駅周辺等の整備推進及び良好な集落・田園居住環境を形成します。

- ・ 家中駅周辺は、地域の生活拠点としての整備を推進します。
- ・ 家中駅の西側に公共公益施設を集約し、東側に近隣商業地を形成し、この二つの機能を併せ持つ地域拠点の形成を図ります。
- ・ 合戦場駅周辺及び大柿十文字周辺は地域の副次的な生活拠点として、日用買回り品等を中心とした近隣商業機能の確保を図ります。
- ・ 地域に分散立地する集落地は、道路等の生活基盤の強化を図ります。
- ・ 条例に基づく開発等の適正な誘導により、周辺の自然環境と調和する良好な田園居住地区の維持を図ります。



家中駅東口



環境と調和した田園居住（イメージ）

方針2 自然・歴史・文化等を活かした交流人口の拡大を図ります。

- ・ つがの里・思川緑地・つがスポーツ公園は、レクリエーション拠点としての機能強化を図り、広域的な交流人口の拡大を図ります。
- ・ 旧日光例幣使街道の面影を伝える街道筋の町並みの保全や、思川と調和した自然と歴史の風情が感じられる景観形成を図ります。
- ・ 赤津川、逆川の河川は、既設のサイクリングロードの活用を図るとともに、生物の生息環境を保全しながら、自然とのふれあいの場の整備を図ります。また、逆川におけるホタルの生息環境を保全し、ホタルによる観光の拠点づくりを図ります。



つがの里



赤津川

方針3 広域交通網を活かした産業立地促進により地域活力の向上を図ります。

- ・ 広域交通に直結する都賀IC周辺は、産業系の施設立地を促進するため、誘致企業に対するインセンティブ（行動を促すための動機づけ）の確保による企業誘致を進め、新たな産業拠点の形成を図ります。
- ・ 小山栃木都賀線沿道の平川地区においては、広域交通網を活かした地域の産業振興のため、産業系の土地利用を図ります。
- ・ 都賀西方PAにおいて、スマートICの整備を推進します。



都賀 IC



観光農園（イメージ）

方針4 防災及び生活関連施設の機能強化による安全・快適な生活環境を確保します。

- ・ 街区公園等災害発生時の避難場所となる身近な公園の整備を図ります。
- ・ 上・下水道、ガス等のライフライン関連施設の耐震化を促進します。
- ・ 医療・社会福祉施設、子育て関連施設等について地域の実情に応じ機能強化を図ります。
- ・ 交通利便性、観光・連携機能を強化する幹線道路等の体系的な道路網の構築を進めます。
- ・ 通学路を中心とした生活道路は、子ども達をはじめ地域住民が安全に歩行できる移動環境の確保を図ります。
- ・ 観光施策と連携しながら、公共交通の拡充や自転車専用レーン、駐輪場等の整備を検討し、快適で環境にもやさしい地域整備を促進します。



公園の防災機能（テントとなるパーゴラ）
（イメージ）



安全な道路環境（イメージ）

都賀地域-4 部門別地域整備方針

(1) 土地利用

① 住居系土地利用

- 家中駅周辺は、地域の生活を支える都市機能の集約を図ります。
- 合戦場・升塚西部地区では、良好な住環境を維持し、定住拠点の形成を図ります。
- 大柿地区は、地域の主要な生活拠点として、住みやすい環境づくりを図ります。

② 商業・業務系土地利用

- 家中駅・合戦場駅の周辺は、近隣商業機能を維持し、地域の商業者・住民等と連携した活性化による賑わいづくりを図ります。

③ 工業系土地利用

- 合戦場駅の西側と国道293号沿道は、地域の産業拠点としての機能を維持します。
- 都賀IC周辺は、高速道路による広域交通を活かした産業系の土地利用を図ります。
- 小山栃木都賀線沿道の平川地区は、都賀IC周辺との連続性を確保しながら、産業を中心とした産業系施設や、物流を中心とした業務系施設の立地を誘導します。

④ 田園・自然系土地利用

- 条例（都市計画法第34条第11号）等に基づき集落の活力維持のために必要最低限の開発を適正に誘導しながら、環境と調和した、ゆとりある住環境の維持を図ります。
- 地域の優良農地や、丘陵部の森林、田園集落の平地林・屋敷林の保全を図ります
- 産業系の土地利用や施設立地誘導は、田園集落の環境との調和への配慮を促進します。

(2) 交通体系

① 道路網の整備

- 「2環状8放射道路」の形成に向け、都市計画道路小山栃木都賀線の早期完成を目指します。
- 都市計画道路は、家中駅前通り・家中駅西通り線の整備を図り、家中原宿東西線や合戦場駅周辺の都市計画道路についても事業化に向け取り組みます。
- 市街地と集落、観光・レクリエーション等の拠点を結ぶ道路の計画的な整備を推進します。

② 都賀西方PAにおけるスマートIC整備の推進

- 都賀西方PAにスマートICを整備し、地域西部における各種観光・レクリエーションの活性化や、都賀ICと連携した産業活性化等に向けた活用を目指します。

③ 交通ネットワークの形成

- コミュニティバス・デマンドタクシー等により、高齢者等の移動を支援する公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 家中駅周辺の道路は、バリアフリー化等により安全な道路環境形成を図ります。
- 既存の道路を活かした安全・快適な自転車ネットワークの形成を図ります。
- 家中駅・合戦場駅は、交通結節点であることから、公共交通や生活・観光等の拠点としての機能強化・向上を図ります。

(3) 都市施設

① 公園・緑地等

- 都市公園であるファミリーパークを中心としたつがの里の機能充実を図ります。
- 身近な公園・広場を確保するため、必要に応じた都市公園等の整備を図ります。
- 合戦場・升塚西部地区の合戦場駅東公園・升塚中央公園は、都市公園としての位置づけを検討します。
- 栃木市都賀聖地公園（都賀町聖地公園）は、周辺の景観保全と併せた適正な維持・管理を図ります。

② 供給処理施設

- 雨水の計画的な処理のため、河川の維持・管理や水路整備等を促進します。
- 上水道は、安全かつ安定した水の供給に向けて、給水普及率の向上及び未給水地域の解消を推進します。
- 汚水処理は、公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置等が比較的進んでいますが、今後とも円滑な処理に向け事業の推進を図ります。

③ その他の都市施設

- 学校教育施設は、安全で快適な学校生活環境・通学環境の確保を図ります。
- 家中駅の西側に集積する都賀公民館・都賀図書館・都賀保健センター・都賀文化会館は、生活や交流等の支援に向けた機能充実と、適正な維持・管理に努めます。

(4) 市街地整備

① 家中駅周辺における地域拠点の形成

- 家中駅周辺は、地域の生活を支える地域拠点として、都市機能の集約を図ります。

② 市街地の改善と良好な住環境の確保

- 家中駅周辺、合戦場駅周辺の市街地は、住みよい定住拠点づくりのための整備・改善と、地区計画制度の導入による良好な生活環境の確保を検討します。

③ 都賀IC周辺における産業拠点の形成

- 都賀IC及び小山栃木都賀線沿道の平川地区における産業系の土地利用は、既存の法規制を踏まえながら、周辺環境と調和した計画的な土地利用を促進します。また、市街化や施設立地等の進行状況を判断しながら、必要に応じて市街化区域編入等を検討します。

(5) 都市防災

① 災害に強い市街地づくり

- 家中駅周辺、合戦場駅周辺の市街地は、火災・地震等の災害に強い都市環境づくり、災害対策拠点となる公共施設の防災機能の強化を図ります。
- 市役所都賀総合支所は、地域の防災拠点としての機能を確保しながら、市全体の防災ネットワークを踏まえた機能（他地域の代替機能等）の確保を図ります。

② 田園集落や丘陵部における安全な生活環境づくり

- 丘陵・山間部は、砂防面での安全性を確保し、安全な生活環境の確保に努めます。
- 思川沿いは、洪水等の水害対策による安全な生活環境づくりに努めます。

(6) 都市景観

① 地域資源を活かした景観づくり

- つがの里や自然・河川・田園集落等の個性ある景観の保全を図ります。また、カタクリの里・野鳥の森・ホテルの生息環境等の景観資源を活かした景観づくりを図ります。

② 地域拠点となる駅周辺の景観づくり

- 家中駅の西側に集積する公共公益施設における質の高い景観形成を図ります。
- 家中駅周辺、合戦場駅周辺は、旧日光例幣使街道の雰囲気を感じられる景観に配慮しながら、賑わいや活力のある景観形成を促進します。
- 合戦場・升塚西部地区は、定住拠点としての緑豊かな景観形成を促進します。

③ 都市的土地利用における周辺と調和した景観形成

- 都賀IC周辺や小山栃木都賀線沿道は、周辺の自然・田園景観や市街地・集落の景観との調和に配慮した景観形成を促進します。
- 市街地や幹線道路沿道は、周辺の住宅地や自然景観に配慮しながら、建築物や屋外広告物等の景観誘導を推進します。

(7) 都市環境

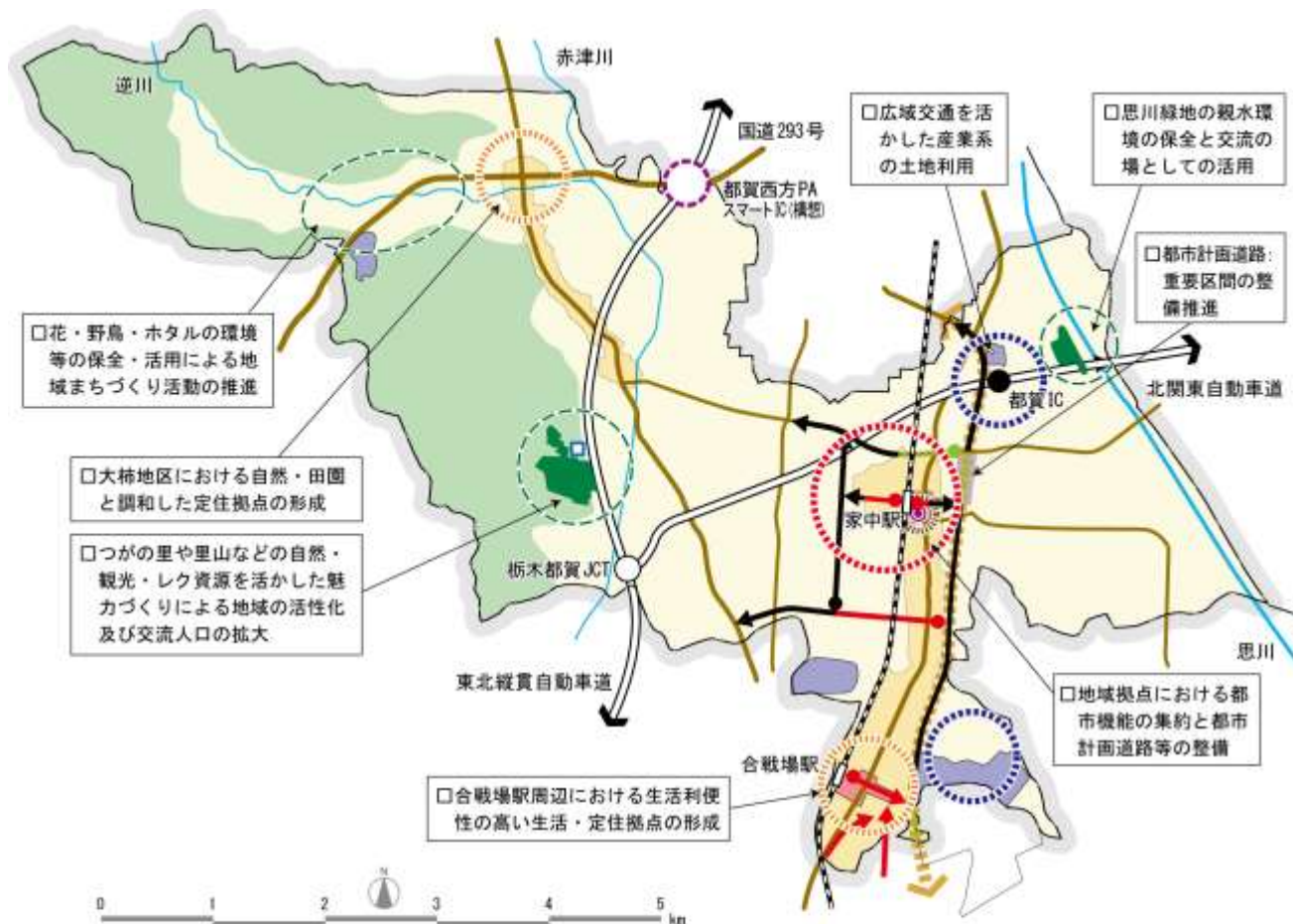
① 地域拠点におけるコンパクトシティの形成と環境にやさしいまちづくり

- 家中駅周辺における都市機能の集約と既存の都市基盤・施設を活かした市街地形成により、環境にやさしいコンパクトなまちづくりを進めます。
- 家中駅・合戦場駅を基点とし、公共交通の発着による利用促進を図るとともに、自転車利用の拠点となる機能確保や各種地域資源とのネットワーク形成を図ります。

② つがの里等の自然・観光・レクリエーション資源を活かした魅力づくり

- つがの里をはじめ、地域西部に広がる貴重な自然資源の保全と、これらの資源を活かした観光・レクリエーション拠点の活性化を支援します。
- カタクリの里・野鳥の森・ホテルの生息環境は、地域のまちづくり活動や体験型の環境学習の場として、地域住民等の協力による協働体制での取り組みを目指します。
- 思川における思川緑地・つがスポーツ公園は、市街地から利用しやすい憩いと交流の場として、魅力づくりや利用環境の向上を図ります。

都賀地域まちづくり整備方針図



住宅地	高速道路	都市公園等
商業地	幹線道路(国・県道)	総合支所
工業系土地利用(既存)	2環状8放射道路	地域拠点
農地・田園集落地	都市計画道路(整備済)	生活・定住拠点
山林	都市計画道路(事業中)	産業拠点
河川	都市計画道路(未整備)	防災拠点
鉄道	都市計画道路(重要区間)	地域資源

5. 西方地域

西方地域-1 地域の概要

(1) 地域の現状

- ・ 豊かな自然環境と歴史・文化資源に恵まれた中山間地域及び田園地域
- ・ 地域の基幹産業として盛んな農業
- ・ 産業振興と地域の活性化に寄与する「道の駅にしかた」
- ・ 自然環境と調和する産業拠点としての「宇都宮西中核工業団地」

(2) 市民アンケート調査より *西方地域をクロス集計した結果から見た特徴

【生活環境の満足度】

- ・ 上水道・下水道の整備状況が最も高く、次いで公共施設、医療・福祉施設の利用しやすさ、歩行者・自転車・交通事故の安全性となっており、都市基盤が整備され、安全・安心に暮らせる環境に対する満足度の高さが伺えます。
- ・ 満足度が低いのはバス利用・就業環境・身近な公園等で、都市基盤施設が整備された中でも、さらなる身近な公園や公共交通等の環境づくりが課題となります。

【今後のまちづくりにおいて重視してほしいこと】

- ・ 良好な住環境の保全、道路・公園等の身近な住環境の整備、商業・観光の活性化を望む意見が多くなっています。
- ・ 他の地域に比べ、農林業の活性化、地域住民の交流・コミュニティの活性化等が高く、地域住民のつながりや農林業の活性化を図っていくことが課題となります。

【20年後のまちの将来像（地域の中心）】

- ・ 子育て環境や医療・福祉サービスが充実した暮らしやすいまちを望む声が多く、それ以外では、観光・広域連携・美しい景観・住みよい住環境となっています。他の地域に比べ、景観や住みよい環境に対する意識が高いのが特徴です。
- ・ 地域間の比較では、美しい景観や農林業や集落地の活力、地球環境にやさしいまちを望む声が多く、地域の良好な環境・景観を活かしながら、集落地の活力にもつながるまちづくりが求められています。

(3) 地域づくりの課題

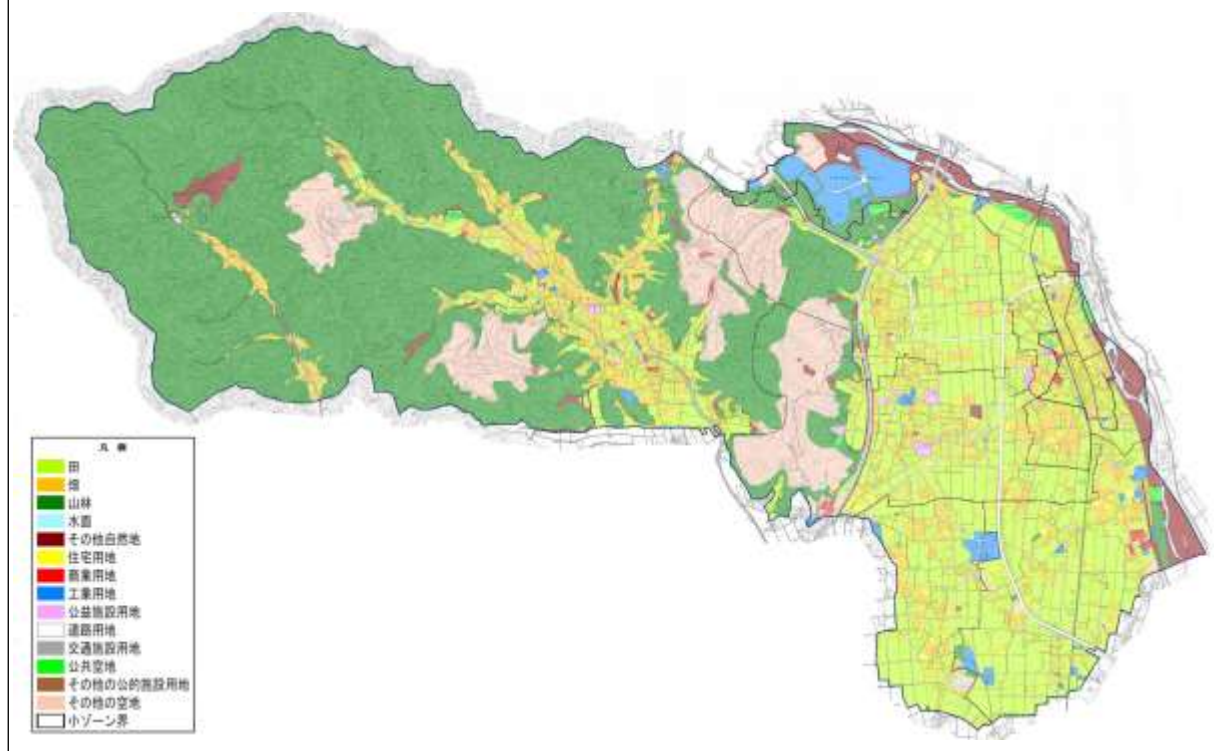
- ・ 地域活力の低下につながる若年層の流出の抑制
- ・ 東武金崎駅周辺の地域拠点としての都市機能の不足
- ・ 賑わい・活力の創出に寄与する交流基盤の整備、交流機会の拡充
- ・ 地域間競争に負けない産業振興

(4) 求められる地域づくりの方向性

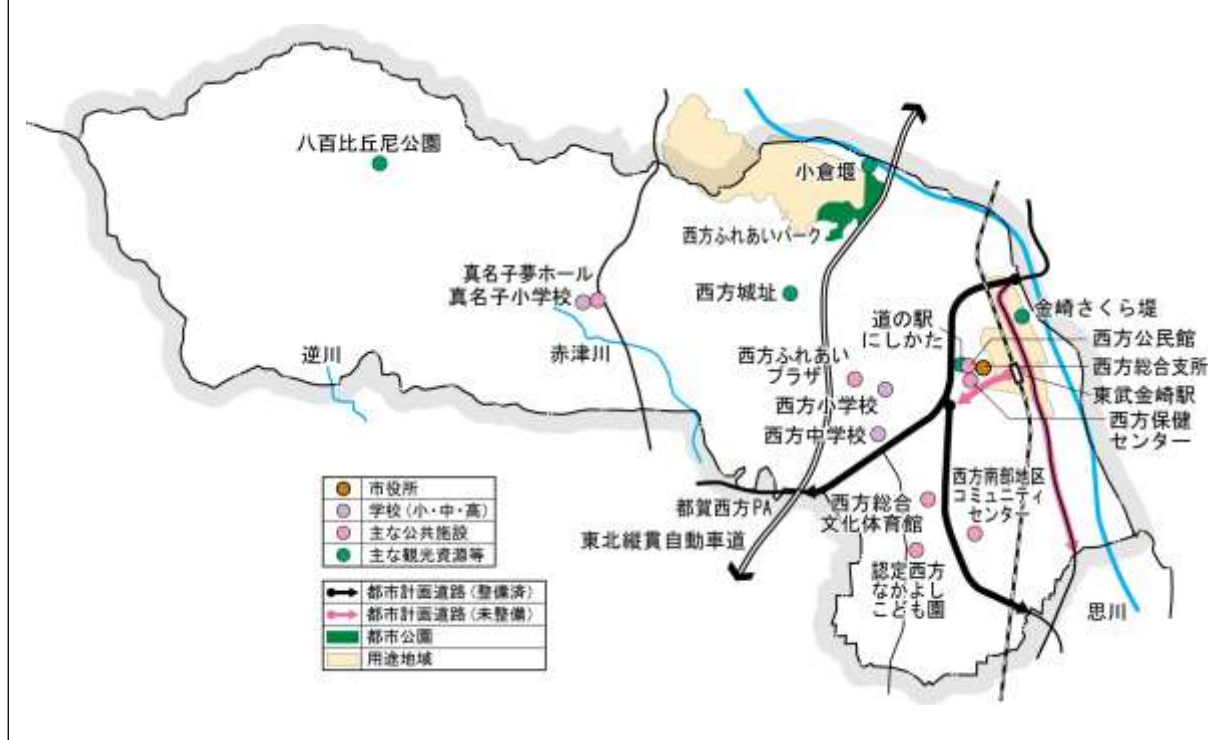
- ・ 自然・歴史・文化等の地域資源や「農」を活かした地域の活性化
- ・ 東武金崎駅の西側における計画的・一体的な市街地形成
- ・ 東武金崎駅と西方総合支所周辺の地域拠点・観光レクリエーション拠点の形成
- ・ 宇都宮西中核工業団地の機能充実と積極的な企業誘致
- ・ 都賀西方 PA におけるスマート IC の整備
- ・ 都賀 IC 及び都賀西方 PA への近接性を活かした産業振興

■ 地域の現況図

土地利用現況図



都市基盤整備・各種施設等の状況図



西方地域-2 地域の将来像と地域づくりの目標

地域の現状、市民意向、地域づくりの課題及び求められる地域の役割を踏まえ、地域の将来像と地域づくりの目標を設定します。

(1) 地域の将来像

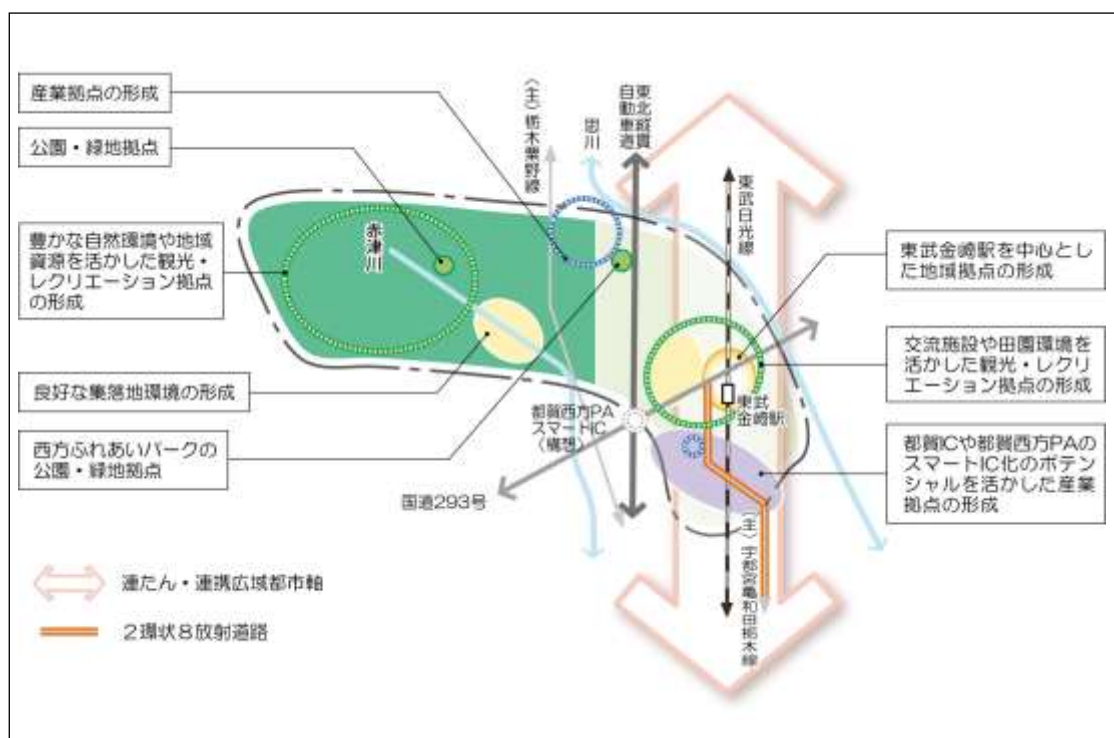
美しく豊かな自然・田園のもと、多様な交流と活力のある地域づくり

魅力ある豊かな自然環境と歴史・文化資源を大切に守りながら、地域の個性として活かしていきます。

一方、東武金崎駅を中心とした地域拠点の整備を進めながら、道の駅にしかたや宇都宮西中核工業団地等の地域の活力創出の拠点機能強化を図ります。

また、広域交通網を活かした産業振興とともに、豊かな自然環境や農産物等の特産品、文化資源等を活かした交流機能の充実による活力創出を進めます。

《地域づくりの概念図》



(2) 地域づくりの目標

目標 1	地域の個性を活かした拠点形成による魅力と賑わいのある地域づくり
------	---------------------------------

地域拠点である東武金崎駅周辺は、計画的な都市基盤の整備・充実による地域の顔づくりを目指します。

東武金崎駅の西側は、道の駅にしかた等の施設の立地を活かし、賑わいと活気のある魅力的な拠点形成を図ります。駅の東側は、商店街を中心とした生活基盤の充実を図り、良好な住環境の確保とともに、魅力的な商業・業務地の実現を目指します。

目標 2	産業基盤の充実と地域の特色ある産業展開による活力ある地域づくり
------	---------------------------------

東武金崎駅周辺における計画的な都市基盤整備や低未利用地の有効活用による良好な生活環境の確保を目指します。田園集落は、周辺の自然環境と調和のとれた良好な田園居住地区として、農地や自然と共生する質の高い生活環境を創出します。

既存の工業団地は、東北縦貫自動車道と北関東自動車道の広域交通利便性を活かした企業誘致を図りながら産業基盤の強化に努めます。また、地域の主力産業である農業を活かした生産物の加工・流通等、多様な活性化・地域活力創出を目指します。

都賀西方PAは、スマートICの整備を進めながら、広域的な連携強化と交流機会の形成を図ります。

目標 3	自然、歴史、文化等の地域資源を活かした地域づくり
------	--------------------------

大倉山・谷倉山や思川・赤津川・逆川等の自然環境・自然景観は、後世に引き継ぐ地域の貴重な財産として保護・保全するとともに、水源・景観・環境・観光資源として有効に活用し、自然と共生した地域づくりを推進します。

また、西方城址・八百比丘尼公園・真名子の八水・金崎の桜・小倉堰等、地域の歴史や文化を物語る各種資源を守りながら、地域の魅力として観光・交流等への活用に努めます。

目標 4	安心・快適で暮らしやすい地域づくり
------	-------------------

都市基盤にかかる防災機能の強化、高齢者が暮らしやすいまちづくり、安心して子育てできる環境の確保、医療・福祉サービスの充実等、誰もが安心して暮らし続けられる生活環境の確保を目指します。

交通利便性向上や広域連携強化に有効な道路網の構築を目指すとともに、防災面や通学路の安全確保の観点から生活道路の整備を進め、安心・快適な地域づくりを進めます。

既存の都市基盤・各種施設を適正に維持管理するとともに、施設の更新や新規整備においては既存施設の有効活用や維持管理に配慮し、安全・安心で持続可能な暮らしやすい生活環境づくりを目指します。

西方地域-3 地域づくりの基本方針

方針1 東武金崎駅周辺の地域拠点の整備を推進します。

- ・ 東武金崎駅周辺は、都市計画道路や駅前広場、公園・下水道等の都市基盤の総合的な整備を促進し、地域の生活拠点の形成を図ります。
- ・ 東武金崎駅の西側から国道293号までの一帯を地域の中心拠点地区として整備を図ります。
- ・ 既成市街地は、生活道路の改良、未舗装道路の舗装、道路安全施設の整備に努め、快適な住環境の確保を図ります。



東武金崎駅



交流の核となる道の駅にしかた

方針2 都市施設の計画的整備と「農」を活かした新たな産業振興を図ります。

- ・ 農用地の保全を図りながら、農用地以外の農地においても農業基盤の整備を検討し、農地としての有効活用を図ります。
- ・ 田園集落は、生活道路等の整備を推進し、安全・便利で快適な居住空間の形成を図ります。田園集落の公共公益施設は、老朽化や利用ニーズの変化等に応じた修繕・改修を行います。
- ・ 都賀西方PAにおいて、スマートICの整備を推進します。
- ・ 南部の未利用地は、地域の農業の特徴を活かしながら、多様な土地活用を創出するための新産業用地として位置づけます。



地域に広がる農地



スマート IC (イメージ)

方針3 自然・歴史・文化等を活かした交流人口の拡大を図ります。

- ・ 地域西部の山間部や丘陵地の森林、地域を流れる思川・赤津川・逆川の水面や河川敷の緑地は、身近なレクリエーションの場として活用を図りながら、環境保全や野生動植物の生息地としての保護・保全に努めます。
- ・ 旧日光例幣使街道の面影を伝える街道筋の町並みの保全や、地域の自然・歴史にふれることができる西方ふれあいパーク・八百比丘尼公園の施設の充実整備を図ります。
- ・ 金崎さくら堤の景観を高めるため、環境美化を図ります。
- ・ 思川沿いの遊歩道とサイクリングロード及び赤津川サイクリングロードの整備を図ります。



豊かな自然環境



八百比丘尼公園

方針4 防災及び生活関連施設の機能強化による安全・快適な生活環境を確保します。

- ・ 災害発生時の避難場所となる身近な公園の整備を図ります。
- ・ 上・下水道、ガス等のライフライン関連施設の耐震化を促進します。
- ・ 医療・社会福祉施設、子育て関連施設等について地域の実情に応じ機能強化を図ります。
- ・ 交通利便性、観光・連携機能を強化する幹線道路等の体系的な道路網の構築を進めます。
- ・ 通学路を中心とした生活道路は、子ども達をはじめ地域住民が安全に歩行できる移動環境の確保を図ります。
- ・ 観光施策と連携しながら、公共交通の拡充や自転車専用レーン、駐輪場等の整備を検討し、快適で環境にもやさしい地域整備を促進します。



東武金崎駅西側の公共公益施設



安全な道路環境（イメージ）

西方地域-4 部門別地域整備方針

(1) 土地利用

① 住居系土地利用

- 東武金崎駅を中心とした用途地域は、定住を促進する住居系土地利用を図ります。
- 東武金崎駅の西側における「中心地区形成プロジェクト」を推進し、都市機能の集約による地域拠点の形成を図ります。

② 商業・業務系土地利用

- 東武金崎駅東側は、近隣商業機能を維持します。
- 東武金崎駅の西側は、「中心地区形成プロジェクト」を踏まえた商業・業務系土地利用の配置を図ります。

③ 工業系土地利用

- 宇都宮西中核工業団地と西方南工業団地は、地域の産業拠点としての機能を維持します。
- 東北縦貫自動車道の東部や都賀地域との隣接部は、農業と連携した産業振興等を検討しながら、新たな産業系土地利用を検討します。

④ 田園・自然系土地利用

- 優良農地を保全しながら、観光と農業が一体となった新たな産業の展開を図ります。
- 田園集落は、必要な生活環境の整備を図ります。
- 山間部や丘陵地・河川空間における開発を抑制しながら、良好な環境の保全を図ります。

(2) 交通体系

① 道路網の整備

- 「2環状8放射道路」である主要地方道宇都宮亀和田栃木線の機能強化を図ります。
- 都市計画道路は、亀和田栃木線・駅東通り・駅西通りの整備を図ります。
- 東武金崎駅の東口駅前広場の整備を推進するとともに、駅の西側における計画的な道路整備や西口開設等を検討します。

② 都賀西方PAにおけるスマートIC整備の推進

- 都賀西方PAにスマートICを整備し、宇都宮西中核工業団地と連携した産業活性化や交流人口の拡大を目指します。

③ 交通ネットワークの形成

- 市街地と集落、集落間を連絡する交通ネットワークの形成を図ります。
- 東武金崎駅における公共交通の拠点機能やコミュニティバス・デマンドタクシー等による高齢者等の移動支援等、公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 駅周辺の道路は、バリアフリー化等により安全な道路環境形成を図ります。

(3) 都市施設

① 公園・緑地等

- 総合公園である西方総合公園が整備されており、今後は、住民が身近に利用できる公園・広場の確保を図ります。既存の西方ふれあいパークや八百比丘尼公園は、適正な維持・管理、機能充実を図ります。
- 西方北グラウンド・かっぱ広場・桜グラウンド・西方南グラウンド・真名子運動広場等の適正な維持・管理、安全な利用環境の確保を図ります。

② 供給処理施設

- 雨水の計画的な処理のため、河川の維持・管理や水路整備等を促進します。
- 上水道は、安全かつ安定した水の供給に向けて、給水普及率の向上及び未給水地域の解消を推進します。
- 汚水処理は、水洗化率は進んでいるものの公共下水道の普及が課題であり、今後とも円滑な処理に向け事業の推進を図ります。

③ その他の都市施設

- 学校教育施設は、安全で快適な学校生活環境・通学環境の確保を図ります。
- 市役所西方総合支所・西方公民館・西方保健センター等は、中心地区形成における主要な施設として、利用しやすい環境づくりと機能充実を図ります。
- 国道293号沿いの道の駅にしかたは、休憩・情報発信や地域活性化の拠点として活用を図るとともに、広域的な防災拠点としての拠点づくりを図ります。

(4) 市街地整備

① 中心地区形成プロジェクトの推進

- 土地区画整理事業等の一体的な整備手法を検討しながら、都市機能の集約や商業・業務系の複合的なまちづくりを推進します。

② 定住を支援する生活環境づくり

- 東武金崎駅周辺の用途地域は、都市計画道路・生活道路・公園等の整備や、低未利用地の有効活用を図り、住みよい生活環境づくりを図ります。

③ 産業団地の拡充と企業誘致

- 宇都宮西中核工業団地や西方南工業団地等の拡充を図り、地場産業である農業に関連する企業の誘致を進め、農・工の複合的な活性化を目指します。
- 都賀西方PAにおけるスマートICの整備効果を活かすため、宇都宮西中核工業団地とのネットワーク強化や、南部未利用地における産業系の土地利用等を検討します。

(5) 都市防災

① 災害に強い市街地づくり

- 東武金崎駅周辺の市街地は、火災・地震等の災害に強い都市環境づくり、災害対策拠点となる公共施設の防災機能の強化を図ります。また、思川の水害対策を図りながら、地域防災計画に準拠した防災体制の確立を図ります。
- 市役所西方総合支所は、地域の防災拠点としての機能を確保しながら、市全体の防災ネットワークを踏まえた機能（他地域の代替機能等）の確保を図ります。
- 道の駅にしかたについても防災拠点として位置づけ、防災拠点や避難場所・救助活動・備蓄等の機能を確保します。

② 思川沿いや中山間部の安全な生活環境づくり

- 思川の水害対策を図りながら、地域防災計画に準拠した防災体制の確保に努めます。
- 地域西部の山間部における土砂災害への対策により、安全な生活環境の確保に努めます。

(6) 都市景観

① 市街地における質の高い景観づくり

- 中心地区形成プロジェクトにおける質の高い都市景観の形成を図ります。
- 東武金崎駅周辺は、旧日光例幣使街道の雰囲気を感じられる景観や、思川・金崎さくら堤との調和等、個性ある景観形成を促進します。

② 良好な自然・田園景観の保全と調和

- 地域西部の山間部や赤津川等の優れた自然景観を保全します。
- 山林・農地・集落等による田園景観や、農地・平地林・屋敷林の保全に努めます。
- 工場や大規模施設は、周辺の自然・田園景観との調和した景観形成を促進します。宇都宮西中核工業団地は、地区計画に基づく緑豊かで働きやすい環境づくりを促進します。

(7) 都市環境

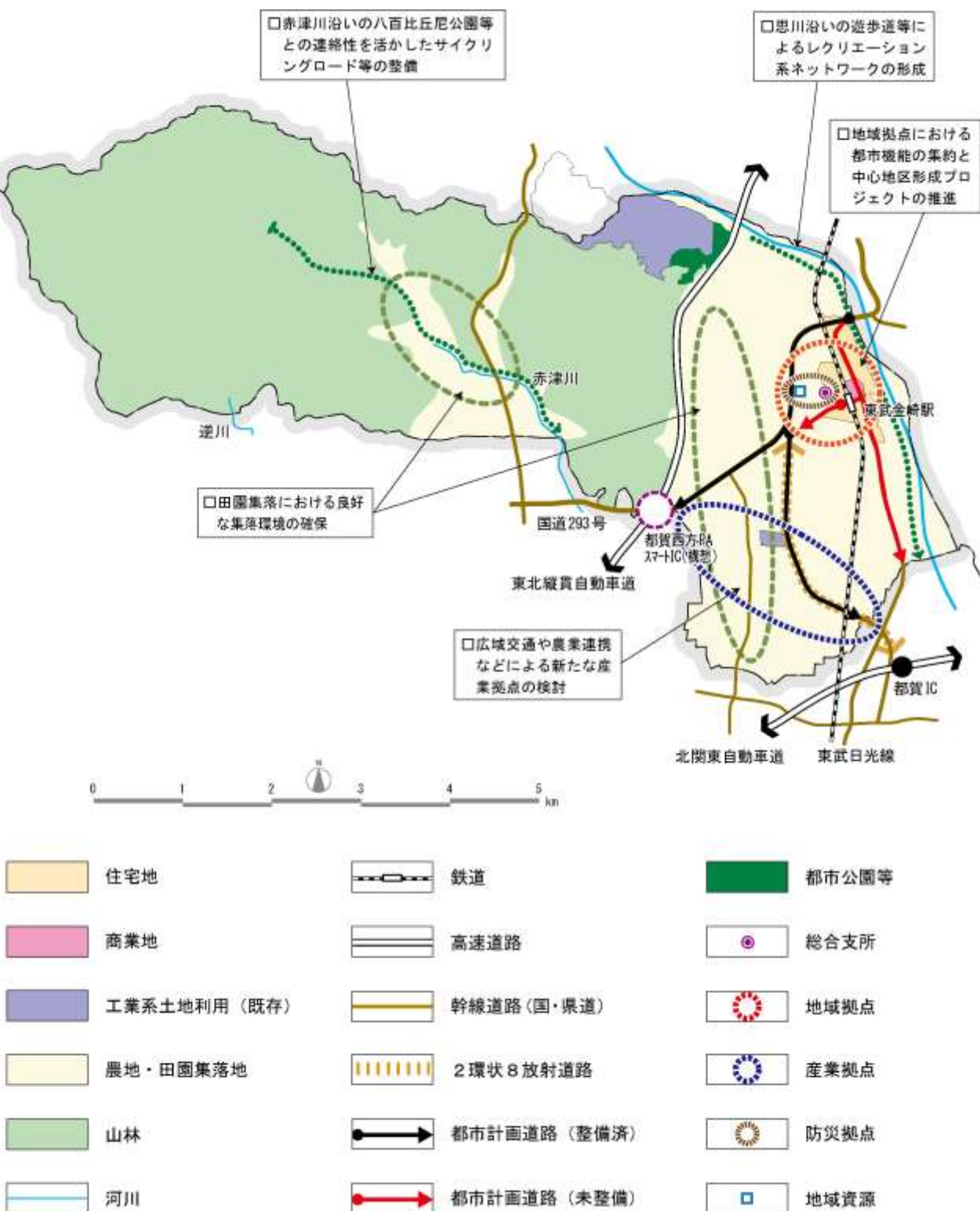
① 地域拠点におけるコンパクトシティの形成と環境にやさしいまちづくり

- 東武金崎駅周辺における都市機能の集約と既存の都市基盤・施設を活かした市街地形成により、環境にやさしいコンパクトなまちづくりを進めます。
- 東武金崎駅における公共交通や自転車利用の拠点となる機能を確保し、市街地と集落・地域資源を結ぶネットワーク形成を図ります。

② 自然環境の保全と地域資源を活かした魅力づくり

- 大倉山・谷倉山・西方城址周辺の森林の保全を図ります。
- 森林・農地・赤津川等の優れた自然環境や、良好な田園集落の保全を図ります。
- 思川の金崎さくら堤に沿った遊歩道やサイクリングロード、赤津川沿いのサイクリングロードの整備により、広域的な観光・レクリエーションネットワークの形成を目指します。

西方地域まちづくり整備方針図



6. 岩舟地域

岩舟地域-1 地域の概要

(1) 地域の現状

- ・ 多様な都市機能が集積する岩舟駅周辺の地域拠点
- ・ 交通の利便性の高い静和駅周辺の生活拠点
- ・ 国道 50 号による広域的な交通ネットワーク機能
- ・ みかも山公園（県南大規模公園）や岩船山等を中心とした交流拠点
- ・ 地域のスポーツ拠点としての岩舟総合運動公園

(2) 市民アンケート調査より * 栃木市・岩舟町合併協議会：新市まちづくり計画アンケートより 【生活環境の満足度】

- ・ 環境保全・ごみ処理対策、学校教育環境、スポーツ・生涯学習の充実・活動支援の満足度が高く、商業の振興、企業誘致などの工業の振興・雇用創出、人口減少地域への取り組みの満足度が低くなっています。
- ・ 今後は、商業・工業の振興や人口減少対策などが課題となります。

【今後のまちづくりにおいて重視してほしいこと】

- ・ 防犯・防災などの安全安心対策、環境保全・ごみ処理対策、高齢者福祉サービス、医療体制の充実を望む意見が多くなっています。
- ・ 現在の住環境の維持・向上を図りながら、安全安心に暮らせるまちづくりを進めていくことが課題となります。

【20 年後のまちの将来像】

- ・ 保健・医療が充実したまちを望む声が多く、それ以外では、高齢者・障がい者にやさしい福祉のまち、安心して子育てできるまちとなっています。
- ・ 他地域に比べやや高いのが、安心して子育てができるまち、消防・救急・防災体制の充実したまち、交通網が発達したまちとなっており、安全安心の環境や移動しやすい環境などの身近な生活環境が充実したまちづくりが望まれます。

(3) 地域づくりの課題

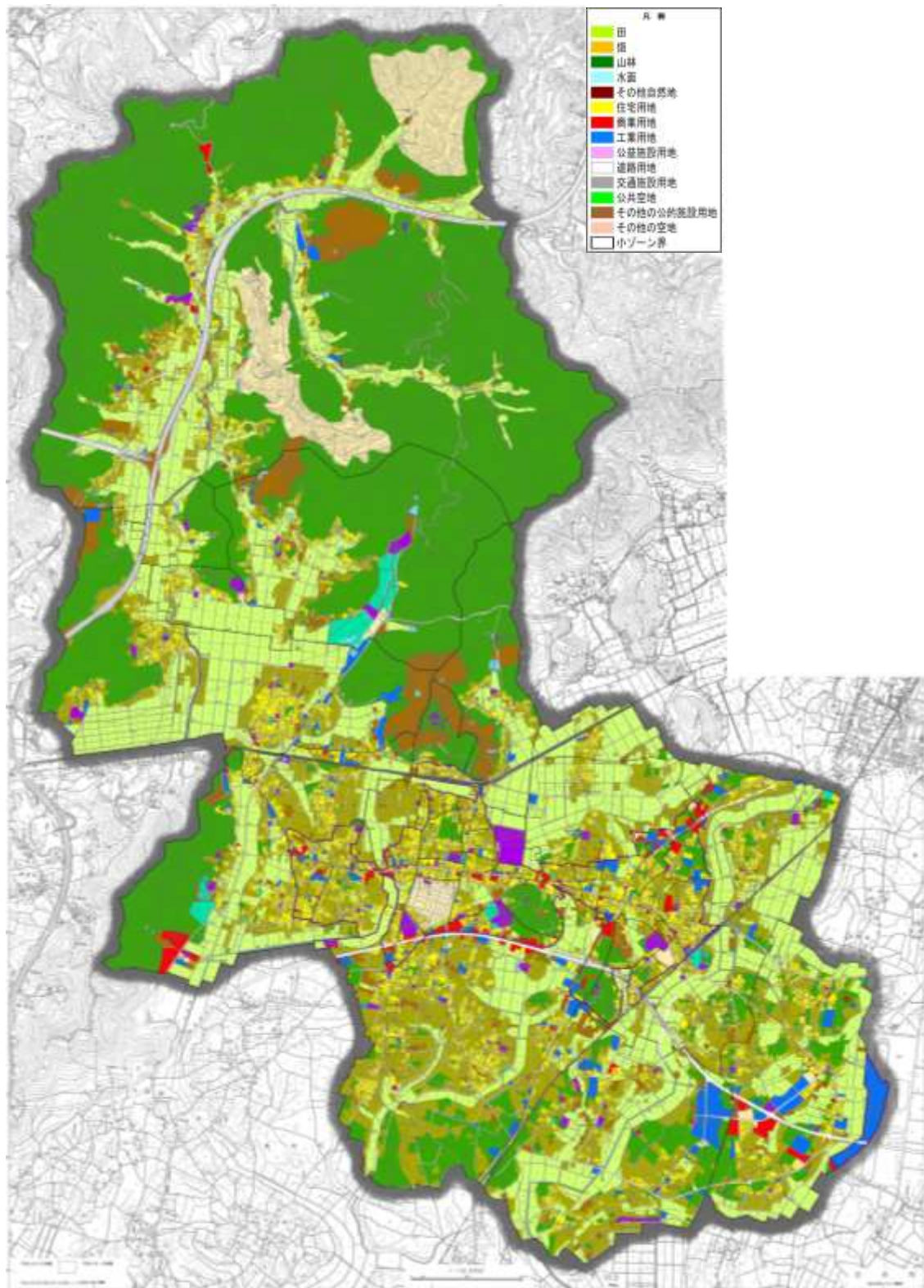
- ・ 地域の中心地としての岩舟総合支所及び岩舟駅周辺における拠点性の強化
- ・ 岩舟駅周辺、静和駅周辺のアクセスしやすい環境や利用しやすい環境の形成
- ・ 既成市街地における商業施設、個人商店の衰退
- ・ 防災上、交通安全上の課題が見られる既成市街地における生活道路等
- ・ 豊かな自然や広域交流拠点を活かした観光・レクリエーション機能のさらなる活性化

(4) 求められる地域づくりの方向性

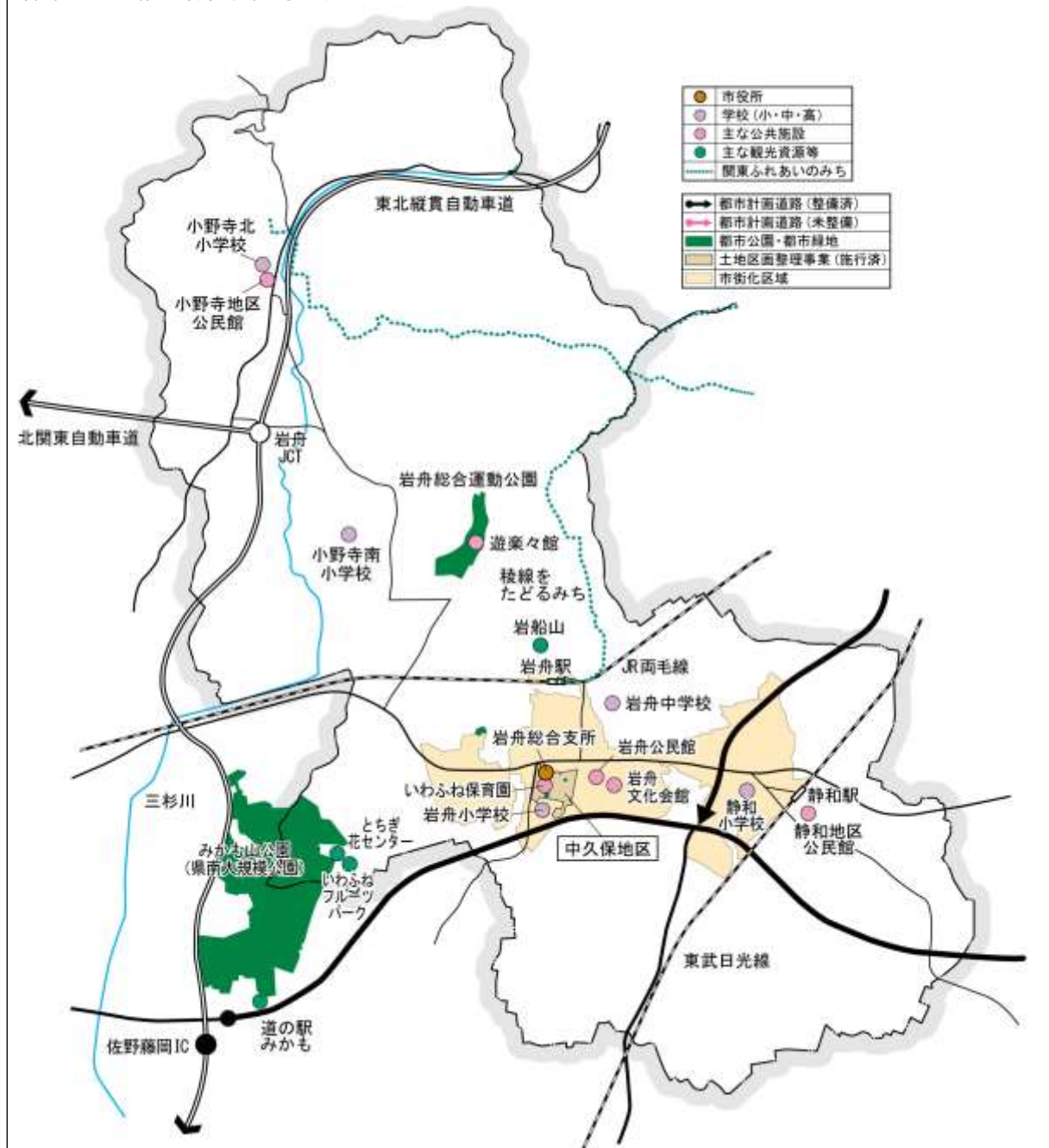
- ・ 岩舟駅周辺における都市機能・居住機能・交通アクセス環境向上のための市街地整備
- ・ 静和駅周辺における生活環境・交通アクセス環境向上のための市街地整備
- ・ 国道 50 号による広域ネットワーク機能を活かした産業等の活力づくり
- ・ みかも山公園（県南大規模公園）や岩船山等の既存資源を活かした広域交流拠点の形成
- ・ 岩舟総合運動公園におけるスポーツ・健康・福祉等の機能充実

■ 地域の現況図

土地利用現況図



都市基盤整備・各種施設等の状況図



岩舟地域-2 地域の将来像と地域づくりの目標

地域の現状、市民意向、地域づくりの課題及び求められる地域の役割を踏まえ、地域の将来像と地域づくりの目標を設定します。

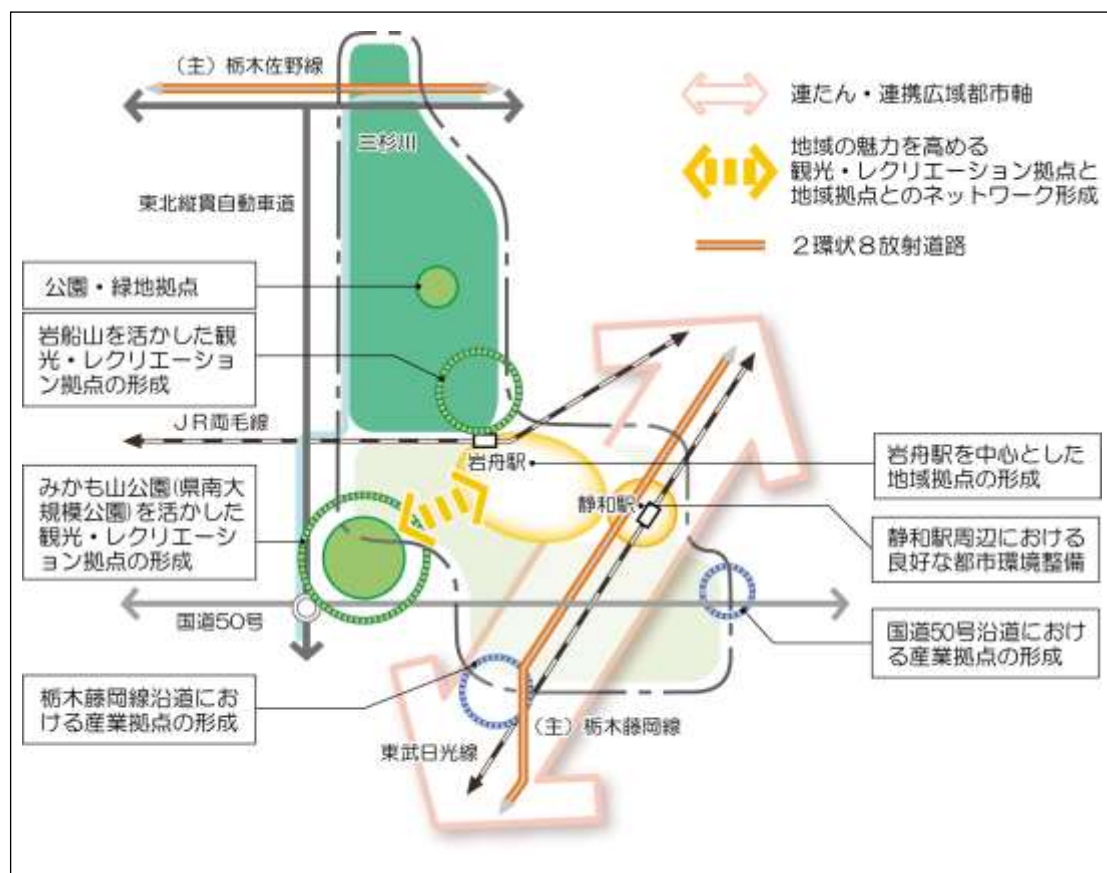
(1) 地域の将来像

広域的な活力・交流環境と、安全・快適に暮らせる地域づくり

三轟山・岩船山や三杉川等の豊かな自然や田園と山地が織りなす環境・景観の保全を図るとともに、岩舟駅周辺の地域拠点や静和駅周辺など、交通利便性に優れた快適・便利な生活環境の充実、整備を図ります。

また、国道50号等による交通ネットワークや、みかも山公園（県南大規模公園）などの交流拠点を活かしながら、広域的な産業機能、観光・レクリエーション機能の充実を進め、多様な賑わいと活力ある地域づくりを図ります。

《地域づくりの概念図》



(2) 地域づくりの目標

目標 1 岩舟駅周辺・静和駅周辺における便利で快適に暮らせる環境づくり

市役所岩舟総合支所等の都市機能が集積した岩舟駅周辺と、交通利便性を活かした生活拠点形成する静和駅周辺において、誰もが安全で快適・便利な生活環境を享受できる環境づくりを目指します。

目標 2 自然や地域資源を活かした魅力で広域交流と賑わいをもたらす地域づくり

三毳山・岩船山及び地域全体に広がる自然・田園環境の保全を図るとともに、広域交流拠点となっているみかも山公園（県南大規模公園）を活かした観光・レクリエーション機能の活性化により、広域からの集客を図り、交流人口の拡大による賑わい・活力ある地域づくりを目指します。

目標 3 広域交通網を活かした活力ある地域づくり

北関東エリアにおける広域的なネットワーク軸として機能する国道50号等の幹線道路沿道における産業系土地利用の誘導を図るとともに、産業・観光などの広域的な交流を促進し、地域の活性化を目指します。

目標 4 安心・快適で暮らしやすい地域づくり

都市基盤にかかる防災機能の強化、高齢者が暮らしやすいまちづくり、安心して子育てできる環境の確保、医療・福祉サービスの充実等、誰もが安心して暮らし続けられる生活環境の確保を目指します。

交通利便性向上や広域連携強化に有効な道路網の構築を目指すとともに、防災面や通学路の安全確保の観点から生活道路の整備を進め、安心・快適な地域づくりを進めます。

既存の都市基盤・各種施設を適正に維持管理するとともに、施設の更新や新規整備においては既存施設の有効活用や維持管理に配慮し、安全・安心で持続可能な暮らしやすい生活環境づくりを目指します。

岩舟地域-3 地域づくりの基本方針

方針1 岩舟駅周辺及び静和駅周辺における拠点づくりを推進します。

- ・ 岩舟駅周辺は、駅北口における道路改修に併せたアクセス道路等の都市基盤整備を図るとともに、駅の利用環境整備や駅周辺における居住拠点整備などにより、市役所岩舟総合支所周辺と一体となった地域拠点にふさわしい市街地整備を図ります。
- ・ 静和駅周辺は、駅へのアクセス環境の向上や、歩行者・自転車の安全・快適な利用環境向上に向けた道路整備を図ります。併せて、駅周辺における生活環境の向上に向けた都市機能・居住の集約に向けた都市基盤整備を図ることにより、岩舟駅周辺と一体的となって、地域の都市活動や生活などを支える拠点の形成を目指します。



岩船山から市街地を望む



静和駅周辺における居住環境

方針2 みかも山公園や岩船山等における総合的観光施策の展開を図ります。

- ・ 三毳山の環境保全を図るとともに、広域的な交流拠点となっているみかも山公園（県南大規模公園）やとちぎ花センター・いわふねフルーツパークなどを活かした活性化を図ります。
- ・ 岩船山を活用したイベント等のさらなる活性化と、岩舟駅及び市街地に至近な環境を活かした歩行者等の回遊促進など、観光の活性化への有効活用を図ります。
- ・ みかも山公園（県南大規模公園）、岩船山、関東ふれあいの道への基点として、岩舟駅の観光活動拠点としての機能を強化し、生活・観光等の多様な拠点機能を有する駅づくりを目指します。さらに、岩舟総合運動公園や地域の北部～西部の自然・田園とのネットワーク形成を図り、地域の多様な魅力・地域資源を活かした総合的な観光施策の展開を図ります。



みかも山公園（県南大規模公園）



小野寺地区の田園風景

方針3 新たな地域の活力を創出する拠点整備や産業・物流施設等の誘導を図ります。

- ・ 国道50号や栃木藤岡線による広域的なネットワーク機能や東北縦貫自動車道佐野藤岡ICの近接性を活かし、産業系の活力ある地域づくりを推進します。
- ・ 地域東部の岩舟工業団地周辺においては、国道50号による広域的なネットワーク機能や、隣接する大平地域における工業の拠点との連携などにより、産業拠点としてのさらなる機能強化を図ります。



国道 50 号



地域の産業拠点である岩舟工業団地

方針4 防災及び生活関連施設の機能強化による安全・快適な生活環境を確保します。

- ・ 街区公園等災害発生時の避難場所となる身近な公園の整備を図ります。
- ・ 上・下水道、ガス等のライフライン関連施設の耐震化を促進します。
- ・ 医療・社会福祉施設、子育て関連施設等について地域の実情に応じ機能強化を図ります。
- ・ 交通便利性、観光・連携機能を強化する幹線道路等の体系的な道路網の構築を進めます。
- ・ 通学路を中心とした生活道路は、子ども達をはじめ地域住民が安全に歩行できる移動環境の確保を図ります。
- ・ 観光施策と連携しながら、公共交通の拡充や自転車専用レーン、駐輪場等の整備を検討し、快適で環境にもやさしい地域整備を促進します。



文化・交流の拠点であるコスモスホール

防災公園（ハザードマップ表示・備蓄倉庫・太陽光発電等）
（イメージ）

岩舟地域-4 部門別地域整備方針

(1) 土地利用

① 住居系土地利用

- 岩舟駅周辺は、市役所岩舟総合支所周辺と一体的に地域の都市活動や生活を支える地域拠点として、都市機能・居住機能の集約を図ります。
- 土地区画整理事業実施地区である中久保地区においては、定住機能を維持します。
- 静和駅周辺は、都市基盤整備と併せた定住を促進する環境づくりを図ります。

② 商業・業務系土地利用

- 岩舟駅周辺においては、既存の店舗等の集積を維持します。
- 静和駅周辺は近隣商業地としての土地利用を誘導するとともに、さらなる都市機能・居住の誘導に向けた機能強化を図ります。
- 国道50号の沿道は、既存の店舗等の集積を維持するとともに、広域的な交通ネットワークを活かした産業系機能と調和した土地利用を誘導します。

③ 工業系土地利用

- 国道50号等の幹線道路沿道は、広域交通網を活かした新たな産業集積の誘導を検討します。
- 既存の産業系施設の周辺や民間活力活用の可能性があるエリア（岩舟藤岡大規模開発拠点地区等）は、産業系施設の立地を誘導します。

④ 田園・自然系土地利用

- 条例（都市計画法第34条第11号）等に基づき集落の活力維持のために必要最低限の開発を適正に誘導しながら、環境と調和した、ゆとりある住環境の維持を図ります。
- 国道50号等の幹線道路沿道は、既存の法規制を踏まえながら適正な土地利用の誘導を図ります。
- 三毳山や岩船山の自然環境や三杉川等の河川の保全を図ります。

(2) 交通体系

① 道路網の整備

- 「2環状8放射道路」の形成に向け、主要地方道栃木藤岡線・主要地方道栃木佐野線の整備推進や機能強化促進を図ります。
- 都市計画道路は、駅周辺の道路環境整備や都市環境整備を踏まえ、必要に応じて新たな整備を検討します。
- 国道50号は、沿道の有効な土地利用における軸として活用を図ります。

② 交通ネットワークの形成

- コミュニティバス・デマンドタクシー等による高齢者等の移動支援等、公共交通ネットワークの形成を図ります。
- みかも山公園（県南大規模公園）周辺と岩舟駅周辺を結ぶ道路や関東ふれあいの道は、歩行者・自転車ネットワークの形成や支援機能の充実を図ります。
- 岩舟駅周辺、静和駅周辺の道路は、バリアフリー化等により安心・安全・快適な通行を確保するとともに、駅間等を結ぶネットワーク形成を図ります。

(3) 都市施設

① 公園・緑地等

- 身近な公園・広場を確保するため、必要に応じた都市公園等の整備を図るとともに、既存の街区公園は、適正な維持・管理を図ります。
- 岩舟総合運動公園は、地域活性化・交流の拠点として、施設の適正な維持・管理に努めます。

② 供給処理施設

- 雨水の計画的な処理のため、河川の維持・管理や水路整備等を促進します。
- 上水道は、安全かつ安定した水の供給に向けて、給水普及率の向上及び未給水地域の解消を推進します。
- 汚水処理は、公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置等が比較的進んでいますが、今後とも円滑な処理に向け事業の推進を図ります。

③ その他の都市施設

- 学校教育施設は、安全で快適な学校生活環境・通学環境の確保を図ります。
- 地域住民の交流や学習の場等となる公民館、芸術・文化の創造拠点である岩舟文化会館（コスモスホール）、地域住民の健康と福祉を支える遊楽々館等の施設は、利用者のニーズに対応しながら、適正な維持・管理と必要な機能充実に努めます。

(4) 市街地整備

① 岩舟駅周辺における市街地整備

- 岩舟駅周辺は、市役所岩舟総合支所周辺の既成市街地と一体的に、都市機能・居住機能が集積した地域拠点形成を図り、駅へのアクセスや生活環境・防災機能の向上に資する道路等の都市基盤整備を図るとともに、定住拠点の形成などを一体的に進めるための面的整備を検討します。

② 静和駅周辺における市街地整備

- 静和駅周辺は、公共交通の拠点機能を活かした近隣商業地としての土地利用を促進するため、駅へのアクセスや安全・快適な通行のための道路整備を進めるとともに、近隣商業系を中心とした沿道の都市的土地利用を促進するための面的整備を検討します。

③ 幹線道路沿道における計画的な土地利用の誘導

- 国道50号等の幹線道路沿道は、周辺環境や景観に配慮しながら、地域の活力づくりや働く場の確保などのため、産業系施設を中心とした計画的な土地利用を誘導します。

(5) 都市防災

① 災害に強い市街地づくり

- 既成市街地は、火災や震災に備えた道路・市街地の改善を図ります。
- 三杉川の水害対策を行いながら、地域防災計画に準拠した防災体制の確立を図ります。
- 市役所岩舟総合支所は、地域の防災拠点としての機能を確保しながら、市全体の防災ネットワークを踏まえた機能（他地域の代替機能等）の確保を図ります。

② 市街地及び田園集落における安全な生活環境づくり

- 三杉川沿い等における水害対策を行いながら、地域防災計画に準拠した防災体制の確立を図ります。

(6) 都市景観

① 緑豊かな環境と共生する景観づくり

- 三轟山を背景にした平坦な地形と優良農地等が形成する良好な景観や、市街地と岩船山が一体となって形成する地域独自の景観を維持するとともに、田園環境や平地林・屋敷林、河川環境の保全を図ります。

② 地域資源を活かした景観づくり

- 市街地及び田園地帯における農地と果樹園の景観や、三杉川等の河川景観、地域の北部～西部における田園と山地が織りなす景観等、地域の原風景となる景観の保全を図ります。

③ 幹線道路沿道や産業施設等における良好な景観形成

- 駅周辺や幹線道路沿道は、周辺の住宅地や自然景観に配慮しながら、建築物や屋外広告物等の景観誘導を推進します。

(7) 都市環境

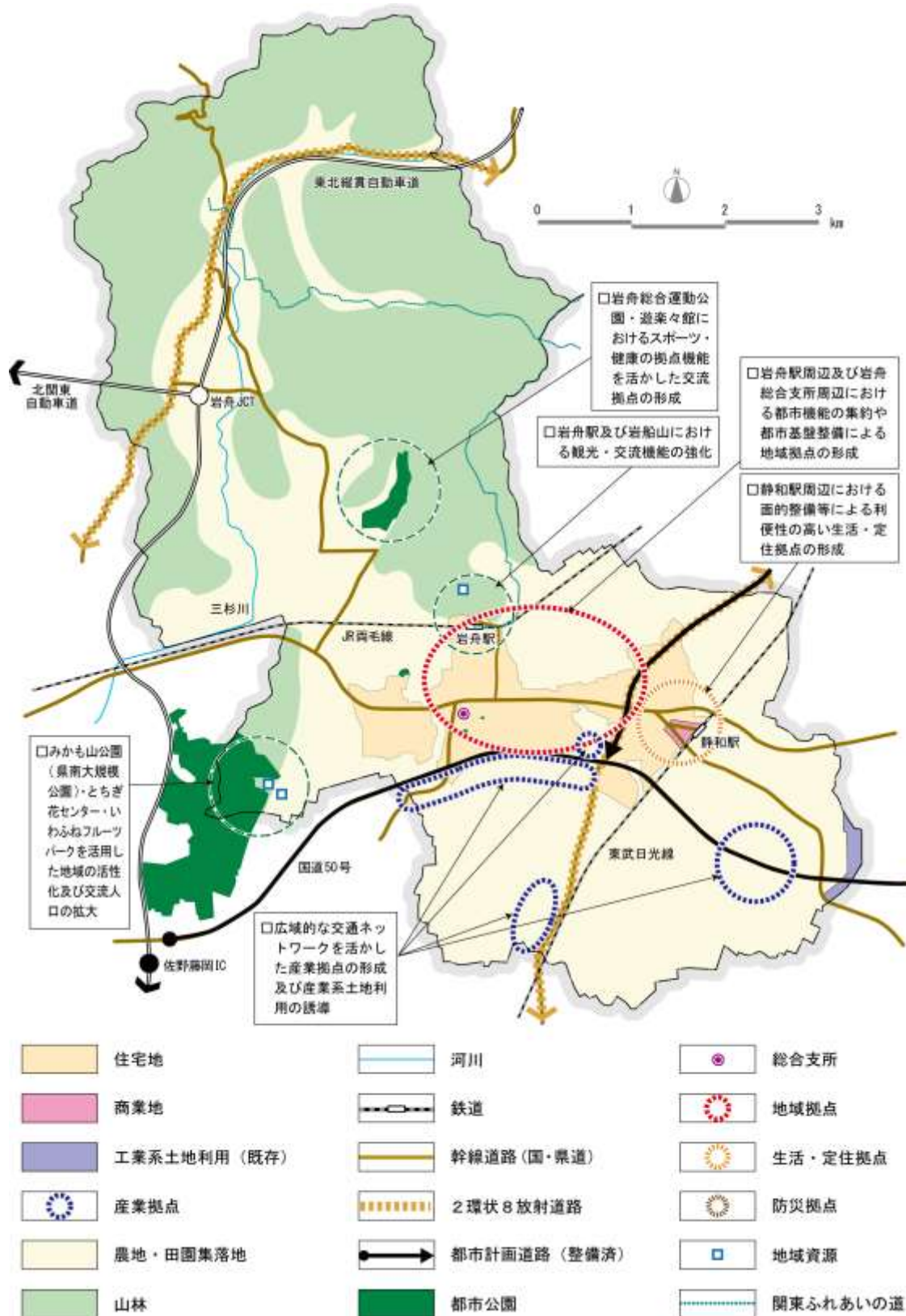
① 緑豊かなコンパクトシティの形成と環境にやさしいまちづくり

- 岩舟駅周辺における都市機能・居住機能の集約と既存の都市基盤・施設を活かした市街地形成、静和駅周辺における近隣商業機能を中心とした生活支援機能の集約により、環境にやさしいコンパクトなまちづくりを進めます。
- 駅周辺においては、公共交通や自転車利用の拠点機能を確保し、誰もが移動しやすい環境づくりを図ります。

② 三轟山・岩船山等の地域の自然を活かした魅力づくり

- 三轟山は、万葉集の時代からの地域のシンボルであり、みかも山公園（県南大規模公園）として多くの人々が訪れており、地域資源を活かした広域的な交流拠点として有効活用を図ります。
- 岩船山は、市街地に近接する地域独特の自然・交流の場として親しまれており、イベント等による交流機能を維持するとともに、さらなる活性化のために有効活用します。

岩舟地域まちづくり整備方針図



第 6 章

実現方策

実現方策について

1. 栃木地域
2. 大平地域
3. 藤岡地域
4. 都賀地域
5. 西方地域
6. 岩舟地域
7. 地域連携プロジェクト

第6章

実現方策

《実現方策について》

① 基本的な考え方

総合的・一体的な都市づくりを実現するためには、市街地整備や都市基盤整備の計画的な推進が必要です。

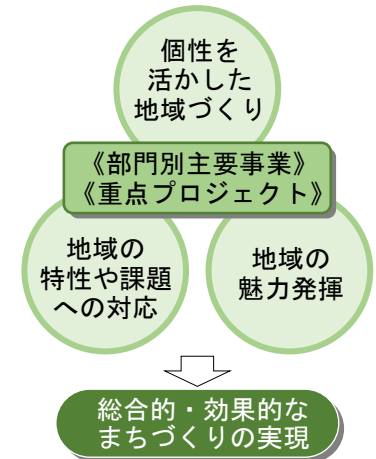
一方、本市は、今後とも、人口減少や高齢化の進展等、都市づくりを取り巻く状況が厳しくなることが想定されます。

このような中、新しい栃木市として自立し、都市間競争に勝残るためには、各地域の個性を活かした魅力ある地域づくりを実現していく必要があります。

また、地域住民や地域への来訪者が、快適に心地よく定住し、滞在できる地域づくりを実現するためには、地域の特性や課題に対応した方策の導入が求められます。

実現方策では、地域別の各種方針等を具現化するため、部門ごと（土地利用以外）の主要事業と、地域の魅力をより発揮できる重点プロジェクトを位置づけ、総合的・効果的にその実現を目指すものとします。

【実現方策の基本的な考え方】



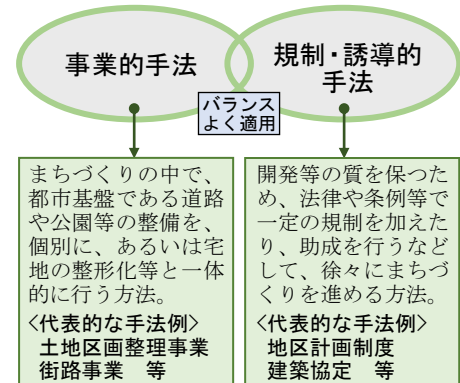
② 整備手法・時期に関する方針

都市計画として進める“事業的手法”と、地域住民等が主体的にまちづくりに取り組む“規制・誘導的手法”を適切に適用します。

整備時期については、都市計画事業の特性として、実現までに長期を要するものや継続的な取り組みを必要とする事業等が多いことから、事業着手のめやすとして設定します。

短期（1～5年）・中期（6～10年）・長期（11～20年）に取り組む事業の方針を次のとおり設定します。

【実現手法の考え方】



《短期をめやすに取り組む主な事業等》

- 複合的都市拠点や地域拠点における重点プロジェクト
- 「2環状8放射道路」等の本市の骨格的道路体系構築に係る道路整備関連
- 快適で安全な移動環境確保に資する公共交通ネットワークの形成
- 拠点的公園・緑地等の機能強化、整備関連
- 下水道、供給処理施設等快適な生活環境確保に必要な都市基盤整備
- 地域の魅力、栃木市の魅力を効果的に高める観光機能向上に資する事業

《中・長期をめやすに取り組む主な事業等》

- 複合的都市拠点や地域拠点形成における重点プロジェクトの継続的实施
- 生活・定住拠点形成のために必要な住宅地整備に係る面的事業の推進
- 市街地間を連絡する道路体系構築に係る道路整備関連
- 身近な生活環境の維持・改善等に関するルールづくり
- 事業実施に向けて新たな手法・制度等の構築が必要な事業等
- 社会、経済情勢等を見極めながら慎重に展開すべき事業等
- 隣接都市間や国・県等との調整を図りながら連携して展開すべき事業等

1. 栃木地域

(1) 部門別主要事業

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
① 交通体系	1. 骨格的道路整備事業 【街路事業】	●「2環状8放射道路」を構成する都市計画道路の整備 ▽（都）日ノ出錦町線、沼和田川原田線、沼和田合戦場線、今泉川線の未整備区間の整備推進
	2. 中心市街地道路整備事業 【街路事業】	●改良率の低い中心市街地における都市計画道路の整備 ▽（都）境町菌部線、富士見町線の未整備区間の整備推進
	3. 歴史的町並み歩行者空間整備事業 【コミュニティ道路整備事業】 【街並み環境整備事業】	●歴史的景観と調和する来訪者に優しい歩道等の整備 ▽コミュニティ道路の整備、道路、小公園、地区防災施設、生活環境施設、空家住宅等除却、中心市街地への大型車の流入対策等 ▽歴史的風致形成建造物整備、道路美装化、道路植栽、街路灯、ストリートファニチャー、電線類地中化、景観重要建造物の整備等
	4. 公共交通ネットワーク形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●公共交通ネットワークの形成による高齢者等や観光客等の移動支援 ▽整備計画の策定、駐車場の整備、鉄道高架下等における自転車駐車場の整備、バス等の公共交通に関する施設の整備、都市情報提供システムの整備等
	5. 自転車走行空間等整備事業 【自転車道整備事業】 【街路事業】	●自転車によるまちづくり、観光機能強化のための自転車ネットワークの形成及び関連施設等の整備 ▽整備計画の策定、自転車道・自転車走行レーンの設置、交差点改良、サイクルステーションの整備、サイン整備、レンタサイクルの設置、駐輪場・休憩所の整備等
	6. 鉄道駅機能強化事業 【人にやさしいまちづくり事業】 【駅施設利用円滑化事業】	●交通結節拠点としての駅の利用環境の向上、観光活動機能の充実 ▽通路・階段等の改良、エレベーター・エスカレーター等の整備、便益施設等のバリアフリー化等
② 都市施設	1. 身近な公園緑地等整備事業 【土地区画整理事業】 【都市公園整備事業】	●各種開発等と一体的な身近なポケットパーク等の整備 ▽街区公園等住区基幹公園の整備
	2. 河川改修事業 【河川改修事業】	●雨水の計画的排除のための河川改修 ▽未改修河川の護岸整備等
	3. 公共下水道整備事業 【公共下水道整備事業】	●下水道事業計画区域内の公共下水道事業の計画的推進 ▽下水道事業計画区域内の計画的整備
	4. 合併処理浄化槽設置事業 【合併処理浄化槽設置事業】	●下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置推進 ▽市街化調整区域における設置促進
	5. 公共施設維持管理事業 【都市再生整備計画事業】	●各種公共施設の適正な維持管理と必要な機能強化 ▽維持管理計画の策定、機能強化等
	6. 新栃木市斎場整備事業	●老朽化する施設の移転整備 ▽新栃木市斎場の整備
③ 市街地整備	1. 栃木駅周辺複合的都市拠点形成事業 【都市再生整備計画事業】 【土地区画整理事業】 【身近なまちづくり支援街路事業】 【人にやさしいまちづくり事業】 【地区計画制度】	●高次都市機能の集約促進 ▽公共公益施設の集約、歩行者専用道の整備、街路緑化、住宅地の整備等 ▽公共交通の充実、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等の整備等 ▽建築物の壁面の位置・高さの誘導、多目的広場等の整備等
	2. 栃木駅南地区地域医療拠点整備事業 【地区計画制度】 【地域医療再生基金等】	●とちぎメディカルセンターしもつがの整備と一体的な都市基盤整備 ▽新病院の整備、総合保健医療支援センターの整備

部門	主要事業＊ 【事業手法】＊	●事業方針 ▽具体的取り組み例＊
③市街地整備	3. まちなか居住促進事業 【暮らし・にぎわい再生事業】	●多様な世代が快適・便利に暮らせる居住環境の整備 ▽中心市街地への都市機能導入施設の整備 ▽中心市街地の空き店舗等の再生整備 ▽中心市街地の賑わい形成のための多目的広場等の整備
	4. 県庁堀周辺環境整備事業 【都市再生整備計画事業】 【地方都市リノベーション事業】 【街並み環境整備事業】 【暮らし・にぎわい再生事業】	●県庁堀周辺地区における歴史的環境を活かした環境整備 ▽歴史的遺構の復元整備等による個性ある地域づくり ▽市民生活を便利にする都市機能施設の整備等
	5. 歴史的町並み環境活用事業 【歴史まちづくり法】	●歴史的資源を活かしたまちづくり ▽水路・電線地中化等の景観形成や歩行者が歩きやすい道路づくり等
	6. 災害に強い市街地形成事業 【防災街区整備事業】 【住宅市街地総合整備事業】 【優良建築物等整備事業】 【主要生活道路不燃化促進整備事業】	●市街地内の密集市街地における面的整備 ▽事業計画の策定、建物除去・土地の整備、共同施設の整備、防災性能の強化、都市計画道路の整備等 ▽住宅市街地の整備、密集市街地の整序等 ▽調査設計計画の策定、共同施設整備等 ▽古い建物の解体、セットバック部分の舗装等
	7. 千塚町上川原地区産業拠点形成事業 【千塚町上川原地区開発事業】 【企業立地促進事業】	●栃木ICに至近な立地条件を活かした新たな産業拠点の整備 ▽設備投資助成、新規雇用助成等
④都市防災	1. 災害に強いまちづくり整備事業 【都市防災総合整備推進事業】 【地域防災拠点施設整備モデル事業】 【宅地耐震化推進事業】 【伝統的建造物群保存事業】 【まちづくり協定】	●市街地における災害危険箇所等の改善や防災拠点となる公共施設の機能強化 ●急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険区域指定箇所における安全の確保 ▽災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、道路・公園・広場等の地区公共施設の整備、防災まちづくり拠点施設の整備、建築物の不燃化・難燃化等 ▽大規模盛土造成地の変動予測、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等 ▽建築物の不燃化、耐震化に関するルールづくり等 ▽適正な河川改修、護岸整備、河川情報の提供等
⑤都市景観	1. 栃木駅周辺都市景観形成事業 【景観形成基準による景観誘導】 【地区計画制度】	●複合的都市拠点としての質の高い都市景観誘導等 ▽建築物、屋外広告物等の形態・色彩等の誘導等
	2. 歴史的建造物保存・修景事業 【伝統的建造物群保存事業】	●伝統的建造物群保存地区の指定や歴史的町並み環境の保存 ▽保存地区内における建築物等の管理・修理・修景・復旧 ▽伝統的建築物の保存、伝統的様式に則った改修・修景等
	3. 歴史・観光資源等周辺景観整備事業 【街並み環境整備事業】 【景観整備事業】 【景観法・景観条例】	●地域に点在する各種歴史・観光資源の保全と周辺の景観整備 ▽歴史・観光資源周辺の修景整備、サイン整備、休憩施設等の整備等
⑥都市環境	1. コンパクトシティ形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●栃木駅・新栃木駅周辺における都市機能の集約に向けた土地利用・市街地整備 ●公共交通・自転車等による環境に優しいまちづくりの推進 ▽土地利用・市街地整備の推進 ▽交通環境の充実、自転車ネットワーク整備等
	2. 環境と共生するまちづくり整備事業 【愛リバーとちぎ事業】 【建築協定】	●太平山や西部山間部、巴波川等の自然環境の保全と活用 ▽都市基盤整備と一体となった川づくり、良好な水辺空間の形成、桜等の植樹、自然を活かしたイベント開催等 ▽緑化基準等の設定等

＊ 主要事業は地域別構想で示した方針等に基づき設定したものです。

＊ 事業手法、具体的取り組み例は、現段階において想定されるもので具体的な事業内容等により事業要件や導入の可能性等について詳細な検討が必要です。また、重複する事業手法については、具体的な取り組みの記載を省略しています。

(2) 重点プロジェクト

「蔵の街とちぎ」の歴史的空間総合形成プロジェクト

■プロジェクトの基本方向

伝統的建造物や旧日光例幣使街道・巴波川周辺の歴史的町並み環境を活かした趣と賑わいのあるまちづくりを推進します。

また、歴史的な建造物の保存・修理や『栃木市景観計画』等に基づく景観誘導により歴史的空間の魅力向上を図ります。

さらに、まちなかを快適に回遊できるよう、公共交通の充実や歩行者空間及び自転車道の整備など、一体的な歴史的空間の形成を図ります。



歴史的町空間形成イメージ

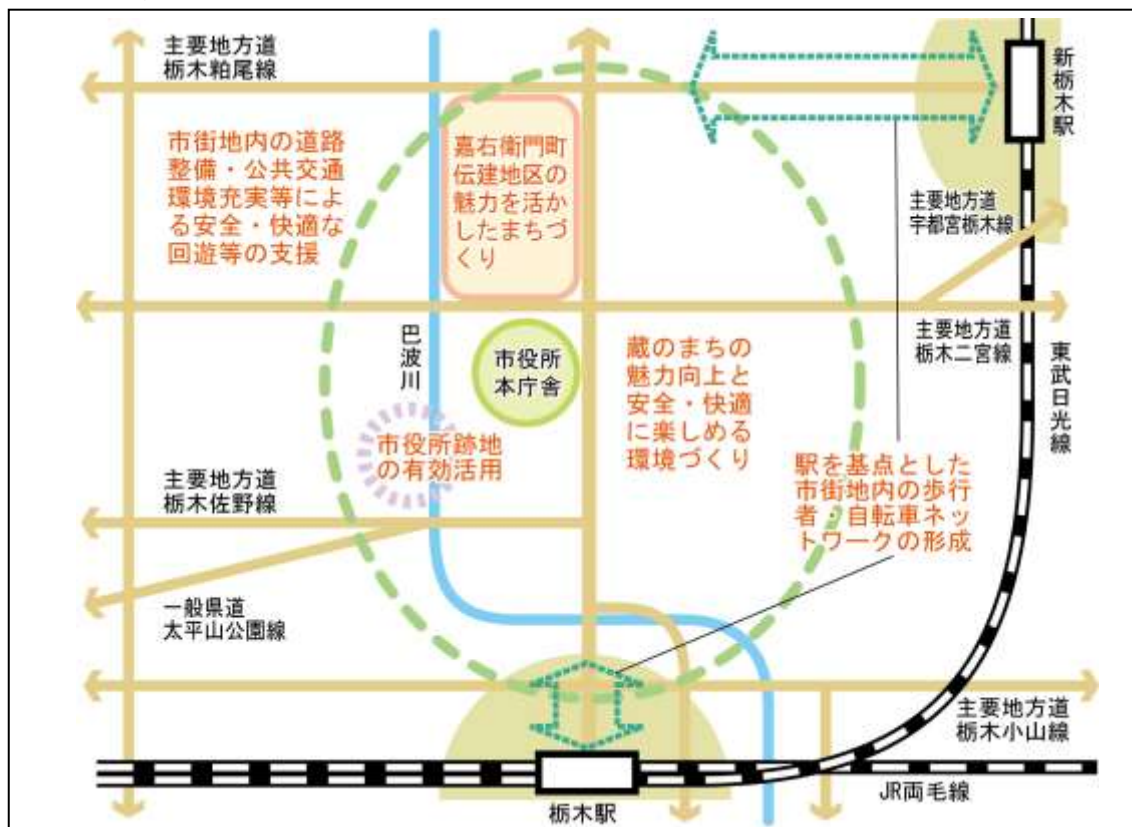
■関連事業

- 中心市街地道路整備事業
- 歴史的町並み歩行者空間整備事業
- 公共交通ネットワーク形成事業
- 自転車走行空間等整備事業
- 県庁堀周辺環境整備事業
- 歴史的町並み環境活用事業
- 歴史的建造物保存・修景事業



歴史資源等を巡る公共交通イメージ

■プロジェクトイメージ



中心市街地道路・交通環境形成プロジェクト

■プロジェクトの基本方向

栃木地域の中心市街地は、市全体の都市活動の拠点として、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる場として機能しています。

こうした人々の安全で快適な交通・移動手段を確保するため、都市計画道路の計画的な整備、公共交通ネットワーク形成、自転車を活かした地域づくり、車と人が共存するコミュニティ道路の整備、バリアフリーな歩行者空間の確保などにより、誰もが安全・快適に生活し、滞在できる地域づくりを目指します。



自転車を活かした地域づくりイメージ

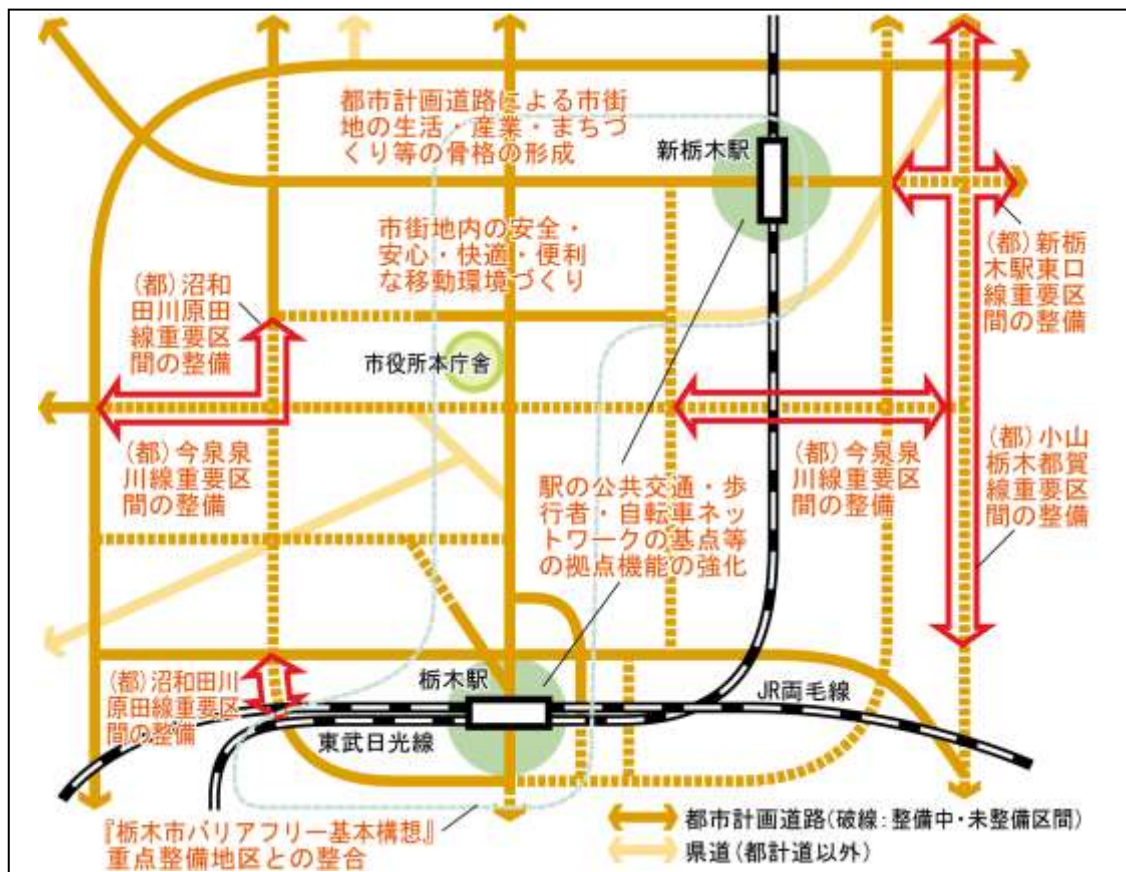


コミュニティ道路のイメージ

■関連事業

- 中心市街地道路整備事業
- 公共交通ネットワーク形成事業
- 自転車走行空間等整備事業
- 鉄道駅機能強化事業
- 環境と共生するまちづくり整備事業

■プロジェクトイメージ



2. 大平地域

(1) 部門別主要事業

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
① 交通体系	1. 骨格的道路整備事業 【街路事業】	●「2環状8放射道路」を構成する都市計画道路の整備 ▽（都）栃木駅南口線、小山栃木都賀線の未整備区間の整備推進
	2. 都市計画道路整備事業 【街路事業】	●未整備となっている都市計画道路の整備 ▽（都）新大平下駅前線、大平下駅前線、大平中央線、大平町役場通り、富田西野田線、牛久川連線の未整備区間の整備推進
	3. 公共交通ネットワーク形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●公共交通ネットワークの形成による高齢者等や観光客等の移動支援 ▽整備計画の策定、駐車場の整備、自転車駐車場の整備、バス等の公共交通に関する施設の整備、都市情報提供システムの整備等
	4. 自転車走行空間等整備事業 【自転車道整備事業】 【街路事業】	●自転車によるまちづくり、観光機能強化のための自転車ネットワークの形成及び関連施設等の整備 ▽整備計画の策定、自転車道・自転車走行レーンの設置、交差点改良、サイクルステーションの整備、サイン整備、レンタサイクルの設置、駐輪場・休憩所の整備等
	5. 鉄道駅機能強化事業 【人にやさしいまちづくり事業】 【駅施設利用円滑化事業】	●交通結節拠点としての新大平下駅・大平下駅の利用環境の向上、観光活動機能の充実 ▽通路・階段等の改良、エレベーター・エスカレーター等の整備、便益施設等のバリアフリー化等
② 都市施設	1. 身近な公園緑地等整備事業 【土地区画整理事業】 【都市公園整備事業】	●各種開発等と一体的な身近なポケットパーク等の整備 ▽街区公園等住区基幹公園の整備
	2. 河川改修事業 【河川改修事業】	●雨水の計画的排除のための河川改修 ▽未改修河川の護岸整備等
	3. 公共下水道整備事業 【公共下水道整備事業】	●下水道事業計画区域内の公共下水道事業の計画的推進 ▽下水道事業計画区域内の計画的整備
	4. 合併処理浄化槽設置事業 【合併処理浄化槽設置事業】	●下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置推進 ▽市街化調整区域における設置促進
	5. 公共施設維持管理事業 【都市再生整備計画事業】	●各種公共施設の適正な維持管理と必要な機能強化 ▽維持管理計画の策定、機能強化等
③ 市街地整備	1. 新大平下駅周辺地域拠点整備事業 【都市再生整備計画事業】 【土地区画整理事業】 【身近なまちづくり支援街路事業】 【人にやさしいまちづくり事業】 【暮らし・にぎわい再生事業】 【地区計画制度】	●駅前地区の面的整備の推進 ▽歩行者専用道の整備、電線類の地中化、駐車場案内システムの整備、街路緑化、住宅地の整備等 ▽整備計画の策定、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等の整備等 ▽建築物の壁面の位置・高さの誘導等 ▽都市機能まちなか立地支援、空き店舗等の再生支援、多目的広場等の整備等
	2. 栃木駅南地区地域医療拠点整備事業 【地区計画制度】 【地域医療再生基金等】	●とちぎメディカルセンターしもつがの整備と一体的な都市基盤整備 ▽新病院の整備、総合保健医療支援センターの整備
	3. 下皆川・富田地区定住拠点整備事業 【土地区画整理事業】 【街路事業】 【都市公園整備事業】 【地区計画制度】	●土地区画整理事業の推進による便利で住みやすい定住拠点の整備 ▽良好で利便性の高い生活環境確保のための、商業業務施設の適切な立地誘導 ▽一定のルールに基づく良好な住環境の形成等

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
③市街地整備	4. 市街地環境形成事業 【土地区画整理事業】 【防災街区整備事業】 【住宅市街地総合整備事業】 【優良建築物等整備事業】 【主要生活道路不燃化促進整備事業】	●礪山周辺地区における市街地の整序、改善 ▽事業計画の策定、建物除去・土地の整備、共同施設の整備、防災性能の強化、都市計画道路の整備等 ▽住宅市街地の整備、密集市街地の整序等 ▽調査設計計画の策定、共同施設整備等 ▽古い建物の解体、セットバック部分の舗装等
	5. 幹線道路沿道土地利用促進事業 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】	●栃木藤岡バイパス・蛭沼川連線・国道50号等の幹線道路沿道における計画的な土地利用の誘導 ▽沿道サービス施設等の立地の誘導 ▽良好な沿道景観創出のための大規模施設の建築物等の形態・意匠の誘導等
④都市防災	1. 災害に強いまちづくり整備事業 【都市防災総合整備推進事業】 【地域防災拠点施設整備モデル事業】 【宅地耐震化推進事業】 【河川改修・護岸整備事業】 【まちづくり協定】	●市街地における災害危険箇所等の改善や防災拠点となる公共施設の機能強化 ●永野川、巴波川沿いにおける水害対策 ▽災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、道路又は公園、広場等の地区公共施設の整備、防災まちづくり拠点施設の整備、建築物の不燃化・難燃化等 ▽大規模盛土造成地の変動予測・滑動崩落防止事業等 ▽建築物の不燃化、耐震化に関するルールづくり等 ▽適正な河川改修、護岸整備、河川情報の提供等
⑤都市景観	1. 水と緑の景観保全・創出事業 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】 【緑化基準】	●太平山及びその周辺の山林、果樹、田園景観や河川景観等の地域の原風景となる良好な景観の保全・活用・創出 ●幹線道路や工場用地等における緑化推進 ▽建築物、屋外広告物等の形態・色彩等の誘導 ▽ランドマークとなる樹木や身近な水辺空間等の保全等 ▽壁面の位置の制限と植栽誘導、緑化面積の規定等
	2. 歴史・観光資源等周辺景観整備事業 【街並み環境整備事業】 【景観整備事業】 【景観法・景観条例】	●地域に点在する各種歴史・観光資源の保全と周辺の景観整備 ▽歴史・観光資源周辺の修景整備、サイン整備、休憩施設等の整備等
⑥都市環境	1. コンパクトシティ形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●新大平下駅及び大平下駅周辺における都市機能の集約に向けた土地利用・市街地整備 ●公共交通・自転車等による環境に優しいまちづくりの推進 ▽土地利用・市街地整備の推進 ▽交通環境の充実、自転車ネットワーク整備等
	2. 環境と共生するまちづくり整備事業 【愛リバーとちぎ事業】 【建築協定】	●太平山・晃石山・かかしの里周辺の自然環境、永野川等の水辺環境の保全と活用 ▽都市基盤整備と一体となった川づくり、良好な水辺空間の形成、桜等の植樹、自然を活かしたイベント開催等 ▽緑化基準等の設定等

* 主要事業は地域別構想で示した方針等に基づき設定したものです。

* 事業手法、具体的取り組み例は、現段階において想定されるもので具体的な事業内容等により事業要件や導入の可能性等について詳細な検討が必要です。また、重複する事業手法については、具体的な取り組みの記載を省略しています。

(2) 重点プロジェクト

新大平下駅生活拠点形成プロジェクト

■プロジェクトの基本方向

大平地域の顔となり、高質で利便性が高く、賑わいのある都市づくりを図るため、新大平下駅周辺における生活拠点の形成を推進します。

駅西は、土地区画整理事業による面的整備を推進し、都市計画道路や公園・駅前広場等の一体的整備による、賑わいのある商業空間及び快適な居住空間の形成を目指します。

駅東は、プラッツおおひらや大平総合支所の機能強化を図りながら、多様な交流を通じた賑わいと安全・安心な都市環境の形成を目指します。



拠点性・利便性を高める駅前広場イメージ

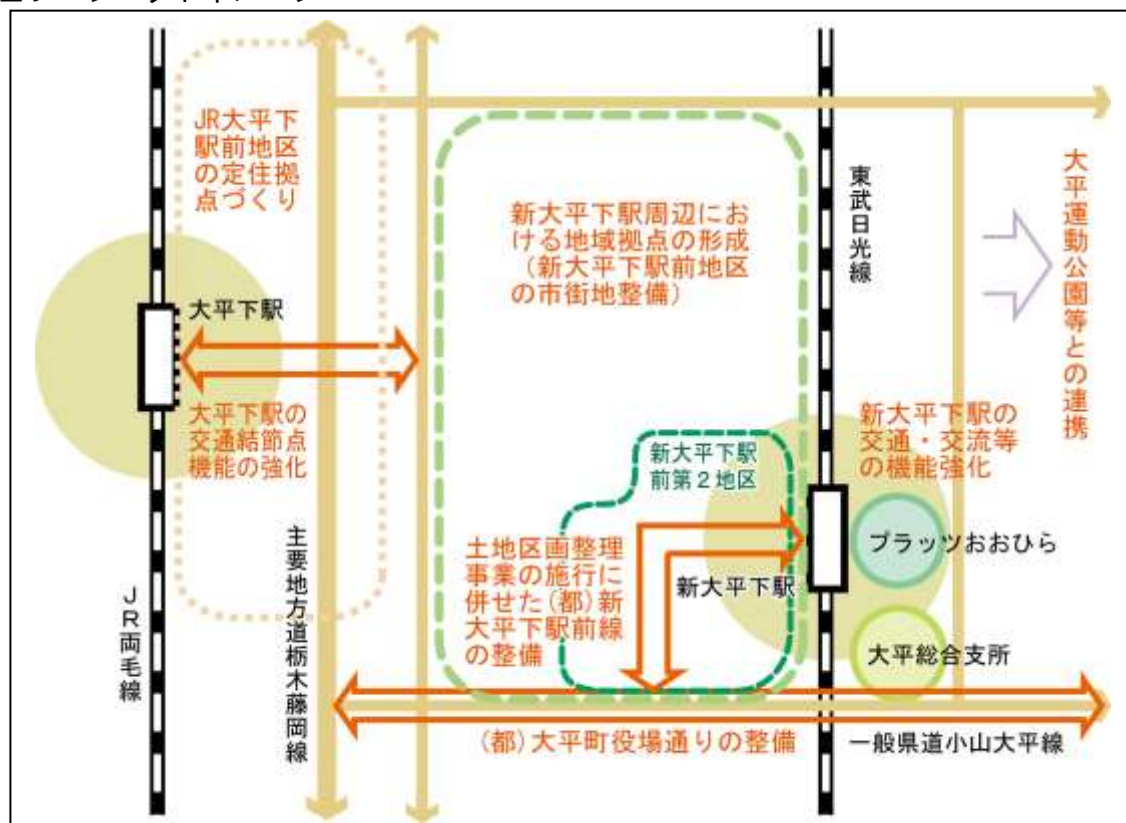
■関連事業

- 都市計画道路整備事業
- 鉄道駅機能強化事業
- 身近な公園緑地等整備事業
- 公共施設維持管理事業
- 新大平下駅周辺地域拠点整備事業
- 災害に強いまちづくり整備事業
- 環境と共生するまちづくり整備事業



面的整備による良好な居住空間イメージ

■プロジェクトイメージ



栃木駅南地区地域医療拠点形成プロジェクト

■プロジェクトの基本方向

本市の地域医療体制の課題に対応した質の高い医療の実現と、ますます進展する高齢社会の中でも安心して生活できる環境づくりのため、3病院が統合再編した「とちぎメディカルセンターしもつが」の整備を図ります。

また、周辺のアクセス道路の整備や、定住環境づくりを検討し、医療施設を核とした新たな定住拠点づくりを目指します。



とちぎメディカルセンターしもつがの整備イメージ

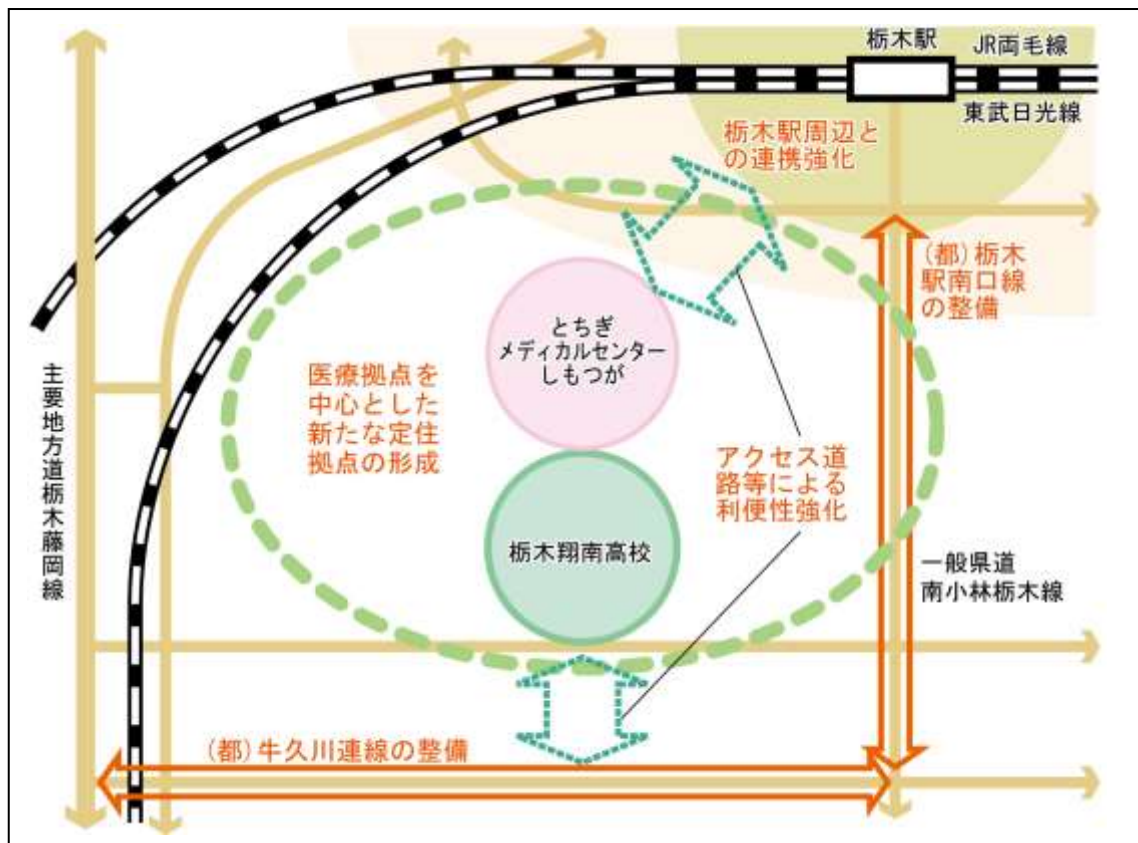
■関連事業

- 都市計画道路整備事業
- 公共交通ネットワーク形成事業
- 身近な公園緑地等整備事業
- 栃木駅南地区地域医療拠点整備事業
- 災害に強いまちづくり整備事業



介護老人保健施設イメージ

■プロジェクトイメージ



3. 藤岡地域

(1) 部門別主要事業

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
① 交通体系	1. 骨格的道路整備事業 【街路事業】	●「2環状8放射道路」を構成する都市計画道路の整備 ▽（都）藤岡中央通りの未整備区間の整備推進
	2. 都市計画道路整備事業 【街路事業】	●未整備となっている都市計画道路の整備 ▽（都）館林通り、藤岡駅前通り、城山通り、藤岡西通りの未整備区間の整備推進
	3. 公共交通ネットワーク形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●公共交通ネットワークの形成による高齢者等や観光客等の移動支援 ▽整備計画の策定、駐車場の整備、自転車駐車場の整備、バス等の公共交通に関する施設の整備、都市情報提供システムの整備等
	4. 自転車走行空間等整備事業 【自転車道整備事業】 【街路事業】	●自転車によるまちづくり、観光機能強化のための自転車ネットワークの形成及び関連施設等の整備 ▽整備計画の策定、自転車道・自転車走行レーンの設置、交差点改良、サイクルステーションの整備、サイン整備、レンタサイクルの設置、駐輪場・休憩所の整備等
	5. 鉄道駅機能強化事業 【人にやさしいまちづくり事業】 【駅施設利用円滑化事業】	●交通結節拠点としての藤岡駅の利用環境の向上、観光活動機能の充実 ▽通路、階段等の改良、エレベーター、エスカレーター等の整備、便益施設等のバリアフリー化等
② 都市施設	1. 身近な公園緑地等整備事業 【土地区画整理事業】 【都市公園整備事業】	●各種開発等と一体的な身近なポケットパーク等の整備 ▽街区公園等住区基幹公園の整備
	2. 河川改修事業 【河川改修事業】	●雨水の計画的排除のための河川改修 ▽未改修河川の護岸整備等
	3. 公共下水道整備事業 【公共下水道整備事業】	●下水道事業計画区域内の公共下水道事業の計画的推進 ▽下水道事業計画区域内の計画的整備
	4. 合併処理浄化槽設置事業 【合併処理浄化槽設置事業】	●下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置推進 ▽市街化調整区域における設置促進
	5. 公共施設維持管理事業 【都市再生整備計画事業】	●各種公共施設の適正な維持管理と必要な機能強化 ▽維持管理計画の策定、機能強化等
③ 市街地整備	1. 藤岡駅周辺地域拠点整備事業 【都市再生整備計画事業】 【土地区画整理事業】 【身近なまちづくり支援街路事業】 【人にやさしいまちづくり事業】 【暮らし・にぎわい再生事業】 【地区計画制度】	●藤岡駅周辺における面的整備の推進 ▽歩行者専用道の整備、電線類の地中化、駐車場案内システムの整備、街路緑化、住宅地の整備等 ▽整備計画の策定、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等の整備等 ▽建築物の壁面の位置・高さの誘導等 ▽都市機能まちなか立地支援、空き店舗等の再生支援、多目的広場等の整備等
	2. 佐野藤岡 I C 周辺産業拠点形成事業 【工業団地造成事業】 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】	●広域交通網を活かした I C 周辺及び国道 50 号等の幹線道路沿道における産業拠点の形成 ▽産業団地の整備、住居と工場が混在解消 ▽周辺自然環境への配慮 ▽良好な産業・生産環境の確保等

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
④ 都市 防災	1. 災害に強いまちづくり整備事業 【都市防災総合整備推進事業】 【地域防災拠点施設整備モデル事業】 【宅地耐震化推進事業】 【河川改修・護岸整備事業】 【まちづくり協定】	●市街地における災害危険箇所等の改善や防災拠点となる公共施設の機能強化 ●渡良瀬遊水地における治水機能向上や堤防の維持管理等 ▽災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、道路又は公園、広場等の地区公共施設の整備、防災まちづくり拠点施設の整備、建築物の不燃化・難燃化等 ▽大規模盛土造成地の変動予測・滑動崩落防止事業等 ▽建築物の不燃化、耐震化に関するルールづくり等 ▽適正な河川改修、護岸整備、河川情報の提供等
⑤ 都市 景観	1. 水と緑の景観保全・創出事業 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】	●世界に誇る渡良瀬遊水地の景観保全 ●河川等の水辺景観や、三毳山・田園景観等の地域の原風景となる良好な景観の保全・活用・創出 ▽遊水地への眺望や水辺景観との調和を図る建築物、屋外広告物等の形態・色彩等の誘導等 ▽建築物・屋外広告物等の形態・色彩等の誘導等 ▽ランドマークとなる樹木や身近な水辺空間等の保全等
	2. 歴史・観光資源等周辺景観整備事業 【街並み環境整備事業】 【景観整備事業】 【景観法・景観条例】	●地域に点在する各種歴史・観光資源の保全と周辺の景観整備 ▽歴史・観光資源周辺の修景整備、サイン整備、休憩施設等の整備等
⑥ 都市 環境	1. コンパクトシティ形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●藤岡駅周辺における都市機能の集約に向けた土地利用・市街地整備 ●公共交通・自転車等による環境に優しいまちづくりの推進 ▽土地利用・市街地整備の推進 ▽交通環境の充実、自転車ネットワーク整備等
	2. 環境と共生するまちづくり整備事業 【愛リバーとちぎ事業】 【建築協定】	●渡良瀬遊水地・谷中湖・三毳山等の自然環境の保全と活用 ▽都市基盤整備と一体となった川づくり、良好な水辺空間の形成、桜等の植樹等 ▽緑化基準等の設定等 ▽自然を活かしたイベント開催、『サイン計画』等との連携による市街地と遊水地のネットワーク形成等

* 主要事業は地域別構想で示した方針等に基づき設定したものです。

* 事業手法、具体的取り組み例は、現段階において想定されるもので具体的な事業内容等により事業要件や導入の可能性等について詳細な検討が必要です。また、重複する事業手法については、具体的な取り組みの記載を省略しています。

(2) 重点プロジェクト

藤岡駅周辺地域拠点形成プロジェクト

■プロジェクトの基本方向

藤岡地域の顔となり、渡良瀬遊水地への玄関口としての役割を担う藤岡駅及びその周辺における地域拠点の形成を推進します。

駅西地区は、市街地の更新、住工混在の解消、都市計画道路の整備を進め、快適に住み続けられる安全・快適な市街地の形成を図ります。

駅東地区は、面的整備等による定住拠点の形成を図りながら、シンボルロードとなる（都）藤岡駅前通りの整備により、渡良瀬遊水地への玄関口にふさわしい顔づくりを進め、快適で個性ある市街地形成を目指します。



安全・快適な市街地整備のイメージ

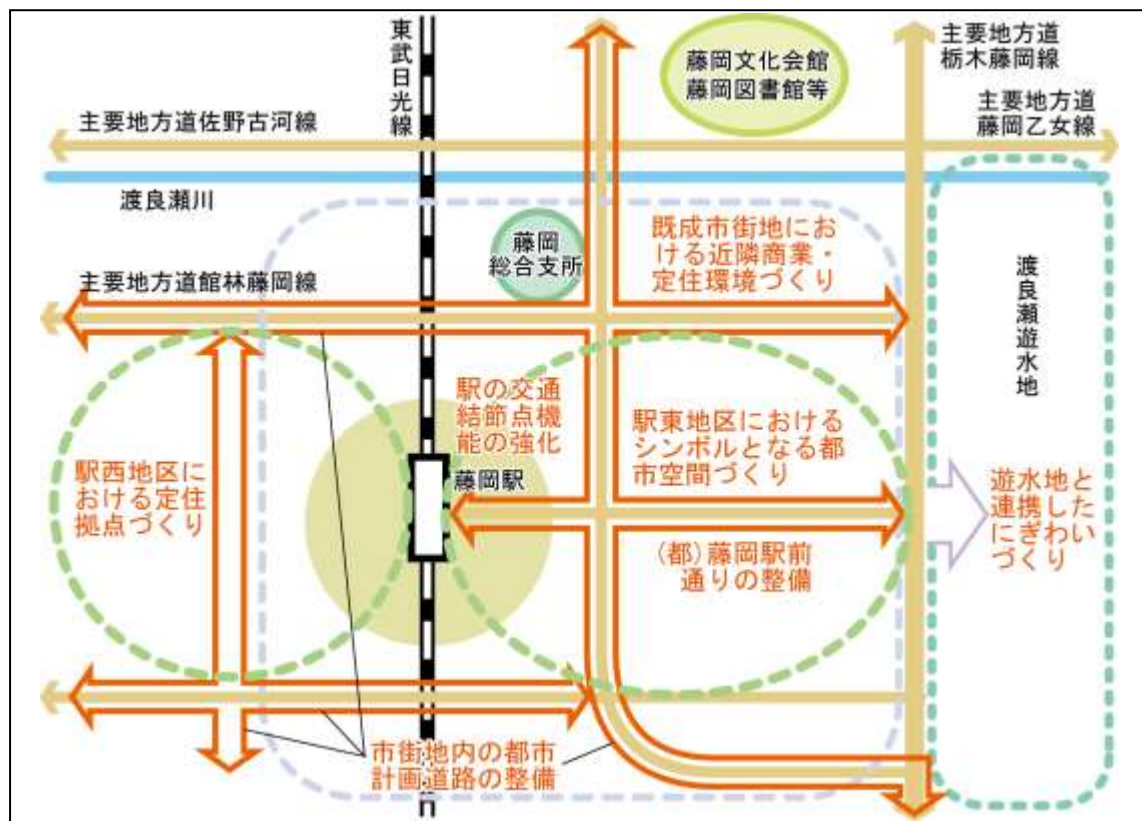


都市計画道路の象徴的整備イメージ

■関連事業

- 都市計画道路整備事業
- 鉄道駅機能強化事業
- 身近な公園緑地等整備事業
- 藤岡駅周辺地域拠点整備事業
- 災害に強いまちづくり整備事業

■プロジェクトイメージ



4. 都賀地域

(1) 部門別主要事業

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
① 交通体系	1. 骨格的道路整備事業 【街路事業】	●「2環状8放射道路」を構成する都市計画道路の整備 ▽（都）小山栃木都賀線の未整備区間の整備推進
	2. 都市計画道路整備事業 【街路事業】	●未整備となっている都市計画道路の整備 ▽（都）家中駅前通り、家中駅西通り線、家中原宿東西線、合戦場駅前通り、栃木大通り、沼和田合戦場線の未整備区間の整備推進
	3. 公共交通ネットワーク形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●公共交通ネットワークの形成による高齢者等や観光客等の移動支援 ▽整備計画の策定、駐車場の整備、自転車駐車場の整備、バス等の公共交通に関する施設の整備、都市情報提供システムの整備等
	4. 都賀西方スマートＩＣ整備事業 【スマートインターチェンジ整備事業】	●地域西部の活性化に寄与する都賀西方ＰＡへのスマートＩＣの整備推進 ▽スマートＩＣの整備に係る関係機関協議等
	5. 自転車走行空間等整備事業 【自転車道整備事業】 【街路事業】	●自転車によるまちづくり、観光機能強化のための自転車ネットワークの形成及び関連施設等の整備 ▽整備計画の策定、自転車道・自転車走行レーンの設置、交差点改良、サイクルステーションの整備、サイン整備、レンタサイクルの設置、駐輪場・休憩所の整備等
	6. 鉄道駅機能強化事業 【人にやさしいまちづくり事業】 【駅施設利用円滑化事業】	●交通結節拠点としての家中駅・合戦場駅の利用環境の向上、観光活動機能の充実 ▽通路・階段等の改良、エレベーター・エスカレーター等の整備、便益施設等のバリアフリー化等
② 都市施設	1. 身近な公園緑地等整備事業 【土地区画整理事業】 【都市公園整備事業】	●各種開発等と一体的な身近なポケットパーク等の整備 ▽街区公園等住区基幹公園の整備
	2. 河川改修事業 【河川改修事業】	●雨水の計画的排除のための河川改修 ▽未改修河川の護岸整備等
	3. 公共下水道整備事業 【公共下水道整備事業】	●下水道事業計画区域内の公共下水道事業の計画的推進 ▽下水道事業計画区域内の計画的整備
	4. 合併処理浄化槽設置事業 【合併処理浄化槽設置事業】	●下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置推進 ▽市街化調整区域における設置促進
	5. 公共施設維持管理事業 【都市再生整備計画事業】	●各種公共施設の適正な維持管理と必要な機能強化 ▽維持管理計画の策定、機能強化等
③ 市街地整備	1. 家中駅周辺地域拠点整備事業 【土地区画整理事業】 【都市再生整備計画事業】 【身近なまちづくり支援街路事業】 【人にやさしいまちづくり事業】 【暮らし・にぎわい再生事業】 【地区計画制度】 【建築協定】	●駅前地区の面的整備の推進 ▽歩行者専用道の整備、電線類の地中化、駐車場案内システムの整備、街路緑化、住宅地の整備等 ▽整備計画の策定、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等の整備等 ▽建築物の壁面の位置・高さの誘導等 ▽都市機能まちなか立地支援、空き店舗等の再生支援、多目的広場等の整備等 ●駅周辺における定住促進のための生活環境整備 ▽都市計画道路の整備、都市公園等の整備、良好な居住環境の確保のための地区施設の整備 ▽一定のルールに基づく良好な住環境の形成等

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
③市街地整備	2. 都賀 I C 周辺産業拠点形成事業 【土地区画整理事業】 【工業団地造成事業】 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】	●都賀 I C 周辺及び小山栃木都賀線沿道の平川地区における広域交通網を活かした産業拠点の形成 ▽産業団地の整備、住居と工場が混在解消 ▽周辺自然環境への配慮 ▽良好な産業・生産環境の確保等
④都市防災	1. 災害に強いまちづくり整備事業 【都市防災総合整備推進事業】 【地域防災拠点施設整備モデル事業】 【宅地耐震化推進事業】 【河川改修・護岸整備事業】 【まちづくり協定】	●市街地における災害危険箇所等の改善や防災拠点となる公共施設の機能強化 ●砂防面での安全の確保 ●思川沿いの水害対策 ▽災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、道路又は公園、広場等の地区公共施設の整備、防災まちづくり拠点施設の整備、建築物の不燃化・難燃化等 ▽大規模盛土造成地の変動予測・滑動崩落防止事業等 ▽建築物の不燃化、耐震化に関するルールづくり等 ▽適正な河川改修、護岸整備、河川情報の提供等
⑤都市景観	1. 地域資源活用景観形成事業 【街並み環境整備事業】 【景観整備事業】 【景観法・景観条例】	●地域の自然・歴史・公園等の景観資源を活かした地域の魅力向上に資する景観形成 ▽歴史・観光資源周辺の修景整備、サイン整備、休憩施設等の整備等
	2. 地域拠点及び沿道景観形成事業 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】	●家中駅周辺、合戦場駅周辺の高質で潤いのある景観形成 ●都賀 I C 周辺や小山栃木都賀線及び幹線道路沿道における自然景観等と調和する適切な沿道景観の誘導 ▽周辺環境と調和する建築物・屋外広告物等の形態・色彩等の誘導 ▽ランドマークとなる樹木や身近な水辺空間等の保全 ▽壁面の位置の制限、緑化基準等による良好な住宅地景観・沿道景観の創出等
⑥都市環境	1. コンパクトシティ形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●家中駅周辺における都市機能の集約に向けた土地利用・市街地整備 ●公共交通・自転車等による環境に優しいまちづくりの推進 ▽土地利用・市街地整備の推進 ▽交通環境の充実、自転車ネットワーク整備等
	2. 環境と共生するまちづくり整備事業 【愛リバーとちぎ事業】 【建築協定】	●つがの里や地域西部の山林・平地林等の保全と活用 ●地域住民等との協働による自然環境の保全・活用促進 ▽都市基盤整備と一体となった川づくり、良好な水辺空間の形成、桜等の植樹、自然を活かしたイベント開催等 ▽緑化基準等の設定等

* 主要事業は地域別構想で示した方針等に基づき設定したものです。

* 事業手法、具体的取り組み例は、現段階において想定されるもので具体的な事業内容等により事業要件や導入の可能性等について詳細な検討が必要です。また、重複する事業手法については、具体的な取り組みの記載を省略しています。

(2) 重点プロジェクト

家中駅周辺地域拠点形成プロジェクト

■プロジェクトの基本方向

都賀地域の顔となり、快適で賑わいのある地域拠点形成を図るため、家中駅及びその周辺における都市機能の集積、都市基盤の整備を推進します。

駅西地区に集積立地するコミュニティ・文化・教育・スポーツ等の各種公共施設の機能強化と良好な生活環境の確保を図りながら、駅周辺の都市計画道路整備を推進し、都市機能が集約したコンパクトで利便性の高い市街地形成を目指します。

また、地域住民等の利便性を高める家中駅の機能強化を促進します。



快適な道路ネットワークの形成イメージ

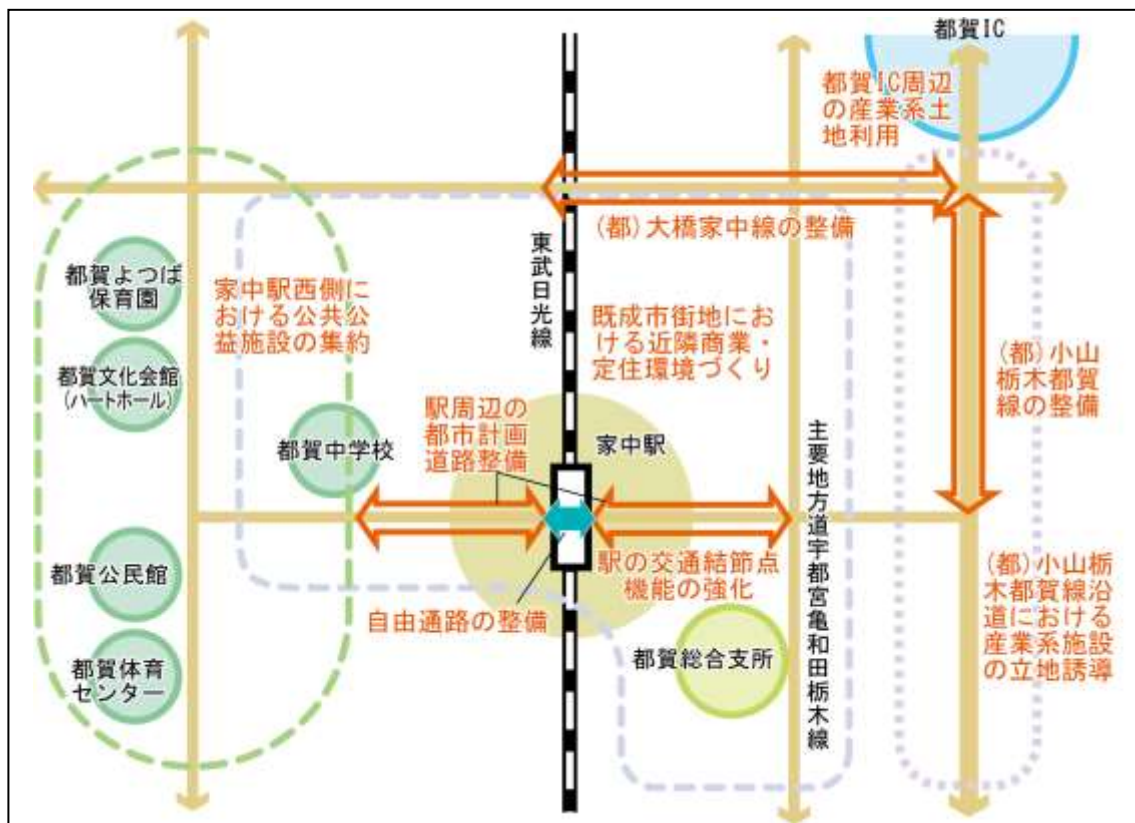


生活利便性を高める駅機能イメージ

■関連事業

- 骨格的道路整備事業
- 都市計画道路整備事業
- 鉄道駅機能強化事業
- 家中駅周辺地域拠点整備事業
- 災害に強いまちづくり整備事業
- 地域拠点及び沿道景観形成事業
- 環境と共生するまちづくり整備事業

■プロジェクトイメージ



5. 西方地域

(1) 部門別主要事業

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
① 交通体系	1. 都市計画道路整備事業 【街路事業】	●未整備となっている都市計画道路の整備 ▽（都）駅東通り、駅西通り、亀和田栃木線の未整備区間の整備推進
	2. 公共交通ネットワーク形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●公共交通ネットワークの形成による高齢者等や観光客等の移動支援 ▽整備計画の策定、駐車場の整備、自転車駐車場の整備、バス等の公共交通に関する施設の整備、都市情報提供システムの整備等
	3. 都賀西方スマートＩＣ整備事業 【スマートインターチェンジ整備事業】	●地域活性化に寄与する都賀西方ＰＡへのスマートＩＣの整備推進 ▽スマートＩＣの整備に係る関係機関協議等
	4. 自転車走行空間等整備事業 【自転車道整備事業】 【街路事業】	●自転車によるまちづくり、観光機能強化のための自転車ネットワークの形成及び関連施設等の整備 ▽整備計画の策定、自転車道・自転車走行レーンの設置、交差点改良、サイクルステーションの整備、サイン整備、レンタサイクルの設置、駐輪場・休憩所の整備等
	5. 鉄道駅機能強化事業 【人にやさしいまちづくり事業】 【駅施設利用円滑化事業】	●交通結節拠点としての東武金崎駅の利用環境の向上、観光活動機能の充実 ▽通路・階段等の改良、エレベーター・エスカレーター等の整備、便益施設等のバリアフリー化等
② 都市施設	1. 身近な公園緑地等整備事業 【土地区画整理事業】 【都市公園整備事業】	●各種開発等と一体的な身近なポケットパーク等の整備 ▽街区公園等住区基幹公園の整備
	2. 河川改修事業 【河川改修事業】	●雨水の計画的排除のための河川改修 ▽未改修河川の護岸整備等
	3. 公共下水道整備事業 【公共下水道整備事業】	●下水道事業計画区域内の公共下水道事業の計画的推進 ▽下水道事業計画区域内の計画的整備
	4. 合併処理浄化槽設置事業 【合併処理浄化槽設置事業】	●下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置推進 ▽用途地域を定めていない地域における設置促進
	5. 公共施設維持管理事業 【都市再生整備計画事業】	●各種公共施設の適正な維持管理と必要な機能強化 ▽維持管理計画の策定、機能強化等
③ 市街地整備	1. 西方地域中心地区形成プロジェクト 【都市再生整備計画事業】 【土地区画整理事業】 【身近なまちづくり支援街路事業】 【人にやさしいまちづくり事業】 【暮らし・にぎわい再生事業】 【地区計画制度】	●東武金崎駅の西側における総合的生活環境の整備 ▽歩行者専用道の整備、電線類の地中化、駐車場案内システムの整備、街路緑化、住宅地の整備等 ▽整備計画の策定、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等の整備等 ▽建築物の壁面の位置・高さの誘導等 ▽都市機能まちなか立地支援、空き店舗等の再生支援、多目的広場等の整備等
	2. 集落環境整備事業 【土地区画整理事業】 【街路事業】 【都市公園整備事業】 【集落地区計画制度】 【優良田園住宅制度】 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】	●既存集落部における総合的生活環境の整備 ▽都市計画道路・農道の整備、都市公園等の整備、良好な居住環境の確保のための地区施設の整備 ▽一定のルールに基づく良好な住環境の形成 ▽田園環境と共生する住宅の整備 ▽農林水産物加工処理施設等の生産施設・集落排水処理施設・地域間交流拠点施設・農林漁業体験施設・研修施設等の整備支援等

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
③市街地整備	3. 産業拠点機能強化促進事業 【工業団地造成事業】 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】	●都賀西方スマート I C の整備推進、宇都宮西中核工業団地や産業団地における機能拡充 ▽産業団地の整備、住居と工場が混在解消 ▽周辺自然環境への配慮 ▽良好な産業・生産環境の確保等
④都市防災	1. 災害に強いまちづくり整備事業 【都市防災総合整備推進事業】 【地域防災拠点施設整備モデル事業】 【宅地耐震化推進事業】 【河川改修・護岸整備事業】 【まちづくり協定】	●市街地における災害危険箇所等の改善や防災拠点となる公共施設の機能強化 ●思川沿いにおける治水機能向上や堤防の適切な維持管理及び山間部における土砂災害宅等 ▽災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、道路又は公園、広場等の地区公共施設の整備、防災まちづくり拠点施設の整備、建築物の不燃化・難燃化等 ▽大規模盛土造成地の変動予測・滑動崩落防止事業等 ▽建築物の不燃化、耐震化に関するルールづくり等 ▽適正な河川改修、護岸整備、河川情報の提供等
⑤都市景観	1. 地域資源活用景観形成事業 【街並み環境整備事業】 【景観整備事業】 【景観法・景観条例】	●地域の自然・歴史・公園等の景観資源を活かした地域の魅力向上に資する景観形成 ●地域に点在する各種歴史・観光資源の保全と周辺の景観整備 ▽歴史・観光資源周辺の修景整備、サイン整備、休憩施設等の整備等
	2. 地域拠点景観形成事業 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】	●東武金崎駅周辺の高質で潤いのある景観形成 ▽建築物・屋外広告物等の形態・色彩等の誘導 ▽ランドマークとなる樹木や身近な水辺空間等の保全 ▽壁面の位置の制限、緑化基準等によるゆとりと潤いのある住宅地景観の創出等
⑥都市環境	1. コンパクトシティ形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●東武金崎駅周辺における都市機能の集約に向けた土地利用・市街地整備 ●公共交通・自転車等による環境に優しいまちづくりの推進 ▽土地利用・市街地整備の推進 ▽交通環境の充実、自転車ネットワーク整備等
	2. 環境と共生するまちづくり整備事業 【愛リバーとちぎ事業】 【建築協定】	●大倉山・谷倉山・西方城址周辺の自然環境の保全 ●サイクリング道路の整備による地域資源のネットワーク化 ▽都市基盤整備と一体となった川づくり、良好な水辺空間の形成、桜等の植樹、自然を活かしたイベント開催等 ▽緑化基準等の設定等

* 主要事業は地域別構想で示した方針等に基づき設定したものです。

* 事業手法、具体的取り組み例は、現段階において想定されるもので具体的な事業内容等により事業要件や導入の可能性等について詳細な検討が必要です。また、重複する事業手法については、具体的な取り組みの記載を省略しています。

(2) 重点プロジェクト

東武金崎駅周辺地域拠点形成プロジェクト

■プロジェクトの基本方向

西方地域の快適で賑わいのある地域拠点形成を図るため、東武金崎駅及びその周辺における都市機能の集約、都市基盤の整備を推進します。

既成市街地の近隣商業・定住環境の向上や、駅西の中心地区形成プロジェクトにより、都市機能が集約した利便性の高い市街地形成を目指します。

また、道の駅にしかたや思川と連携した広域的な観光・レクリエーションネットワークの形成を目指します。



賑わいのある地域拠点の形成イメージ

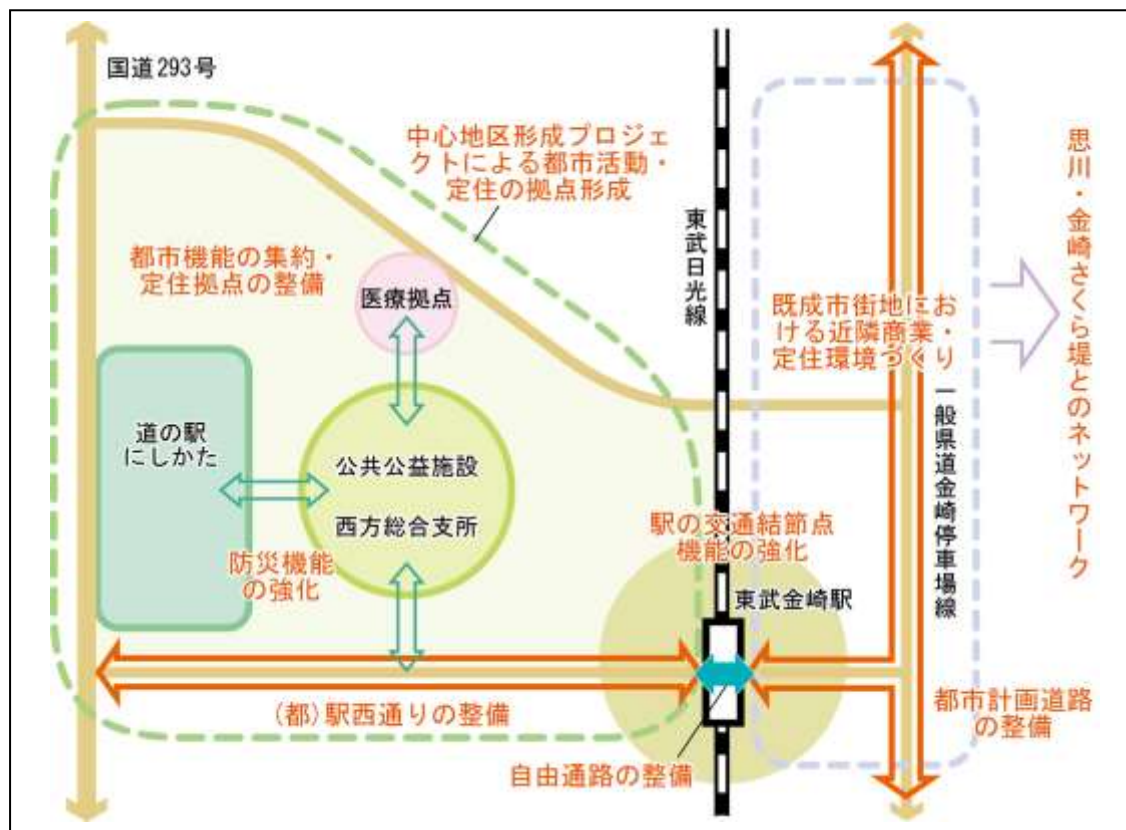
■関連事業

- 都市計画道路整備事業
- 鉄道駅機能強化事業
- 西方地域中心地区形成プロジェクト
- 災害に強いまちづくり整備事業
- 地域資源活用景観形成事業
- 地域拠点景観形成事業
- 環境と共生するまちづくり整備事業



定住を支援する近隣商業機能イメージ

■プロジェクトイメージ



6. 岩舟地域

(1) 部門別主要事業

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
① 交通体系	1. 都市計画道路整備事業 【街路事業】	●整備済都市計画道路の維持・管理、必要な改良 ▽（都）新50号線、栃木藤岡線
	2. 骨格的道路整備事業 【街路事業】	●都市基盤整備と併せた新規路線の検討 ▽岩舟駅周辺、静和駅周辺における整備
	3. 公共交通ネットワーク形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●公共交通ネットワークの形成による高齢者等や観光客等の移動支援 ▽整備計画の策定、駐車場の整備、自転車駐車場の整備、バス等の公共交通に関する施設の整備、都市情報提供システムの整備等
	4. 自転車走行空間等整備事業 【自転車道整備事業】 【街路事業】	●自転車によるまちづくり、観光機能強化のための自転車ネットワークの形成及び関連施設等の整備 ▽整備計画の策定、自転車道・自転車走行レーンの設置、交差点改良、サイクルステーションの整備、サイン整備、レンタサイクルの設置、駐輪場・休憩所の整備等
	5. 鉄道駅機能強化事業 【人にやさしいまちづくり事業】 【駅施設利用円滑化事業】	●交通結節拠点としての岩舟駅の利用環境の向上、観光活動機能の充実 ▽駅前広場の整備、自由通路の整備、便益施設等のバリアフリー化、アクセス環境の向上（アクセス道路）等
② 都市施設	1. 身近な公園緑地等整備事業 【土地区画整理事業】 【都市公園整備事業】	●各種開発等と一体的な身近なポケットパーク等の整備 ▽街区公園等住区基幹公園の整備
	2. 河川改修事業 【河川改修事業】	●雨水の計画的排除のための河川改修 ▽未改修河川の護岸整備等
	3. 公共下水道整備事業 【公共下水道整備事業】	●下水道事業計画区域内の公共下水道事業の計画的推進 ▽下水道事業計画区域内の計画的整備
	4. 合併処理浄化槽設置事業 【合併処理浄化槽設置事業】	●下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置推進 ▽市街化調整区域における設置促進
	5. 公共施設維持管理事業 【都市再生整備計画事業】	●各種公共施設の適正な維持管理と必要な機能強化 ▽維持管理計画の策定、機能強化等
③ 市街地整備	1. 岩舟駅周辺地域拠点整備事業 【都市再生整備計画事業】 【土地区画整理事業】 【街路事業】 【身近なまちづくり支援街路事業】 【人にやさしいまちづくり事業】 【暮らし・にぎわい再生事業】 【地区計画制度】	●岩舟駅周辺における総合的な生活環境の整備 ▽歩行者専用道の整備、電線類の地中化、駐車場案内システムの整備、街路緑化、住宅地の整備等 ▽整備計画の策定、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等の整備等 ▽建築物の壁面の位置・高さの誘導等 ▽都市機能まちなか立地支援、空き店舗等の再生支援、多目的広場等の整備等 ▽駅前広場及び駅利用環境の整備等
	2. 静和駅周辺生活拠点整備事業 【土地区画整理事業】 【街路事業】 【都市公園整備事業】 【地区計画制度】	●静和駅周辺における生活環境の整備 ▽歩行者専用道の整備、街路緑化、住宅地の整備等 ▽整備計画の策定、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等の整備等 ▽建築物の壁面の位置・高さの誘導等 ▽空き店舗等の再生支援、多目的広場等の整備等

部門	主要事業 * 【事業手法】 *	●事業方針 ▽具体的取り組み例*
③市街地整備	3. 産業拠点機能強化促進事業 【工業団地造成事業】 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】	●広域交通網を活かした国道50号沿道及び栃木藤岡線沿道の岩舟藤岡大規模開発拠点地区等における産業拠点形成、産業系土地利用の誘導 ▽産業団地の整備、産業系施設の立地誘導 ▽周辺自然環境への配慮 ▽良好な産業・生産環境の確保等
④都市防災	1. 災害に強いまちづくり整備事業 【都市防災総合整備推進事業】 【地域防災拠点施設整備モデル事業】 【宅地耐震化推進事業】 【河川改修・護岸整備事業】 【まちづくり協定】	●市街地における災害危険箇所等の改善や防災拠点となる公共施設の機能強化 ●三杉川沿いにおける治水機能向上や堤防の適切な維持管理及び山間部における土砂災害宅等 ▽災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、道路又は公園、広場等の地区公共施設の整備、防災まちづくり拠点施設の整備、建築物の不燃化・難燃化等 ▽大規模盛土造成地の変動予測・滑動崩落防止事業等 ▽建築物の不燃化、耐震化に関するルールづくり等 ▽適正な河川改修、護岸整備、河川情報の提供等
⑤都市景観	1. 地域資源活用景観形成事業 【街並み環境整備事業】 【景観整備事業】 【景観法・景観条例】	●地域の自然・歴史・公園等の景観資源を活かした地域の魅力向上に資する景観形成 ●地域に点在する各種歴史・観光資源の保全と周辺の景観整備 ▽自然・観光資源周辺の修景整備、サイン整備、休憩施設等の整備等
	2. 地域拠点・生活拠点景観形成事業 【地区計画制度】 【景観形成基準による景観誘導】	●岩舟駅周辺、静和駅周辺の高質で潤いのある景観形成 ▽建築物・屋外広告物等の形態・色彩等の誘導 ▽ランドマークとなる樹木や身近な水辺空間等の保全 ▽壁面の位置の制限、緑化基準等によるゆとりと潤いのある住宅地景観の創出等
⑥都市環境	1. コンパクトシティ形成事業 【都市・地域交通戦略推進事業】	●駅周辺における都市機能の集約に向けた土地利用・市街地整備 ▽岩舟駅周辺における都市機能・居住の集約、道路・公園等の都市基盤整備（面的整備の検討） ▽静和駅周辺における都市基盤整備（面的整備の検討） ●公共交通・自転車等による環境に優しいまちづくりの推進 ▽土地利用・市街地整備の推進 ▽交通環境の充実、自転車ネットワーク整備等
	2. 環境と共生するまちづくり整備事業 【愛リバーとちぎ事業】 【建築協定】	●三轟山・岩船山等の自然環境の保全 ●サイクリング道路の整備による地域資源のネットワーク化 ▽都市基盤整備と一体となった川づくり、良好な水辺空間の形成、桜等の植樹、自然を活かしたイベント開催等 ▽緑化基準等の設定等

* 主要事業は地域別構想で示した方針等に基づき設定したものです。

* 事業手法、具体的取り組み例は、現段階において想定されるもので具体的な事業内容等により事業要件や導入の可能性等について詳細な検討が必要です。また、重複する事業手法については、具体的な取り組みの記載を省略しています。

(2) 重点プロジェクト

岩舟駅周辺拠点形成プロジェクト

■プロジェクトの基本方向

岩舟駅及び市役所岩舟総合支所周辺において、岩舟地域の生活を支援し、活力や賑わいのある市街地形成を推進します。

駅周辺においては、駅へのアクセスや利用環境整備、それらと併せた都市基盤整備により、安全・安心で利便性の高い拠点形成を目指します。

また、静和駅周辺においても、近隣商業機能の確保など、生活を支援する生活・定住拠点の形成を目指します。



利用しやすく洗練された駅前広場イメージ

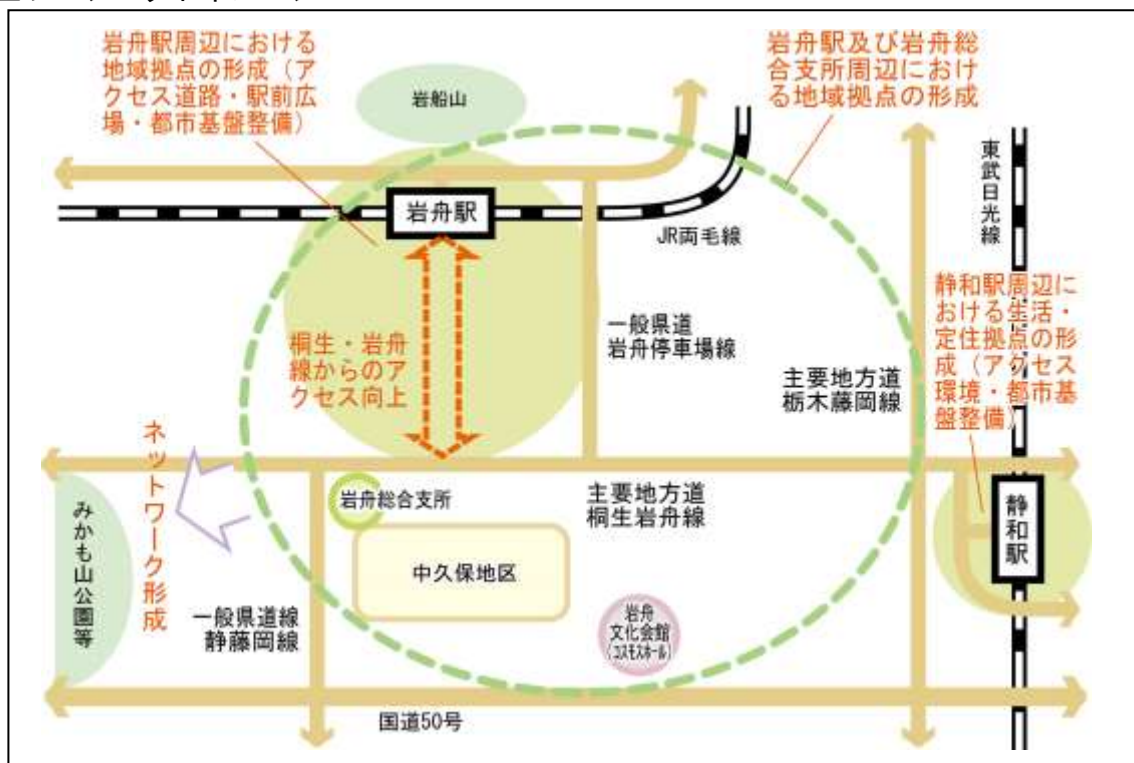
■関連事業

- 都市計画道路整備事業
- 鉄道駅機能強化事業
- 身近な公園緑地等整備事業
- 公共施設維持管理事業
- 岩舟駅周辺地域拠点整備事業
- 静和駅周辺生活拠点整備事業
- 災害に強いまちづくり整備事業
- 環境と共生するまちづくり整備事業



生活を支える都市空間と街並みイメージ

■プロジェクトイメージ



7. 地域連携プロジェクト

自転車道の整備は各地域をネットワークし、環境にやさしいコンパクトシティ形成に向けた効果が期待できることから、全地域を横断的につなぐプロジェクトとして位置づけます。

自転車道の整備による地域連携、魅力向上プロジェクト

■プロジェクトの基本方向

地域を連携し栃木市全体で一体感のある都市づくりを実現するためのプロジェクトとして、自転車道の整備を位置づけます。

自転車道の整備を図ることにより、交通ネットワークの形成という視点に加え、観光資源間の連絡ルートの確保等、観光・レクリエーション活動を支援し、広域的で多様な交流を育むまちづくりを推進します。

また、自転車利用の促進は、環境負荷の軽減や、コンパクトな市街地形成及び健康増進等にも大きく寄与することから、単に交通インフラとしての整備に留まらず、個性的で魅力ある都市づくりの実現に向けた効果的なプロジェクトとして推進します。

■期待できる自転車の諸性能

自転車の諸性能

① 健康的な乗り物

- 生活習慣病の予防・体づくり／リハビリ効果
- ダイエット効果

② 環境に優しい乗り物

- 省エネルギー効果
- 低炭素社会への寄与

③ 使い勝手がよい乗り物

- 比較的速いスピード／広範に利用できる走行距離
- 高い輸送能力
- 駐車占有面積が少ない
- 災害時における活用効果
- 目的地の直近までアクセス可能

④ 経済的な乗り物

- 安価な価格
- メンテナンスの簡便性

⑤ ふれあいのある乗り物

- 気軽に立ち止まることが可能

⑥ 他の交通手段との組み合わせ利用が可能

- 他の交通手段との組み合わせが容易

■自転車道整備計画（イメージ）

各地域の主要な市街地や観光資源等をネットワークする自転車道について、本計画においては下図のイメージとします。今後、幹線道路や河川堤等の活用等、さらなる魅力向上と利用しやすいルートを検討しながら、新しい栃木市を象徴するプロジェクトとして実現を目指します。

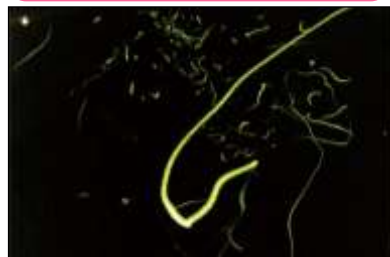


■自転車道沿道観光スポット、整備・自転車利用促進事例

①思川・金崎さくら堤周辺＜金崎さくら堤、河川沿い自転車道＞



②都賀大柿地区周辺＜ホタル＞



③つがの里周辺＜つがの里＞



④総合運動公園周辺



⑤栃木中心市街地＜旧日光例幣使街道・巴波川・幹線道路への自転車専用レーンの設置＞



⑥太平山周辺＜太平山・かかしの里＞



⑦大平運動公園周辺



⑧岩舟駅周辺＜岩舟駅・岩船山～みかも山公園（県南大規模公園）＞



⑨みかも山公園周辺＜県南大規模公園・道の駅みかも＞



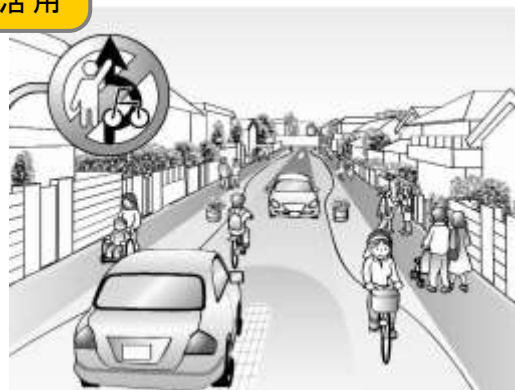
⑩渡良瀬遊水地・谷中湖周辺



■自転車道整備等を通じたまちづくり展開イメージ

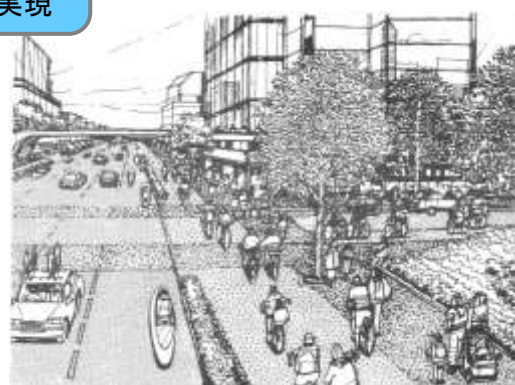
安全でふれあいのある交通手段としての活用

新たに自転車レーン等が整備しづらいような既成市街地（歩車分離が困難な歴史的地区・生活幹線道路等）にあつては、人と自転車と車が共存する新しい走行システムが実現します。



多様な交通手段が共存する快適な都市づくりの実現

自転車の性能が社会的に認知され、幹線道路等に自転車専用レーン等が整備され、自転車と他の交通手段を結びつけた新しい便利な交通体系・自転車ネットワーク等が実現できます。



広域的な観光・レクリエーションネットワークの形成

地域資源・レクリエーション施設等を拠点として整備し、それらをつないだ自転車ネットワークを形成します。これにより拠点同士をつないだ、面的な広がりをもった健康的で体験・体感・探訪型の観光レクリエーションが実現されます。



地域の一体感醸成、国際的な繋がりへの展開

定期的な自転車イベントの開催等を通じ、本市の魅力をPRでき、多様な交流を育むとともに、イベント主催側としての市民や行政、事業者の人々の様々な協働を通じた地域の一体感を生みだします。

また自転車利用促進によるまちづくりは、環境保全といった観点から国際的な広がりも期待できます。



第 7 章

実現に向けた課題

1. 都市計画上の課題
2. 都市計画マスタープラン
運用に当たっての課題

第7章 実現に向けた課題

1. 都市計画上の課題

(1) 都市計画区域の併存

① 現状と問題点

- 都市計画法における都市計画区域の規定は次のとおりです。

第5条（都市計画区域）

都道府県は、市又は人口、就業者その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

- 本市の都市計画区域は、「小山栃木都市計画区域（栃木地域・大平地域・藤岡地域・都賀地域・岩舟地域）」「西方都市計画区域（西方地域）」の2つが設定されています。
- 都市計画制度の運用に当たっての基本的な方針である『都市計画運用指針』（国土交通省）においては、合併した自治体の都市計画区域の考え方について次のように記載されています。（一部要約）

都市計画区域は、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として指定するべきである。

市町村が合併した場合の都市計画区域の指定は、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、合併後の市町村区域について、原則として一つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい。

しかしながら、

- ① 合併前の各市町村の区域をめぐる社会的、経済的状況等地域的特性に相当な差異がある。
- ② 地理的条件等により一体の都市として整備することが困難であること。

等により一つの都市計画区域を指定することが困難である場合には実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる。

- 区域区分により市街化区域・市街化調整区域の指定（線引き）がされているのは、小山栃木都市計画区域の栃木地域・大平地域・藤岡地域・都賀地域・岩舟地域で、西方都市計画区域（西方地域）については区域区分が指定されていない“非線引き”都市計画区域です。

* 小山栃木都市計画区域の構成市町（3市1町）

- ・小山市
- ・栃木市(旧栃木市・旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町・旧岩舟町)
- ・下野市
- ・野木町



- こうした「線引き・非線引き」の併存には、次のような問題点があります。

- ・市街化区域での開発が困難な場合、市街化調整区域を超えて、比較的開発しやすい非線引き区域の用途地域未指定地区（“非線引き白地”）で開発が行われる可能性がある。（開発等が拡散し、本市まちづくりが目指す“コンパクトシティ”の実現が困難になる）
- ・2つの制度による規制や手続きの違い等により、合併したにも関わらず、一体の都市として効率的・効果的に都市計画を進めることが難しくなる。
- ・土地利用としては大きな違いは見られないが、法規制の上では市街化調整区域と非線引き白地で開発の難易度に差が出るため、住民の理解を得ることが難しくなる。

② 今後の方向性

- 今後は、小山栃木都市計画区域として、全域を線引き都市計画区域として設定する方向性で調整・手続き等を進めます。こうした方向性の円滑な実現に向け、これまでの状況と比べたメリットや問題点を踏まえながら取り組む必要があります。

【今後の方向性】

	統合（全域が線引き）
メリット	・市としての一体的な都市計画の運用が図られる。 ・都市的土地利用が集約され、コンパクトシティの実現に向けた環境づくりがなされる。 ・市街化調整区域においては良好な農地等が保全され、都市的土地利用と営農環境のバランスのとれた土地利用運用が図られる。
問題点	・非線引き区域においては適正な土地利用を図るための規制がかかるため、住民の理解・協力が不可欠となる。
課題と方向性	・統合までの移行期間中は、非線引き白地部分において駆け込み開発等を抑制する必要がある（特定用途制限地域の適用等）。

- 都市計画区域の再編については、関係する上位計画や他法令との調整・整合を図り、市民の理解と協力を得ながら、調整・手続き等を進めます。

(2) 整備未着手の都市計画道路

① 現状と問題点

- 都市計画道路は、市全体で55路線を計画決定しています。
- これまで、主に市街地縁辺部や国県道部の整備を進め、現在は小山栃木都賀線等を逐次整備しています。
- 市街地内における道路は、昭和40～50年代に計画決定したものの、権利関係の複雑さや多くの費用と時間を要することから整備が先送りされ、面的整備地区における整備が中心となっています。
- 栃木地域の中心市街地部において多くの路線が未整備であり、大平地域・都賀地域・西方地域の市街地部では駅周辺において一部未整備、藤岡地域では市街地部の5路線すべてが未整備となっています。
- 市街地部の整備が進まない間に、その縁辺部やバイパス整備等が進み、交通の流れが変わる等、計画決定時の状況と変わっている場合も想定されることから、こうした長期的な整備未着手路線の検証と見直しを行う必要があります。



- 栃木県が策定した『栃木県都市計画道路検証の基本方針（案）』（平成19年3月）における見直しの視点は次のとおりです。

【長期間未整備都市計画道路の必要性等の検証の基本的な視点】

1. 路線の計画上の視点
 - ① 土地利用計画、まちづくりとの一体性の視点
(上位計画との整合性、将来都市像・都市交通の目標、土地利用・都市施設との一体性)
 - ② 各都市の個性や状況に対応する視点
(歴史、都市構造、都市計画決定状況・整備状況、将来交通需要の伸び等)
 - ③ 道路ネットワーク等広域的な視点
(広域的な道路ネットワーク、周辺道路との関連性・将来交通需要予測の検証)
 - ④ 要求される多様な機能の確保の視点
(交通機能・空間機能・市街地形成機能・防災機能・シンボル機能・アメニティ機能等)
 - ⑤ 既存ストックの有効活用の視点
(機能を代替する道路や既存道路での役割分担可能な場合の既存道路の有効活用)
2. 必要性和実現性の視点
(必要性の変化の要因や事業の実現化に支障を来す要因の評価を踏まえた検証)

② 今後の整備の方向性

- 今後は、未整備路線の整備推進を基本としながら、“選択と集中”による効率的な整備を進めます。そのため、各地域において設定した“重点プロジェクト”との一体的な整備等、より実現性・整備効果の高い路線を優先的に進める等、着実な整備推進を目指すものとします。

【整備未着手の都市計画道路整備の方向性（案）】

	整備の方向性
栃木地域	・ 3・3・3号小山栃木都賀線、3・4・201号沼和田川原田線、3・4・203号今泉泉川線、3・4・209号新栃木駅東口線において重要整備区間を設定しており、先導的に整備を図る。 ・ 3・4・204号沼和田合戦場線、3・4・208号富士見町線、3・4・214号境町菌部線、3・4・211号野州平川駅前線について、現道または他路線での代替が可能性を継続的に検討する。 ・ 市街地内で未整備となっている路線については、シビックコア地区や2環状8放射等の市街地整備・市内幹線道路網と連携するため、順次整備を図る。
大平地域	・ 新大平下駅周辺整備において、3・4・404号大平町役場通りの整備を図るとともに、土地区画整理事業の施行に併せ、3・4・402号新大平下駅前線、3・4・403号大平下駅前線の整備を図る。 ・ 上記路線を優先し、3・4・401号大平中央線等についても順次整備を図る。
藤岡地域	・ 藤岡駅周辺において未整備となっている路線は、駅東地区・駅西地区の整備において一体的に整備を図る。 ・ 特に3・4・603号藤岡駅前通りは、重要整備区間として整備を図る。 ・ 上記路線を先導的に整備し、それ以外の路線についても順次整備を図る。
都賀地域	・ 3・3・3号小山栃木都賀線、3・5・301号大橋家中線の整備を進めながら、家中駅周辺における3・4・302号家中駅前通り、3・4・303号家中原宿東西線、3・4・305号家中駅西通り線の未整備区間の整備を図る。 ・ 上記路線を先導的に整備し、合戦場駅周辺の路線についても順次整備を図る。
西方地域	・ 「中心地区形成プロジェクト」において3・4・2号駅西通りの整備を図る。 ・ 上記路線を優先し、東武金崎駅東側の路線についても順次整備を図るとともに、駅の東西を連絡する自由通路等の検討を図る。
岩舟地域	・ 3・3・1号新50号線、3・4・1号栃木藤岡線は整備済みであり、維持・管理、必要な改良等を図る。 ・ 上記の維持・管理・改良を図りつつ、駅周辺のアクセス環境整備や都市基盤整備において、必要に応じ新規路線の検討を図る。

- 広域的な幹線道路整備による交通の流れ等を踏まえ必要性等の再検証が必要な路線については、栃木県が策定した都市計画道路検証の基本方針（案）に基づき、検証・見直しを図るものとします。

(3) 市街化調整区域の開発

① 現状と問題点

- 市街化調整区域（栃木地域・太平地域・藤岡地域・都賀地域・岩舟地域）においては、条例により、50戸以上が連たんする部分周辺での住宅等の立地を許容する制度が運用されています。本来既存集落のコミュニティや活力維持を図ることをねらいとした制度ですが、現状では市街化区域周辺における宅地化がみられ、市街地の拡散が進行しています。
- 市街化区域における開発の問題については、人口減少への対応や環境への配慮が求められる近年のまちづくりにおいて、「コンパクト・シティ（身近な生活圏において都市機能を集約させ、住みやすく環境負荷が少ないまちづくりを実現）」の考え方を踏まえた対応が必要です。

② 今後の運用について

- 本計画において、今後の本市の都市づくりの基本方針を“各地域の中心市街地（主な鉄道駅周辺）における都市機能の集約によるコンパクトシティ”と設定しています。一方、田園集落については、“必要な基盤整備を図りながら、活力維持を図る”ためのまちづくりを進める方針です。
- これらを踏まえ、市街化調整区域の開発については、都市計画法第34条に定められた立地基準を順守しながら、集落の規模や活力維持のための必要最低限の開発を適正に誘導していきます。

《市街化調整区域の開発規制の緩和について（11号条例）》

・ 許可の対象となる土地

「50戸以上の建築物の敷地が50m以内の間隔で連たんしている土地（農用地区域・保安林等を除く）」

・ 建築可能なもの

「自己の建築による自己用住宅、自己の建築による自己用兼用住宅、自己の建築による自己業務用小規模店舗」

* その他、一宅地の敷地面積・道路要件、開発に当たっての法的な技術基準を定めています。また、農地転用基準については緩和せず、適正な田園集落としての環境を守りながら、必要な規制緩和に関する運用を図る方針です。

- 今後は、都市計画区域再編の動向を踏まえながら、開発許可制度と併せた適正な運用、農地転用基準を維持しながらの環境保全等により、豊かな田園に囲まれた良好な集落環境の維持・活力づくりに向けた制度の運用を図ります。

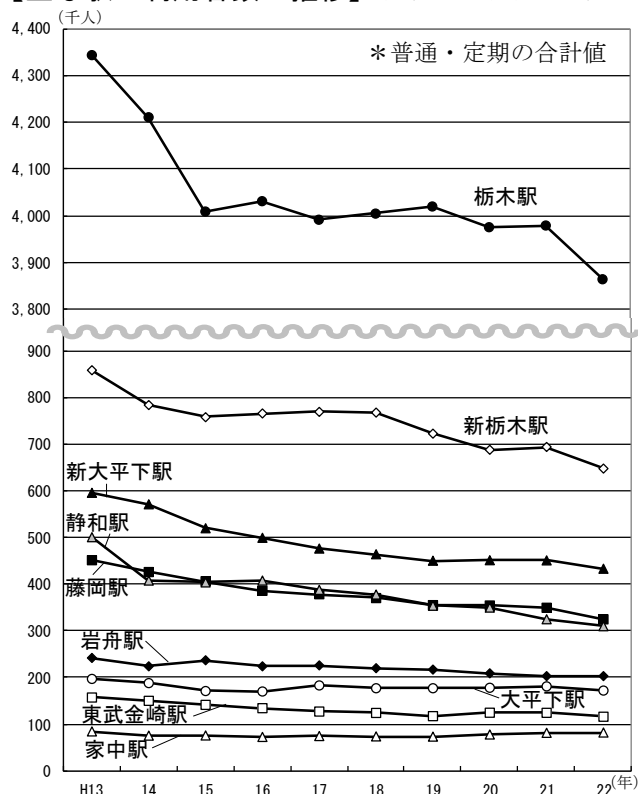
(4) 中心市街地の活性化

① 現状と問題点

- 各地域の主な駅周辺において、都市機能が集約した地域拠点の設定を行いました。全国的にも中心市街地（中心商業地）の停滞は問題となっています。本市においても、今後、地域拠点におけるコンパクトシティを主体としたまちづくりを進める上で、その活性化は大きな課題となります。
- 各地域の中心市街地における駅利用者や商業販売額はいずれも減少傾向にあり、賑わいづくり、商業活性化に向けた対策が求められます。

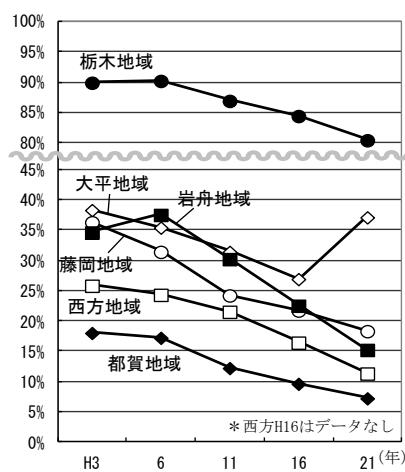
※大平地域の購買率・販売額の上昇は栃木藤岡線バイパスの商業機能の影響。

【主な駅の利用者数の推移】 資料：栃木県統計年鑑



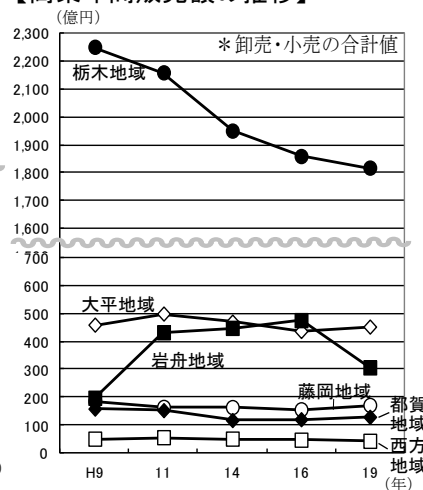
【参考：商業に関するデータ】 ※旧市町単位のため参考データとする

【自市町内購買率の推移】



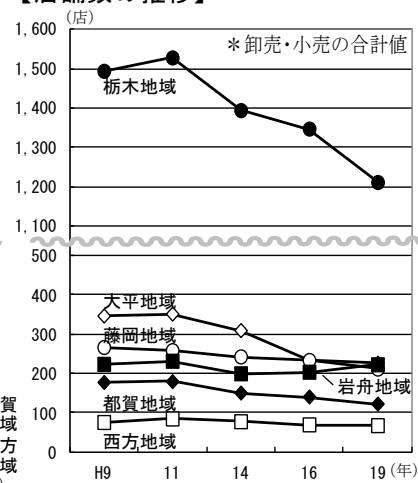
資料：地域購買動向調査

【商業年間販売額の推移】



資料：商業統計調査 (H21は経済センサス創設のため実施せず)

【店舗数の推移】



- 中心市街地の活性化においては、その主な構成要素と活性化の視点に基づき、各地域の特性を踏まえながら、今後の方向性を検討する必要があります。

【中心市街地活性化の要素・視点】

《要素》

- ・市街地の整備
- ・商業・業務
- ・まちなか居住
- ・公益施設
- ・交通アクセス

《視点》

- ・都市空間の管理・運営
- ・土地の合理的活用
- ・地域固有の価値の創出
- ・地域経済循環の構築
- ・市民・民間の参画

冊子『中心市街地のまちづくり』(国土交通省)より作成

② 各地域の中心市街地の方向性

- 地域ごとの特性を踏まえた活性化の方向性を次のとおり設定します。

【中心市街地の活性化に向けた方向性（案）】

	地域ごとの特性を踏まえた活性化（要素別に整理）				
	市街地の整備	商業・業務	まちなか居住	公益施設	交通アクセス
栃木地域	・密集市街地の改善と施設跡地等の有効活用により安全性・魅力を高める。	・市全体の中心商業、観光・歴史と連動した特徴ある商業地としての魅力づくり。	・生活支援や商業等の都市機能が集約した利便性を活かし、定住促進を図る。	・主要な施設の集約、市全体の都市サービス拠点としての利便性向上を図る。	・鉄道の利便性、放射状道路網の中心としてのアクセスを活かす。
大平地域	・新大平下駅周辺整備によりさらに利便性と魅力を高める。	・中心部は停滞しているが、新大平下駅周辺の整備と連携しながら商業活性化を図る。	・面的整備実施地区と新大平下駅周辺等における定住促進を図る。	・公民館周辺や運動公園等、歩行者ネットワーク等による利用しやすい環境づくり。	・道路網の利便性は高く、今後は公共交通により誰もが移動しやすい環境を高める。
藤岡地域	・駅周辺における面的整備、都市計画道路整備により安全性、利便性と市街地の魅力を高める。	・生活を支える近隣商業機能の維持を図る。 ・遊水地と連動した賑わいづくり。	・駅周辺の市街地整備と連動しながら、定住の拠点づくりを図る。	・文化会館周辺と駅周辺を結ぶネットワークによる利用しやすい環境づくり。	・通過交通対策を図りながら、歩行者が安全に市街地と遊水池を巡れる環境づくり。
都賀地域	・家中駅周辺における道路・公園・広場等の整備により、安全・快適な地域拠点づくりを図る。	・生活を支える近隣商業機能の維持を図る。 ・IC近接性を活かした産業系機能の向上を図る。	・着実な市街地整備・都市機能の集約・公共交通の利便性向上等により定住の維持・促進を図る。	・家中駅西側の施設集積地と駅周辺を結ぶネットワークによる利用しやすい環境づくり。	・家中駅東西の都市計画道路や公共交通により移動しやすい生活環境づくりを図る。
西方地域	・中心地区形成プロジェクトにより駅西側の土地の活用と魅力の向上を図る。	・駅周辺は近隣商業機能の維持を図る。 ・駅西側は道の駅と連動した交流・賑わい空間づくりを図る。	・中心地区形成プロジェクトにおいて、便利で魅力ある定住拠点づくりを図る。	・中心地区形成プロジェクトにおける集約。 ・駅東側からの利用しやすい環境の確保を図る。	・広域道路網が整備済み。今後は市街地内の幹線道路を整備。 ・駅の東西連絡機能の確保を図る。
岩舟地域	・岩舟駅周辺における面的整備により、安全・快適な地域拠点づくりと駅利用環境の向上を図る。	・国道50号・桐生岩舟線沿道の既存商業地の維持を図る。 ・静和駅周辺は近隣商業機能の向上を図る。	・岩舟駅周辺、静和駅周辺における都市機能の集約や都市基盤の整備により居住の維持・促進を図る。	・岩舟総合支所周辺における公共公益施設の維持。 ・駅からの利用しやすい環境の確保を図る。	・都市計画道路整備済み。今後は駅周辺整備と併せた整備検討。 ・岩舟駅の利用環境の向上を図る。

- 上記に整理した方向性は、本計画における重点プロジェクトや部門別の整備方針に沿っていますが、中心市街地活性化に向けては、観光・福祉・教育等の様々な部門との連携・協力が必要です。こうした多用な施策展開と併せ、協働体制による“市民が主役”の活性化が不可欠であり、相互の理解と協力・連携のもと、“地域力”を“総合力”に結集させながら、新しい栃木市の一体的なまちづくりを目指します。

2. 都市計画マスタープラン運用に当たっての課題

(1) 市民が主役のまちづくりの推進

① 市民活躍の場づくり

『栃木市総合計画（改訂版）』においては、合併後のまちづくりの視点として“市民活躍の姿”を設定しています。各地域の個性を活かしたまちづくりや個々の市民や団体の活動・活躍の場の充実に努めるもので、市民主体のまちづくりを進めるために欠かせない理念です。本計画に位置づけた施策・事業を進める上でも、市民・企業・団体等との連携・協力のもと、円滑かつ持続的なまちづくりの実施を目指します。

② マスタープランの周知

今後、本計画に基づくまちづくりを進めていくに当たり、住民の理解と協力を得るため、本市の目指す将来都市像や計画の理念、実施していく施策・事業等の周知を図ります。

また、周知とともに施策・事業等への意見や提案を反映させる等、双方向のコミュニケーションに基づく計画の運営を図ります。

③ 計画の着実な推進

合併後、『栃木市総合計画（改訂版）』を策定し、各部門の実施計画の策定が進んでいます。都市計画・都市づくり部門の指針である本計画の運用においても、協働のまちづくり機運を醸成させながら、できることから着実に進めて行くものとします。

(2) 個別事業の推進と計画の見直し・評価

① 都市計画への位置づけ

本計画に位置づけた施策・事業を推進するに当たっては、都市計画に組み入れ、都市計画法に基づく制度や事業として推進していくものとします。このため、本計画を都市計画の根拠とするとともに、それ以外の様々なまちづくり活動全般における基本方針として活用を図ります。

② 個別事業の推進

個別事業の実施に当たっては、詳細な調査・計画・設計等を行うとともに、住民意向の反映や整備効果の把握により、実効性の高い事業となるよう努めます。

また、地区計画・建築協定・まちづくり条例等により、地域の実情や課題を反映した住民主体のまちづくりの推進を目指します。

事業手法については、国・県をはじめとする各種制度・補助事業や「特区（構造改革特別区域）」等の導入を検討しながら、効率的かつ整備効果の高い事業の実現を目指します。

③ 財政運営との調整

厳しい財政運営が求められる中、住民との合意形成や実務レベルでの調整において、事業費や整備効果の見通しを把握することが重要となってきます。このため、事業の投資効果を踏まえた財政配分、維持管理を含めた長期的なコスト縮減の取り組み、産業振興等による自主財源の確保、補助事業・支援制度や民間活力の有効活用等、長期的な視野に立った財政運用との調整を図りながら、本計画における事業等の実現を目指します。

④ 計画の見直し

本計画が目標年次とする20年後において、社会経済情勢がどのように変化するか、予測は困難です。そのため、本計画の運用に当たっては、社会経済情勢・時代の潮流・市民ニーズの変化等への柔軟な対応が求められ、適切な時期に見直しを行うものとします。

見直し時期の目安としては、上位計画である『栃木市総合計画（改訂版）』の改訂時期に準拠し10年間とします。なお、10年間の期間中であっても、大規模プロジェクト等、早急に対応すべき案件が発生した場合には、適宜、見直し等の対応を図ります。

⑤ 計画の進行管理と評価

計画の見直しにおいては、計画に位置づけた事業の進捗状況や成果を把握し、計画の進行管理を図ります。こうした進行状況を踏まえ、見直し時点での社会経済情勢に対応した評価を実施することも重要です。この評価を踏まえた検証・再検討に基づき次期計画の改訂を行うものとし、一連の「計画（Plan）-実施・進捗（Do）-評価・検証（Check）-改善（Action）」のシステムを確立させながら、持続的な計画運営を図ります。

(3) 推進体制づくり

① 推進体制の確立

本計画の基本理念である“協働力”により地域の魅力を活かした一体的なまちづくりを進めるため、市民・企業・団体・行政がそれぞれの役割を踏まえながら、連携・協力していける体制づくりを目指します。このため、地域協議会をはじめとする組織や市民・事業者・来訪者等、まちづくりに関わる多様な主体との連携・コミュニケーションの実践を図ります。

特に、本計画の大きな柱であるコンパクトシティを実現していくためには、鉄道事業者との連携・協力により、駅の機能を最大限に活かしたまちづくりを進めることが効果的です。

また、合併により多様化・高度化・広域化する行政課題に対応し、計画的・効率的なまちづくりを進めるため、庁内体制を強化しながら、市民・企業・団体とともに一丸となった推進体制づくりに努めます。

② 関連する計画等との連携

本計画は『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（小山栃木、西方）』及び『栃木市総合計画（改訂版）』等を上位計画としていますが、具体的な施策・事業の実施に際しては、市で策定する各種関連計画との連携・整合を図る必要があります。

新市として策定し、本計画の内容と特に大きな関わりがあるものとして、主に『栃木市景観計画』『嘉右衛門町伝建地区まちづくり計画』『栃木市観光基本計画』等が挙げられます。

＊その他、個別計画や各種制度についても、適宜、連携・調整等を実施する必要があります。

③ 関係機関への働きかけ・調整

都市計画事業の実施に向けては、国・県をはじめ、都市や農政等の様々な主体・部門との協議・調整・手続きが必要となります。この際、本計画における位置づけを明確に示しながら、事業等実現に向けた働きかけや円滑な推進に向けた調整を図ります。

参考資料

1. 策定体制・経緯

(1) 策定体制

① 栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）の策定に当たり、基本的な事項を検討するため、栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び任期)

第2条 委員会は、40人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

② 栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会

	基礎となる団体	役 職	氏 名	備考
1号委員 (学識経験を有する者)	足利工業大学	教 授	築 瀬 範 彦	
	小山工業高等専門学校	教 授	尾 立 弘 史	
2号委員 (関係団体を代表する者)	栃木地域まちづくり検討委員会	委 員	酒 巻 幸 夫	
	大平町地域協議会	委 員	山 田 勝 三	H25
			天 海 英 夫	H24
	藤岡町地域協議会	委 員	山土家 光 幸	
	都賀町地域協議会	委 員	条 谷 一 郎	
	西方町地域協議会	委 員	青 木 利 男	
	栃木県建築士会栃木支部	支部長	牧 田 昭 二	
	栃木市自治会連合会	会 計	阿 部 勝 彦	H25
	(栃木市自治会連絡協議会)	(理事)	石 崎 義 夫	H24
	栃木市農業委員会	委 員	毛 塚 玲 子	H25
	栃木市町並み委員会	委 員	大 出 陽 子	H24
	栃木市女性団体連絡会	栃木市藤岡女性団体 連絡協議会副会長 まちづくり委員会 委員長 商業部会長	筑比地 幸 子	
	栃木商工会議所		佐 山 俊 朗	
	大平町商工会	女性部長	石 川 美千代	
	藤岡町商工会	理 事	小 暮 一 雄	
	都賀町商工会	女性部監事	川 津 美知子	
	西方商工会	理 事	川 上 貢 一	
	下野農業協同組合	代表理事専務理事	大 島 三 郎	
	上都賀農業協同組合	理 事	中新井 明	
3号委員 (関係行政機関の職員)	栃木県県土整備部都市計画課	課 長	根 岸 昭 夫	
	栃木土木事務所	所 長	青 山 行 夫	
	栃木警察署	署 長	菊 池 正 英	H25
			小 川 陽 三	H24
4号委員 (公募による者)	栃木市全域		殿 塚 治	
	栃木市全域		渡 邊 紘 夫	
	栃木市全域		中 島 義 雄	
	栃木市全域		小 林 好 雄	
5号委員 (市職員)	総合政策部	部 長	赤羽根 正 夫	
	総務部	部 長	和久井 弘 之	
	総務部	危機管理監	藤 田 全 孝	
	理財部	部 長	萩 原 弘	H25
			川 島 正	H24
	生活環境部	部 長	大 橋 定 男	H25
			川 津 正 夫	H24
	保健福祉部	部 長	飯 塚 和 男	
	産業振興部	部 長	小 島 誠 司	
	建設水道部 (H24: 上下水道部)	部 長	佐 藤 昭 二	
	都市整備部 (H24: 都市建設部)	部 長	佐 藤 理 希	
	教育委員会事務局	部 長	牧 田 淳	

③ 栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画作業部会

【平成24年度】

所属部局・所属課		役職
総 合 政 策 部	総合政策課	課長
	まちなか土地利用推進室	室長
	地域まちづくり課	課長
総 務 部	消防防災課	課長
理 財 部	施設管理課	課長
生 活 環 境 部	交通防犯課	課長
保 健 福 祉 部	社会福祉課	課長
産 業 振 興 部	商工観光課	課長
	農林課	課長
	産業基盤整備課	課長
都 市 建 設 部	都市整備課	課長
	都市計画課	課長
	維持管理課	課長
	建築指導課	課長
上 下 水 道 部	水道課	課長
	下水道課	課長
大平総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市整備課	課長
	都市建設課	課長
藤岡総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
都賀総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
西方総合支所	地域まちづくり課	課長
	産業建設課	課長
教育委員会事務局	文化課	課長
	伝建推進室	室長
農業委員会事務局	農業委員会事務局	局長

【平成25年度】

所属部局・所属課		役職
総 合 政 策 部	総合政策課	課長
	まちなか土地利用推進室	室長
	地域まちづくり課	課長
総 務 部	危機管理課	課長
理 財 部	管財課	課長
生 活 環 境 部	交通防犯課	課長
保 健 福 祉 部	社会福祉課	課長
産 業 振 興 部	商工観光課	課長
	農林課	課長
	産業基盤整備課	課長
建 設 水 道 部	道路課	課長
	河川緑地課	課長
	下水道課	課長
	水道業務課	課長
	水道工務課	課長
都 市 整 備 部	都市計画課	課長
	建築課	課長
	建築指導課	課長
大平総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市整備課	課長
	都市建設課	課長
藤岡総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
都賀総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
西方総合支所	地域まちづくり課	課長
	産業建設課	課長
教育委員会事務局	文化課	課長
	伝建推進室	室長
農業委員会事務局	農業委員会事務局	局長

(2) 改訂版策定体制

① 栃木市都市計画マスタープラン策定委員会設置要領

(設置)

第1 市町合併に伴う栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）の策定に当たり、基本的な事項を検討するため、栃木市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務)

第3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5 委員会に、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会に付議する事案等について調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、都市計画課長の職にある者をもって充てる。

5 部会員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

6 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月21日から施行する。

② 栃木市都市計画マスタープラン策定委員会

所属部局・所属課		役職
都市整備部		部長
総合政策部	総合政策課	課長
	地域まちづくり課	課長
総務部	総務課	課長
	危機管理課	課長
理財部	管財課	課長
生活環境部	市民生活課	課長
	交通防犯課	課長
保健福祉部	社会福祉課	課長
産業振興部	商工観光課	課長
	農林課	課長
	産業基盤整備課	課長
建設水道部	道路課	課長
	河川緑地課	課長
	下水道課	課長
	水道業務課	課長
	水道工務課	課長
都市整備部	市街地整備課	課長
	住宅課	課長
	建築課	課長
大平総合支所	地域まちづくり課	課長
藤岡総合支所	地域まちづくり課	課長
都賀総合支所	地域まちづくり課	課長
西方総合支所	地域まちづくり課	課長
岩舟総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
教育委員会事務局	教育総務課	課長
	文化課	課長
農業委員会事務局	農業委員会事務局	次長
消防本部	消防総務課	課長

③ 栃木市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会

所属部局・所属課		役職
都市整備部	都市計画課	参事兼課長
総合政策部	総合政策課	課長補佐兼政策推進員
	地域まちづくり課	課長補佐兼市民協働推進 TL
総務部	総務課	課長補佐兼文書法規 TL
	危機管理課	課長補佐兼危機管理 TL
理財部	管財課	主幹兼管財 TL
生活環境部	市民生活課	課長補佐兼市民生活 TL
	交通防犯課	副主幹兼公共交通対策 TL
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐兼福祉対策 TL
産業振興部	商工観光課	副主幹兼商業金融 TL
	農林課	係長兼農用地 TL
	産業基盤整備課	主幹兼基盤整備 TL
建設水道部	道路課	課長補佐兼監理 TL
	河川緑地課	課長補佐兼公園緑地 TL
	下水道課	副主幹兼下水道管理 TL
	水道業務課	副主幹兼業務 TL
	水道工務課	課長補佐兼建設管理 TL
都市整備部	市街地整備課	副主幹兼リノベーション TL
	住宅課	副主幹兼定住促進 TL
	建築課	課長補佐兼開発指導 TL
大平総合支所	地域まちづくり課	副主幹兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
藤岡総合支所	地域まちづくり課	主幹兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
都賀総合支所	地域まちづくり課	係長兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
西方総合支所	地域まちづくり課	課長補佐兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
岩舟総合支所	地域まちづくり課	課長補佐兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
	都市建設課	課長補佐兼都市建設 TL
教育委員会事務局	教育総務課	副主幹兼教育総務 TL
	文化課	課長補佐兼文化振興 TL
農業委員会事務局	農業委員会事務局	次長補佐兼農地指導 TL
消防本部	消防総務課	課長補佐兼消防総務係長

(3) 策定経緯

		会議・協議・調査等	内 容
平成24年度	平成24年 5月25日	政策会議付議	策定の基本方針
	6月1日	要綱制定	栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会設置要綱制定
	6月7日	要領制定	栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会公募委員選考実施要領制定
	9月25日	第1回作業部会	計画内容・現況・課題、市民アンケート調査内容、全体スケジュール
	10月1日	第1回検討委員会	
	10～11月	市民アンケート調査	5,000票配布・1,689票回答(33.8%)、集計・解析
	12月14日	第2回作業部会	市民アンケート調査結果、総合課題・将来都市像・部門別基本方針
	12月18日	第2回検討委員会	
	平成25年 1月25日	第3回作業部会	全体構想の内容(総合課題・将来都市像・部門別基本方針)
	2月7日	第3回検討委員会	
平成25年度	4月30日	政策会議付議	全体構想の中間報告
	5月中	地域協議会	全体構想の中間報告(5/17:大平、5/22:西方、5/24:都賀、5/28:藤岡、5/30:栃木)
	6月24日	第4回作業部会	全体構想の中間報告、5地域別の課題・目標・部門別整備方針
	7月1日	第4回検討委員会	
	7月中	地域協議会	地域別構想(7/23:藤岡、7/24:西方、7/26:都賀、7/30:大平、7/31:栃木)
	9月24日	第5回作業部会	実現方策(地域別の重点プロジェクト、実現に向けた課題)、計画全編のとりまとめ
	10月8日	第5回検討委員会	
	10月25日	庁議付議	計画全編
	11月21日 ～12月20日	パブリックコメント	計画全編に対する意見等
	平成26年 1月20日	都市計画審議会	計画全編に対する意見等
	1月22日	議員研究会	計画全編に対する意見等
	1月27日	第6回作業部会	計画全編
	2月21日	第6回検討委員会	
	3月12日	庁議付議	計画全編
平成27年度	平成27年 5月18日	庁議付議	改訂版策定の基本方針
	5月21日	要領制定	栃木市都市計画マスタープラン策定委員会設置要領制定
	6月3日	市議会	改訂版策定の基本方針
	6月26日	岩舟地域会議	改訂版策定の基本方針
	7月10日	第1回作業部会	改訂版第1章～第4章の内容
	7月29日	第1回策定委員会	
	9月7日	第2回作業部会	改訂版第5章～第7章、改訂版全編のとりまとめ
	9月28日	第2回策定委員会	
	10月22日	庁議付議	改訂版全編
	10月30日	議員研究会	改訂版全編
	11月26日	岩舟地域会議	改訂版全編に対する意見等
	11月26日 ～12月25日	パブリックコメント	改訂版全編に対する意見等
	平成28年 1月29日	都市計画審議会	改訂版全編に対する意見等

2. 栃木市の現況

(1) 位置・地勢等

【広域的位置図】

① 位置

県の南部に位置し、小山市・下野市・壬生町・鹿沼市・佐野市・野木町・群馬県板倉町・茨城県古河市・埼玉県加須市と接しています。行政区域面積は331.50km²です。

東北縦貫自動車道と北関東自動車道が交差する広域交通の要衝にあります。

鉄道はJR両毛線・東武日光線・東武宇都宮線の3路線が通り、特に東武日光線により各地域が南北に結ばれているのが特徴です。



② 地勢等

市域の北部・東部・南部は関東平野に連なる平坦地が広がり、北部から西部にかけては足尾山地に連なる山地となっています。

気候は温暖で、台風・洪水・地震等の自然災害が少ないという特性を有しています。

(2) 人口（各項目の傾向は、各種統計調査に基づいています）

① 人口・世帯数

総人口は緩やかな減少傾向にあり、平成22年で164,024人となっています。

栃木地域・都賀地域・西方地域・藤岡地域・岩舟地域は減少、大平地域は増加傾向を示しています。

世帯数は、市全域・地域別ともに増加傾向にあり、平成22年で56,489世帯となっています。

② 年齢別人口

年少人口、生産年齢人口は減少傾向に、老年人口は、増加傾向にあります。

平成22年の栃木市の老年人口割合は25%で、本市の高齢化は県平均より進行しています。

③ 就業人口

就業人口の総数は平成7年をピークに減少傾向が続き、産業別の就業割合をみると第三次産業が主体となっています。

④ 通勤・通学の流入

合併以前より、小山市・佐野市・壬生町等、隣接市町との関わりが強くなっています。栃木地域では、宇都宮市との関わりも強くなっています。本市への流入が多いのは小山市・佐野市で、本市からの流出が多いのは小山市・宇都宮市・佐野市となっています。

(3) 産業（各項目の傾向は、各種統計調査に基づいています）

① 農業

米・麦をはじめ、イチゴ・ぶどう等の果樹、にら・トマト等の野菜が主要作目です。
総農家数は減少傾向にあるものの、野菜産出額は増加しています。

② 工業

工業は、製造業を中心に発達し、機械や食品をはじめとする特色ある企業が集積・立地しています。

事業所数や従業者数は減少傾向にあるものの、年間製造品出荷額は増加傾向にあります。

③ 商業

商業は、栃木駅周辺を中心に古くからの商業拠点が形成される一方、近年においては、栃木環状線沿線を中心に商業地の郊外化が進んでいます。

なお、事業所数、従業員数、年間商品販売額ともに、減少傾向にあります。

④ 観光

観光客は、400万人～600万人の間で増減を繰り返しています。東日本大震災が発生した平成23年に大きく減少したものの、以降は500万人台に回復しています。

(4) 都市計画の状況（平成28年3月）

【土地利用】

〔区域区分〕 ＊人口は平成22年国勢調査（10月1日現在）

小山栃木 都市計画区域	都市計画 区域の指定日	都市計画区域 最終変更日	都市計画区域			市街化区域	調整区域
			区域	面積（ha）	人口（千人）		
栃木市	S11. 4. 13	S45. 8. 4	全部	29,950	157. 4	3,371. 7	26,578. 3
（旧栃木市）	S11. 4. 13	S45. 8. 4	全部	12,203	—	1,721. 7	10,481. 3
（旧大平町）	S11. 4. 13	S45. 8. 4	全部	3,979	—	749	3,230
（旧藤岡町）	S45. 8. 4	S45. 8. 4	全部	6,043	—	234	5,809
（旧都賀町）	S11. 4. 13	S45. 8. 4	全部	3,051	—	278	2,773
（旧岩舟町）	S40. 8. 11	S45. 8. 4	全部	4,674	—	389	4,285

西 方 都市計画区域	都市計画 区域の指定日	都市計画区域 最終変更日	都市計画区域			用途地域	用途白地地域
			区域	面積（ha）	人口（千人）		
栃木市	S50. 7. 1	S50. 7. 1	全部	3,200	6. 5	140. 5	3,059. 5
（旧西方町）	S50. 7. 1	S50. 7. 1	全部	3,200	6. 5	140. 5	3,059. 5

〔用途地域〕

小山栃木都市計画区域	容積率・建ぺい率	高さの制限	壁面の後退	面積 (ha)	
第一種低層住居専用地域	60/40	10m	—	313.8	9.3%
	80/50	10m	—	21.8	0.7%
第二種低層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第一種中高層住居専用地域	200/60	—	—	337.7	10.0%
第二種中高層住居専用地域	200/60	—	—	21.4	0.6%
第一種住居地域	200/60	—	—	1,560.4	46.3%
第二種住居地域	200/60	—	—	16.0	0.5%
準住居地域	200/60	—	—	64.1	1.9%
近隣商業地域	200/80	—	—	67.2	2.0%
商業地域	400/80	—	—	63.4	1.9%
準工業地域	200/60	—	—	377.0	11.2%
工業地域	200/60	—	—	277.9	8.2%
工業専用地域	200/60	—	—	251.0	7.4%
計				3,371.7	100.0%

西方都市計画区域	容積率・建ぺい率	高さの制限	壁面の後退	面積 (ha)	
第一種低層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第二種低層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第一種中高層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第二種中高層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第一種住居地域	200/60	—	—	54.0	38.4%
第二種住居地域	—	—	—	0.0	—
準住居地域	—	—	—	0.0	—
近隣商業地域	300/80	—	—	4.0	2.9%
商業地域	—	—	—	0.0	—
準工業地域	—	—	—	0.0	—
工業地域	—	—	—	0.0	—
工業専用地域	200/60	—	—	82.5	58.7%
計				140.5	100.0%

〔その他〕（いずれも小山栃木都市計画区域）

区 分	決定日	最終変更日	面積(最終)	備 考
特別用途地区 栃木環状線沿道サービス 特 別 用 途 地 区	S51.3.1	H12.1.11	115.1ha	
準 防 火 地 域	S51.3.16	H14.4.1	87.6ha	
風 致 地 区	S14.4.27	H18.7.18	425.05ha	太平山：422.55ha (うち市街化区域：5.3ha) 錦着山：2.5ha
伝統的建造物群保存地区	H24.3.23	—	9.6ha	嘉右衛門町地区

【都市施設】

〔道路〕（小山栃木都市計画区域）

名称（番号・路線名）		決定権者	最終変更年月日 （当初決定）	延長（m） （栃木市分延長）	車線 の数	幅員 （m）	備 考
1・3・1	北関東横断道路	県	H13. 1. 19 (S63. 4. 8)	4, 770	4	23. 5	
1・3・2	北関東横断道路	県	H13. 1. 19 (H3. 2. 8)	1, 070	4	23. 5	
3・3・1	新 5 0 号 線	県	H13. 1. 19 (S19. 5. 13)	21, 400 (10, 760)	4	25. 5	
3・3・3	小山栃木都賀線	県	H25. 8. 2 (H10. 4. 17)	16, 400 (10, 200)	4	28. 0	
3・3・201	新栃木尻内線	県	H13. 1. 19 (S13. 4. 27)	5, 670	2	26. 5	新栃木駅付近に駅前広場：約2, 450㎡
3・4・1	栃 木 藤 岡 線	県	H13. 1. 19 (S39. 3. 28)	18, 300 (17, 430)	4	20. 0	
3・4・201	沼和田川原田線	県	H13. 1. 19 (S40. 3. 31)	5, 310	2	20. 0	
3・4・202	樋ノ口河合線	県	H13. 1. 19 (S40. 3. 31)	3, 550	2	16. 0	
3・4・203	今 泉 泉 川 線	県	H25. 8. 2 (S13. 4. 27)	3, 990	2	16. 0	
3・4・204	沼和田合戦場線	市	H13. 1. 19 (S13. 12. 22)	5, 390	2	16. 0	
3・4・205	栃木駅南口線	県	H13. 1. 19 (S13. 4. 27)	1, 330	2	16. 0	沼和田町地内に栃木駅南口駅前広場：約4, 000㎡
3・4・206	平 柳 城 内 線	県	H13. 1. 19 (S13. 4. 27)	1, 790	2	18. 0	
3・4・207	農 業 会 館 通 り	県	H13. 1. 19 (S13. 4. 27)	1, 780	2	18. 0	
3・4・208	富 士 見 町 線	市	H13. 1. 19 (S13. 4. 27)	580	2	18. 0	
3・4・209	新栃木駅東口線	市	H13. 1. 19 (S47. 10. 3)	1, 260	2	16. 0	平柳町地内に新栃木駅東口駅前広場：約3, 150㎡
3・4・210	日ノ出錦町線	県	H13. 1. 19 (S12. 10. 14)	1, 470	2	16. 0	万町交番前交差点より東側は幅員15m
3・4・211	野州平川駅前線	市	H13. 1. 19 (S40. 3. 31)	430	2	16. 0	大宮町地内に駅前広場：約2, 000㎡
3・4・212	栃木駅東通り	県	H13. 1. 19 (H1. 7. 21)	880	2	16. 0	
3・4・213	城 内 町 通 り	市	H13. 1. 19 (H4. 1. 31)	610	2	16. 0	
3・4・214	境 町 菌 部 線	市	H13. 1. 19 (S40. 3. 31)	1, 490	2	20. 0	
3・4・215	公 園 南 口 線	市	H13. 1. 19 (H5. 6. 1)	410	2	20. 0	
3・4・216	栃 木 大 通 り	県	H13. 1. 19 (S13. 4. 27)	3, 960	2	18. 0	河合町字五反田地内に栃木駅北口駅前広場：約6, 900㎡
3・4・301	合戦場駅前通り	市	H13. 1. 19 (S20. 3. 29)	620	2	16. 0	都賀町合戦場地内に合戦場駅前広場：約2, 000㎡
3・4・302	家中駅前通り	市	H13. 1. 19 (S40. 3. 31)	390	2	16. 0	都賀町家中地内に家中駅前広場：約1, 000㎡
3・4・303	家中原宿東西線	市	H13. 1. 19 (H3. 2. 22)	1, 910	2	16. 0	
3・4・304	産 文 通 り 線	市	H13. 1. 19 (H3. 2. 22)	1, 490	2	16. 0	
3・4・305	家中駅西通り線	市	H13. 1. 19 (H3. 2. 22)	530	2	16. 0	都賀町家中地内に家中駅前広場：約1, 000㎡
3・4・401	大 平 中 央 線	県	H13. 1. 19 (S40. 3. 31)	5, 340	2	16. 0	
3・4・402	新大平下駅前線	市	H26. 7. 18 (S40. 3. 31)	220	2	16. 0	大平町富田地内に新大平下駅前広場：約2, 000㎡
3・4・403	大平下駅前線	市	H26. 7. 18 (S40. 3. 31)	150	2	16. 0	大平町富田地内に大平下駅前広場：約1, 950㎡
3・4・404	大平町役場通り	県	H13. 1. 19 (S40. 3. 31)	1, 800	2	16. 0	
3・4・405	富田西野田線	県	H13. 1. 19 (S40. 3. 31)	2, 040	2	16. 0	
3・4・601	藤岡中央通り	県	H13. 1. 19 (S47. 10. 3)	4, 600	2	16. 0	
3・4・602	館 林 通 り	県	H13. 1. 19 (S47. 10. 3)	1, 240	2	16. 0	
3・4・603	藤岡駅前通り	県	H13. 1. 19 (S47. 10. 3)	660	2	18. 0	藤岡町藤岡地内に藤岡駅前広場：約2, 000㎡

名称（番号・路線名）		決定権者	最終変更年月日 （当初決定）	延長(m) （栃木市分延長）	車線 の数	幅員 (m)	備 考
3・5・201	樋ノ口沼和田線	市	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	1,580	2	12.0	
3・5・202	公園通り線	市	H13. 1. 19(S50. 3. 4)	1,800	2	15.0	
3・5・203	栃木駅西通り	市	H13. 1. 19(H4. 1. 31)	520	2	12.0	
3・5・204	公園前中通り	市	H13. 1. 19(H5. 6. 1)	1,050	2	12.0	
3・5・301	大橋家中線	県	H13. 1. 19(S63. 4. 8)	1,680	2	12.0	
3・5・401	大平北通り	市	H13. 1. 19(S47. 9. 30)	1,380	2	15.0	
3・5・402	牛久川連線	市	H13. 1. 19	1,790	2	12.0	
3・5・601	城山通り	市	H13. 1. 19(S47. 10. 3)	940	2	12.0	
3・5・602	藤岡西通り	市	H13. 1. 19(S47. 10. 3)	1,390	2	12.0	
7・6・201	高架北2号線	市	H13. 1. 19(H4. 1. 31)	440	2	9.0	
7・6・202	高架北3号線	市	H13. 1. 19(H4. 1. 31)	1,140	2	9.0	
7・7・201	高架北1号線	市	H4. 1. 31	590	—	6.0	
7・7・202	高架南1号線	市	H4. 1. 31	420	—	6.0	
7・7・203	高架南2号線	市	H4. 1. 31	230	—	6.0	
8・7・201	巴波川綱手道	市	H4. 1. 31	820	—	5.5	自転車歩行者専用道路
8・7・202	神明宮定願寺線	市	H4. 1. 31	630	—	6.0	自転車歩行者専用道路
計		51路線		139,230(121,520)			

〔道路〕（西方都市計画区域）

名称（番号・路線名）		決定権者	最終変更年月日 （当初決定）	延長(m) （栃木市分延長）	車線 の数	幅員 (m)	備 考
3・3・1	亀和田栃木 バイパス	県	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	2,700	4	25.0	
3・4・1	駅東通り	県	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	80	2	16.0	西方町金崎字出林地内に東武金崎駅前広場：約1,200㎡
3・4・2	駅西通り	市	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	710	2	16.0	西方町金崎字出林地内に東武金崎駅前広場：約1,200㎡
3・5・1	国道293号線 西方バイパス	県	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	3,400	2	25.0	
3・5・3	亀和田栃木線	県	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	2,940	2	12.0	
計		5路線		9,830			

〔都市高速鉄道〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・路線名)		起 点	終 点	主な経過地	延長(m)	決定年月日	
1	東日本旅客鉄道 両毛線	小山市大字松沼 字板橋	栃木市大平町 下皆川字長橋	栃木市沼和田町 字五反田	8,870	H4. 1. 31	
		内訳	小山市 約 1,110m				
			栃木市 約 7,760m 嵩上区間 約 1,620m				
2	東武鉄道日光線	栃木市大平町 富田字永宮	栃木市今泉町 2丁目字米附道	栃木市沼和田町 字五反田	6,910	H4. 1. 31	
		内訳	栃木市 約 6,910m 嵩上区間 約 2,200m				
計	2 路線					15,780	

〔公園〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・公園名)	種別	位 置	計 画 面 積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	最終変更 年 月 日	備 考
2・2・201 瀬戸河原公園	街区	境 町 地 内	0.15	0.15	S48.7.17	当初 S41.3.14
2・2・202 うずま公園	街区	室 町 地 内	0.26	0.26	S49.4.1	
2・2・203 栃木城址公園	街区	城 内 町 1 丁 目 地 内	0.36	0.36	S49.4.1	
2・2・204 芝塚山公園	街区	片柳町 1 丁目地内	0.54	0.54	S59.10.16	
2・2・205 くすのき公園	街区	片柳町 2 丁目地内	0.27	0.27	S62.10.31	
2・2・206 なかよし公園	街区	片柳町 4 丁目地内	0.20	0.20	S62.10.31	
2・2・207 いずみ公園	街区	片柳町 2 丁目地内	0.23	0.23	S62.10.31	
2・2・208 とちのき公園	街区	平柳町 3 丁目地内	0.27	0.27	H4.3.26	当初 S62.10.31
2・2・209 円通寺前公園	街区	城 内 町 2 丁 目 地 内	0.40	0.40	S62.10.31	
2・2・210 さつき公園	街区	平柳町 3 丁目地内	0.30	0.30	H4.3.26	
2・2・211 げんき公園	街区	新 井 町 地 内	0.22	0.22	H4.3.26	
2・2・212 けやき公園	街区	新 井 町 地 内	0.24	0.24	H4.3.26	
2・2・213 さくら公園	街区	新 井 町 地 内	0.20	0.20	H4.3.26	
2・2・214 えきまえ公園	街区	境 町 地 内	0.34	0.34	H14.3.25	
2・2・215 のなか東公園	街区	野 中 町 地 内	0.10	0.10	H14.3.25	
2・2・401 熊野児童公園	街区	富 田 字 栄 町 地 内	0.25	0.25	S48.7.17	当初 S43.8.22
2・2・402 稲荷児童公園	街区	富 田 字 栄 町 地 内	0.22	0.22	S48.7.17	当初 S43.8.22
2・2・403 昭和第 1 児童公園	街区	蔵 井 字 駅 東 地 内	0.26	0.26	S48.12.11	
2・2・404 昭和第 2 児童公園	街区	富 田 字 駅 東 地 内	0.28	0.28	S48.12.11	
2・2・405 昭和第 3 児童公園	街区	下 皆 川 字 駅 東 地 内	0.23	0.23	S48.12.11	
2・2・406 榎本児童公園	街区	榎 本 字 西 城 地 内	0.16	0.16	S53.12.23	
2・2・407 下町児童公園	街区	富 田 字 前 谷 地 内	0.09	0.09	S54.2.13	
2・2・408 伯仲児童公園	街区	伯 仲 上 赤 津 地 内	0.07	0.07	S54.10.24	
2・2・409 磯山児童公園	街区	真 弓 字 山 ノ 下 地 内	0.14	0.14	S55.12.5	
2・2・410 庚塚児童公園	街区	西 水 代 字 祇 園 地 内	0.06	0.06	S55.12.5	
2・2・411 下町第 2 児童公園	街区	富 田 字 新 田 地 内	0.13	0.13	S55.12.5	
2・2・412 上町児童公園	街区	富 田 字 永 宮 地 内	0.11	0.11	S57.10.19	
2・2・601 松葉児童公園	街区	藤 岡 字 松 葉 地 内	0.28	0.28	S50.12.8	
2・2・602 新町児童公園	街区	藤 岡 字 新 町 地 内	0.16	0.16	S53.3.13	
2・2・603 上町児童公園	街区	藤 岡 字 上 町 地 内	0.19	0.19	S55.8.1	当初 S54.12.11
2・2・604 大崎児童公園	街区	大 前 字 磯 城 ノ 宮 地 内	0.22	0.22	S56.12.9	
2・2・605 富吉児童公園	街区	富 吉 字 薬 師 前 地 内	0.17	0.17	S57.2.19	
2・2・606 都賀児童公園	街区	都 賀 字 天 神 地 内	0.20	0.20	S60.10.8	
2・2・607 底谷児童公園	街区	藤 岡 字 天 神 下 地 内	0.16	0.16	S60.10.8	
2・2・608 新町西児童公園	街区	藤 岡 字 新 町 地 内	0.12	0.12	H2.11.28	
2・2・501 小 山 公 園	街区	豊 岡 字 小 山 地 内	0.69	0.69	S51.7.14	
計		36 箇所	8.27	8.27		

名 称 (番号・公園名)		種別	位 置	計 画 面 積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	最終変更 年 月 日	備 考
3・2・201	第 二 公 園	近隣	旭 町 地 内	0.90	0.90	S48.7.17	当初 S28.3.31
3・3・202	錦 着 山 公 園	近隣	箱 森 町 地 内	2.5	2.5	H18.7.18	当初 S42.4.5
3・3・203	箱 森 北 公 園	近隣	箱 森 町 地 内	1.0	1.0	H14.3.25	
3・2・401	中 央 公 園	近隣	富 田 字 駅 東 地 内	0.81	0.81	S48.12.5	
3・3・301	ファミリーパーク	近隣	臼 久 保 地 内	3.2	3.2	H8.12.24	当初 H5.1.20
計		5 箇所		8.41	8.41		
6・5・201	栃 木 市 総合運動公園	運動	川原田町及び野中町地内	36.9	36.9	S56.11.6	当初 S50.3.4
6・5・401	栃木磯山公園	運動	蔵 井 及 び 真 弓 地 内	18.2	14.0	S56.11.6	当初 S23.4.22
計		2 箇所		55.1	50.9		
7・4・201	太平山風致公園	特殊	平 井 町 地 内	8.2	4.1	S56.11.6	当初 S48.4.10
計		1 箇所		8.2	4.1		
9・6・1	県南大規模公園	広域	大 田 和 地 内	47.8	47.4	H10.4.17	当初 S63.1.5 面積は旧藤岡町分
			下 津 原 地 内	41.6	41.6	H10.4.17	当初 S63.1.5 面積は旧岩舟町分
計		1 箇所		89.4	89.0		
合計		45 箇所		169.38	160.68		

〔公園〕（西方都市計画区域）

名 称 (番号・公園名)		種別	位 置	計 画 面 積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	最終変更 年 月 日	備 考
5・5・1	西方総合公園	総合	本 城 地 内	14.4	14.4	H7.5.1	当初 S53.7.18
計		1 箇所		14.4	14.4		

〔緑地〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・緑地名)		位 置		計 画 面 積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	最終変更 年 月 日	備 考
2	渡 良 瀬 緑 地	藤 岡 地 内、その他		966.8	966.8	H3.8.2	当初 H2.9.11
3	永野川緑地公園	岩出町・大皆川町・泉川町地内		26.2	26.2	H10.11.6	
計	2 箇所			993.0	993.0		

〔墓園〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・墓園名)		位 置		計画面積 (ha)	最終変更 年 月 日	備 考
2-1	栃木市聖地公園	皆 川 城 内 町・宮 町 地 内		10.9	H16.4.30	当初 S54.3.1
1	都賀町聖地公園	木 地 内		12.7	H22.3.23	当初 S63.1.5
計	2 箇所			23.6		

【供給処理施設等】

〔流域下水道〕

宇→宇都宮都市計画区域 小栃→小山栃木都市計画区域 西→西方都市計画区域

名 称	排水区域 (接続する下水道)	下水管渠	処理場敷地面積(㎡)	ポンプ場	最終変更年月日
巴波川	宇：壬生町公共下水道 小栃：栃木公共下水道 小栃：都賀町公共下水道 小栃：大平町公共下水道 西：西方公共下水道	巴波川幹線	約 109,360	0	H6. 4. 12 (当初 S52. 12. 16)
		思川幹線			
		放流渠			
渡良瀬川下流域下水道 (大岩藤処理区)	小栃：大平町公共下水道 小栃：岩舟町公共下水道 小栃：藤岡公共下水道	大岩藤幹線	約 42,200	2	H11. 1. 18 (当初 S63. 1. 5)
		放流管渠			
計	2箇所		約 151,560	2	

〔公共下水道〕(小山栃木都市計画区域)

名 称	排水区域面積	最終変更年月日	備 考
栃木公共下水道	1,587ha	H16. 7. 1 (当初 S48. 3. 31)	排水区域内整備済面積：1,244.9ha 栃木地域全体計画面積：2,049.0ha 上記区域の整備済面積：1,287.7ha 普及率(人口比)：62.3%(H27. 3. 31 現在)

名 称	排水区域面積	最終変更年月日	備 考
大平町公共下水道	585ha	H20. 8. 29 (当初 H1. 7. 13)	排水区域内整備済面積：405.6ha 大平地域全体計画面積：747.0ha 上記区域の整備済面積：409.9ha 普及率(人口比)：48.7%(H27. 3. 31 現在)

名 称	排水区域面積	最終変更年月日	備 考
藤岡公共下水道	234ha	H22. 2. 17 (当初 S63. 10. 11)	排水区域内整備済面積：200.0ha 藤岡地域全体計画面積：489.0ha 上記区域の整備済面積：291.6ha 普及率(人口比)：50.6%(H27. 3. 31 現在)

名 称	排水区域面積	最終変更年月日	備 考
都賀町公共下水道	278ha	H6. 4. 12 (当初 S54. 2. 20)	排水区域内整備済面積：206.3ha 都賀地域全体計画面積：466.0ha 上記区域の整備済面積：258.3ha 普及率(人口比)：55.0%(H27. 3. 31 現在)

名 称	排水区域面積	最終変更年月日	備 考
岩舟町公共下水道	377ha	H4. 10. 27 (当初 S63. 10. 11)	排水区域内整備済面積：319.3ha 岩舟地域全体計画面積：600.0ha 上記区域の整備済面積：320.5ha 普及率(人口比)：53.0%(H27. 3. 31 現在)

〔公共下水道〕(西方都市計画区域)

名 称	排水区域面積	最終変更年月日	備 考
西方町公共下水道	58ha	S54. 12. 15	排水区域内整備済面積：51.0ha 西方地域全体計画面積：145.4ha 上記区域の整備済面積：124.3ha 普及率(人口比)：37.9%(H27. 3. 31 現在)

〔汚物処理場〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・処理場名)		位 置	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	最終変更 年月日	備 考
1	栃木地区衛生施設組合 し 尿 処 理 場	栃木城内欠の下地内	1.4	1.4	S41.10.22	
計	1 箇所		1.4	1.4		

〔ごみ焼却場〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・焼却場名)		位 置	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	最終変更 年月日	備 考
2-1	とちぎクリーンプラザ	梓町・尻内町地内	52,000	52,000	H21.11.10	当初 S51.10.25
1	南 部 清 掃 工 場	三 谷 地 内	24,800	24,800	S60.12.6	
計	2 箇所		76,800	76,800		

〔河川〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・河川名)		位 置		区 域		最終変更 年月日	備 考
		起 点	終 点	幅 員	延 長		
1	渡 良 瀬 川	藤岡町下宮	藤岡町藤岡	230～1,121m	約 9,200m	H1.2.25	
計	1 箇所				約 9,200m		

〔火葬場〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・火葬場名)		位 置	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	最終変更 年月日	備 考
1	栃 木 市 火 葬 場	平井町字永長入地内	0.76	0.76	S50.6.28	火葬炉 4 基
計	1 箇所		0.76	0.76		

【市街地開発事業】

〔土地区画整理事業〕（小山栃木都市計画区域：都市計画決定したもの）

地 区 名	施行者	計画決定		当初認可公告		施行年度	換地処分 公告日
		面積 (ha)	年月日	面積 (ha)	年月日		
平 柳 北 部	市	18.8	S60.5.1	18.8	S60.10.16	S60～H4	H5.3.16
栃 木 駅 前	市	7.3	H1.7.21	7.3	H1.12.13	H1～H19	H14.10.1
栃 木 駅 南	市	10.5	H2.8.10	10.5	H3.1.10	H2～H15	H11.1.19
運 動 公 園 前	組合	34.7	H5.6.1	34.5	H6.3.1	H5～H15	H13.12.14
栃 木 駅 前 第 2	市	5.6	H11.3.23	5.6	H12.3.9	H11～H18	H18.12.8
新 大 平 下 駅 前	市	50.3	S39.11.25	16.0	S40.3.10	S39～S43	S44.3.18
				5.3	H27.5.25	H27～H33	
JR 大 平 下 駅 前	市	12.4	H17.1.14	12.4	H17.9.8	H17～H25	H25.12.6
栃木藤岡バイパス 下 皆 川 ・ 富 田	組合	29.8	H19.8.7	27.8	H19.9.25	H19～H29	
				2.0	H20.9.26		
合 戦 場 ・ 升 塚 西 部	組合	18.1	H5.6.1	18.0	H6.1.18	H5～H22	H18.3.10
中 久 保	組合	14.3	H7.4.7	14.3	H8.1.5	H7～H19	H18.2.10
千 塚 町 上 川 原	市	36.7	H26.9.19	36.7	H26.11.20	H26～H32	
合 計	11	238.5		203.9			

〔土地区画整理事業〕（小山栃木都市計画区域：都市計画決定以外のもの）

地 区 名	施行者	計画決定		当初認可公告		施行年度	換地処分 公告日
		面積 (ha)	年月日	面積 (ha)	年月日		
片 柳	組合	—	—	20.2	S58.11.11	S58～S62	S62.5.1
新 井	組合	—	—	21.3	S63.3.15	S62～H3	H3.7.2
大 森	組合	—	—	24.6	H5.12.7	H5～H13	H8.9.3
平 柳 北 部 第 2	組合	—	—	2.7	H7.3.24	H6～H10	H9.1.17
箱 森 東 部	組合	—	—	4.2	H10.12.22	H10～H13	H13.9.28
栃 木 駅 南 第 2	組合	—	—	4.2	H14.3.26	H13～H16	H17.2.4
箱 森 小 平	組合	—	—	3.1	H16.7.27	H16～H19	H20.1.18
箱 森 西 部	組合	—	—	8.3	H20.11.26	H20～H27	H27.7.14
新 大 平 下 駅 東 部	組合	—	—	52.5	S46.7.29	S46～S55	S49.12.10
西 水 代 第 一	組合	—	—	10.3	S61.7.18	S61～H5	H4.5.15
西 野 田 南 部	組合	—	—	8.3	H2.7.27	H2～H7	H7.2.10
西 水 代 第 二	組合	—	—	4.0	H14.3.1	H13～H17	H17.11.11
松 葉	組合	—	—	9.5	S49.12.20	S49～S52	S52.6.24
荒 立	組合	—	—	7.7	S59.3.21	S58～S62	S61.12.2
新 町 西	組合	—	—	3.8	S63.3.15	S62～H3	H4.1.28
荒 立 北	組合	—	—	10.9	H8.7.30	H8～H28	H24.11.9
岩 舟 工 業 団 地	県公社	—	—	27.3	S46.9.27	S46～S47	S48.2.17
合 計	17			222.9			
総 合 計	28	238.5		426.8			

【地区計画】

(小山栃木都市計画区域)

地 区 名	位 置	面 積	決定年月日	市街化 調整区域	備 考
栃 木 駅 前	境町字五反田の全部並びに字大道、字曲り松及び字境ノ内の各一部並びに河合町字曲り松、字五反田、字新田前、字河合町及び字境ノ内の各一部	約 7.3ha	H8.10.1		
栃 木 駅 南	沼和田町字五味作、字柿木町、字五反田、字上広及び字奉行塚の各一部	約 10.5ha	H8.10.1		
運 動 公 園 前	野中町、川原田町及び箱森町の各一部	約 33.2ha	H9.7.1		
惣 社 東 産 業 団 地	惣社町の一部	約 23.2ha	H16.12.27		当初決定 H12.10.10
栃 木 駅 前 第 2	境町字大道及び字曲り松の各一部 沼和田町字柿木町、字五反田、字上廣、字奉行塚、字新田前、字愛宕及び字与惣浦の各一部 河合町字五反田、字新田前、字与惣浦及び字河合町の各一部	約 5.6ha	H14.4.1		
皆 川 城 内 工 業 地	皆川城内町字新町の一部	約 3.8ha	H15.4.1	○	
四 季 の 森 と ち ぎ	国府町字羽黒の一部	約 7.0ha	H27.1.30	○	当初決定 H15.4.1
箱 森 小 平	箱森町及び小平町の各一部	約 3.1ha	H17.4.1		
皆 川 城 内 産 業 団 地	皆川城内町字新町裏の一部	約 4.9ha	H20.1.11	○	
蔵の街大通り倭町 一丁目東側商家群	倭町地内	約 0.6ha	H20.4.1		
箱 森 西 部	箱森町の一部	約 8.6ha	H21.11.6		
大平みずほ企業団地	横堀字みずほの全部、下高島字百目貫の一部	約 11.4ha	H17.1.14	○	
JR 大平下駅前地区	富田字新町、字石川、字田宿、字上沼、字峰前、字城ノ内の各一部	約 12.4ha	H19.8.7		
下皆川・富田地区	下皆川字上寺前、字壺町田、字蔵前、字下田、字長橋及び字川谷の各区域の一部 富田字芋内、字石川及び字星ノ宮の各区域の一部	約 29.8ha	H25.3.8		当初決定 H19.8.7
中 根 産 業 団 地	富吉字西原、中根字西原の各一部	約 6.4ha	H23.11.15	○	当初決定 H20.6.10
都 賀 イ ン タ ー チェンジ北地区	家中字山ノ神、字石堂の各一部	約 2.8ha	H21.5.1	○	
栃 木 駅 南 部 地 区	牛久及び川連の各区域の一部	約 3.4ha	H25.6.10	○	
千 塚 産 業 団 地	千塚町及び尻内町の各一部	約 36.7ha	H26.9.19		
静 戸 中 央 西 地 区	静戸字鑑ヶ淵、字原、字谷、字土俵場、字東及び字西ノ谷の各一部	約 9.4ha	H28.2.10	○	
合計	19 地区	約 220.1ha			

(西方都市計画区域)

地 区 名	位 置	面 積	決定年月日	市街化 調整区域	備 考
宇 都 宮 西 中 核 工 業 団 地	本城字竈沢、字大沢、字小沢、字二反田、字行人塚、字指合、字小倉、字管の沢、字柳沢、字狐久保、字長坂及び字天神川原	約 83.4ha	H16.1.8		当初決定 H6.2.1
合計	1 地区	約 83.4ha			

(5) 上位計画：『栃木市総合計画《改訂版》：基本構想』（平成27年3月）

① 栃木市の将来像

- 将来都市像 “自然” “歴史” “文化” が息づき “みんな” が笑顔のあったか 栃木市
- キャッチフレーズ 『 来て・観て・住んで ホット あったか “とちぎ” 』

② 土地利用構想

【土地利用構想図】

- **都市的利用ゾーン**：都市基盤施設整備や都市機能集積を図り居住環境の形成に努める区域。
- **産業集積ゾーン**：産業・物流等の企業立地の調整・誘導を図る区域。
- **田園・農村的利用ゾーン**：農業活性化の環境整備に努め、既存環境の維持・向上を図る区域。
- **森林環境利用ゾーン**：森林の保全を基本とし、里山環境を活かした利活用を検討する区域。
- **自然環境保全ゾーン**：湿地環境や優れた自然の保全を図り、自然体験・学習の場の整備を検討する区域。
- **広域幹線軸（高速道路・鉄道）**：広域的な都市間の連絡を担う高規格路線及び鉄道。
- **広域幹線軸（国道）**：広域的な都市間の連絡を担う路線。
- **主要幹線軸**：隣接市町との連絡や栃木市街地の環状機能を担う路線。
- **幹線軸**：都市の骨格を形成し市内各地域間の連絡を担う路線。



③ まちづくり人口の目標値（平成34年）

- [定住人口] 152,000人
- [交流人口] 36,000人 * 1日当たり

④ まちづくりの基本方針（抜粋）

● 心地よく暮らせるまちづくり

良質な住環境形成、生活基盤整備、商業環境形成、産業基盤整備、情報通信環境整備、公共交通機関充実、美しい街並み形成等により、誰もが心地よく、安らぎを感じながら、満足して住み続けることのできるまちづくりを進めます。

● 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

災害に強い都市環境の形成、防犯・防災体制の強化等により、市民の生命・財産を守ることのできるまちづくりを進めます。

● いきいきと働き賑わいのあるまちづくり

地域資源や立地特性を活かした産業の振興、新たな産業基盤の整備による雇用の創出、企業の誘致、地域交流を活発化させる魅力ある観光推進等により、地域経済が元気になり、人々がいきいきと働くことのできるまちづくりを進めます。

3. 市民アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

- 調査対象：18歳以上の市民5,000人（無作為抽出による）
- 調査方法：郵送による配付・回収
- 調査期間：平成24年10月24日（水）～平成24年11月5日（月）
- 回収状況：配付数5,000票・回答数1,689票（回答率は33.8%）

(2) 調査結果の概要

① 永住意向

- 「ずっと住みたい」「できれば住みたい」を合わせると、8割弱の人が「住みたい」と回答しており、永住意向が非常に高い結果となっています。
- 年齢が上がるとともに永住意向が強くなっているのが特徴で、50歳代では約5割、60歳代では約7割、70歳代以上では約8割の人が「ずっと住みたい」と回答しています。

② 愛着度

- 「とても愛着を感じる」「少し愛着を感じる」を合わせると、8割弱の人が「愛着がある」と回答しており、愛着度が非常に高い結果となっています。
- 年齢別では10歳代から30歳代までは年齢が上がるとともに低くなり、30歳代以上では年齢が上がるとともに高くなっています。

③ 生活環境の満足度

- 全体として満足度の高いものは、「自然や緑の豊かさ・美しさ」「上水道など給水施設の整備状況」「通勤・通学の便利さ」で、満足度が低いものは、「バス利用のしやすさ」「就業環境としての機会や魅力」「歩行者や自転車の安全性」となっています。

【地域別クロス集計】

	市全体	1. 栃木地域	2. 大平地域	3. 藤岡地域	4. 都賀地域	5. 西方地域
1) 通勤・通学の便利さ	③ 3.29	△ ① 3.48	③ 3.45	▼ 2.60	3.26	3.03
2) 買い物の便利さ	3.19	③ 3.41	△ ② 3.50	▼ 2.37	3.04	2.74
3) 通院のしやすさ	3.06	△ 3.32	3.11	▼ ③ 2.21	3.03	2.95
4) 身近な生活道路の整備状況	3.04	3.01	△ 3.29	▼ 2.55	3.17	3.23
5) 幹線道路の整備状況	3.14	3.20	△ 3.32	▼ 2.75	3.06	3.16
6) 歩行者や自転車の安全性	③ 2.50	① 2.44	③ 2.65	▼ 2.31	③ 2.56	△ 2.67
7) 鉄道利用のしやすさ	2.75	△ 2.87	2.80	▼ 2.29	2.82	2.55
8) バス利用のしやすさ	① 2.44	2.51	△ ① 2.52	▼ ② 2.15	① 2.44	① 2.29
9) 身近な公園の利用のしやすさ	2.68	2.71	△ 2.94	▼ 2.39	2.65	③ 2.40
10) 自然や緑の豊かさ・美しさ	① 3.57	▼ ② 3.44	① 3.71	① 3.68	① 3.50	△ ① 3.94
11) 水辺の親しみやすさ・水のきれいさ	2.97	▼ 2.91	2.94	▼ 2.91	2.96	△ 3.51
12) まちなみの美しさや雰囲気	3.00	3.03	3.15	▼ 2.66	2.99	3.12
13) 上水道など給水施設の整備状況	② 3.40	3.40	3.37	▼ ③ 3.11	② 3.47	△ ② 3.84
14) 下水道など排水施設の整備状況	3.16	3.13	3.21	▼ 2.87	3.18	△ ③ 3.60
15) 公共施設の利用のしやすさ	3.00	3.02	3.15	▼ 2.60	3.02	△ 3.16
16) 医療・福祉施設の利用のしやすさ	2.97	3.06	3.05	▼ 2.44	2.99	△ 3.16
17) 集会施設の利用のしやすさ	3.09	3.12	3.14	▼ 2.87	△ 3.16	3.03
18) 学校・教育・文化施設の整備状況	3.09	3.11	△ 3.21	▼ 2.76	3.19	3.03
19) スポーツ・レクリエーション施設の整備状況	2.91	2.89	△ 3.07	▼ 2.62	△ 3.07	2.88
20) 子育て環境としての便利さ	2.95	2.96	△ 3.13	▼ 2.51	3.04	3.02
21) 就業環境としての機会や魅力	② 2.47	③ 2.50	△ ② 2.65	▼ ① 2.08	② 2.55	② 2.39
22) 高齢者の生活のしやすさ	2.78	2.82	2.85	▼ 2.49	△ 2.86	2.81
23) 交通事故に対する安全性	2.58	▼ ② 2.50	2.71	2.52	2.61	△ 2.77
24) 防犯性や犯罪に対する安全性	2.77	2.78	2.79	▼ 2.64	△ 2.87	2.67
25) 火災や地震などに対する安全性	2.92	2.94	2.94	▼ 2.83	△ 2.98	2.88
26) 河川の氾濫などに対する安全性	3.10	3.11	3.11	▼ 3.00	△ 3.22	3.05
27) ごみ処理や騒音等の生活環境	3.10	△ 3.11	△ 3.11	▼ 3.03	3.10	△ 3.11
28) 近所付き合いや地域の人との交流機会	3.23	3.21	3.21	▼ ② 3.20	△ ③ 3.36	3.27
29) 地域の活気や活力	2.83	2.81	△ 3.04	▼ 2.55	2.93	2.81
30) 歴史や伝統、観光資源の豊かさ	3.09	△ 3.25	3.08	▼ 2.73	3.02	2.95
31) 総合的にみた暮らしやすさ	3.22	3.29	△ 3.38	▼ 2.74	3.23	3.24
32) 10年前と比べた暮らしやすさ	3.13	3.15	△ 3.32	▼ 2.76	3.14	3.16
平均値3.0以上の項目数	18	19	22	5	19	18
平均値3.0未満の項目数	14	13	10	27	13	14

※平均値とは、「不満」を1、「やや不満」を2、「普通」を3、「やや満足」を4、「満足」を5とした加重平均値で、「普通」の3を基準に数値が大きい方が、より満足度が高い結果となっている。

※ 網かけ部分は、平均値3.0以上を示したものである。

※△▼の記号は、各項目の地域別の結果を比較したものである。

凡例：△ 最も高い、▼ 最も低い

※① ①の数字は、各地域における平均値の高い順と低い順に各3つを示したものである。

凡例：① 平均値の高い順位、① 平均値の低い順位

④ 今後のまちづくりで重視してほしいこと

- 「良好な住環境の保全」が最も多く、次いで「道路や公園など身近な住環境の整備」「商業・観光の活性化」となっており、住環境に関する項目が望まれています。

⑤ 今後の土地利用について

- 「既存の商業地や工業用地を有効活用した方がよい」が最も多く、次いで「幹線道路などに新たな商業地を増やした方がよい」「農地や山林を保全した方がよい」等が望まれています。
- 藤岡地域以外の地域では「農地や山林を保全」も多く、藤岡地域の「交通利便な地域に新たな工業団地を増やした方がよい」が他地域に比べて多いのが特徴です。

⑥ 必要だと思う道路・交通環境の整備

- 「身近な生活道路の整備」が最も多く、次いで「歩道の整備」「自転車道の整備」等が望まれています。栃木・大平・都賀地域では「自転車道の整備」も比較的多くなっています。

⑦ 必要だと思う公園・緑地の整備

- 「災害時の避難場所となる防災機能を有した公園の整備」が最も多く、次いで「ジョギングや散歩が楽しめる緑道の整備」となっています。
- 地域別では、5地域全てで「防災機能を有した公園の整備」が最も望まれており、中でも、藤岡地域では他地域と比べ多く、「緑道の整備」は大平・都賀地域が他地域に比べ多くなっています。

⑧ 商業の活性化のために重要だと思うこと

- 「魅力的な店舗を増やして、賑わいや活気を創出する」が最も多く、次いで「大規模な店舗やショッピングセンターを誘致する」「鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性を向上させる」「歩道の拡幅やバリアフリー化など安心して歩ける歩行空間」等が望まれています。

⑨ 居住人口の増加のために重要だと思うこと

- 「日常の買い物に便利な店舗を充実させる」が最も高く、次いで「高齢化社会に対応した、医療・介護・福祉施設を充実させる」「商業・業務・観光などの連携により雇用の場を充実させる」となっています。
- 都賀地域の「日常に便利な店舗を充実」が他地域に比べ高く、栃木地域の「雇用の場を充実」、大平・藤岡・都賀・西方地域の「医療・介護・福祉施設を充実」等が高くなっています。

⑩ 景観について良い・美しいと思う場所、改善してほしい場所

- 「太平山」が最も多く、次いで「蔵の街」「巴波川」「渡良瀬遊水地」となっています。

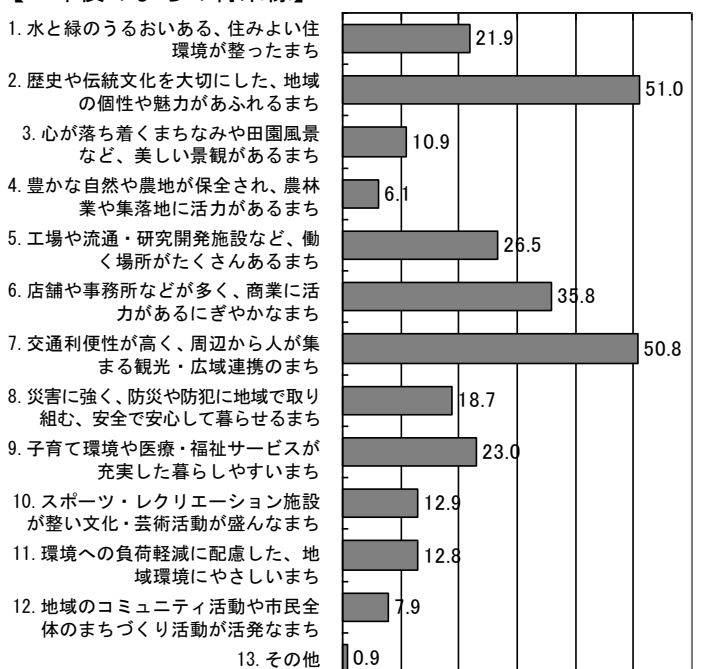
⑪ 20年後のまちの将来像【市中心部】

- 「歴史や伝統文化を大切にしたい、地域の個性や魅力があふれるまち」「交通利便性が高く、周辺から人が集まる観光・広域連携のまち」等が半数以上の回答です。また、「店舗や事務所などが多く、商業に活力があるにぎやかなまち」も高くなっています。

⑫ 自由回答

- 「市街地の活性化」「大型商業施設・店舗等の誘致」「身近な生活道路の整備」等に関する意見が多くみられました。

【20年後のまちの将来像】





「来て・観て・住んで・あったか“とちぎ”」

表紙の写真 市の木：トチノ木 | 市の花：アジサイ
市の鳥：カモ

栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）

発 行：栃木市 都市整備部 都市計画課
〒328-8686 栃木市万町 9 番25号
電 話：0282-21-2431（都市計画課直通）
Email：toshikei@city.tochigi.lg.jp
（都市計画課アドレス）